

ニカラグア共和国
家族とコミュニティのための
社会リスク予防・ケア統合行政サービス
能力強化プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成 24 年 1 月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部

基盤
JR
12-069

ニカラグア共和国
家族とコミュニティのための
社会リスク予防・ケア統合行政サービス
能力強化プロジェクト
詳細計画策定調査報告書

平成 24 年 1 月
(2012年)

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部

序 文

ニカラグア共和国は、中南米・カリブ地域においてハイチ国に次ぐ貧困国です。近年では、女性や子どもに対する暴力の被害や若者が犯罪に巻き込まれるケースが増加しています。同国の家族・青年・子ども省（以下、家族省）は、1980年代後半より、生活面での支援が必要な子どもや成人の保護を担う行政機関として設立され、一連の社会保護プログラムを調整し、社会リスク削減のための活動戦略を策定・実施してきました。現在の家族省の社会保護政策は、既に問題を抱えている人々への対応としての「ケア」と、住民が問題に陥らないように注意を啓発する「予防」活動の大きく2つの領域から成り立っています。今般、家族省はこれら「予防」と「ケア」の2領域を統合し、住民生活に起こる社会リスク課題により包括的な視点から対応することに着手しました。

JICAは2003年7月から3年半、「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト」を実施し、主に「予防」活動を目的とし、①人材育成、②父母学校、③青少年活動、④生涯学習、⑤機関間ネットワークの5つの活動から成るモデルを確立しました。同プロジェクトの終了時には、このモデル内容は家族省の政策として導入され、現在も活動が継続的に実施されており、地域における予防活動の定着がみられます。

このような背景の下、ニカラグア共和国政府より、「予防」活動と「ケア」活動を統合し、社会リスク課題へ包括的に対応するための行政サービスの仕組みを開発する本プロジェクトが要請されました。

今般、要請プロジェクトの背景と内容を確認し、先方政府実施機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報の収集、分析を行うことを目的として、2011年9月24日から2011年10月17日までの日程で詳細計画策定調査団を派遣しました。本報告書は、同調査団の調査・協議結果を取りまとめたものです。

ここに、本調査にご協力頂いた外務省、在ニカラグア共和国日本大使館など、関係機関の方々に深く謝意を表すとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成24年1月

独立行政法人国際協力機構

経済基盤開発部長 小西 淳文

目 次

序 文

目 次

調査対象地域地図

写 真

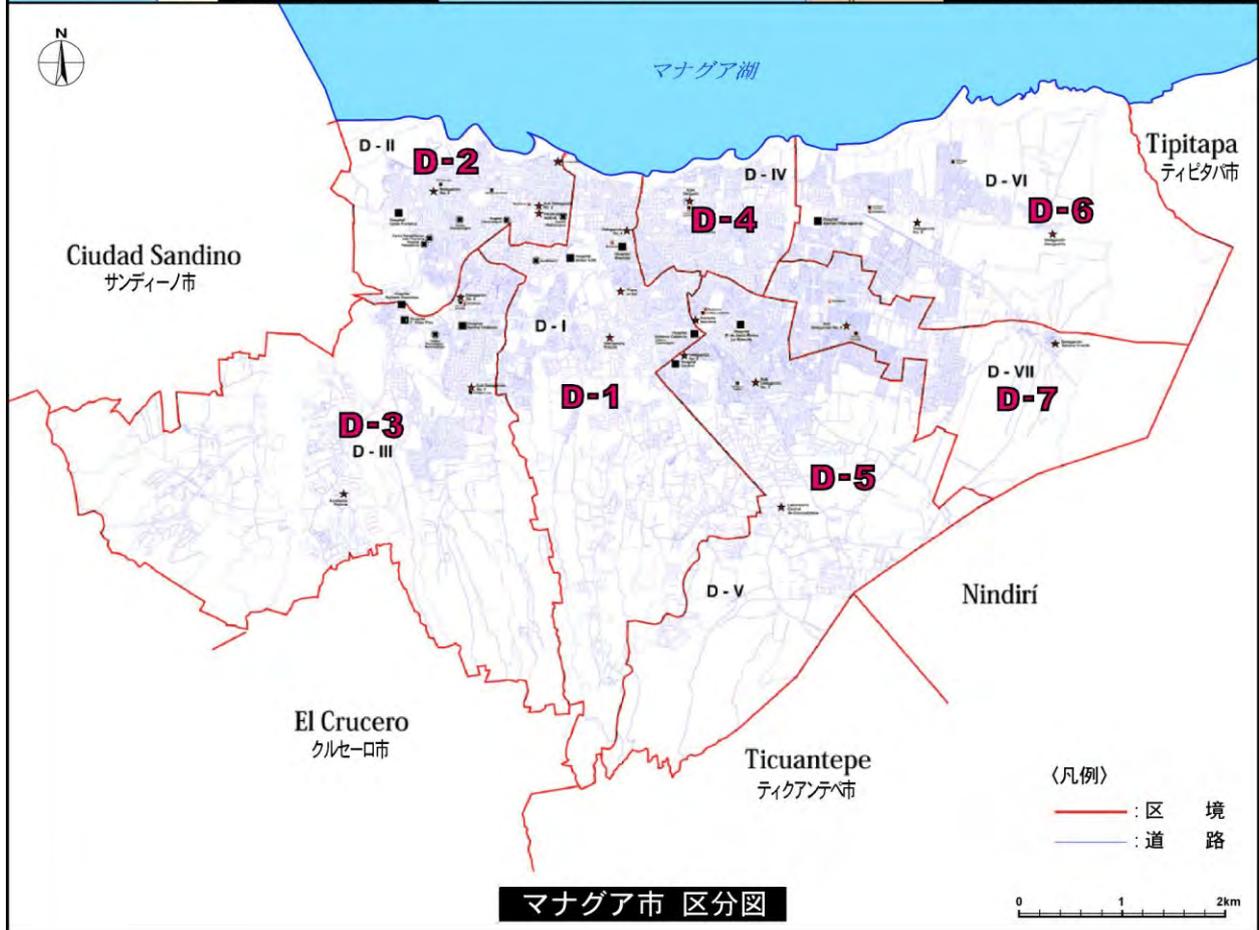
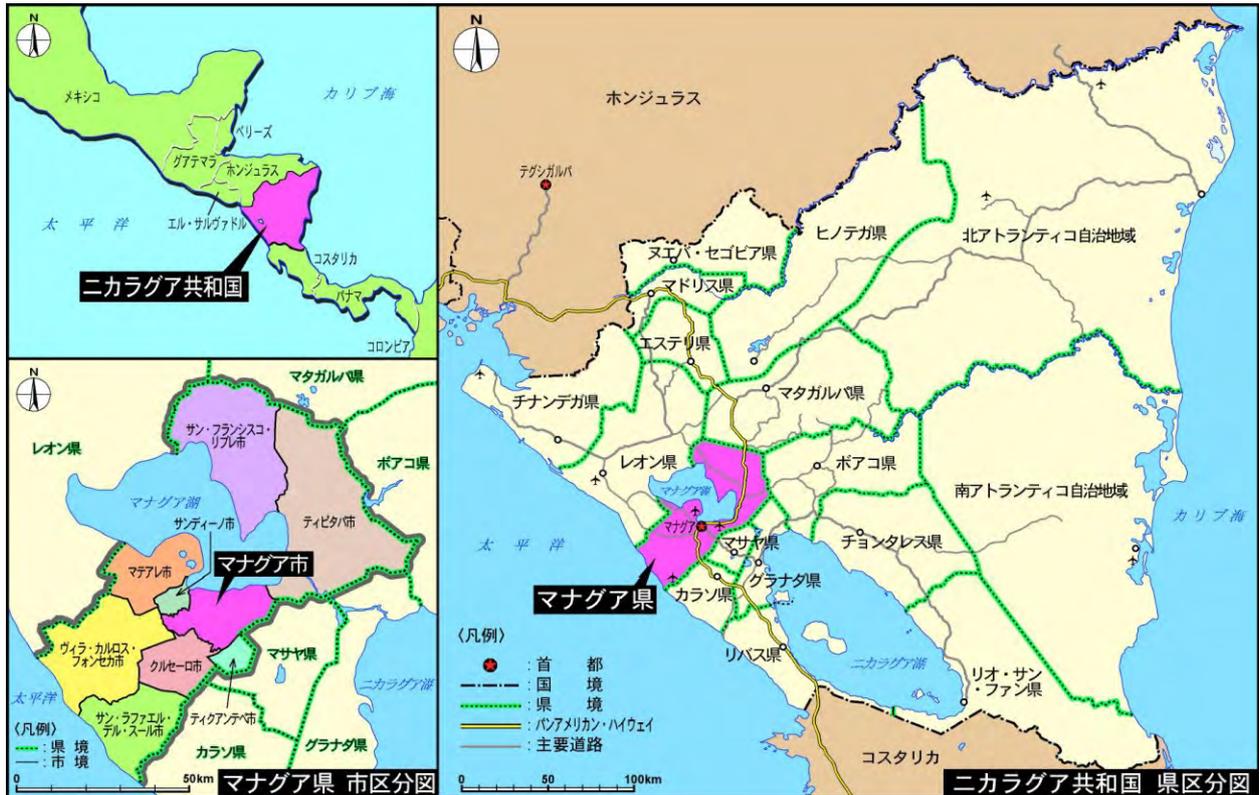
略語一覧

事業事前評価表

第1章 詳細計画策定調査の概要	1
1-1 要請の背景	1
1-2 調査目的	1
1-3 調査団の構成と派遣日程	2
1-3-1 調査団構成	2
1-3-2 派遣日程	2
1-4 主要面談者	2
第2章 プロジェクト実施の背景と開発課題の現状	5
2-1 ニカラグア概要	5
2-2 ニカラグアにおける社会リスクの現状と課題	5
2-3 ニカラグア政府の政策上の位置づけ	9
2-4 ドナー機関の取り組み	10
2-4-1 国際機関の取り組み	10
2-4-2 非政府組織（NGO）の取り組み	12
2-5 日本の取り組み	14
第3章 調査結果	16
3-1 調査の概要	16
3-2 家族省の社会保護行政システムに関する概要	16
3-3 家族省本省の現状と課題	17
3-4 地区支所業務に係る現状と課題	22
3-4-1 「ケア」（相談業務）に係る現状と課題	22
3-4-2 「予防」活動に係る現状と課題	27
3-4-3 運営管理	29
3-4-4 地区支所とサービス利用者間の現状と課題	32
3-4-5 現地における知識資源の活用可能性	33
3-5 ジェンダー視点からの検討と課題	33
3-5-1 ニカラグアの女性をとりまく社会的リスクの現状	33
3-5-2 ニカラグア政府の取り組み（現状と課題）	34
3-5-3 家族省の行政サービス：ジェンダーの視点からの現状と課題	36

3-5-4	提 言	38
3-5-5	留意事項	40
3-6	団長所感	40
第4章	プロジェクトの基本構想	42
4-1	プロジェクトの形成経緯	42
4-2	プロジェクトの基本方針	42
4-2-1	基本方針	42
4-2-2	活動戦略と見込まれる成果品	43
4-2-3	業務指針	44
4-3	プロジェクトの概要	45
4-4	プロジェクトサイトの選定とその方針	45
4-5	プロジェクトの枠組み	47
4-6	プロジェクトの実施体制	49
4-7	投 入	49
4-7-1	日本側投入	49
4-7-2	ニカラグア側投入	49
4-8	コストシェアリング	50
第5章	プロジェクトの総合的实施妥当性	51
5-1	妥当性	51
5-2	有効性	52
5-3	効率性	52
5-4	インパクト	53
5-5	自立発展性	54
付属資料		
1.	会議議事録	
1-1	M/M英語	57
1-2	M/M西語	72
1-3	R/D英語	87
1-4	R/D西語	116
1-5	M/M後のやり取りを踏まえてのR/Dの変更点について	145
2.	調査日程詳細	146
3.	面談議事録	148

調査対象地域地図





マナグア第4地区支所技官への聞き取りの様子



マナグア第6地区プロモーターへの聞き取り



ワークショップの様子



NGOにおける聞き取りの様子



本省での協議の様子



ミニッツサイン式の様子

略 語 一 覧

略 語	正式名称	日本語名称
C/P	Counterpart	カウンターパート
ENDESA	Encuesta Nicaragüense de Demografía y Salud	ニカラグア人口保健調査
FOSNAR	Proyecto de Fortalecimiento de la Red Seguridad Ciudadana para Niñez, Adolescentes, y sus Familias en Riesgo Social	青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト
GTZ (GIZ)	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit GmbH	ドイツ技術協力公社
IDB	Inter-American Development Bank	米州開発銀行
INIDE	Institute Nacional de Información de Desasrrollo	ニカラグア統計局
IPEC	International Programme on the Eradication of Child Labour	児童労働撤廃国際計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
M/M	Minutes of Meetings	協議議事録
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
PAINAR	Programa de Atención Integral a la Niñez y Adolescencia en Alto Riesgo Social	社会的危機にある青少年への総合的な対応プログラム
PAININ	Programa de Atención Integral a la Niñez	乳幼児を対象としたケアに関するプログラム
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリックス
PROCOSANO	Proyecto Comunitaria de Salud y Nutrición	健康と栄養に関するコミュニティプロジェクト
R/D	Record of Discussions	討議議事録
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	Unaited States Agency for International Development	米国国際開発庁
WB	World Bank	世界銀行

事業事前評価表

国際協力機構経済基盤開発部
ジェンダー平等・貧困削減推進室

1. 案件名
国名：ニカラグア共和国 案件名： 和名：家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト 英名：The Project for Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Attention and Prevention for Families and Communities 西名：Proyecto para Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integral para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades
2. 事業の背景と必要性
(1) 当該国における社会リスクに係る現状と課題 ニカラグア共和国（以下、「ニカラグア」と記す）では、2005年には10万4,103件であった犯罪件数が、2010年には16万1,757件と増加傾向にあり、治安の悪化が顕著である。また、これら犯罪被害者の12%は未成年者であり、他方、加害者の6.1%も思春期の青少年であると報告され、青少年が直面する社会リスク ¹ の大きさが深刻な問題となっている。さらに、家庭内暴力・性的虐待等の告発件数も2007年の2万9,489件から2010年は3万4,763件へと増加した ² 。これら被害者の多くは女性や子どもであり、性暴力については80%以上が家族や親戚、隣人など身近な人間によるものとされ ³ 、特に居住地域における暴力への恐怖を、ニカラグアの女性人口の26%が感じているとされる ⁴ 。子どもに関しては出生未登録や未就学の問題が存在し、6～14歳の子どものうち8.8%の男子、1.6%の女子が未就学のまま恒常的な児童労働に従事している ⁵ 。 このように住民が社会リスクに直面する機会が増加するなかで、ニカラグア政府においては、問題を未然に防ぐために、家族関係の改善と地域社会の再構築を念頭に置いた「予防」活動と、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応である「ケア」活動の両側面を包括的に提供する統合型の行政サービスを確立し、社会リスクへの対応を強化することが課題となっている。 JICAは、ニカラグア政府の要請により、2007年7月から2010年12月末まで家族・青年・子ども省（以下家族省）をカウンターパート（Counterpart：C/P）機関とし、「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト（以下、「市民安全プロジェクト）」を、マナグア第2地区をパイロット地区として実施した。同プロジェクトは、行政とコミュニティの連携による社会リスク予防サービスモデルの開発を目的とし、①人材育成、②父母学校、③青少年活動、④生涯学習、⑤機関間ネットワークの5つの活動から成るモデルを確立した。このモデルの内容を取りまとめた「社会リスク予防サービスガイドライン」は、家族省の政策として導入され、今日もなお活動が継続的に実施されるなどして、地域におけ

¹ 「社会リスク」とは、非行、薬物依存、家庭内暴力、児童労働、若年妊娠など、住民が日常生活のなかで陥りやすい危険のこと。

² ニカラグア国家警察統計2007/2010

³ ニカラグア人口保健調査（Encuesta Nicaragüense de Demografía y Salud：ENDESA）2006/2007

⁴ UNDP 中米人間開発報告書2009-2010

⁵ ニカラグア人口保健調査（ENDESA）2001

る予防活動の定着がみられる。一方で、こうした予防活動に加え、家族省は、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応（ケア）業務の強化を求められているが、業務に関する運営基準が十分に整備されておらず、技官⁶の同業務に関する専門的な知識・能力が十分でなく、正確性や迅速性に欠け、適切な対応ができていない現状がある。また、コミュニティ分析の不足から各地域の社会リスク課題を技官自身が十分に把握しておらず、実際に住民が直面している社会リスク課題に対応できているのか不明である。家庭や地域に存在している多様な社会リスク課題に対応するためには予防とケアを統合した包括的な取り組みが重要であり、家族省においてはこれまで開発してきた予防サービス活動に加え、人材育成や業務改善を通じたケアサービス活動の強化を行い、両側面を統合した仕組みづくりが喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における社会保護政策と本事業の位置づけ

ニカラグア政府は「国家人間開発計画（2009-2011）」のなかで、社会的に脆弱で危険にさらされている人々の保護の重要性を謳っており、優先政策のひとつとして、「社会福祉の充実と社会平等の達成」を挙げている。具体的には①市民参加による社会開発、②市民生活における安全の確保、③子どもが尊厳をもって幸福に生きる権利の尊重を重点項目として掲げている。

上記優先政策の中心的な実施機関となる家族省は、ニカラグア憲法290条において、「包括的視点に基づいて、危機的状況にある子どもや大人の保護対応を促進する役割をもつ機関である」と定義されており、そうした一連の社会保護プログラムを調整・推進し、社会リスク削減のための活動戦略を策定・推進する政府機関として位置づけられている。

この定義に基づき、家族省は、2008年より施行された「プログラムアモール（子どもや高齢者の福祉を促進するプログラム）」を実践する機関として福祉行政サービスを提供してきた。さらに、2011年4月、同省は戦略指針「子ども、家族、コミュニティのための統合ケアモデル」を策定し、予防とケアの両面の対応技術を備えた統合型の行政サービスの提供を通じて、社会福祉の充実をめざす機関であると定義している。

(3) ニカラグア国に対するわが国及びJICAの援助方針と実績

わが国の「国別事業展開計画（2011年6月）」においては、同国に対する6の支援重点分野の1つとして「民主化支援とガバナンスの強化」が挙げられており、開発課題として「ガバナンス向上及び市民社会の能力開発」が明示されている。特に、悪化する治安や住民が日々直面している暴力問題への対応が人間の安全保障の観点から重要な課題であると言及しており、警察、司法、保健、学校、家庭などさまざまな領域での政府機関間の連携強化の必要性が謳われている。このような方針に基づき、JICAは「市民安全プロジェクト」を2007年から2010年の間に実施した。

また、ジェンダーと開発との関連においては、日本政府はODA大綱のなかで、「男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」との基本方針を示している。また、JICAは中期目標においてODA大綱の基本方針に沿って男女共同参画の重要性について述べており、女性のエンパワメントや、ジェンダーの視点が反映された事業を推進している。

⁶ 本プロジェクトにおける「技官」とは、2つのレベルで示される社会福祉行政官のことである。1つには支所業務に関する技術支援やモニタリング・評価活動を行う本省配属の者、2つ目には、相談業務やコミュニティで予防啓発活動を促進する地域支所配属の者に区分される。

(4) 他の援助機関の対応

2012年より世界銀行（World Bank：WB）の「社会福祉プロジェクト（Proyecto para Bienestar Social）」が開始される。同プロジェクトは、ニカラグア北部6県を支援対象地域としており、本プロジェクトの支援地域とは重複しない。この社会福祉プロジェクトは、3つの活動から構成され⁷、その1つに「家庭に対するケアの強化」活動が挙げられており、本プロジェクトの視点と同様、家族が直面する社会リスク課題への対応に取り組む。

米州開発銀行（Inter-American Development Bank：IDB）は、ニカラグア国家警察と共に「共生と市民安全プログラム（Programa de Convivencia y Seguridad Ciudadana）」を実施し、健全な青少年の育成や住民生活の安全対策事業を行った（2010年終了）。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本プロジェクトは、社会リスク予防・ケア統合型行政サービスの仕組み⁸を開発し、より住民のニーズに沿った福祉行政サービスを効果・効率的に提供することにより女性、子ども、青年等の住民が直面する社会リスクの削減に寄与するものである。具体的には、社会リスク予防・ケア統合行政サービスの業務指針を策定し（成果1）、その実施に必要な専門的技術と運営管理能力を有する社会福祉行政官を育成し（成果2）、パイロット事業を通じた実施・検証を行い（成果3）、その結果を基に、知見・教訓を取りまとめ、社会リスク予防・ケア統合行政サービスの実施戦略を策定する（成果4）。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

プロジェクトサイトはマナグア市、パイロット地区はマナグア市内第4地区及び第6地区とする。

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

家族省本省児童労働課及び権利擁護部、マナグア市支所、マナグア第4地区支所、マナグア第6地区支所、家族アドバイザー、プロモーター⁹（以上約350名）、パイロット地区内で選択される重点コミュニティの住民¹⁰。

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2012年1月から2016年1月までを予定（約48カ月）

(5) 総事業費（日本側）

約2.9億円

(6) 相手国側実施機関

家族・青年・子ども省（本省）児童労働課及び権利擁護部
（地方支所）マナグア市支所

⁷ 3つの活動として、①家庭に対するケアの強化、②家族省内組織制度の強化、③子どもの栄養改善への支援が挙げられている。

⁸ 「仕組み」とは、予防・ケアの統合型行政サービスを住民に提供するために、①人材育成、②組織運営管理、③コミュニティ内の組織・活動連携に係る機能を含むアプローチのこと。

⁹ 「家族アドバイザー」と「プロモーター」は、コミュニティで主に予防啓発活動を促進するボランティア人材のことである。「家族アドバイザー」は、地域で講話会などを開く、あるいは、住民の問題に助言をする相談役であり、「プロモーター」は、家族アドバイザーの活動を補佐し、コミュニティ活動への参加呼び掛けを行う役割をもっている。

¹⁰ 重点地域における受益者数については、プロジェクト初年次にプロジェクト活動を通じて調査を行い、決定する。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣

- ・ 長期専門家2名

チーフアドバイザー/組織能力強化（48MM）、業務調整/ジェンダー主流化（48MM）

- ・ 短期専門家：必要に応じて下記の分野から複数名

ジェンダー、社会調査、統計・指標分析、精神・公衆衛生、社会保護、社会福祉制度、青少年犯罪、児童心理

② 研修

本邦及び第三国研修

③ 機材供与

- ・ 研修教材の開発に必要な機材

- ・ 研修実施に必要な機材

- ・ 家族省本省オフィス及び地域支所オフィスにおいて組織・業務改善に必要な機材等

④ 現地活動費

2) ニカラグア国側

① カウンターパート

- ・ プロジェクトダイレクター：家族省大臣

- ・ プロジェクトマネジャー：家族省本省児童労働課課長

- ・ 家族省本省児童労働課、家族省本省権利擁護部、家族省マナグア市支所がカウンターパートチームを構成し、各部署より1名ずつ計3名のプロジェクト責任者を任命する。

② 施設

- ・ プロジェクト執務スペース等

③ 活動費

- ・ パイロット支所及びコミュニティの定期訪問に係る費用

- ・ 研修等に係る日当、宿泊費、交通費

- ・ プロジェクト供与機材の維持管理・修理費用等

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業による環境への影響等はない

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

本案件では、プロジェクトの受益者として女性や子どもが排除されないよう、あるいは、女性や子どもが直面する社会リスク課題（ニーズ）が的確に取り扱われるよう、実施過程のあらゆる側面においてジェンダー主流化を図っていく。特に、ジェンダーの視点に立った研修計画の策定（活動2-4）や、コミュニティの社会学的調査の実施におけるジェンダー分析の導入（活動3-1）などを通じて、プロジェクト活動におけるジェンダー視点を強化する。またプロジェクトでは、より社会リスク課題に直面していると考えられる貧困層への対応を強化するため、重点コミュニティの選択においては、社会経済状況を合わせた調査分析を行い、より貧困層の現状に配慮した活動を実施していく。

(9) 関連する援助活動

1) わが国の援助活動

「市民安全プロジェクト」が2007年から3年半実施され、行政・地域・家族の連携による社会リスク予防サービスモデルが構築された。本プロジェクトにおいても、同モデルの活動を統合型サービスの予防面に係る基礎要素とし、プロジェクト・デザイン・マトリックス（Project Design Matrix：PDM）内の活動3-4を通じて実施をしていく。

2) 他ドナー等の援助活動

世界銀行は、家族省に対する技術支援として2011年7月より「社会福祉プロジェクト」を開始した。現在はプロジェクト準備段階であり、本格的な活動開始は2012年をめざしている。同プロジェクトでは、家族省で取り扱うデータの集約に関するシステムの近代化を行う計画をしており、この活動においては、本プロジェクトの技官の運営管理業務の改善活動に関連してくると予測され、適宜、情報等の共有が必要である。

また、2010年までに実施された米州開発銀行による「共生と市民安全プログラム」においては、「市民安全プロジェクト」で開発した父母学校の方法論やマニュアル等が活用された経緯がある。現在国家警察は、同プログラムの第2フェーズの実施に向け準備をしており、パイロット地域拡大のための追加調査等を行っている。第2フェーズ開始後は、前回のプログラム実施時と同様に効果的な連携が図られるよう、協議を継続していく。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標

「プロジェクトで開発された仕組みが、パイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される」

<指標>

1. 実施戦略書の家族省政策への導入
2. パイロット支所以外で、社会リスク予防・ケア統合行政サービスの仕組みを活用・導入したマナグア地区支所の数

2) プロジェクト目標

「パイロットプロジェクト地域において、社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される」

<指標>

1. 業務指針及び、運用基準の順守・運用度合い（チェックシートによる達成率。パイロット支所の技官XX%が運用している等）
2. 各パイロット支所が設定するケア活動の目標値の達成度がXX%になる（例：対応した相談件数の増加率、レファラルカウンターレファラルの頻度、扱えるようになった相談内容の増加）。
3. 各パイロット支所が設定する予防活動の目標値の達成度がXX%になる（例：家族アドバイザーに実施した研修の数、父母学校への参加者数・実施回数）。

3) 成果及び活動

成果1：社会リスク予防・ケアの統合に係る行政サービスの業務指針が策定される。

<活動>

活動1-1. C/Pチームは、業務指針（素案）を作成する。

活動1-2. C/Pチームは、「技術委員会（TC）」を招集し、業務指針の素案を分析するためのワークショップを開催する。

活動1-3. C/Pチームは、業務指針（検証のための最終案）を取りまとめる。

活動1-4. C/Pチームは、家族省において業務指針の活用と検証に必要な承認のための働きかけを行う。

<指標>

1. 業務指針が報告書として作成され、必要な承認を得ている。

成果2：社会リスク予防・ケア統合行政サービスの実施に必要な専門的技術と運営管理能力を有する社会福祉行政官の育成活動が確立される。

<活動>

活動2-1. C/Pチームは、パイロット支所の人材能力と業務の現状について調査を行う。

活動2-2. C/Pチームは、本省及び支所における業務を実施するための運用基準（a. 対クライアントにおけるサービスデリバリーの方法・流れ、b. 組織としての業務フローなどを含む）を策定する。

活動2-3. C/Pチームは、本省の技官に対する研修計画を作成し、研修を実施する。

活動2-4. C/Pチームは、支所技官の実務・運営能力を向上させるための研修計画（a. 住民のニーズに対応できる技術能力向上、b. 統合型サービスを提供できる福祉人材育成、c. ジェンダーの視点に立った内容）を策定する。

活動2-5. C/Pチームは、支所技官の研修のための教育教材を作成する。

活動2-6. C/Pチームは、パイロット支所の技官に研修を行う。

活動2-7. C/Pチームは、2-1～2-6に係る活動について、モニタリング・評価を行う。

<指標>

1. 活動2-4のa. b. c.の視点に基づく研修計画が策定され、必要な研修教材が作成されている。
2. 研修計画に基づいて研修が実施されている（実施過程、質、回数など）。

成果3：パイロット支所において、コミュニティと連携した社会リスク予防・ケア統合行政サービスが実施・検証される。

<活動>

活動3-1. C/Pチームは、パイロット支所におけるコミュニティに関する社会学的調査（統計情報収集、地域資源のマッピング活動、ジェンダー分析等）を実施する。

活動3-2. パイロット支所技官は、C/Pチームの支援の下、支所における予防とケアに関する問題点を調査したうえで、課題を整理し、専門的技術面と運営管理面における目標を設定する。

活動3-3. パイロット支所技官は、C/Pチームの支援の下、年間活動計画を作成する（3-1で把握されたニーズに基づき、かつ、活動が時系列及び業務分担によって整理されていること）。

活動3-4. パイロット支所技官は、年間計画に基づき、予防とケアに関する活動を実践する（相談業務、家族アドバイザー・プロモーター育成、父母学校、青少年活動、生涯学習、レファラー・カウンターレファラー活動、機関間ネットワークなど）。

活動3-5. C/Pチームは、3-4に係る活動についてモニタリング・評価活動を行う。

<指標>

1. パイロット支所における検証活動につき、①年間計画策定、②実施、③評価・モニタリングを含むプロセスに基づいて、3回×2支所＝6回のサイクルが実施されている。
2. パイロット支所において、ケアと予防活動を実施した支所技官がXX%に達する。
3. パイロット支所において、サイクルの実施成果に関する年間報告書（6冊）が作成されている。

成果4：社会リスク予防・ケア統合行政サービスに関する実施戦略書ができる。

<活動>

- 活動4-1. C/Pチームは、パイロット活動を通じて得られた経験・教訓を取りまとめる。
活動4-2. C/Pチームは、実施戦略書を作成し、大臣に提出する。

<指標>

1. 社会リスク予防・ケア統合行政サービスに関する実施戦略書が作成され、大臣に提出され、承認されている。

4) プロジェクト実施上の留意点

- ・ 本プロジェクトでは、人間の安全保障の視点から、非行、薬物依存、家庭内暴力、児童労働等、人々が日常生活を送るうえで陥りやすく生命を脅かしかねない社会リスク課題への対応を通じて、人権・尊厳に関する脅威から住民を守り、人々の保護と能力強化による個人の自立を促すよう活動を行う。また、相手国政府の行政能力の向上と地域力の強化を通じて、人々が単に保護の対象ではなく、自ら脅威に対処できる力を向上させる。
- ・ 本プロジェクトでは社会的弱者を中心に据え、インクルーシブな取り組みを促進する。特に、女性や女兒の社会リスクの現状と課題、ニーズも十分に踏まえつつ、ジェンダーと人権の視点に立った技術協力を通じて、女性に対する暴力や女兒をとりまく社会リスク課題にも適切に対応する行政サービスの仕組みの構築と行政官の能力の向上を支援する。
- ・ 事業の実施においては、ジェンダー視点に立った研修計画の策定や技官に対する各種ジェンダー関連研修を実施するとともに、コミュニティにおいては男性・男児への啓もう活動や女性のエンパワメントに向けた活動を強化し、女性・女兒をとりまく社会リスクの予防とケアの強化を通じてプロジェクト目標の効果的な達成をめざす。
- ・ プロジェクト目標である「パイロットプロジェクト地域において、社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される」には、統合型サービスを実施するための手本となる業務指針の策定（成果1）に始まり、その指針内容に基づき、人材育成方法が改善され、社会福祉行政官の専門技術と業務運営管理に係る能力強化（成果2）が行われることが重要である。次に、成果2で育成された人材が、予防・ケアの統合型のサービスの仕組みを各支所で実施・検証することを通じて（成果3）、予防とケア活動の実施能力を向上させる。そして、これら成果1～3のすべての取り組みに係る経験・教訓を含む実施戦略書が作成され（成果4）、最終的に、この戦略書が家族省の政策として取り入れられることにより、上位目標である「開発された仕組みがパイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される」が達成される。
- ・ 本プロジェクトでは、マナグア市の7地区支所からパイロット活動を実施する支所として、マナグア市第4地区支所及び第6地区支所を選定した。選定基準は、①犯罪

率が高い、②プロジェクト活動を実施するための組織能力が一定以上あると認められる、③評価・モニタリング活動の実施に際し、アクセスが良い、④支所における相談受付件数が多い、の4点である。

- ・ 合同調整委員会（JCC）の下に、プロジェクトの活動計画策定、業務指針、運営基準、研修教材等の作成に係る技術的側面を支援・協議する役割をもつ技術委員会（TC）を設置する。
- ・ 現時点で特定しない基準値及び、目標値（指標）は、プロジェクト開始後の調査活動等に基づいて設定し、プロジェクト開始から半年後をめどに開催するJCCで承認する予定である。
- ・ 犯罪率が高い第4と第6地区でパイロット活動を実施するにあたり、安全対策を強化するため、次の事項を厳守する。①専門家がコミュニティを訪問する際には、家族省本省または、支所の技官の同行を必須とする、②業務活動は、原則、家族省の勤務時間内において行う。時間外活動が特別に必要な場合は、警備員を同行するなど、適切な安全対策をとる。

(2) その他インパクト

- ・ 社会リスク予防とケアに係る社会福祉行政サービスの機能が改善され、行政と市民の連携による、より効果的なサービスが提供されることにより、リスクに直面している女性、子ども、青年グループの社会生活における安全と権利が確保される。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 事業実施のための前提

- ・ 家族省の社会リスク防止・ケアに関する政策が変わらない。

(2) 成果達成のための外部条件

- ・ 家族省において「プログラムアモール」の優先度が変わらない。
- ・ 経済、社会、政治状況の変化が対象地域の住民の生活水準に大きな影響を与えない。
- ・ プロモーター、家族アドバイザーなどの人材の人数が確保できる。
- ・ 研修を受けた家族省本省及び支所技官が離職しない。

(3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ ニカラグアの社会保護に関する政策が維持される。

(4) 上位目標達成のための外部条件

- ・ ニカラグアの福祉予算が減らない。

6. 評価結果

本事業は、ニカラグアの社会リスク予防・ケア統合に向けた政策、家族省の支援ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

「市民安全プロジェクト」の教訓として以下の点が挙げられる。

- ・ 家族省の年間活動計画には具体的な数値目標が明記されるべきである。

- 支所における技官の業務を補完する意味でも、またコミュニティに密着した予防・ケア活動を行うためにも、家族アドバイザーの協力が不可欠である。特に家族アドバイザーについて予見される定着率の落ちを見込んで、モデルの継続性を確保するためには、1地域につき毎年50～60名の家族アドバイザーの養成研修を行うことが必要である。
- アカデミックな組織によって公認されることが一般の人々にとっては重要であるため、家族省と大学の共同で資格を与えることが重要である。

以上を踏まえ、本プロジェクトは、①家族省が作成する年間活動計画に達成すべき目標を数値として明確に設定し、モニタリングを行っていくこと、②より住民のニーズに沿ったサービスを提供するためには、家族アドバイザーやプロモーターの協力が不可欠であるため、コミュニティ人材に対する研修を強化しつつ、奨励活動を行うこと、③ニカラグア国内外の大学その他機関による研修を実施し、人材のプロジェクト参加動機の向上にも努めることを活動に加えることとする。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業開始6カ月以内	ベースライン調査
事業中間時点	中間レビュー
事業終了6カ月前	終了時評価
事業終了3年後	事後評価

第1章 詳細計画策定調査の概要

1-1 要請の背景

ニカラグア共和国（以下、「ニカラグア」と記す）では、1999年には7万2,908件（うち家庭内2,310件）であった犯罪件数が、2008年には15万4,673件（同1万8,286件）と増加傾向にあり、治安の悪化が深刻な問題のひとつとして認識されている（ニカラグア国家警察統計 2009）。なかでも家庭内暴力や性的虐待等の被害者の多くは女性や子どもであり、性的暴力については80%以上が家族や親戚、隣人など身近な人間によるものだとされる〔ニカラグア人口保健調査（ENDESA）2006/2007〕。同調査によると、結婚経験のある女性被調査者の半数が過去に配偶者から心理的・身体的・性的暴力のいずれかを受けたことがあると答えている。また、特に居住地域における暴力への恐怖を、ニカラグアの女性人口の26%が感じているとされる（UNDP中米人間開発報告書2009-2010）。子どもに関しては出生未登録や未就学の問題が存在し、児童労働を5～14歳の9.9%（男子14.4%、女子5.4%）の子どもが行っている（ENTIA児童労働調査 2000）。

ニカラグア政府は、国家人間開発計画（2009年改訂）において、これら社会リスク課題への対応を重視している。また、「プログラムアモール（子どもや家族の福祉を促進するプログラム、2008年）」においては、被害者の保護のみならず、住民の道徳的価値の形成を促し、家族関係の改善と地域社会の再構築の必要性が謳われており、社会教育プログラムの充実と実施が緊急的な課題となっている。ニカラグア家族・青年・子ども省（以下、「家族省」）は、わが国の協力により、技術協力プロジェクト「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化」（2007-2010）（以下、「市民安全プロジェクト」）を実施し、日本の地域社会論（自警団、町内会、子ども会、婦人会、生活改善運動等）を参考のうえ、行政・地域・家族の連携による社会リスク予防モデルを構築した。同モデルにおいては、①人材育成、②父母学校、③生涯教育、④青少年活動、⑤機関間ネットワークの5つの活動が展開され、日本の民生委員制度を参考に家族アドバイザーと呼ばれるコミュニティ人材が育成されたほか、モデルのガイドラインが公式政策文書として認定され、マニュアルが他ドナーで活用される等、高い実績を上げた。このように家族省技官やコミュニティ人材の社会リスク予防に係る能力は強化され、運営体制が整備された。一方、既にコミュニティで起きている問題に関し、技官は予防に加え個別相談への対応や適切な関係機関へのレファラーを中心とするケア業務への対応を求められているが、同業務に関する基本的な知識・能力を有しないままに年々増加する相談に対応している実態があり、ケアに関する人材の能力強化と運営体制の整備が必要であることが認識されている。これらを踏まえ、行政・地域・家族の連携に基づいた予防活動とケア活動の連携をめざす統合アプローチの構築に関する協力が新たに要請された。

1-2 調査目的

ニカラグア政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方政府実施機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。具体的には、プロジェクトの基本計画に関する基本的枠組み（目標・成果・活動）、評価指標等を策定し、最終的にはニカラグア政府とプロジェクトの詳細について協議し、協議議事録（Minutes of Meetings : M/M）及びプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）（案）等について合意することを目的とする。

1-3 調査団の構成と派遣日程

1-3-1 調査団構成

担当分野	氏名	所属
団長/総括	西野 恭子	JICA経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室室長
ジェンダーと開発	久保田 真紀子	JICA国際協力専門員（ジェンダーと開発）
コミュニティ・行政連携	佐藤 真江	JICA経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室特別嘱託
協力企画	宇佐美 茉莉	JICA経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室ジュニア専門員
評価分析	高吉 筆	(株) システム科学コンサルタンツ
通訳	寺邑 陽子	(財) 日本国際協力センター

1-3-2 派遣日程

2011年9月24日（土）～2011年10月17日（月）の24日間。

詳細日程については、付属資料2を参照。

1-4 主要面談者

【家族省本省】

Ms. Marcia Ramirez Mercado	家族省大臣
Ms. Clara Marcia Perez	プログラムアモール部部長（内定）兼世界銀行プロジェクトコーディネーター
Ms. Patricia Hernandez Araiz	プログラムアモール部世界銀行プロジェクト担当技官
Mr. Josué Sánchez	プログラムアモール部児童労働課課長
Ms. Zayda Yescas	プログラムアモール部児童労働課技官
Ms. Cecilia Sánchez	プログラムアモール部児童労働課技官
Ms. Maria Gloria Castillo	プログラムアモール部児童労働課技官
Ms. Denisse Guébara Ruíz	権利擁護部一時収容と特別ケア施設課長
Ms. Maria Lily Rodríguez Solorzano	権利擁護部性/人身売買と本国送還課長
Mr. Marlon Pérez	人材部職員（課長代理）
Mr. Orlinton Mena	計画・情報総局長
Ms. Idhulia García	計画・情報総局計画課長
Mr. Anuar Pacheco	計画・情報総局計画課技官
Mr. Francisco Javier	計画・情報総局計画課技官
Mr. Karece Torres	計画・情報総局計画課技官
Mr. René Cano Mendoza	財務部長

【家族省マナグア市地域支所】

Ms. Mendy Arauz	マナグア市支所長
Ms. Jenny Gijeino	マナグア市第1地区支所長
Mr. David Niven Morales Toval	マナグア市第2地区支所長
Ms. Martha Sánchez Martínez	マナグア市第3地区支所長
Ms. Ruth Ramírez	マナグア市第4地区支所長
Ms. Maria de Los Angeles	マナグア市第6地区支所長
Ms. Leonor Artola	マナグア市第7地区支所長
Mr. Mario Sina	マナグア市第1地区支所技官
Ms. María Dolores Picazzo Martínez	マナグア市第2地区支所技官
Ms. María Jamileth Blandon Ruíz	マナグア市第2地区支所技官
Mr. Ronald Antonio Valver de Díaz	マナグア市第2地区支所技官
Ms. Georgina Pérez Aragon	マナグア市第2地区支所技官
Mr. Mario González	マナグア市第4地区支所技官
Ms. Diana Rodríguez Mendoza	マナグア市第5地区支所技官
Ms. Mayra García Cano	マナグア市第5地区支所技官
Mr. Byron Enrique Collado	マナグア市第5地区支所技官
Ms. Ruth Florin Pérez	マナグア市第7地区支所技官
Ms. Gladys Mendoza	マナグア市第7地区支所技官
Ms. Marisel Navarro	技 官
Ms. Maria Elieth Perez	技 官
Mr. Norlan Ruiz Roberto	技 官
Mr. Alfredo Gonzalez Ramos	技 官
Ms. Yessenia Obando	プロジェクトコンサルタント

【女性庁】

Ms. Isavel Green Casaya	女性庁長官兼家族省副大臣
-------------------------	--------------

【警察本部】

Ms. Rossana Rocha López	市民安全と共生課課長
Mr. Mario González	市民安全と共生プログラム担当官

【世界銀行】

Ms. Miriam Montenegro	人間開発担当官
-----------------------	---------

【米州開発銀行】

Ms. Emma Sánchez Monin	社会開発プログラム専門官
------------------------	--------------

【国連児童基金】

Ms. Ana Lucía Silva Molina	特別保護専門官
----------------------------	---------

【国連女性開発基金】

Dra. Karla Aburto	若者対象の性・セクシュアリティプログラム担当官
-------------------	-------------------------

【NGOキンチョバリレッテ (Quincho Barrilete)】

Ms. Maria Consuelo Sanchez	ジェネラルダイレクター
----------------------------	-------------

【財団法人 カサ・アリアンサ (Casa Alianza)】

Ms. Eneyda Lira Perez	プログラムディレクター
Mr. Ramses Asdrubal Espinoza Bonillo	統合ケアコーディネーター
Mr. Harold Manuel Alvarez Guevara	プロジェクトとモニタリング担当

【NGO INPRHU (人間開発協会)】

Ms. Adilia Amaya	家族と地域のプロモーションプログラムディレクター
------------------	--------------------------

【暴力反対女性ネットワーク】

Ms. Maria Elena Dominguez	ナショナルコーディネーター
---------------------------	---------------

【ニカラグア中米大学】

Ms. Martha Palacios Navarrete	社会科学部長
-------------------------------	--------

【家族アドバイザー/プロモーター】

Mr. Juan Carlos Cortez Espinoza	マナグア市第5地区家族アドバイザー
Ms. Gabriela Morales	マナグア市第2地区家族アドバイザー
Ms. Olga María Durán García	マナグア市第6地区家族アドバイザー
Ms. Rosario Briseño	マナグア市第6地区家族アドバイザー
Ms. Carina Isabel Juanez	マナグア市第6地区プロモーター
Ms. Alba Luz Montalvan	マナグア市第6地区プロモーター
Ms. Luz Marina Silva	マナグア市第6地区プロモーター

第2章 プロジェクト実施の背景と開発課題の現状

2-1 ニカラグア概要

ニカラグア国は、国土面積約13万km²を擁し狭義の中央アメリカで国土が最も広い国である。人口580万人のうち約6割が都市部に居住している。行政区分は、15の県（departamento）と大西洋側の先住民ミスキート族による2つの自治地域（region autonomista）に分かれる。15の県は153のムニシピオ（municipios）によって分割される。大西洋側の自治区は、1985年のサンディニスタ政権とミスキート族との和平成立により、北部と南部として分割された。

1人当たりの国民総所得（GNI）は、約1,000米ドルであり¹、1980年代の内戦を含む歴史的背景や自然災害後の国内経済の疲弊の影響も残っているほか、社会的格差等の事情により、現在はハイチ国に次ぐ中南米最貧国となっている。2001年に行われた全国調査によれば、貧困人口（年収383米ドル未満）は45.8%、極貧人口（年収200米ドル未満）は15.1%である。主な輸出品として、繊維・アパレル製品が全体の約60%を占めるが、近年、現政権による労働者最低賃金引き上げなどにより、同産業の国際競争力が落ちていると指摘されている。

また、全人口に占める0～14歳年齢層の割合が31%強を占め、年齢中央値が22.9歳を示し、近隣諸国同様、若年層の多い国である。以下、参考のため近隣諸国も含めた主要経済社会指標を記載する。

表-1 主要経済社会指標

	ハイチ	ニカラグア	ホンジュラス	グアテマラ
国土面積 (km ²)	27.75	130.37	112.49	108.89
人口 (百万)	10.0	5.8	7.6	14.4
1人当たりGNI (米ドル)	650	1,090	1,880	2,730
平均余命 (歳)	61	73	73	71
年齢中央値 (歳)	21.4	22.9	21.0	20.0
乳児死亡率 (1,000出生当たり)	70	23	20	25
識字率 (男性、%)	53	78	83	69
識字率 (女性、%)	45	78	83	69

出所：World Bank 2010, CIA Factbookより作成

2-2 ニカラグアにおける社会リスクの現状と課題

ニカラグアでは、2001年には9万145件であった犯罪件数が、2010年には16万1,757件と10年間で約8割も増加しており、治安の悪化が顕著である（図-1）。なお、首都マナグア市が所在するマナグア県での犯罪発生件数が全体の約4割を占める。

これら犯罪被害者の12%は未成年者であり、他方、加害者の6.1%も思春期における青少年であると報告されるなど、青少年が直面する社会リスクの大きさが深刻な問題となっている。

¹ 世界銀行 2010年



出所：ニカラグア国家警察統計2010年度版より作成

図－1 ニカラグア国における犯罪発生件数の推移

表－2は、マナグア市内の7地区における人口・世帯数及び1万人当たり犯罪発生数である。1万人当たりの犯罪発生数をみると、マナグア第4地区が681件と最も高い数値を示し、続いて第6地区の628件となる。

表－2 地区別にみた人口と犯罪発生数

区	人口	町内数	世帯数	1町内当たり世帯数	犯罪発生数(1万人)
1	109,875	242	21,480	88.76	431
2	125,382	127	21,511	169.38	576
3	131,647	171	24,832	145.22	524
4	104,806	82	19,242	234.66	681
5	146,069	227	27,081	119.30	382
6	122,348	115	23,753	206.55	628
7	122,426	104	29,365	282.36	197
計	862,553	1,068	167,264	-	-

出所：ニカラグア国家警察統計2010年度版、市役所資料より作成

さらに、家庭内暴力・性的虐待等の告発件数も2007年の2万9,489件から2010年には3万4,763件へと増加している²。これら被害者の多くは女性や子どもであり、強かん被害者女性の約50%が15～17歳であると報告されている。性的暴力については80%以上が家族や親戚、隣人など身近な人間によるものだとされ³、特に居住地域における暴力への恐怖を、ニカラグアの女性人口の26%が感じているとされる⁴。表－3は、地区ごとの発生件数を示したものである。

² ニカラグア国家警察統計 2007/2010

³ ニカラグア人口保健調査 (ENDESA) 2006/2007

⁴ UNDP 中米人間開発報告書 2009-2010

表－3 マナグア市内の地区ごとにみた性的犯罪発生件数

区	強かん	性的虐待	未成年者に対する強かん
1	45	31	15
2	22	47	6
3	50	56	17
4	44	53	14
5	52	74	13
6	64	80	20
7	28	9	7

出所：ニカラグア国家警察統計2010年度版

次に子どもが直面する問題についてみてみたい。ニカラグアでは、子どもの出生未登録や未就学の問題が存在し、6～14歳の子どものうち男子8.8%、女子1.6%が未就学のまま恒常的な児童労働に従事している⁵。また、プログラムアモールの調査によれば、約2万5,000人の子どもや青少年が路上で生活しているとされるが、保護シェルター施設などに保護されている子どもは、貧困の状況が劣悪な4,000人のみであるとされる⁶。

表－4は、年齢別及び性別による児童の就学率（%）について示したものである。6歳から14歳のグループ平均では、男児の74.6%、女児の80.1%が就学をしているが、うち男児約25%、女児20%が未就学であることが分かる。

表－4 年齢別及び性別による児童の就学率（%）

年 齢	男 児	女 児
6	57.6	63.5
7	72.9	75.0
8	79.7	82.5
9	82.9	86.1
10	77.6	89.9
11	82.8	86.4
12	77.0	86.2
13	72.9	80.6
14	68.5	80.1
6～14歳平均	74.6	80.1

出所：ニカラグア人口保健調査（ENDESA）2001より作成

⁵ ニカラグア人口保健調査（ENDESA）2001

⁶ 国家人間開発計画（2009年改訂）

表－５は、未就学のまま何らかの労働に従事している児童の年齢別・性別による割合（％）及び週平均の就労時間数である。

表－５ 男女別にみた未就学児童の労働時間割合（％）

年 齢	男児（就労時間/週）		女児（就労時間/週）	
6	1.5	(17.1)	0.1	(54.0)
7	3.3	(26.0)	0.5	(33.1)
8	2.3	(35.5)	0.8	(28.7)
9	4.1	(32.4)	0.9	(24.5)
10	9.5	(34.0)	1.2	(24.6)
11	7.9	(34.1)	1.2	(27.7)
12	13.6	(35.7)	2.0	(32.3)
13	17.9	(35.5)	3.1	(46.5)
14	22.3	(39.5)	5.0	(36.7)
平均	8.8	(35.3)	1.6	(35.6)

出所：ニカラグア人口保健調査（ENDESA）2001より作成

表－６は、未就学のまま何らかの労働に従事している児童の居住地区別（都市部・地方農村部）割合を記載したものである。表から都市部に居住する児童の労働従事割合が高いことが分かる。

表－６ 都市－農村地域別にみた未就学児童の居住率（％）

年 齢	都市部	地方農村部
6	1.4	0.2
7	3.2	0.7
8	2.7	0.4
9	4.6	0.7
10	8.2	2.8
11	8.1	1.4
12	14.6	2.3
13	15.3	6.3
14	22.0	6.9
6～14歳平均	8.4	2.4

出所：ニカラグア人口保健調査（ENDESA）2001より作成

また、ニカラグアでは片親家庭世帯のうち約90％が女性世帯主であり、中央アメリカで唯一その割合が増加している国であるとの報告もあり⁷、さらには下記のとおり都市部における女性世帯

⁷ Centro Latinoamericano y Caribeño de Demografía(CELADE)- División de Población de la Cepal, 2006.

主の割合が他ラテン諸国に比べ高いことが分かる（図－２）。子どもの養育についても女性に大きな負担がかかっていることが推測される。



出所：Familias monoparentales con jefatura femenina, una de las expresiones de las familias contemporáneas, Octubre 2007

図－２ 女性世帯主の割合に関する国家間比較

2-3 ニカラグア政府の政策上の位置づけ

ニカラグア政府は、「国家人間開発計画（2009年改訂）」において、これら社会リスク課題への対応を重視する姿勢をとっており、優先課題の1つとして人権の獲得を挙げている。特に社会的に脆弱で危険にさらされている人々の保護の重要性を謳っており、同政策内に位置づけられる社会福祉戦略「社会福祉国家システム（Sistema Nacional Para el Bienestar Social）」においては、①「市民」こそが開発の中心であり、②「市民」は安全かつ平和に生活する権利を保障されるべきであり、③子どもは尊厳をもって幸福に生きる権利を擁護されなければならない、としている。さらに、同システムの一部を担う「プログラムアモール」⁸では、家族省を中心とし、未就学児童・労働に従事している児童の権利擁護に焦点を当てた活動を2008年より実施しており、被害者の保護のみならず、住民の道徳的価値の形成を促し、家族関係の改善と地域社会の再構築を行うことによる社会リスク削減に取り組んできた。

また、「Plan Nacional para la Prevencion de la Violencia de la Intrafamiliar y Sexual 2001-2006 Nicaragua（家庭内暴力・性的暴力予防に関するニカラグア国家計計画）」においては、特に女性・子どもに対する暴力被害予防とケア対策が急務課題であると述べている。

上記政策課題を受け、2011年4月、家族省は戦略指針「子ども、家族、コミュニティのための統合ケアモデル」（以下、「統合ケアモデル」）を策定し、「ケア」と「予防」両面の対応に係る技術

⁸ 「プログラムアモール」とは、児童労働削減を中心に、子どもや家族の福祉を促進するためのプログラムである。このプログラムは、児童・青少年への対応を主とする7つの視点と高齢者の支援といった視点から構成されている。7つの視点とは、①路上生活を強いられる子どもの家族・生活環境の改善、②子どもの保護と養子縁組の強化、③就業女性のための乳児・育児施設の充実、④出生・名前登録の促進、⑤障がい児童へのケア強化、⑥国外労働と刑罰にある児童と青年への支援、⑦児童権利の強化、である。

を備えた行政サービスの提供をめざすことを目標に掲げた。同モデルは、子どもと思春期における青少年及び高齢者、また貧困の状態にある家族やコミュニティへの介入にプライオリティを置き、予防とケア統合行政サービスの提供を行うものである。

2-4 ドナー機関の取り組み

ニカラグアにおいては他のドナー機関も社会リスク予防・ケア分野における支援を展開しているため、下記主要ドナー機関に対し聞き取り調査を行った。特に、世界銀行は、2011年7月より家族省に対する技術支援として本案件に類似したプログラムを行うことが決定している。

また、マナグア市内を中心に活動する主要NGO機関に対しても聞き取り調査を行い、リスクに直面している子どもや青少年及び女性の状況や、実施しているケア活動の内容を把握した。家族省との連携関係についてもこれまでの経験などから現状と課題について各機関の立場から情報が提供された。なお、これら機関のなかには、家族省職員に対しての研修を行った経験を有する機関もあるため、本案件における研修実施の際には、こういった機関と連携し、知見や経験を共有することなどが考えられる。

2-4-1 国際機関の取り組み

(1) 世界銀行

2011年4月家族省が策定した戦略指針「統合ケアモデル」に対する技術支援として、2011年7月より「社会福祉プロジェクト」を開始した。実施期間は4年間を予定しており、2012年から実質的な活動に入る予定である。対象地域は、ニカラグア北西部であるEsteli (Esteli)、Madriz (7 municipios)、Jinotega (6 municipios)、Matagalpa (5 municipios)、Chinandega (5 municipios)、Leon (1 municipio) の6県であり、2万3,000世帯を被益者としている。対象地域の選択基準は、a. 乾燥地帯 (zona seca)、b. 貧困指数の高い地域、c. 既に家族省のプレゼンスが存在する地域としており、JICAプロジェクトとは対象地域が重複しない。プロジェクトコンポーネントは以下の3つである。

① 家庭に対するケアの強化

世帯内に13歳未満の子どもがいる2万3,000軒の貧困世帯を対象とする。技官もしくはプロモーターが個別に家庭を長期的に担当し、家庭生活に必要な情報や課題の改善を支援する (Accompañamiento)。例として、a. 各世帯がアクセス可能なリソース地図 (保健所・警察・NGOなど) の作成と配布、b. 各世帯が25の指標を満たすような指導 (例：子どもの出生登録など公的登録の推進、就学、家庭のあり方など) が含まれる。

これら家庭支援においては、「市民安全プロジェクト」で策定した研修内容が取り入れられる予定である。支援の対象家庭には7つの条件を付与し、それらすべての条件を達成した家庭のみ、月額20ドル (×12カ月間) の給付金を受け取ることができる⁹。こ

⁹ 家族省児童労働課は、世界銀行の3つのプログラムコンポーネントうち、文中①に挙げた「家庭に対するケアの強化」において、2万3,000世帯の各家庭に240ドルが支給されるに当たり、支給家庭が給付金を正しく使っているか追跡活動が必要であると考えている。しかし、2万3,000世帯を網羅するためには、支所人員の不足や技官の家庭訪問の技術の低さなどが問題となることが予測され、対応策を考案することが課題となっている。また、給付金の正しい活用のためには、受給者 (保護者) 側の意識を向上させる必要があり、受給者に対する説明や講話会などの実施を組み合わせた支給方法の実施が重要となっている。

の給付金は、原則として、児童の就学や養育に関連したものに活用するために支給される。

② 子どもの栄養改善

教育省との連携により、学校給食を提供。子どもの栄養改善を行う。

③ 家族省内組織と情報整備の強化

前述した①と②のコンポーネントを実施するために、省内職員や技官に対して必要な研修を行う。また、情報整備の強化活動として、統一化された個人情報の登録 (R.U.B)、情報システム (Sistema Información General) の整備を行う。これは、住民情報のデータベースの構築であるが、省内各課や支所が縦割りで収集している個人情報を統一のフォーマットに落としシステムに統合する。このシステムは、2012年から実証活動が開始される計画である。

本聞き取り調査時において、世界銀行側からも今後の情報や経験の共有についての申し出があった。上記プロジェクト活動や成果については本案件にも適宜取り入れ連携していくことが望ましい。

(2) 米州開発銀行

米州開発銀行 (以下、IDB) は、ニカラグア国家警察を実施機関とする「共生と市民安全プログラム (Programa de Convivencia y Seguridad Ciudadana)」に資金提供を行った (2010年に終了)。

同プログラムは、2005年に計画策定が開始され、実施に移ったのは2006年からであり、実質的な活動期間は2年間であった。同プログラムの目的は、①若者の暴力と犯罪の減少、②市民生活の安全改善、③若者の社会への同化、④地域の保安確立、⑤警察内部機能の改善である。

同プログラムは、マナグア市内5地区を含む11県を対象としていた。同プログラムの特徴は、横断的な技術委員会をつくることによって、教育省、女性省、スポーツ省、家族省等、複数の関係機関に支援介入を行った点である。同プログラムの終了後、小規模なパイロット案件をニカラグア南部地域で行った実績があり、青少年活動用のマニュアルとして「共生の場づくりのためのガイドブック (2010)」を作成した。

2011年10月現在、ニカラグア国家警察は、ドイツ技術協力公社 (Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit GmbH : GIZ) による技術支援を通じて、パイロット活動を実施している。同パイロット活動では、犯罪の予防活動を促進するうえで、「地域開発」の視点を導入している。具体的には、①地域政策決定者へのアドボカシー、②参加型ワークショップによる計画と実施、③成果の分析、④評価の実施 (リスク要因やグッドプラクティス) といった一連の流れを活動工程としている。

前述した「共生と市民安全プログラム」においては、「市民安全プロジェクト」で開始した父母学校の方法論やマニュアル等が活用された経緯がある。現在、ニカラグア国家警察は、同プログラムの第2フェーズの実施に向け準備をしており、パイロット地域拡大のための追加調査等を行っている。第2フェーズ開始後は、前回のプログラム実施時と同様に効果

的な連携が図られるよう、協議を継続していく。

(3) 国連児童基金

国連児童基金（United Nations Children's Fund : UNICEF）は、国家による「プログラムアモール」の政策を尊重し、予防とケアのなかでも「特別保護」の側面から家族省を支援している。特別保護に関する技官やプロモーターの能力強化などの研修に対する支援を行っている。また、家族省内の政策決定者に対する保護戦略などについての提言を行いつつ、近年では、子どもの出生登録活動に対しても協力活動を行っている。UNICEFの支援は特別保護（ケア）に対するものが主であったため、これまでJICAプロジェクトの活動に直接関連することはなかったが、今後は予防とケアの統合をめざすうえで意見交換会議をもつなどして、情報共有・連携を促進することが重要である。

2-4-2 非政府組織（NGO）の取り組み

(1) キンチョバリレッテ（Quincho Barilete）

キンチョバリレッテは、約20年前に設立された現地NGOである。路上で生活する子どもの保護、特に薬物依存の子どもに対する支援を行い、保護した子どもを必要に応じて保護施設に入所させている。現在、40名の職員が働いており、164名の子ども（8～16歳）を保護している。年齢層では9～14歳が最も多い。収容されている子どもの60%が女児である。また別にマナグア市内のコミュニティで統合ケアセンターを運営しており、40～50名を収容し、朝食・昼食を提供している。

約10年前、施設の活動ビジョンを変更し、子どもの問題から家庭内暴力にも対応する活動を開始した。暴力を受けた被害者本人だけでなく、家族に対する支援を視野に入れた活動を実施している。また、性暴力の被害者の保護についても活動をしている。加えて、被害者の保護だけでなくコミュニティ内での予防活動についても取り組んでいる。DV、暴力、薬物、HIV/AIDS、ジェンダーとセクシュアリティなどに関するテーマを含んだ研修モジュールを、コミュニティのリーダーに対し実施している。これまで研修をした300名のうち、240名が現在も活動をしており、90%が女性である。2011年は、リーダーの専門性を高めるため、上級リーダー研修の実施についても計画がある。

同組織は家族省について、業務機能を改善する必要があると考えている。例えば、NGOに対する技術的な監督や認可業務が十分に行われていないため、保護児童に対する適切な対応技術を有していないまま違法な運営をしているNGO団体がある。また、家族省から保護児童がレファラーされてきても、その後のフォローアップ活動が不足しているとの発言もあり、家族省の技官の意欲は総じて高いが、省としての機能は弱いとの見解をもっている。

(2) インプルー（INPRHU）

インプルーは現地NGOとして1966年より活動をしており、現在は、5つのプログラム（社会経済調査センター、農村開発、小規模企業支援、民主主義フォーラム、家族と地域のプロモーション）を実施している。なかでも、「家族と地域のプロモーション・プログラム」では、マーケット（市場）で働く子どもたちの現状調査を行い、人数・労働内容・どのようなリスクに直面しているか等を把握する。その後、実際の活動戦略を定め、労働をする

児童への支援を行っている。

同組織では、児童に対する違法労働を発見した場合、通報活動を行っている。労働搾取であれば労働省へ、性的搾取や暴力は、女性警察、家族省、他NGOなどへと通報する。労働搾取については、雇用主の意識変革のため、雇用主に対し啓もうワークショップを実施している。また、予防活動として、主に青少年向けのセミナーを実施する場合もある。

また同組織は、虐待、性的搾取を受けた女子のための保護施設を保有している。現在の収容人数は20名である。また、通所サービスも提供している。例えば、2011年7月から9月末までに、84名（女子74名、男子10名）を受け入れた。うち、43名が通所サービス、残り41名を施設に収容している。暴力被害者が43名、性的虐待が19名、性的搾取のリスクを抱えた女子6名という内訳である。また、こうした活動に加えて、人材育成のサブプログラムも用意しており、社会福祉専門の人材の養成、国立大学と共同のディプロマコースや短期間のコースを設置している。

(3) カサ・アリアンサ (Casa Alianza)

カサ・アリアンサは、国際NGOである。現在職員数は70名程度おり、家族省から認可を受けた保護施設を2カ所運営している（青少年と若年層の母親用）。青少年用保護施設には、94名の子どもを収容でき、現在82名が生活している。同施設には20名の専門人材と23名のケア担当が配置されている。さらに、3名の予防人材（エデュケーター）と呼ばれる職員が路上にいる子どもたちに声をかけ、必要に応じて家庭訪問や直接保護を行っている。

団体のミッションは社会的リスクの高い子どもを保護すること、コミュニティのリーダー、青少年リーダーを育てることであり、他の団体や省庁とも連携しつつ活動を行っている。青少年用の保護施設では、13歳から17歳の青少年を対象とし、薬物依存、人身売買、すべての暴力、労働搾取の被害を受けた青少年を保護している。

団体が提供しているケアには、8つの専門領域（路上生活児童の保護、組織間連携、心理ケア、健康増進、依存症対応、法的支援、芸術・レクリエーションの実施、家族の再統合）があり、施設はマナグアにしかないが、地方都市（レオン、マサヤ、グラナダ、ヒノテペ、リーバス）にも出向いて活動している。

性暴力や女性に対する暴力の予防活動としては、コミュニティや小学校で人身取引や性暴力などについて教えるセミナーを開催している。また、研修を通じて全国的にファシリテーターを育て、住民が暴力の兆候などを見つけたときに通報できるような能力を育てている。

家族省の技官に対しては、ケア・人身取引に関する研修を実施した経験がある。ほかにも公共省、警察などを対象とした研修も実施した。同組織は、家族省の場合、業務量に対し職員数が少ないため、各技官の能力強化、特に青少年の異なるケースへの対応能力の強化が必要であると考えている（これに関連して、同団体は家族省の権利擁護部と月例会議を行っている）。

職員の能力強化については、心理、ソーシャルワーク、教育などの側面から研修を行い、職員同士でワークショップを開く、または、大学のコースに参加するなどして能力向上に努めている。また、外部人材への研修に関しては、上の立場の職員が研修を受け、他の職員に教えるという方法をとっている。2010年にJICAの支援によって実施したファシリテ

ター研修では、社会リスクに関する科目5～8のモジュールをつくり、25名ほどの関係者が受講をした。

(4) 暴力反対女性ネットワーク (Red de Mujeres Contra la Violencia)

暴力反対女性ネットワークは、国内にある110団体・グループの集合組織である。この110の団体のうち、10のグループは男性会員を中心とする団体であるが、協力組織としてかかわっている。これまで、約19年間の活動実績がある。また、全国委員会を設けており、2カ月に1度定例会を開くなどして各団体間の情報を共有している。

同組織では、女性の人権の確立と地位向上を図るための活動を行っている。また、あらゆる年齢の女性の権利を守るため、テレビ、スポット広告、キャンペーン活動などの啓発活動を行っている。2011年には、同組織が主体となり、女性が有する基本的な権利の擁護を盛り込んだ「マリア・エレナ (Marina Elena) 法案」を国会に提出した。また、これら活動のため予算をつけるよう財務省に対しても働きかけを行っている。

暴力被害の実態については、全国にモニタリング拠点を設けており、被害ケースの情報を収集している。この活動を通じて、これまでに66名の女性が暴力の被害者となり、死亡したことが把握されている。2007年刑法が改正されたが、心理的・物理的暴力に対する刑罰が罪に対して十分でないため、刑法をもっと実情に合わせたものにすべきであると同組織は考えている。

また、同2007年、ニカラグアではそれまで106年間認められてきた治療的墮胎を禁止した。そのため、これまでに80名以上の女性が、違法な墮胎手術や母体リスクを回避できなかったことなどにより亡くなっている。同組織はこうした課題の改善についても取り組んでいる。

同組織は、家族省の地域支所に家庭内暴力などの相談が少ないことについて、家族省の支援の視点に問題があると考えている。家族省は、まず「家族」を維持することを優先しているため、技官が家庭内暴力の被害女性に対し、忍耐や我慢を説く傾向にあり、女性個人の自立を十分に支援できていないという印象をもっている。

2-5 日本の取り組み

2011年度JICA国別事業展開計画においては、ニカラグアに対する6重点分野の1つとして「民主化支援とガバナンスの強化」が挙げられており、開発課題として「ガバナンス向上及び市民社会の能力開発」が明示されている。特に、悪化する治安や住民が日々直面する暴力問題への対応が人間の安全保障の観点から重要な課題であると言及しており、警察、司法、保健、学校、家庭などさまざまな分野での政府機関間の連携強化の必要性が謳われている。

また、ジェンダーと開発の関連においては、日本政府はODA大綱のなかで、「男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」との基本方針を示している。また、JICAは中期目標においてODA大綱の基本方針に沿って男女共同参画の重要性について述べており、女性のエンパワメントや、ジェンダーの視点が反映された事業を推進している。

こうした政策の下、JICAは、ニカラグア政府の要請により、2007年7月から2010年12月まで同国家族省をカウンターパート機関とし、「市民安全プロジェクト」を実施した。同プロジェクトでは、

行政とコミュニティの連携による予防サービスモデルの開発を目的とし、①人材育成、②父母学校、③青少年クラブ、④生涯学習、⑤他機関との連携会議の5つの活動から成るモデルを確立した。特に人材育成としては、省所属の技官に対する能力向上に加え、家族アドバイザー（ニカラグアで初めて導入された日本の民生委員の役割に相当し、地域の相談役として活動する人材）や、プロモーター（地域で講話会や青少年活動への参加を呼び掛けるなどの役割をもった人材）を育成した。また、地域で社会リスク予防を啓発する目的をもった父母学校（講話会）についても、方法と内容を改善することによって、多くの住民が参加するようになり、結果的に家族省の予防活動の中心的業務として完成した。このモデルの内容を取りまとめた「社会リスク予防サービスガイドライン」は、家族省の政策として導入された。

第3章 調査結果

3-1 調査の概要

第2章2-5で述べたように、JICAは、2007年7月から2010年12月末まで「市民安全プロジェクト」を実施した。同プロジェクトによって構築された活動は、今日も継続的に実施されており、地域における予防活動の定着が見られる。

このように家族省技官やコミュニティ人材の「予防」に係る能力は強化され、運営体制が整備された。一方、既にコミュニティで起きている問題に関し、個別相談への対応や適切な関係機関へのレファラーを中心とするケア業務への対応を求められているが、同業務に関する基本的な知識・能力を有しないまま、相談業務に従事している実態があり、ケアに関する人材の能力強化と運営体制の整備が必要であることが認識されている。家族省においては、これまで開発してきた予防サービス活動に加え、人材育成や業務改善を含むケアサービス活動の強化を行い、予防とケア活動が支所レベルにおいて包括的に行われる統合型行政サービスの提供が課題となっている。

よって、本調査においては、①家族省内関係部署の役割と権限、②マナグア市支所及び管轄7地区支所の役割と権限、③家族省中央-マナグア市支所-7地区支所間における業務/情報フロー、④支所で働く技官の能力、⑤支所における相談業務（ケア）と予防活動、⑥業務におけるジェンダー主流化、⑦地区支所の物理的環境、⑧家族アドバイザーやプロモーターの活動、⑨他の機関やNGOとの連携、等について現状と課題を整理し、予防とケアを統合した行政サービスの提供を促進するために本プロジェクトで取り組むべき支援活動について取りまとめた。

3-2 家族省の社会保護行政システムに関する概要

家族省は、ニカラグア国の憲法290条において、「包括的視点に基づいて、危機的状況にある子どもや大人の保護対応を促進する役割をもつ機関である」と定義されており、そうした一連の社会保護プログラムを促進・調整し、社会リスク削減のための活動戦略を策定・促進する政府機関と位置づけられている。現在の家族省発足に至るまでの歴史的経緯は以下のとおりである。

1980年台後半、「社会福祉省（Ministerio de Bienestar Social）」は小規模な行政組織として現在の第4地区支所に所在していた。約10年後、「ニカラグア社会福祉保険庁〔Instituto Nicaraguense de Seguridad Social Bienestar（通称INSB）〕」と改名され、その役割も福祉と保険の2側面から行政サービスを提供することとなった。さらにその10年後、本庁は再度分割され、「ニカラグア社会保険庁（Instituto Nicaraguense de Seguridad Social）」と「子どもと家族のためのニカラグア基金（Fondo Nicaraguense de la Niñez y Familia）」となり、同基金が現在の家族省の前身である。しかし、予算不足のため、同基金はあまり機能していなかったとされる。「ニカラグア社会保険庁」は、雇用保険、労災、年金などを管轄する組織として現在も存続し、「子どもと家族のためのニカラグア基金」は、「家族、青年、子ども省」として改変された。

ニカラグアの会計年度は1月から12月であり、省の年間予算策定は毎年8月から9月に行われる。2012年度家族省予算は約400万コルドバ（約18億ドル）と決定している。うち約100万コルドバ（約4.5億ドル）は国際ドナーからの融資等である。2006年に18億ドルを計上し、その後予算配分は下がり続けたが、2011年度は再び18億ドル台に上昇した（表-7）。

表－7 家族省予算の推移

	2006	2007	2008	2009	2010	2011
NIO	406,107,557.06	246,725,463.67	225,187,162.00	280,638,154.58	328,468,180.42	411,662,274.00
USD	18,459,434.41	11,214,793.80	10,235,780.09	12,756,279.75	14,930,371.84	18,711,921.55
JPY	1,421,376,449.71	863,539,122.85	788,155,067.00	982,233,541.03	1,149,638,631.47	1,440,817,959.00

為替レート：1米ドル=22コルドバ、1米ドル=77円で計算

NIO：現地通貨コルドバ

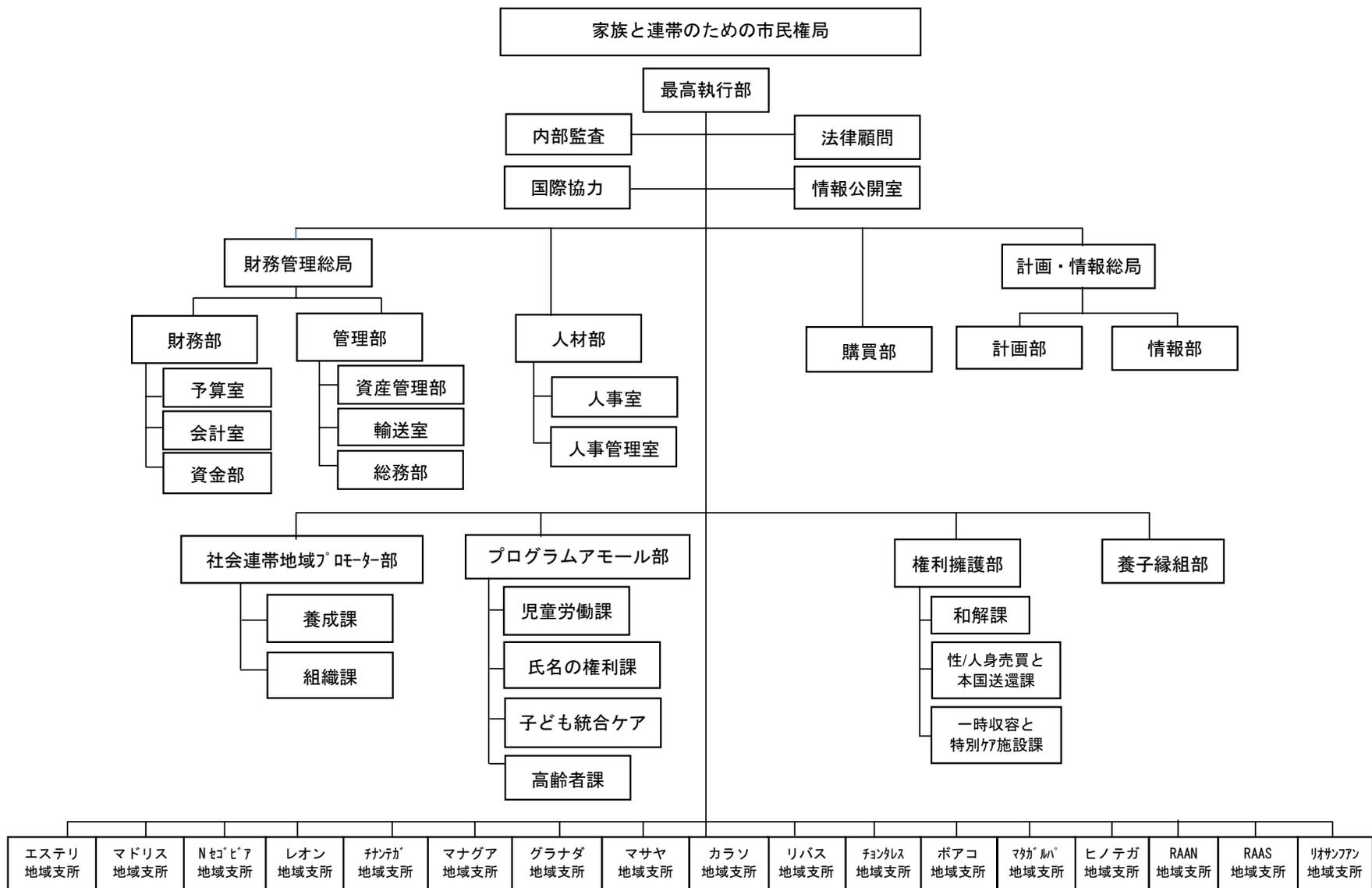
マナグア市の地区支所に対する予算は、本省からマナグア市支所を経由して、各地区支所に配分される。マナグア市支所は、各地区支所と予算協議を行い、同支所に対する予算額を決定するが、地区支所には現金の支給はない。すべて物資支給によって実施される。なお、マナグア市支所への2012年度予算配分額は、196万5,340コルドバ（約8万9,000ドル）である。

3－3 家族省本省の現状と課題

家族省の機能と業務内容についての現状と課題を把握するため、本案件実施に関連すると考えられる家族省内部署及び、マナグア市支所・各地区支所に対し、聞き取り、及び入手可能な資料により調査を行った。

家族省本省は、最高執行部、財務管理総局（財務部・管理部）、人材部、購買部、計画・情報総局（計画部・情報部）、社会連帯地域プロモーター部、プログラムアモール部、権利擁護部、養子縁組部の9つの部・局によって構成されている。また、本省の最高執行部の管轄において地域支所が全国に24配置されている。加えてマナグア市の場合は、マナグア市支所の管轄内において、第1から第7地区に各1ずつ、計7つの地区支所が存在する。またニカラグア北中部に位置するヒノテガ支所では、地域内に複数のベンタニージャと呼ばれる派出所を設けており、支所レベルの機能はないものの、山岳・遠隔地域の住民への相談対応や乳児用食料配布などの活動を行っている。

このように、家族省の地域支所は全国に広がっているが、今般の調査では、本プロジェクトの対象となる本省、マナグア市支所、マナグア地区支所を中心に調査を進めたため、次に、これら三者間の業務役割についてみてみたい。



図－3 家族省組織図 2012年

図-4は、各レベルにおける業務と活動を整理したものである。

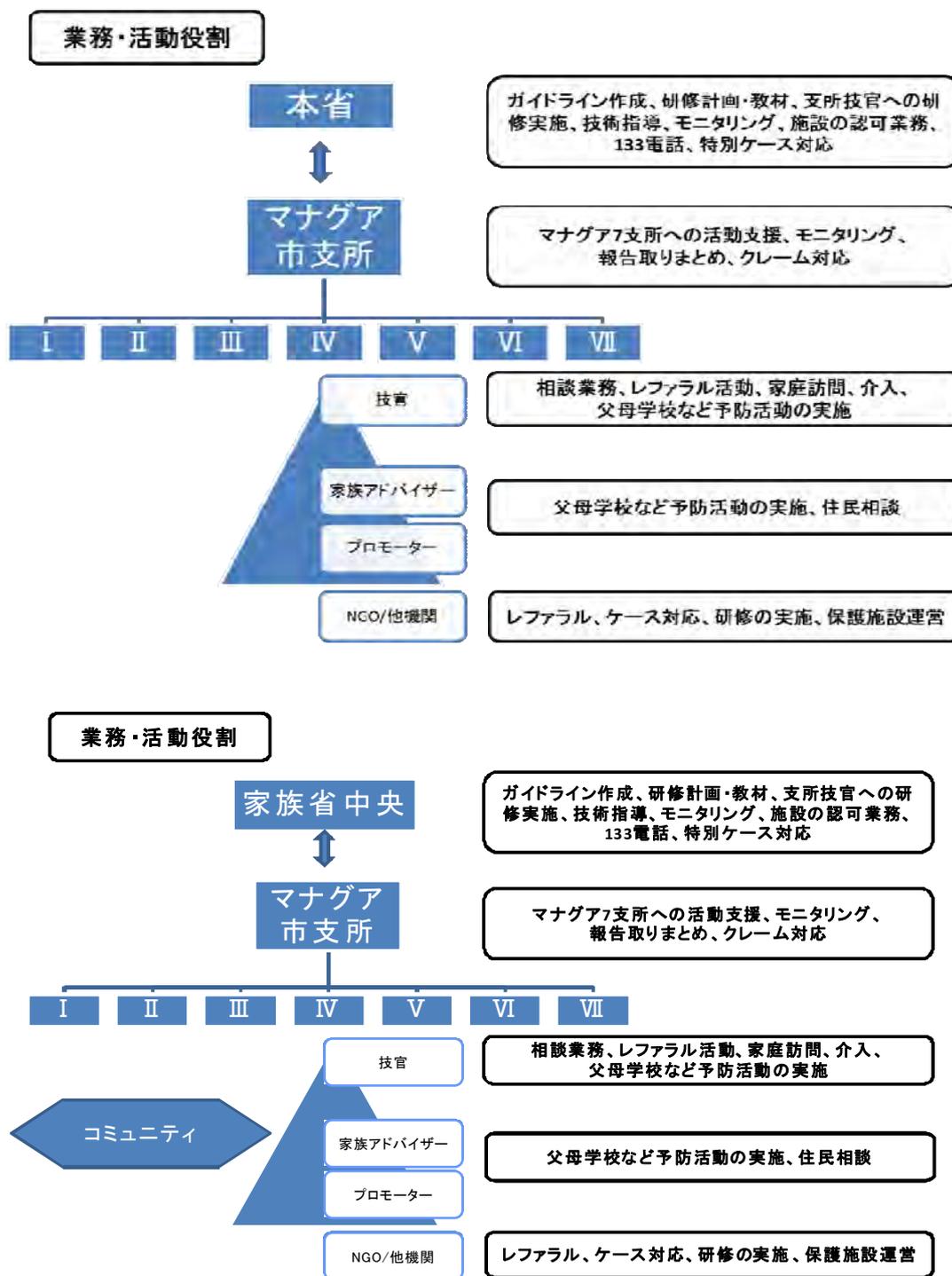


図-4 本省、市支所、コミュニティの業務・活動役割

本省については、主に児童労働課と権利擁護部の業務範囲の活動について示している。これら部署は、ガイドラインの作成、研修計画や教材の作成、支所技官への研修実施、技術指導やモニタリング業務を行う。また、保育・保護施設の認可業務や青少年の相談を受ける133電話対応を行っている。また、非常に緊急性が高いケース、海外送還、人身取引、性的虐待などの特別なケー

スにおいては、直接本省の技官が相談対応を行っている。

マナグア市支所は、7つの地区支所に対する業務支援（技術面、資機材の配布、モニタリング、地区支所に対するクレームへの対応など）を行っている。また、各地区支所の月間業務報告の取りまとめを行い、予防とケア活動の状況を本省に報告している。

マナグア1～7までの各地区支所においては、住民からの相談対応、相談内容に基づく家庭訪問と調査等の業務を行っている。また、コミュニティには、家族アドバイザーとプロモーターと呼ばれるボランティア人材がおり、技官はこれら住民の協力を得ながら、父母学校などの予防活動や、出生登録、青少年育成、高齢者に対する余暇活動などを行っている。加えて、社会保護分野で活動するNGOや保健、教育、警察などの行政機関との連携によるレファラル活動も実施されている（詳細については、第3章3-4-1（5）を参照）。

表-8は、家族省内各部署（権利擁護部、児童労働課、人材部、計画・情報総局の計画部と情報部、マナグア市支所）における業務の現状と課題についてまとめたものである。地区支所の業務と現状については、次節3-4において説明する。

表-8 家族省内関連部署の業務の現状と課題

(1) 権利擁護部

業 務	現状と課題
ケア活動に関するガイドラインの作成	・新しいガイドラインが作成されているが、各支所の技官に対する研修が不足している。
地域支所技官への技術指導と支援及びモニタリング活動 ①レファラル活動の支援、②調停、③性的搾取、 ④人身売買・送還、⑤特別保護	・十分でないが行っている。 ・レファラル用のフォーマットを作成し配布。 ・支所に対する研修が不十分。
地域支所技官への研修 (ケアに関するテーマ)	・行っているが十分でない。特に継続教育的な視点から研修が行われていない。
133電話	・電話業務は実施されているが、相談ケースを支所にレファーしないため、支所業務と同様の相談業務が本省内で行われている。
相談業務と特別保護ケース対応	・支所レベルで行うべき相談業務とケースが特別であり、中央で対応するべきケースが不明確であり、業務が支所と重複している場合がある。
保護施設（NGO施設等も含む）の活動モニタリングと認可に係る作業	・実施している。

(2) 児童労働課

業 務	現状と課題
予防活動に関するガイドラインの作成と修正	・ガイドラインは作成済みだが、要修正。
地域支所技官への技術指導と支援及び、モニタリング活動 ・支所における父母学校、青少年活動、課外学校などの実施を支援	・各技官の実施レベルはさまざまであるが、おおそ実施されている。

<ul style="list-style-type: none"> 支所における名前登録活動のデータ収集 路上生活児童や貧困児童の保護活動を支所が行い、就学システムに登録する一連のプロセスを実施するよう指示 	
地域支所技官への研修の実施 (予防活動や児童労働に関するテーマ)	<ul style="list-style-type: none"> 実施が不十分である。
研修に必要な教材の作成と修正	<ul style="list-style-type: none"> 第1フェーズで作成した予防活動教材は使われている。新しい研修モジュールが作成されれば、追加で教材を作成する必要がある。
HIC（児童施設12カ所）のモニタリングと認可に係る作業	<ul style="list-style-type: none"> 実施されている。
月例報告書の作成と提出	<ul style="list-style-type: none"> 毎月20日を目途に作成し、計画課に提出。

(3) 人材部

省内各部、課、支所、各技官の業務役割の取極め、作成、通達	<ul style="list-style-type: none"> 部、課、業務役割について文書化されている。支所については不明。 技官の業務役割に関する文書は存在しているが改訂が必要。
人材育成計画、研修計画の策定と認証	<ul style="list-style-type: none"> 行っていない（機能がない）。
職員の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 本技術協力に関連していないため調査せず。
職員の給与・保険に係る手続き	<ul style="list-style-type: none"> 前述に同様
雇用した職員への業務説明と研修	<ul style="list-style-type: none"> 前述に同様
職員（技官）の業務役割に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> 前述に同様

(4) 計画・情報総局の計画部と情報部

年間計画・目標の作成	<ul style="list-style-type: none"> 大統領府から指定される目標と、支所が実際に実施可能な目標達成値を吟味して、年間計画・目標を設定している。
支所からの報告書の取りまとめ・データ収集	<ul style="list-style-type: none"> 月例
年間目標の達成度の進捗モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 月例
計画・目標づくり、報告書作成に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 不十分である。
統計データの作成	<ul style="list-style-type: none"> 本技術協力に関連していないため調査せず。
省内の電子機器の修繕	<ul style="list-style-type: none"> 前述に同様

(5) マナグア市支所

マナグア第1～7支所の活動支援・モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 行われている。ただし、業務文書がないため、経験値に基づいた業務が実施されている。
マナグア第1～7支所の活動報告取りまとめ	<ul style="list-style-type: none"> 取りまとめは行われている。ただし、データ集計方法が悪く、中央に正確なデータが上がっていない。

調査により判明した現状を分析のうえ、優先課題を俯瞰すると下記のとおりとなる。

- ・ 家族省内における児童労働課（予防）と権利擁護部（ケア）の横断的関係がないため、権利擁護部の保有する知見・研修教材の共有や情報交換が十分なされていない。予防・ケア統合行政サービスの提供には、両部署の連携が必須である。
- ・ 家族省中央→マナグア市支所→各地区支所における業務フローと機能の再整理による行政サービスの効率化と質の向上が必要である。
- ・ 家族省の技官（中央・支所）のケアと予防に係る専門的な技術と知識の強化（多様な課題に対応できる質の高い福祉人材の育成）が課題である。
- ・ 地域のニーズに応じた行政サービスの効率的・効果的な実施体制の整備（関係機関間の連携・協働体制の強化）が必要である（各種地域情報整備、レファラル体制の整備）。
- ・ 家族省には、多様な課題（高齢者、DV、障がいなど）への対応技術を改善し、技官へ指導をする部署、責任者が存在していない。大きな意味では、社会福祉人材としての継続的教育制度・体制が十分に確立されていない。恒常・体系的な人材育成システムの構築と強化（人材育成計画及び研修実施体制の不備、教材等の欠如）が課題である。
- ・ 住民ニーズに対応するため、コミュニティにおけるリスク分析と正しい統計データに基づいた目標数値の設定が必要である。

3-4 地区支所業務に係る現状と課題

地区支所の業務は、相談業務を通じての「ケア」、コミュニティでの活動を示す「予防」、支所の運営に係る管理業務として大きく3つに分類される。ここでは、地区支所の業務の現状と課題について、「ケア」「予防」「運営管理」の側面から説明を行う。

3-4-1 「ケア」（相談業務）に係る現状と課題

(1) 多様な課題への対応

マナグア第1から第7地区支所への聞き取り調査の結果、支所に寄せられる相談内容として多いケースは、①養育費問題、②離婚調停・夫婦間の和解、③児童虐待、④出生・名前登録であることが判明した。加えて、先行プロジェクトにより2007年6月に行われた調査によると、他に乳幼児虐待、障がい者、ネグレクト、家庭内暴力、移民家族の児童問題などのケース対応の件数が多いとされる¹⁰。また、件数は少ないものの、支所レベルでは、児童・女子への性的虐待、若年妊娠、薬物依存などの相談も寄せられており、支所技官は、多様な社会リスク課題に対応しなければならないが、支所としてこうした多様な課題に十分に対応できていないという現状が確認された。マナグア第1地区支所を例にとると、その理由として以下が挙げられる。

- ・ 地域社会にある社会リスクの分析が不十分である。
- ・ 地区支所は、管轄内の人口や世帯数をほとんど把握しておらず、地域の動態分析が不十分であり、地域のケース数に対応するための業務体制が整備されていない（例：地域にはさまざまな社会リスク問題があるにもかかわらず、支所技官数の不足などキャパシティ上の制約から、養育費や調停ケースへの対応のみを行っている）。

¹⁰ Informe Final, Caracterización Básica de Delegaciones Territoriales del MIFAN, julio, 2010, pp.11, FOSNAR-MIFAN.

- ・ 前述に関連して、地区支所技官の専門知識が不足しており、頻繁に取り扱っている養育費や調停ケース以外の特別保護ケースに関し、質を伴った適切な対応をとることができない。

このような点から、以下の取り組みが必要である。

- ・ 各地区支所の管轄地域の社会リスクを分析し、住民が直面している課題を明確にすること。
- ・ 住民が直面している課題に対応するべく業務体制を整備すること（例：分析の結果、薬物依存の問題が地域で多く見られた場合、年間計画に養育費や調停ケース対応の目標値に加えて、薬物依存対応の目標値を組み込む）。また、支所が薬物依存の問題に対応することを住民に周知するためのプロモーション活動を行う等。
- ・ 週ごとの相談業務件数を調査し、効果・効率的な対応のための方策を練り、実施する。
- ・ 特別保護ケースなどを含む専門的知識を向上させるための研修を実施する。

(2) 男女別にみた相談者の現状

技官に対する調査によると、相談者が「男性だから」、または、「女性だから」といって、どちらか一方の性に対し差別的な態度で相談業務を行うことはないという。ただし、技官によると、男性と女性の間で話し方が異なる場合があるので、聞き取りの方法などにおいて工夫が必要であるという。また、第1地区の技官からは「この4カ月ほどは男性の相談者が増えている」という声も聞かれた。加えて、男性の相談者のなかには、家族省（支所）は女性の問題を取り扱う場所と考えている人もおり、男性が訪問するには勇気があるようである。これまで、支所ではジェンダーの視点から女性と男性が直面する課題の差について分析した経緯がない。プロジェクトでは、ジェンダーの視点から、女性と男性の相談者が抱える課題及び人々が支所のサービスに期待する点について男女別に調査・分析をし、適切な対応方法を開発していく必要がある（ジェンダーの視点からみた相談業務に関する問題については、第3章3-5-3において詳細を述べる）。

また、本調査では直接触れることができなかったが、プロジェクトでは、セクシュアルマイノリティ、性同一性障がいをもった子どもへの対応等についても視野に入れる必要がある。

(3) 支所で取り扱う相談件数

表-9は、各支所における週の取扱件数と技官1人当たりの対応件数の平均を示したものである。1人当たりの平均対応件数が最も高いのは第6地区支所で、週に1人当たり17.5件の相談に対応していることが分かる。最も少ないのは、第1地区の3.1件である。

表－9 各支所における相談件数と1人当たり対応件数

支 所	1	2	3	4	5	6	7
件数/週	10～15 (12.5)	50～60 (55)	20～25 (22.5)	15～20 (17.5)	40～60 (50)	60～80 (70)	50～60 (55)
技官数	4	5	6	3	4	4	4
1人当たり 相談件数平均	3.1	11.0	3.8	5.8	12.5	17.5	13.8

* () は平均値

対応件数の多寡については、件数が少ないということは地域に問題が少ないと考えられる一方で、地域における家族省の存在が住民に周知されておらず、問題が起きていても相談に訪れない場合も想定できる。また、第6地区は、週ごとの相談対応件数が17.5件と他の支所に比べ多い値を示しているが、同地域が抱える問題件数の全体数と比較・検討した場合、週当たりに対応すべき件数は更に増加する可能性もある。

また、ケースの内容についても検討する必要がある。対応件数が少ない場合でも、対応処理が難しい内容のケースを取り扱う場合もある。一方で、件数が多い支所であっても、出生登録業務のように処理過程が比較的簡潔なものもある。プロジェクトでは、こうした側面を念頭に、支所における相談業務の質の改善をめざすため、地域社会の社会リスク課題を分析し、支所が対応すべきケースの内容とケース処理に必要な時間・期間の平均値を特定していく活動を取り入れる。

(4) 相談業務のプロセス

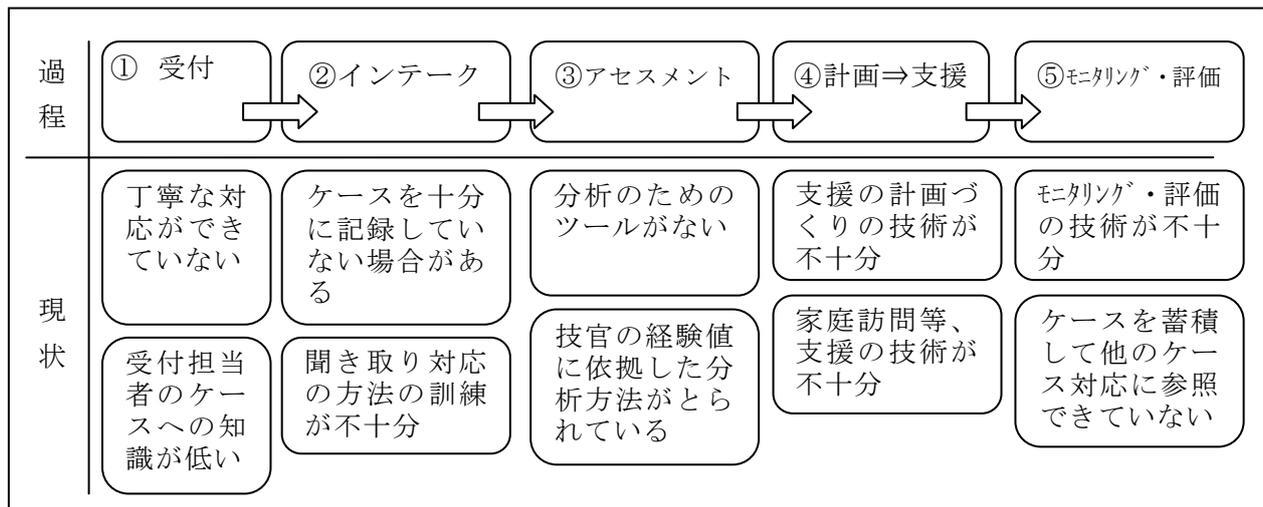
相談業務は、図－5にあるように、①相談者が地区支所に相談に訪れ、②問題が相談され（インテーク）、③分析（アセスメント）が行われ、④支援の計画が練られたのち、実際に支援が行われ、⑤モニタリング・評価活動が行われる、とのプロセスで実施される。家族省では、新規ケースのアセスメント方法、面談の予約のしかた、ケース対応方法などを記載した新ガイドラインを作成しているが、配布が滞っており、機能していない（2011年10月現在）。また、ガイドラインの内容についても検証作業を行い、必要に応じて改訂していく必要がある。

調査で明らかになったケース対応に関する現状は、以下のとおりである。

- ・ 受付：相談者に対する丁寧な対応ができていない。また、受付担当者のケースに関する知識が十分でないため、相談者に対し間違った対応をしてしまう場合がある。
- ・ インテーク：相談内容に関し、記録を残していない場合がある。記録を取っている場合でも、その取り方にばらつきがある。また、相談者から話を聞くための技術が十分にない。
- ・ アセスメント：ケースの分析をするための基準（ツール）がない。一部のケースについてはツールが作成されているが、十分に活用されていない。したがって、技官の経験値に基づいてケースの判断が行われている。結果として、ケースの分類における信憑性が確保できていない。
- ・ 支援：相談者への支援が決定した場合、その計画づくりが重要であるが、計画のための技術が不十分である。また、実際に支援を開始したあとの家庭訪問の方法や、家

族への支援に関する技術が不十分である。

- ・ モニタリング・評価：相談者の支援に関し、計画がないことに起因して、モニタリング・評価活動もまた実施されていない（例：ある1つのケースに対し、支援期間内にモニタリングを行って相談者が抱える問題の改善が見られたかどうか判断していないため、いつまでも対応している場合がある）。また、ケースを蓄積して、他のケース対応の参考事例とすることも不十分な状況である。



図－５ 相談業務のプロセスと家族省業務の現状

このような点から、以下の取り組みが必要である。

- ・ 相談業務の一連のプロセスを体系化し、かつ、基準化すること。
- ・ 相談業務の各段階における必要なツールを開発すること（例：スクリーニングキット）。
- ・ 業務の質が保たれるよう、必要な研修を開発し、その研修を実施すること。
- ・ 開発されたツール及び研修で習得した知識を支所で実際に実践・検証し、改善すること。
- ・ モニタリング・評価活動に関する訓練を行うこと。また、ケース事例を技官間で共有し、ケースカンファレンスの方法について訓練を行うこと。

(5) レファラル活動（機関間ネットワーク）

家族省におけるレファラル活動とは、相談ケースの内容に応じて的確な処置がなされるよう、他の関連機関へケースを通報することである。一方、児童の保護手続きや家族のもめごとによる問題については、他の機関から家族省への通報がなされる。家族省は地域における各機関の連携を促進する調整機関としての役割を有し、レファラル活動については、通報用の専用のフォーマットを作成し、家族省地域支所及び関係機関に配布している（ただし、警察機関は独自のフォーマットを作成している）。

レファラル活動を通じて通報されたケースの状況を機関間で共有する活動を促進するのが機関間連携ネットワーク会議（RED）である。この会議には、家族省、保健省、警察、NGO、教育省、学校等の関係者が参加し、通報したケースが正しく通報先の機関で対応されたのかを確認する（カウンターレファラル活動）。

各地区支所は、レファラル活動を積極的に行っている。ただし、第3地区支所については、フォーマットの使い方について説明を受けたばかりであり、フォーマットを利用したレファラル活動は十分に機能していない。フォーマットの配給が間に合っていない支所もある。また通報先については、担当技官の個人的な知り合いに対して行われることもあり、地域のレファラー先（どこに本当にレファラーすべきか）を明確にする必要がある。

各地区支所とも地域の機関間ネットワーク会議（RED）に参加している。第2地区支所では、2011年9月に実施された会議で23の相談ケースに関し機関間で情報を共有した実績がある。これはレファラー後のフォローアップ活動としてモデルケースとなるものである。ただし、すべての連携会議がケース分析を実施しているわけではなく、一般的な情報交換としての会議にとどまっている場合もある。参加機関については、公安や司法関係の機関の参加についてもニーズがあり、参加機関の拡大が課題となっている。

(6) 研修のテーマ

2011年9月現在、家族省が実施予定の技官養成のための研修テーマは次のとおりである。これは、「マヤ・クリクラール（Malla Curricular）」と呼ばれる研修計画に記載されたものである。

- ① 市民教育（Educacion popular）と協働性に関する学習戦略
- ② 技官の役割（TOR）
- ③ 運営、リーダーシップ、労働システム（組織ワーク）
- ④ 「権利に焦点を当てた法律」を取り扱うことによる家族省の優位性
- ⑤ 乳児施設（CICOとCDI）の包括的な再開発
- ⑥ 7歳から18歳までの子どもに関する予防とケア
- ⑦ コミュニティへの介入
- ⑧ 子どもと青少年の特別保護に関するアセスメントの方法
- ⑨ 家族の対立の仲裁方法
- ⑩ 一時預かり家庭（保護施設）の認証方法
- ⑪ 特別保護施設の認証方法
- ⑫ プロモーター育成
- ⑬ 養子縁組
- ⑭ 暴力
- ⑮ 高齢者
- ⑯ 子どもを取り扱う際に必要なジェンダーのアプローチ
- ⑰ 会計・経理
- ⑱ 家族憲章
- ⑲ 年間計画の方法

テーマを見ると、①技官の資質や運営管理に関する内容、②家族省が主に取り扱っている相談業務（ケア）に関連する内容、③コミュニティ人材の育成や住民参加（予防）に関連する内容が含まれていることが分かる。これらテーマは、本プロジェクトが計画する研修内容の方向性と一致するものである。

プロジェクトでは、マヤ・クリクラールの内容を基礎に、日本の社会福祉士の養成過程

を参照しながら、研修内容を改善していく。現在想定される改善点は次のとおりである。

- ① 現在のマヤ・クリクルールは各テーマがばらばらに配置されているため、学習過程を体系化する。
- ② 各テーマの内容を検証・改訂する。
- ③ 必要なテーマを追加する。
- ④ 年間における研修方法（日程）を考案し、検証する。
- ⑤ 全テーマに対し、ジェンダーの視点を入れる。

また、今回の調査では多くの技官からセルフケア（Autocuido）について取り組みたいという意見が聞かれた。日々相談対応をしていくなかで、技官自身の心理的ケアが重要な課題となっており、基礎能力向上の研修に加え、定期的にセルフケアができるセッション等の導入が課題となっている。

(7) 記録とファイリング

相談業務における記録とファイリングは、相談者に対して質の高いサービスを提供するための基礎となる重要な作業である。調査によると、相談者が支所を訪問した際に、相談内容によっては技官が相談内容の記録を取らない場合があることが分かった。記録の取り方は、簡易型や叙述型などさまざまであるが、相談者が支所を訪れた場合は、必ず記録を残し、のちに対応が必要になった場合の参考資料となるよう、保存をしておくことが重要である。第7地区支所では、記録を取り、相談者の名前と番号をパソコンに登録しており、相談者の名前あるいは番号を検索すれば、過去のファイルを参照できるようになっていた。ただし、情報の外部への漏洩、セキュリティに関する意識は高くない。記録とファイリング活動においては、①記録の方法を検証し、改善すること、②記録のファイリング活動を強化し、その方法を基準化すること、③情報の漏洩を防ぐため、技官の倫理と記録の管理方法を改善することが課題である。

3-4-2 「予防」活動に係る現状と課題

(1) 予防活動の体系化

支所における予防に関連した主な活動は次のとおりである。

- ① 家族アドバイザー、プロモーターの育成
- ② 父母学校の実施
- ③ 青少年活動の実施
- ④ 就学登録活動の実施
- ⑤ 職業訓練・生涯学習の調整、支援活動
- ⑥ 課外教育活動の実施
- ⑦ コミュニティフェリア¹¹の実施（他機関との共同活動を含む）

¹¹ ここで述べる「コミュニティフェリア」とは、コミュニティ内の広場や公園を利用して、家族省地区支所、保健センター、病院、警察、NGOが集まり、自分たちの活動に関するブースを用意し、住民の相談に対応する、あるいは宣伝・啓もう活動などを実施することである。例として、家族省地区支所の場合、出生・名前登録の相談ブースを設置することによって、直接住民からの登録相談を受け付ける。この活動で、毎回30～40件の相談を達成し、登録活動の効率性を高めている。

- ⑧ 避難所生活者の支援
- ⑨ 児童保護活動及び児童の登録
- ⑩ コミュニティにおける出生・名前登録相談

マナグア市全支所の年間目標の達成値の例を示したものが次の表－10である。

表－10 支所の年間目標達成値（予防活動）

（単位：人数）

就学登録		課外教育		青少年活動		職業訓練		父母学校	
目標	達成値	目標	達成値	目標	達成値	目標	達成値	目標	達成値
4,800	4,015 (83.6%)	1,274	3,435 (269.6%)	4,800	4,723 (98.4%)	484	383 (79.1%)	1,320	2,165 (164%)

（2011年9月現在、児童労働課調べ）

この表によると、各活動とも達成値は高く、支所技官の人員数が足りない状況ながらも、予防活動については、一定の成果を出していることが分かる。ただし、これら達成値は、あくまでも登録した、あるいは参加した人数を目標としているため、質を伴ったサービスの提供ができていのかどうかについては不明な点が多く、今後の調査課題となっている。

また、コミュニティフェリアや、避難所生活者の支援などの活動を含め予防活動の全体を効率よく進めるには、精密な活動計画と高い実施能力が必要である。プロジェクトでは、こうした活動の実施順序（プロセス）の改善を行う。第1フェーズではこのプロセスを体系化（Sistematización）と呼び、活動を体系的に行うことで、より効率的な業務実施を促進した。

（2）家族アドバイザー、プロモーターについて

家族省が地域で予防活動を啓発するために育成している家族アドバイザーとプロモーターに関する課題について取り上げる。家族アドバイザーは、地域で父母学校の講話会を開く、あるいは、家族の問題を聞くなど、「相談役」の役割をもっている。プロモーターは、家族アドバイザーの活動を補佐し、住民に対する講話会や青少年活動への参加を促す「呼びかけ人」の役割をもっている。両人材ともボランティアである。2011年9月現在、マナグア市内の家族アドバイザーは116名、プロモーターは145名程度育成されている。表－11は、各区支所における家族アドバイザーとプロモーターの数を示したものである。

表－11 マナグアの各地区支所における家族アドバイザーとプロモーターの数

（単位：人）

支 所	1	2	3	4	5	6	7
家族アドバイザー	12	40	10	11	10	10	23
プロモーター	25	10	17	38	20	25	10

（2011年9月現在、児童労働課調べ）

1地区支所当たりの家族アドバイザーの平均人数は、16.5名であった。プロモーターの平均人数は、1地区支所当たり、20.7名である。両人材については、過去に「市民安全プロジェクト」の実施を通じ、地域支所の業務として取り入れられた経緯があり、当時はプロジェクトのパイロット支所が第2地区支所のみであったにもかかわらず、現在は他の6つの地区支所においても人材が確保されているということは、活動の成果が徐々に普及していることがうかがえる。しかし、家族アドバイザーに関しては、「市民安全プロジェクト」の終了時において、「予防活動を促進するためには、各地区60名程度のアドバイザーが必要」という教訓が得られている点からすると、その数は不足しているといえる。

こうしたボランティア人材の育成（人数の増加）も大きな課題となっているが、選出方法についても見直す必要が生じている。家族アドバイザー及びプロモーターは、ボランティア人材であるために活動の強制が困難であり、研修を受けた人が必ずしも継続的に活動を実施するとは限らないため、生活の側面においてある程度余裕をもった人材を選出することが重要である。なお、技官への聞き取りの際に、コミュニティ人材の選出においては、人格審査なども取り入れるべきであるという意見も出された。研修を受け、家族アドバイザーとして修了証を授与されても、コミュニティで活動するにあたり住民から人格的に信頼を得られないなどの問題が発生している。

また、各支所の技官がボランティア人材の活動に対する確に支援を行えるよう、業務体制を整備することが重要である。例えば、第4地区支所においては、家族アドバイザーの研修を実施したものの、支所の予防担当が転任してしまったことによって活動が継続されず、アドバイザーの活動も停止してしまっただけの経緯がある。ボランティア人材が地域で主体的に活動するためには、支所技官をはじめ、周囲の人々のサポートが必要である。研修を受けた人材が「実践」を通じて、更に能力を向上できるよう、支援を行っていくことが課題である。

また、家族アドバイザーによっては、予防活動のみならず、コミュニティの中で社会リスク問題を発見した際、あるいは住民からの相談に応じ必要な場合に、家族省や警察に通報しているケースがある。この行動については、家族アドバイザーのみならず、プロモーターが実施しているケースもあることが判明した。加えて、家族アドバイザーやプロモーターへの聞き取りからも、通報システムの内容や通報の方法などの研修を受けたいという意見が出された。このように、家族アドバイザーやプロモーターは、地域での予防活動に加え、ケア活動のコミュニティレベルでの窓口となる人材として機能する可能性を含んでおり、その能力強化が課題となっている。

プロジェクトでは、第1フェーズで確立した家族アドバイザーやプロモーター研修の方法を見直しつつ、通報システムや通報の方法などの内容を含む研修を統合させた取り組みを行い、コミュニティ人材の能力向上を図る。

3-4-3 運営管理

次に、支所の運営管理業務に関する課題を「報告書の作成と提出」「週間会議の実施」「支所業務の指標設定」「支所の環境」の4つの側面から見てみたい。

(1) 報告書の作成と提出

活動成果のデータについては、まず地区支所で数字を取りまとめ、マナグア市支所に提出し、市支所が全体成果を本省計画部に報告するという一連の流れがある。この報告の流れをより確実にすることが家族省の運営業務の強化課題の1つとなっている。マナグア全支所における報告書の提出方法を示したものが表-12である。

表-12 各地区支所における報告書の提出方法

支 所	1	2	3	4	5	6	7
提出日	毎月18日にマナグア市支所へ提出	毎週木曜と月例としてマナグア市支所へ報告	週に1度マナグア市支所へ提出	毎月15日にマナグア市支所へ提出	毎月18日にマナグア市支所へ提出	毎月18日にマナグア市支所へ提出	毎月18日にマナグア市支所へ提出
報告内容	16の指標	28の指標	16の指標	16の指標	16の指標	16の指標	16の指標

(2011年9月現在、詳細計画策定調査より)

各支所とも毎月15～18日にマナグア市支所へ月例報告を行っている。第2と第3地区支所の場合は、毎週報告をしていることが分かる。第2地区支所以外は、本省計画部が指定する16の指標について報告を行っており、第2地区支所のみが、独自に28種の指標について報告を行っている。調査においては、「報告日でないにもかかわらず報告書の提出を求められる」「16の活動側面以外の活動についても報告をしたいがフォーマットに記載することができない」「報告の方法に関するオリエンテーションが必要」などという意見が技官から聞かれた。プロジェクトでは、各支所の達成値に関するデータの取りまとめ方法について、本省計画部と市支所、地区支所間のコミュニケーションを強化しつつ、報告内容についても検証を行い、必要があれば改善をしていく。

(2) 週間会議の実施

マナグア地区支所の週間会議の実施状況を示したものが表-13である。

表-13 各地区支所における週間会議日

支 所	1	2	3	4	5	6	7
実施状況	金曜日	火曜日	月に1度	月に1度	金曜日	金曜日	2週間に1度

支所内の会議は、業務達成度の確認や相談内容のケース分析などを含んでおり、支所の運営及び技官の技術向上において重要な活動である。現状では、実施日程については、各支所が独自で決めており、表-13に見るように、統一基準がないことが分かる。プロジェクトでは、会議の実施頻度のみでなく、内容や実施方法についても改善活動を行う。

(3) 支所業務の指標設定

支所は本省計画部の指示に基づいて、以下の16の指標について取り組み、報告を行うこととされている。表-14は、家族省が大統領府から指示された目標に基づいて作成した省

の年間指標の一覧である。

表－14 家族省の16の指標（MIFAN-2011）

項目No.	指 標
1	MIFANのプログラムにおいて活動中の連帯プロモーター
2	市民登録をした子どもと青少年
3	CDIで統合的ケアを受けた6歳未満の子ども
4	農村部と都市部のCICO-CBCで統合的ケアを受けた6歳未満の子ども
5	就学した高リスクの子どもと青少年
6	補習授業を受けている高リスクの子どもと青少年
7	グループ活動や共生のスペース（文化、スポーツ、レクリエーション活動）に参加している高リスクの子どもと青少年
8	父母学校で教育を受けた両親、保護者
9	INATEC及び他の予備職業訓練校を卒業した高リスクの父母、保護者、青少年
10	進級した高リスクの子どもと青少年
11	養育費を受ける子どもと青少年
12	保護措置により権利を回復した子どもと青少年
13	本国送還、人身売買、性的搾取（ESC）の状況でケアを受けた子どもと青少年
14	養父母の家庭に移された子どもと青少年
16	ケアを受け、クラブに参加または保護家庭施設に引き取られた高齢者

表中、項目5～10番が児童労働課に関連した指標であり、11～13番が権利擁護部に関連した指標である。各地区支所はこの16の指標項目に基づいて業務を進めている。支所は指標の報告に多くの労力を費やしており、時折、指標の達成が困難な場合もあるという。例えば、第2地区支所での出生登録の達成値は、2011年9月現在78%であるが、登録には市役所の承認が必要であり、家族省だけではすべての登録過程を完了できない。また、第4地区支所では、本省より、HIV/AIDSに感染した子どもの生活について調査を行うように指示（96名を調査すること）があったものの、どこにその子どもたちが住んでいるのか不明であり、かつ、感染している子どもの情報を外部者が児童の許可なく知ること自体が困難である状況が生じた。こうした現場の状況をかながみない指標設定がなされており、業務に支障を来している現状がある。プロジェクトでは、これら指標の設定について、本省がめざす値と各地区支所の状況やテーマ別の指標の取り方などについて検証を行い、より業務状況を正確に反映した数値を示すことができるよう、その方法を改善していく。

(4) 支所の環境

表－15は、支所の物理的環境についてまとめたものである。ほぼすべての地区支所で、パソコン、プリンターなどの機材が不足している。建物（インフラ）環境が最も悪い支所は、第6地区支所である。また、第6地区支所は、マナグア市内の第7地区に所在するため、

第6地区の住民が相談に訪れにくい（アクセスが悪い）という問題も生じており、その移転が課題となっている。ケア業務においては、相談者のプライバシーを確保するための個室を確保することや、相談者の緊張をほぐすような内装環境の整備が課題であり、プロジェクトでは、こうした物理的環境の整備も視野に入れて取り組む。

表－15 地区支所の物理的環境の現状

支所	物理的環境などの状況
1	コンピューターが不足（インタビューした部屋には3台あり、うち2台は故障中）、コピー機はない。プリンターはあるがインクがない。10部屋個室（パーティションで区切られている）。移手段が足りない。
2	コピー機、プリンターのインクが不足している。インターネットと電話はある。区切られた相談スペースが必要。雨漏りがするので天井の修理が必要。
3	屋根・天井の修理、2階の部屋の鍵、飲料水等の設備改善が必要。コンピューターは4台あり3台は使える。1台は修理中である。コピー機はない。プリンターは2台。トナーが不足。ケアのための部屋は3部屋、更に2つスペースはあるが個室になっておらず改修が必要。
4	コンピューターは3台あるが、2台は修理中。プリンターは1台。第4地区支所は、マナグア市支所と同じ建物内にあるため、インフラ環境は良い。
5	コンピューターが必要。1台しかないため、コンピューターを他の人が使っていると作業できない。移手段については、ガソリン不足などの理由で車両配備が計画どおりに行われていない。
6	支所の建物の状況が悪い、電気・換気・エアコン設備がない、移手段がない、通信機器・事務機器がない。事情により現在第6地区支所は第7地区にあるため、本来あるべき第6地区内に物件を探している。危険地域であるため、支所にガードマンを配置したいとの要望あり。
7	建物のインフラは改善された。技官1人ずつに個室があり、相談業務を行っている。コンピューター、プリンターが1台しかなく、不足している。コピー機はない。

3-4-4 地区支所とサービス利用者間の現状と課題

次に、家族省に対する利用者の印象などについて簡単に触れてみたい。内戦後、家族省の主な仕事が路上生活をする子どもを保護し、施設へ入所させることであったため、ニカラグアの一般住民の家族省に対するイメージは「子どもを連れ去る機関」として定着している。また、相談者の大多数が女性であるため、「女性問題を取り扱うところ」として認識され、男性の利用者からは「行きにくい」という声も聞かれることがある。このような点から、より住民がアクセスしやすく、かつ、家族の課題に総合的に対応する機関として、そのサービス内容を広く住民に周知することが重要であり、プロジェクトでは啓発・プロモーション活動を強化する必要がある。

また、各支所の受付業務の改善も重要な課題である。本調査中においても、相談に訪れた女性を長時間待たせたのち、女性が所有していた書類に不備があったことで、十分な説明を行わないまま、相談者に帰宅を促したケースが見られた。サービス提供の基本となる利用者への接客態度や方法の改善は、社会福祉人材育成のなかでも倫理・道徳教育として重要であり、プロジェクトではこうした活動にも取り組んでいく。

加えて、地域のNGOに対するインタビューを通じて、以下の見地から家族省のサービスに不十分な面があることが判明した。

- ・ 児童保護に関し、家族省に支援を求めても行動が遅く、緊急的な保護に対応できていない（支所に緊急車両が不足していることも要因）。
- ・ 家族省からレファラーされた児童について、フォローアップがない。
- ・ 家族省に研修を共同実施しようと提案しても、拒否される場合がある。
- ・ 保護施設としてのNGO認可は、年1度家族省によって実施される。その認可が十分に進んでおらず、無認可のNGOが存在し、児童保護の質が保たれていない。

ニカラグアでは、児童保護施設や女性のためのシェルター運営は、ほぼNGOによって賄われている。本プロジェクトでは、機関間ネットワーク（RED）の活動とも関連し、NGOなど地域の関係機関のニーズを分析し、そのニーズに対応すべく必要な活動を行う。

3-4-5 現地における知識資源の活用可能性

ニカラグア中米大学とは、2007年から2010年まで実施されたJICA「市民安全プロジェクト」において、「コミュニティ開発」の専門コースを共同実施した経緯があり、同大学の知的資源を活用することが本プロジェクトでも可能であると思料される。例えば、社会学科においては、家族関係や予防とケアの観点から教授することが可能な講師がおり、家族への介入の方法、虐待児童への対応などのテーマについて情報を得ることが可能である。また、同大学の心理学科に協力を求めることも可能である。心理学科では、医学的見地と社会的な見地両側面からのアプローチを教えることが可能である。ただし、同大学では、社会福祉士（ソーシャルワーカー）の学位取得のための学科を設置していない。一方、ソーシャルワーク（Trabajo Social）という課題での学位を授与している。学科のなかに、Legislacion Socialという科目があり、学生はこの科目において、養育費問題、子ども憲章、家族法などについて学ぶ。「権利」については、ジェンダーの見地から市民の権利や人権の重要性について教授することが可能な講師を揃えている。また現在、心理学科では、「セルフケア（Autocuidado）」のクラスが人気であり、重要なテーマとなっている。

障がいについては、これまでスペインの大学の講師を招へいして、大学独自による専門コースを2回実施した。高齢者についての学科は開講されていないものの、研究を行っている講師がいる。また、「ケア対応の倫理」については、社会一般や企業における倫理について学ぶクラスはあるが、社会保護に特化したケア対応の倫理について教えることができる教官はいない。また、学士のレベルでジェンダーの学位をとることはできないが、科目は開講されている。修士としてジェンダーの学位をとることはできる。同大学では、博士号を授与しておらず、学位取得のためにはスペインの大学に入学する必要がある。この大学の社会学科で唯一博士号をとれるのは、「権利（Derecho）」のみである。

3-5 ジェンダー視点からの検討と課題

3-5-1 ニカラグアの女性をとりまく社会的リスクの現状

ニカラグアでは、家庭内暴力や性的虐待を含む女性に対する暴力は深刻な社会問題となっている。UNDP（2010）の報告によると、ニカラグア女性の70%が人生において何かしらの身体的

暴力を経験しており、4人に1人はドメスティック・バイオレンス(DV)の被害者となっている¹²。性的虐待や性暴力の犠牲者の多くが女兒・少女であり、加害者が家族や親戚、隣人などの身近な人間である場合が多いとされている¹³。ニカラグア国内における子どものケアを行うNGOなどの保護施設に収容されている女兒・少女たち(8~18歳)の8割が家族や親戚、隣人などの身近な人間による性暴力の被害者である¹⁴。

ニカラグアでは男性を優位とする文化や思想(マチズモ)が現存し、女性は男性(父親・夫)に帰属するものであり、男性は家族の完全な支配力をもつといった社会通念が根強く残る。こうしたなか、女性たちはさまざまな理由で虐待や性暴力を受ける対象となる。しかし、被害女性たちが性暴力の被害を社会に訴えることは困難であり、女性に対する暴力の被害事実は報告されにくい¹⁵。女性に対する暴力を「当たり前のこと」「文化」と容認する家父長的価値観に基づく社会認識によって、女性や少女たちは孤独に陥り、沈黙を強いられる。娘が父親や家族から性的虐待を受けていたとしても、母親自体が少女時代、家族に性的虐待を受けていたため、ある意味こうしたことを当たり前と認識したり、見て見ぬふりをするといったケースが多いことも報告されている¹⁶。

このような状況のなか、女性や女兒に対する暴力はニカラグア社会において、最も「不可視化された社会リスク」のひとつとなっている¹⁷。また、たとえ被害の事実が明らかとなった場合でも、こうした暴力の加害者に対する現在の行政や司法関係者による処罰の意識と実態は弱い。2011年の1月から9月までに、国内では76名の女性が暴力の被害によって殺害されているが、うち加害者の処罰に至ったのは9名のみとなっている¹⁸。

児童労働、薬物依存といったニカラグアの子どもたちをとりまく社会リスクの根底には家庭内暴力の問題があることも、調査中に各所で指摘された。家庭内の暴力は子どもたちを路上に押し出し、人身取引や、労働搾取、性的搾取などの更なる社会リスクの被害に陥らせる大きな要因ともなっている。特に女兒や少女たちは家庭内での性的虐待、DV、暴力の被害に直接的にさらされる割合が高いと同時に、押し出された路上においても、性暴力や性的搾取、強制売春などの被害を負うリスクが高い。こうした女性や女兒たちが助けを求めるための情報を地域で十分に得ることができないということも大きな問題となっている。

3-5-2 ニカラグア政府の取り組み(現状と課題)

ニカラグア政府は、1996年に「女性に対する暴力の防止、処罰及び根絶に関する米州条約」を採択している。また、1981年には女性差別撤廃条約(CEDAW)を批准¹⁹、1995年には北京行

¹² UNDP (2010) The Central American Human Development Report 2009-2010

¹³ Human Rights Brief (2011) Human Rights Situation of Women in Nicaragua. 本レポートは、1998年から2008年の間に報告された強かん事件のうち3分の2は17歳以下の少女が被害者であり、更にうち半分が14歳以下の年齢であることを発表している。

¹⁴ CASA Alianza インタビューより。13歳で妊娠・出産のケースなどもある。自殺の意思をもって来る子、妊娠している子も多く、うつ状態で入所してくる少女が多いという。

¹⁵ Inprhu現地調査、インタビュー

¹⁶ Casa Alianza現地調査、インタビュー

¹⁷ UNDP (2010) The Central American Human Development Report 2009-2010

¹⁸ 「暴力反対女性ネットワーク」インタビューより。

¹⁹ “Sumario de Modellos De Atencion de las Organizaciones integradas de la Red de mujeres ContraLaViolencia” (2010)。一方で、ニカラグア政府は 権利の侵害があった場合に国際的な個人通報を可能にするためのCEDAWの「選択議定書 (Optional Protocol)」の採択は行っていない。

動綱領²⁰を採択して、国際的にも女性に対する暴力やジェンダー不平等の撲滅に向けて取り組む意思を表明している²¹。国内においては、憲法において「男女平等」を掲げるとともに、2007年には性暴力や家庭内暴力に関する刑法を改正するなど、加害者処罰も含め、女性に対する暴力に取り組むための一定の法整備を進めている。また、女性に対する差別や暴力の防止と撲滅に向けた国内本部機構（政策調整機関）として、女性庁（INIM）を設立し、コミュニティでの啓発活動や各省への研修を含めて国家開発計画等のあらゆる開発政策・施策・プログラムへのジェンダー主流化を図る努力を進めつつある²²。「133」という相談ダイヤルや「暴力を受けた女性のための特別な派出所」も創設され、虐待された女性を支援するためのサービス網も一定程度整備された。

しかしながら、こうした法律や政策・施策が実質的に社会で十分機能していないのが現状である。現在の司法及び政府機関関係者の「女性に対する暴力」の問題に真摯に取り組もうとする姿勢が低く、暴力被害を受けた住民（男女）の失望感（喪失感）や公的機関に対する不信感が大きい。「DVを犯罪とする法律は男性を『差別』しているため、『憲法に違反する』」と主張する裁判官や、「妻としてパートナーとして家族をまとめることが役割である」と、被害女性に反省や服従を促すといった言動も多いとされる²³。こうした点が要因となって、被害者たちは公的な行政サービスにアクセスすることをためらい、沈黙を強いられていく²⁴。

ニカラグアでは、2008年に墮胎禁止法が制定された。現在の墮胎禁止法は、いかなる形態の墮胎も犯罪と見なし、これを禁止するものであり、性暴力による望まない妊娠をした女性や少女にも適用されるものとなっているため、この墮胎禁止法は、性暴力の被害で妊娠をした女性や少女たちにとっては、大きな壁となって立ちはだかっている。非合法的な処置による中絶や、妊娠合併症などで母体が危険な場合も中絶が許されないことから命を落とす女性や少女も多いため、女性のリプロダクティブ・ヘルスの観点からも、墮胎禁止法の改正は、国内の女性たちにとって、主要な取り組み課題となっている²⁵。

また、現在ニカラグアでは、女性に対する暴力の撲滅に向けた新たな法案の採択と施行に向けた働きかけが行われている。ラテンアメリカ諸国においては、1986年に前の伴侶に銃で撃たれ生涯にわたる障害を負った女性の名をとって「マリア・デ・ペーニャ法」と名付けられた法律が採択されているが、ニカラグアでは現在のところ採択されていない。本法律は女性に対す

²⁰ 1995年の第4回世界女性会議で採択されたジェンダー平等と女性のエンパワメントに向けた行動綱領

²¹ OMCT（2001）“Violence Against Women in Nicaragua”

²² ニカラグアでは1987年に女性庁が設置された。主な活動は①女性の生活や地位に係る調査研究、②女性の社会参加促進、エンパワメントに向けた研修・アドボカシー・ロビイング、③ジェンダー主流化に向けた他省への技術支援〔現在はUNFPA、ILOなどの支援を受け、①ジェンダーに基づく暴力撲滅プログラム、②女性のエンパワメントプログラム、③ジェンダー予算プログラムの実施（3年間のプログラム：8月で終了：財務省がイニシアティブ）を実施中〕。各省にジェンダーユニットの設置を推進しており、現在は55省庁中、32省庁にジェンダーユニットが設置されている〔家族省には設置されていない。また関係省庁間のフォーカルパーソン会合の定期的な実施までの制度化はできていない（2012年より開始予定）〕。現在のニカラグアの中期開発計画（2010～2016）ではジェンダー主流化が掲げられ、ジェンダー予算の取り組みも推進することとなっている。

²³ UNFPA（2008）世界人口白書

²⁴ USAID Gender Assessment（2008）によると、被害者が最初にコンタクトするのは、家族や友人、隣人などのインフォーマルなネットワークであり、公的な福祉サービスにアクセスした人の割合は非常に低い。ニカラグアでは、友人や隣人へ26%、医療機関へは6.7%の人が助けを求めている。

²⁵ ニカラグアでは、2007年までの過去106年間にわたり、母体にリスクがある場合などに限っては一部墮胎が認められていた。2008年以降現在までに80名以上の女性が違法な墮胎手術等によって死亡している。

る暴力行為に対する刑期を延ばすと同時に、予防的な逮捕や目に余る行為による逮捕も可能とするなど、女性を保護する措置を多数含むものであり、現在国内の女性議員や全国の女性の人権運動家たちによって上記法律に基づく法案が国会に提出されているところである²⁶。

3-5-3 家族省の行政サービス：ジェンダーの視点からの現状と課題

家族省は、国内における社会リスク削減のための活動戦略を策定し、行政サービスを実施・促進する政府機関として位置づけられている。現在の家族省の政策には「ジェンダー主流化」が掲げられ、政策レベルにおいては、女性・子どもに対する暴力被害の予防とケア対策の重要性が認識されている。しかしながら、家族省においては、女性・女児のニーズに対応できる実質的な行政サービスの体制は十分に整備できていない。

こうしたなか、他者の介入が特に難しいとされる家庭内における性暴力の被害の場合においても、家族省は法律に基づき一定程度の家庭内への介入・被害者保護権を有しているにもかかわらず、現在の家族省は迅速な対応がとれていないといった問題が各所で指摘された。特に地域支所には、若年妊娠や性的虐待、性暴力などの課題に対する相談が多く寄せられるものの、こうした課題に関しては「機能不全」である旨を指摘する声もあった。中央・地域支所を含め、家族省における人材不足がこうした現状の要因のひとつである側面もあるものの、それ以上に、省内においてジェンダーの視点に立った業務実施の体制が整備されていないこと、技官自身のジェンダー視点や専門知識が不足していることが大きな原因となっている。

(1) 技官/相談員のジェンダー意識

家族省に配置されている現在の技官たちの間では、性暴力など女性に対する暴力の社会リスクにも適切に対応する行政能力の向上が必要であるという認識は高い。一方で、技官自身がマチズモの文化・教育の影響を受けていることも要因となり、無意識ながらも、社会におけるジェンダー役割規範に基づいて相談業務にあたる場合がある。例えば、被害に遭った女性が相談に訪れても「家族がいるのだから」「子どもがいるのだから」と、被害を受けている女性側に技官が更に「我慢」を強いる対応をとるなど、被害女性の人権を配慮しないケースも多いという²⁷。特にニカラグアの北部や大西洋沿岸地域ではマチズモの思想が根強く、男性優位、かつ、家父長的価値観に基づく教育も多いため、技官たちの認識は低い。女性に対する暴力の問題への対応においては、技官の意識と専門的能力の向上が必要となっている。

本調査におけるインタビューを通じ、本省や支所の技官たちは、国内における女性・女児に対する暴力やジェンダー課題について、「理解している」と述べるものの、実際の相談業務においては、前述したように、社会における男女の役割規範に基づいて対応してしまうなど、専門家として課題に対応するための知識や技術をもち得ていない様子が推察された。現場経験の長い相談員などは、現場の感覚で性暴力などの特別な措置が必要な「ケア」活動において、被害女性に対する対応については一定程度の認識があるものの、これらは技官の業務経験と資質にも大きく偏っている。また、全体の傾向としては、「性暴力被害女

²⁶ 「暴力反対女性ネットワーク」インタビューより。

²⁷ 「Quincho Barilete」「Inprhu」「暴力反対女性ネットワーク」「家族省 児童労働課 技官」インタビューより。

性の相談や保護施設への付き添いは、女性相談員が対応することが必要である」といった程度の認識にとどまっている。

加えて、本省・地域支所の技官らは、「ジェンダー」という言葉や女性に対する暴力に係る課題について、一定程度の認識はあるものの、「ジェンダーの視点に立った行政サービス」とは何を意味するものなのか、どういう取り組みが自分たちに求められているのかといったことを理解できていない傾向がある。「ジェンダーの視点に立った行政サービス」とは、地域の社会・ジェンダー関係を分析したうえで、地域の支配・被支配構造やその要因、地域の女性や男性、子どもや高齢者、障害者等をめぐる社会リスクの現状と課題を明らかにし、こうした住民の課題やニーズに応じていくことであるが、現時点では社会リスクの現状や課題のジェンダー分析などは特に実施されていない。また、「特に女兒と男児とで対応を分けることを考えていない」として、ジェンダーに起因する格差を検証しないまま、「男児も女兒も平等に扱う」ことが「ジェンダーの視点に立った行政サービス」であると考えている専門技官も多く存在する。

(2) ジェンダー研修やマニュアル・ガイドラインの不備

現在の家族省内では、ジェンダーに関する専門的な研修などを含めた教育制度・体制が整備されておらず、そのため、本省及び支所の技官たちは、NGOや女性庁が実施する研修に参加するにとどまっている。また省内には、ジェンダー視点から被害者への対応や業務指針を示す対応マニュアルや業務指針書なども特に策定されていない。加えて、本省・地域支所とも、男性/男児、女性/女兒でどのような異なる社会リスク被害の現状があるか、その要因や影響にどのような違いがあるか、行政サービスの提供にあたって、どのようなニーズの違いがあるかといった分析が十分にできておらず、ジェンダー視点からの対応を明確に示す指針書等も特に作成されていない。現在、家族省では特別保護に関するガイドラインが策定されているものの、このなかでは、それぞれのケースに対してどのような対応を行うか、どのくらいの時間をかけるかといったことが記載されているにとどまっている。

現在、家族省本省には、コミュニティに対してジェンダー研修を行うための教材として、米州開発銀行（IDB）の「共生と市民安全プログラム」の支援によって作成されたものが2種類存在し、そのなかには、詳細に女性に対する暴力やジェンダー分析に係る情報が盛り込まれている。しかしながら、これらの作成にあたっては、家族省の技官が十分に巻き込まれず、コンサルタント主導によって開発されたこともあって、本教材を実際に使って研修を実施できる技術を備えた技官が省内に存在していないことから、教材の利用度が低いことが課題となっている。

(3) 女性のための地域資源・機関間のネットワーク

ニカラグアにおいて、公営の保護施設は1カ所のみとなっており、特別保護が重要な場合で同公営施設に収容できない場合、家族省がNGOへのレファラルなどを実施する。しかしながら現在は特定の技官との個人的な関係に基づくネットワークが中心となっているのが実態となっている。家族省として、全国で保護活動を実施しているNGOや市民団体のリソースマッピングを行い、こうした地域資源と有機的なネットワークを図ることでの的確なレファラル活動を含む効率的な社会リスク削減に向けたケアと予防活動が可能であると思わ

れるものの、現在、省としてこうした地域資源の体系的な整理・整備ができていないことも大きな課題となっている²⁸。

(4) ジェンダーの視点に立ったコミュニティ強化に向けた活動

家族省は、コミュニティ強化に向けた活動として「父母学校」の開催や、青少年クラブなど思春期の若者に対する支援活動などを実施している。しかしながら、これらの活動の実施にあたり、ジェンダーの視点に立った活動を戦略的に実施している様子はいかかであった。現在は、青少年クラブへの女児の参加を促す、あるいは、父母学校等における講義のなかでジェンダーや人権に係る項目に多少触れる程度といった活動が行われているのみとなっている。

また、家族省は、リスク予防・ケアに関する地域住民の「相談役」として「家族アドバイザー」を配置しているが、その位置づけは不明なままであり、こうしたコミュニティ人材に対する定期的な研修などは実施されていない。

マナグア市内においては、42名²⁹の家族アドバイザーが活動していることを家族省は認知しているものの、こうしたコミュニティ人材に対する定期的な働きかけや連携活動などは戦略的に実施できていない³⁰。こうしたなか、一部の「家族アドバイザー」たちは、個人の熱意、経験・知見に基づいて住民女性からの相談を受ける、または、他のNGOの支援を受けてコミュニティにおいて人権・ジェンダー研修を行うといった啓発活動を個々レベルで実施しているのが実態となっている。

3-5-4 提言

本プロジェクトは、家族省における社会リスク予防・ケア統合型の行政サービスの仕組みの開発を支援し、住民のニーズに即した効率的な行政サービスの向上をめざすものである。本プロジェクト実施にあたっては、女性や女児の社会リスクの現状と課題、ニーズも十分に踏まえつつ、女性に対する暴力や女児たちの社会リスクをめぐる課題にも対応する行政サービスの構築と実施能力の向上（ジェンダー視点に立った行政サービス力の向上）を支援していくことが重要である。

プロジェクトの実施にあたっては、各地域における社会リスクの現状をジェンダー視点から分析する作業も含め、本省・地域支所における現在の行政サービスの実情をジェンダーの視点から見直し、ジェンダー視点に立った各種業務指針の策定を進めること、技官に対するジェンダー基礎研修やジェンダー分析研修、女性に対する暴力などの課題別研修、TOT（Training of Trainers）研修や教材作成支援などを通じてジェンダーの視点に立って活動を行う人材及び女性

²⁸ また、国家としての一定のサービス保持に向けたNGO活動へのガイドライン（サービスの基準を作成するもの）なども作成されていない。（ジェンダー・女性に対する暴力の観点からの）NGO、民間団体への監督・指導活動などは存在しない。

²⁹ 42名とは、調査期間中においてマナグア市支所長へのインタビューより把握された家族アドバイザーの人数である。ただし、本省技官が各支所長へ調査したところ、116名の家族アドバイザーがいると報告がなれた（本報告書3-4-2の（2）を参照）。このような点から、家族アドバイザーの人数の把握も含め、本省とマナグア支所長、あるいは、マナグア支所長と各地区支所長の間に情報の混乱があり、現在は家族アドバイザーの育成や管理が十分に実施できていないという問題点が浮かび上がってくる。今後、関係者に関する情報を正確に集約し、戦略的な人材育成と活動支援を行うことは、家族省として取り組むべき課題の1つになっている。

³⁰ マナグア市支所長へのインタビューより。

や子どもに対する暴力被害のケアに係る専門的な技術と知識をもった人材の育成を図ることが重要となる。女性に対する暴力等の特定のケースへの対応に向けた具体的な手引書・マニュアルの作成などを進めることも重要だろう。

また、コミュニティにおいては、特に女兒・女性をとりまく社会リスクの予防に向けた啓もう活動や女性のエンパワメントに向けた活動の実施を支援していくことが重要である。現在のニカラグアにおいては、女兒に対する性的虐待があるケースにはその母親も暴力の被害者である場合も多い。よって、子どもの社会リスクの削減には、母親である女性の自己啓発や住民男性への働きかけが重要である。女性や子どもに対する暴力の予防活動の実施にあたっては、マチズモを主眼とする男性優位文化・価値観の変革、女性のエンパワメントといった視点が不可欠であり、家族省としても女性庁や教育省、保健省など他関係機関との連携を強化しつつ、暴力の連鎖を断ち切る視点をもった取り組みが必要であると思われる。

「女性に対する暴力」は、女性の心と身体の健康にも大きく関連する課題でもあるが、コミュニティにおいては、住民に最初に接する末端の保健医療従事者が暴力による被害の現状を正しく理解し、適切に対処できる能力を身につけることは、女性に対する暴力のケア活動にあたって重要である。家族省としても保健医療機関等との連携を強化することによって、被害者の心理的・身体的・社会的な健康の回復、予防を図る取り組みを推進していくことは効率的であると思われる。家族アドバイザーの活性化に向けた支援にあたっては、コミュニティの人材が、ジェンダーと人権の視点をもって、他機関とも情報共有を図りつつ、地域内での連携を推進していくことができるよう、人材育成を図っていく視点も重要であると思われる。

<プロジェクト活動におけるジェンダー主流化に向けた活動案>

1. ジェンダー視点に立ったサービス実施のための運営体制の強化に向けて

- (1) ジェンダーの視点に立った業務指針の策定
- (2) ジェンダー分析研修（地域ごとの社会リスクのジェンダー分析研修）*子ども・高齢者・障がい者の社会リスクのジェンダー分析含む
- (3) ジェンダー視点からの計画策定・モニタリング・評価能力の強化研修
- (4) その他各種研修教材の作成支援
- (5) ジェンダー視点に立った人材養成・研修計画の作成と実施

2. 社会福祉人材の育成

- (1) 技官に対するジェンダー基礎研修・ジェンダー分析研修、女性に対する暴力などの課題別研修、TOT研修の実施
- (2) 女性や女兒の社会リスクに適切に対応するための各種ガイドライン・マニュアル・手引書等の作成

3. 機関間連携強化（レファラル強化）

- (1) 女兒・女性たちの保護とケア、エンパワメントに向けた地域資源の把握とネットワーキングに向けた支援
- (2) 家庭内暴力支援委員会や保健医療関係者、学校関係者などを含む定期的な機関間ネットワーク会合の実施・情報共有支援

4. コミュニティにおける活動強化（他機関とも連携した活動）

- (1) IEC（情報・教育・コミュニケーション活動）などを活用したコミュニティにおける
 女児・女性をとりまく社会リスクの予防・ケアに係る啓もう活動の実施支援
- (2) 家族アドバイザー等、コミュニティ人材に対する定期的なジェンダー課題研修の実
 施（家族アドバイザーたちによる知見・経験共有ワークショップなどの開催支援と
 知見・教訓の取りまとめなど）
- (3) コミュニティにおける女性のエンパワメント活動（ジェンダーと人権に係るワー
 ショップやピアカウンセリング活動などの実施支援など）
- (4) 父母学校、青少年クラブなどの場におけるジェンダー研修等の強化支援

3-5-5 留意事項

国家政策である「プログラムアモール」は、家族関係の強化と地域社会の再構築を通じ、社会リスクの削減をめざしている。しかしながら、女性や女児をめぐる社会リスクにおいては、加害者が家族の一員である場合も多くあることから、「家族」を基本の社会単位として、ことさらにその絆や結合を強調する視点での対応は、被害を受けた女性や子どもを二重に傷つけることにつながる場合もある。本プロジェクトの実施にあたっては、家族省が掲げる「家族」を主軸とするアプローチを基調としつつも、「『家族』という社会単位のなかの個人の尊厳の確立」といった概念を技官や相談員が理解し、「家族」というコンセプトに「人権とジェンダー」の視点を統合させていく支援アプローチが重要となるように思われる（「安心・安全な家族とは個人の尊厳・人権を尊重する家族である」といった概念の普及など）。

また、女性に対する暴力等の課題の相談や対応は心身を消耗する職域でもある。こうしたなか、支援側のセルフケア・サポート体制をいかに整備していくことができるかが持続的な活動には重要な視点となる。日本においては、女性に対する暴力課題に取り組む社会福祉人材や相談員に対して、それぞれ「スーパーバイザー」を配置して、定期的に個々の相談員のメンタルケアをする体制を整えるなどの対応をとっているところもあるが、こうしたサポート体制の確立に向けた支援も重要だろう。

3-6 団長所感

2007年7月から2010年12月まで実施された先行プロジェクトを通じ、行政、コミュニティ、家族の連携による社会リスクの予防に関するアプローチがパイロット地区において検証され、家族省の業務指針として公式に承認された。今回のプロジェクトでは、予防の側面に加え、既に起きている問題への対応：ケア（個別相談や関係機関へのレファラー等）能力の強化という課題へも対応するべく、社会リスクへの予防とケアを統合したサービス提供のアプローチ（仕組み）を開発・検証するものである。

今回の調査を通じ、家族省大臣以下、本省関係部局、マナグア市支所、マナグア市地区支所の関係者が、限られた人員体制のなか、人々により良い行政サービスを提供するために、技官の能力向上、予防とケアの統合、行政・地域・家族の連携による効果的・効率的なアプローチの導入を喫緊の課題と認識していることを、改めて確認した。関係者の社会福祉人材としてのコミットメントは高く、目的意識も明確であるため、大きな外部要因の変更等がない限り、プロジェクトは所期の成果を上げることが期待される。今回パイロット活動の対象としてマナグア市第4地区支

所、第6地区支所の2カ所を選定したが、家族省からは、先行プロジェクトでの経験から、それら2地区支所以外にも、関係者の研修への参加等を通じ、プロジェクト期間内にパイロット活動が広がる可能性も高いとの意欲的な見解が示された。当初は確保が困難とされていた専任（full time）カウンターパート（C/P）1名の配置に合意が得られたことから、家族省側の本プロジェクトに対する意気込みが感じられる。

家族省人員の強いコミットメントがある一方で、予算上の制約がある点は否めない。先行プロジェクトのころに比して、コミュニティ巡回用の交通費が増額されたとのポジティブな情報もあったが、依然、家族省に配賦される予算は限られている。また、当国では社会主義国として国民全体に無償奉仕の精神が浸透している面もあるとの由であり、無償労働を前提に業務が組まれているのが実態であり、現場技官の負担感は大きい。

よって、技官、家族アドバイザー、プロモーター等への研修やパイロット支所での父母学校、青少年活動、生涯学習等の活動においては、プロジェクト終了後の持続性、他地域へのレプリカビリティを十分考慮し、できる限り低コストかつ効率的な（関係者の業務負荷が少ない）方法を検討し実施することが肝要である。

なお、支所の施設・設備等のハード面についても、住民の利便性、プライバシー確保等の観点から十分とはいえず、プロジェクトによるパイロット支所整備が必要であるものの、そのための投入については、必要最低限とすべきである。

成果3のコミュニティにおける実践を通じた技官及び家族アドバイザー、プロモーター等の能力向上については、PDM上は3-5で1つの活動として集約されているものの、実際にはプロジェクト活動全体のなかで相当程度の割合を占めるものと想定される。今後早い段階で活動をブレイクダウンし、具体的な活動・予算計画をつくり、関係者間で共有しておく必要がある。

また、先行プロジェクトにおいては、予防の観点から啓発活動に重点が置かれていたのに対し、本プロジェクトはより専門性の高いケア分野の協力が中心となることから、十分な専門性を有する短期専門家や外部リソースの適時適切な投入が、プロジェクト活動の質を担保するために重要である点にも、留意が必要である。

最後に、本プロジェクトは行政、コミュニティ、家族が連携し、それぞれの能力強化を通じて社会リスクの予防・ケアを行おうとするものであり、まさしく人間の安全保障の視点に立ったプロジェクトといえる。また、社会リスクのなかでも女性・女兒に対する暴力の比重が大きいこと、家族と子どもに関する事項の多くに女性が関係することから、活動のあらゆる面にジェンダーの視点を取り込む「ジェンダー主流化」案件でもある。プロジェクト専門家には、そうした観点から、プロジェクトの実施プロセス、そのなかで得られたグッドプラクティス、教訓等を丁寧に記録し、関係者に積極的に発信・共有することを期待したい。

第4章 プロジェクトの基本構想

4-1 プロジェクトの形成経緯

今次現地調査では、関係機関との面談・インタビュー、マナグア市支所・7つの地区支所の視察及びワークショップを経てプロジェクト案を作成した。特に、「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト（2007～2010）」による予防活動の継続性について確認を行い、これら活動への「ケア」活動の統合の可能性について討議を重ね、プロジェクト案を作成した。

ワークショップは、マナグア市において10月5日（水）に実施された。同ワークショップには、本省計画・情報総局、権利擁護部、児童労働課の技官及びマナグア市支所長の約20名が集合した。まず、評価分析団員より、調査の目的などの説明が行われたのち、調査を通じて分析された業務上の問題点について報告が行われた。

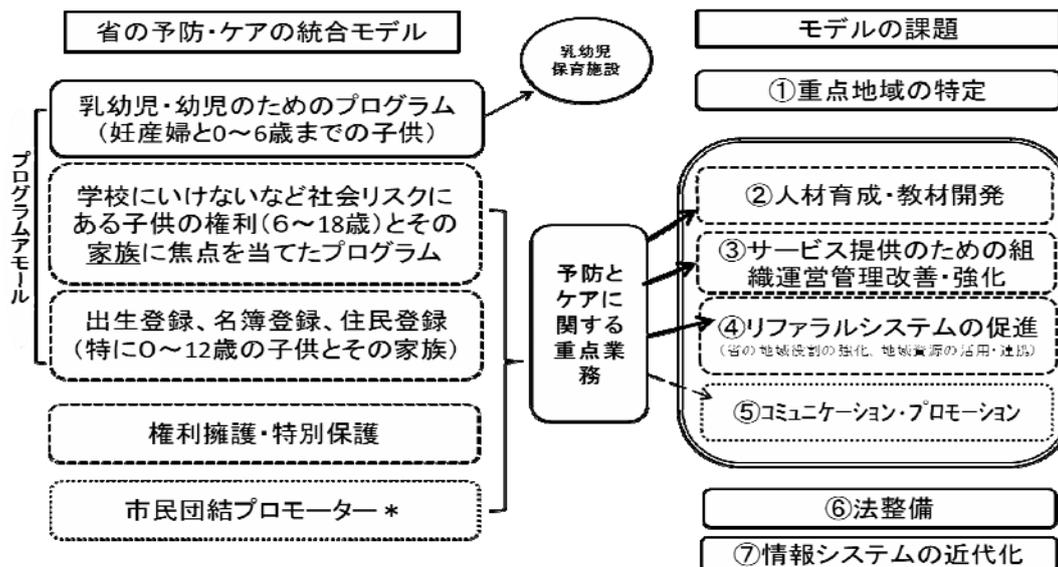
次に、予防とケアの統合型行政サービスを実施するにあたっての課題を確認するため、会場の参加者からコメントをもらいつつ、課題を解決するためにはどのような方策が可能かということについて話し合いを行った。これら結果を踏まえ、プロジェクト内容について話し合い、PDMの方向性と内容について合意に至った。

4-2 プロジェクトの基本方針

4-2-1 基本方針

本プロジェクトは、社会リスク予防・ケア統合行政サービスの仕組みを開発し、より住民のニーズに沿った福祉行政サービスを効果・効率的に提供することにより女性、子ども、青年等の住民が直面する社会リスクの削減に寄与するものである。

当初の要請内容は、フェーズ1で策定された社会リスク予防サービスモデルにケアの側面を加えた統合モデルの構築であったが、調査の結果、家族省は同省の予防とケアに関する業務の整理統合及び改善をめざし、2011年4月に「統合ケアモデル」を策定していることが確認された。図-6は、家族省のモデルとJICAプロジェクトの支援対象範囲に関する整理を示したものである。図中、①～⑦の点が「統合ケアモデル」の強化に必要な重点課題である。このうち、②人材育成・教材開発、③サービス提供のための組織運営管理改善・強化、④レファラルシステムの促進、⑤コミュニケーション・プロモーションの4点が、プログラムアモールの予防活動、権利擁護部のケア活動、社会リスク予防の啓発を促進するプロモーション活動（住民参加活動）に関連しており、本プロジェクトでは主に②～⑤の課題について取り組む。



図－6 家族省のモデルとJICAプロジェクトの支援対象

この「仕組み」づくりの構想を軸に、プロジェクトの目標を「パイロットプロジェクト地域において、社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される」とした。この目標の達成には、統合型サービスを実施するための手本となる業務指針の策定（成果1）に始まり、その指針内容に基づき、人材育成方法が改善され、社会福祉行政官の専門技術と業務運営管理に係る能力強化（成果2）が行われることが重要である。次に、成果2で育成された人材が、予防・ケアの統合型のサービスの仕組みを各支所で実施・検証することを通じて（成果3）、予防とケア活動の実施能力を向上させる。そして、これら成果1～3のすべての取り組みに係る経験・教訓を含む実施戦略書が作成され（成果4）、最終的に、この戦略書が家族省の政策として取り入れられることにより、上位目標である「開発された仕組みがパイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される」が達成される（詳細は「4－5 プロジェクトの枠組み」において解説）。

4－2－2 活動戦略と見込まれる成果品

また、プロジェクトの活動戦略としては、統合アプローチを確立するために、指針づくり⇒研修計画⇒本省研修⇒支所研修⇒実施⇒モニタリング/評価のプロセスを1サイクルとし、このサイクルを3回実施する「バリデーション方式」をとる。過去に他国から導入されたアプローチがニカラグア国の戦略として定着しなかった経験を踏まえ、方法論を現地の状況に適合させていくバリデーション方式が的確であると考えられる。最後に、この3回のバリデーションを通じて得られた経験・教訓を取りまとめ、実施戦略書を作成する。

プロジェクトを通じて見込まれる主な成果品は以下のとおりである。

- ① 業務指針：リスクを予防するために家族省が地域住民に対して実施する社会教育活動と、被害に遭うまたは、家族が何らかの問題を抱えているなどして支援が必要な住民への対応業務を含む一連の行政サービスアプローチを記述。一部人材育成計画も含む。
- ② 運用基準：業務指針の内容に基づき、支所の業務管理（予防とケア活動）に関する取極めを記載。

- ③ 人材育成研修計画1：業務指針の内容に基づき、幅広い視点から社会福祉人材（主に行政官）の養成を目的とした研修メニューを作成。
- ④ 人材育成研修計画2：家族アドバイザーとプロモーターの養成に係る研修メニューを改訂（第1フェーズで確立したものに、「通報」活動を取り入れたものを作成）。
- ⑤ 教育教材：研修計画1と研修計画2の実施に必要な教育教材を開発。
- ⑥ 各支所における年間業務計画：研修を受けた技官が各支所において業務計画を作成。
- ⑦ 実施戦略書：3回のバリデーション活動の経験・教訓を受け、概念や枠組みを定義したものと、運用基準（方法論、活動手順、人材配置など）の2つの側面から統合型行政サービスを実施するために必要な情報が総合的に含まれた技術書を作成する。

4-2-3 業務指針

社会リスク予防・ケア統合行政サービスの実施において基本となる業務指針は、児童労働課による「予防活動に関する業務指針」（2008年11月）と権利擁護部による「子どもと青少年の権利回復及び特別保護に関する業務指針」（2011年9月現在、省内承認手続き中）の内容を基本に作成される計画である。この活動は主に成果1に資する。プロジェクトでは開始初年度においてこの業務指針の仮案（PDM内活動1-1～1-3）を作成し、指針の検証活動について省より承認を得たのち（PDM内活動1-4）、実際の検証活動に入っていく。

「予防活動に関する業務指針」には、予防活動の定義に始まり、人材育成、父母学校、青少年活動、生涯学習、機関間ネットワーク活動に関する内容、各活動者の役割、活動の実施順序、モニタリング・評価方法などについて記載されている。

「子どもと青少年の権利回復及び特別保護に関する業務指針」は、指針の目的、特別保護の定義に始まり、通報対応、アセスメント、里親手続き、施設入所、養子縁組に関する法律とその業務方法について記載されている。

これら2つの指針を基に、統合行政サービスの指針を作成するには、単に2つの指針を統合すればよいというのではない。特に、特別保護として分類されない相談内容への対応方法や、家庭内暴力への対応方法、高齢者に関する相談への対応方法などのテーマの追加が必要であり、まずはプロジェクト開始後に、プロジェクトチームによって、指針の全体構成について話し合われる必要がある。また、予防活動においては、「市民安全プロジェクト」で確立した5つの活動が今後も基本となるが、各活動の見直しを行い、必要に応じて修正・追加を行う。特に、家族アドバイザー、プロモーターの育成方法とコミュニティ内での通報支援や相談活動の実施に関する記述、父母学校における高齢者や障がい者に関するテーマの挿入、機関間ネットワーク活動の内容修正（この活動は、予防のみならずケア活動にも横断的に対応するものである）等が必要である。

4-3 プロジェクトの概要

表-16 プロジェクトの概要

プロジェクト名	家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト	
協力期間	2012年～2016年（4年間）	
実施機関（C/Pチーム）	家族・青年・子ども省：児童労働課及び権利擁護部、マナグア市支所	
プロジェクトダイレクター	家族・青年・子ども省大臣	
プロジェクトマネジャー	家族・青年・子ども省 児童労働課長	
プロジェクト対象地域	マナグア市第4地区・第6地区	
上位目標	プロジェクトで開発された仕組みが、パイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される。	
ターゲットグループ	家族省本省・マナグア市支所・マナグア区支所の技官、家族アドバイザー・プロモーター、パイロット地区内で選択される重点コミュニティの住民	
プロジェクト目標	パイロットプロジェクト地域において、社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される。	
成果	<p>成果1：社会リスク予防・ケアの統合に係る行政サービスの業務指針が策定される。</p> <p>成果2：社会リスク予防・ケア統合行政サービスの実施に必要な専門的技術と運営管理能力を有する社会福祉行政官の育成活動が確立される。</p> <p>成果3：パイロット支所において、コミュニティと連携した社会リスク予防・ケア統合行政サービスが実施・検証される。</p> <p>成果4：社会リスク予防・ケア統合行政サービスに関する実施戦略書ができる。</p>	
投入	<p>【日本側】</p> <p>専門家派遣 研修実施経費 機材供与 現地活動費</p>	<p>【ニカラグア側】</p> <p>カウンターパート配置 プロジェクト執務室 研修実施経費一部等</p>

4-4 プロジェクトサイトの選定とその方針

当初要請書では、プロジェクトサイトとして11支所（その後組織改編により17支所）が挙げられていたが、調査団派遣時の対処方針として、第1フェーズの場合、パイロット支所を絞り込み、その支所の業務を丁寧に改善したことがプロジェクトの成果につながったことを重視し、マナグア市の地区支所2～3カ所＋農村部1支所程度を投入範囲として絞り込むこととした。その後、現地にてマナグア市内の支所を調査した結果、マナグア市の地区支所でパイロット事業を実施し地区支所レベルにおける予防・ケア統合行政サービスの実施に取り組むにあたっては、マナグア市内の7地区支所を統轄するマナグア市支所の役割が大きいことが確認された。したがって、本省の関係部署に加え、マナグア市支所をカウンターパートチームの一員とすることについてニカラグア側と協議・合意すると同時に、パイロット事業を実施する地区支所として既述のとおり犯罪率の

高さや相談件数の多さなどの観点から第4地区、第6地区の2支所を選定した。プロジェクトが対象とするパイロット支所は以上の2支所であるが、マナグア市支所が統括する他の地区支所の技官にも研修等を通じて間接的な支援を提供することとなっていること、プロジェクトを通じてマナグア市支所における業務フロー等が改善されることによりマナグア市支所が統括する他の地区支所にもプロジェクトの効果が間接的に広がることが期待されることから、実質的にはマナグア市の7地区支所全体が裨益することが予想される。

農村部1支所への展開については、ニカラグア側との協議の結果、プロジェクトがめざす効果的・効率的な予防・ケア統合行政サービスのアプローチの構築・検証に際しては都市部のみならず農村部の状況をかんがみる必要性は認識しつつも、マナグア市は全国のなかでも支援ニーズのプライオリティが高いこと、統括支所の下に地区支所を置くという組織体制を全国でも例外的に敷いているため、統括支所への支援を通じてより多くの地域支所への裨益効果が望めること、さらには本省と地方支所間の情報フローの改善や連携体制強化が課題の1つとして認識され本プロジェクトにより取り組まれる予定であるが、マナグア市内の支所は本省からの物理的アクセスが最も良くプロジェクトによる介入が相対的に容易であると考えられることから、対象地域をマナグア市内とし、農村部を外すことで合意を得た。

プロジェクトのパイロット支所については、マナグア第4地区支所と第6地区支所に決定した。パイロット支所を選定するうえで、重要事項とした点は、①犯罪率が高い地域にある支所であること、②プロジェクト活動を実施するうえで、一定の組織能力を有する支所であること、③プロジェクト活動のモニタリング・評価が効率的に実施できる支所であること、④相談件数が多い支所であることの4点である。

上記事項を念頭に調査を行った結果、マナグア第4地区支所と第6地区支所がある両地域の犯罪率が、同市の他の地区支所地域に比べ高いことが判明した（両地区支所の地域における犯罪件数がマナグア市内の犯罪件数の43%を占める）。また第4地区支所は、マナグア市支所に隣接した場所に設置されており、モニタリング活動が実施しやすいこと、第6地区支所は、組織力が強くプロジェクトを実施するうえでの基礎運営体制があること、また、相談件数が他の支所に比べ高いことが判明した（週平均70件の相談、技官1人当たり17.5件を示し、マナグア区支所内で最も多い数字）。よって、第4地区支所と第6地区支所がパイロット支所として選定された。図-7はプロジェクトの範囲を示すものである。

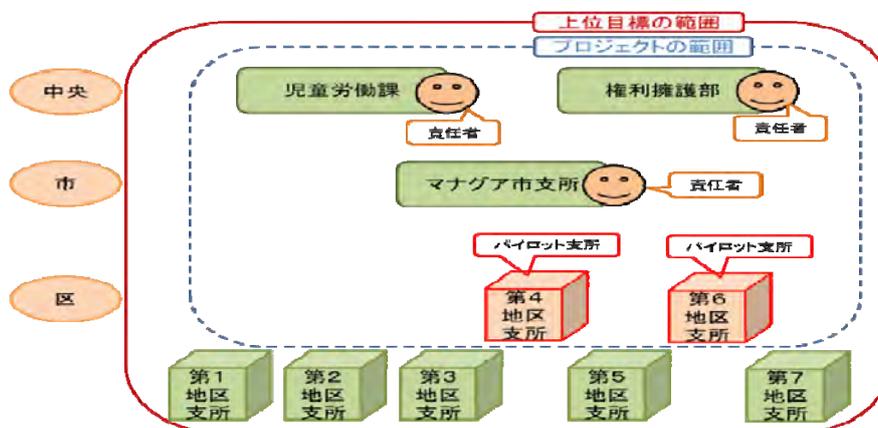


図-7 プロジェクトの範囲と上位目標の範囲

4-5 プロジェクトの枠組み

(1) 上位目標

プロジェクトで開発された仕組みが、パイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される。

<指標>

1. 実施戦略書の家族省政策への導入
2. パイロット支所以外で、社会リスク予防・ケア統合行政サービスの仕組みを活用・導入したマナグア地区支所の数

(2) プロジェクト目標

パイロットプロジェクト地域において、社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される。

<指標>

1. 業務指針及び、運用基準の順守・運用度合い（チェックシートによる達成率。パイロット支所の技官XX%が運用している等）
2. 各パイロット支所が設定するケア活動の目標値の達成度がXX%になる（例：対応した相談件数の増加率、レファラルーカウンターレファラルの頻度、扱えるようになった相談内容の増加）。
3. 各パイロット支所が設定する予防活動の目標値の達成度がXX%になる（例：家族アドバイザーに実施した研修の数、父母学校への参加者数・実施回数）。

(3) 成果及び活動

成果1：社会リスク予防・ケアの統合に係る行政サービスの業務指針が策定される。

<活動>

- 活動1-1. C/Pチームは、業務指針（素案）を作成する。
- 活動1-2. C/Pチームは、「技術委員会（TC）」を招集し、業務指針の素案を分析するためのワークショップを開催する。
- 活動1-3. C/Pチームは、業務指針（検証のための最終案）を取りまとめる。
- 活動1-4. C/Pチームは、家族省において業務指針の活用と検証に必要な承認のための働きかけを行う。

<指標>

1. 業務指針が報告書として作成され、必要な承認を得ている。

成果2：社会リスク予防・ケア統合行政サービスの実施に必要な専門的技術と運営管理能力を有する社会福祉行政官の育成活動が確立される。

<活動>

- 活動2-1. C/Pチームは、パイロット支所の人材能力と業務の現状について調査を行う。
- 活動2-2. C/Pチームは、本省及び支所における業務を実施するための運用基準（a. 対クライアントにおけるサービスデリバリーの方法・流れ、b. 組織としての業務フローなどを含む）を策定する。

活動2-3. C/Pチームは、本省の技官に対する研修計画を作成し、研修を実施する。

活動2-4. C/Pチームは、支所技官の実務・運営能力を向上させるための研修計画（a. 住民のニーズに対応できる技術能力向上、b. 統合型サービスを提供できる福祉人材育成、c. ジェンダーの視点に立った内容）を策定する。

活動2-5. C/Pチームは、支所技官の研修のための教育教材を作成する。

活動2-6. C/Pチームは、パイロット支所の技官に研修を行う。

活動2-7. C/Pチームは、2-1～2-6に係る活動について、モニタリング・評価を行う。

<指標>

1. 活動2-4のa. b. c.の視点に基づく研修計画が策定され、必要な研修教材が作成されている。
2. 研修計画に基づいて研修が実施されている（実施過程、質、回数など）。

成果3：パイロット支所において、コミュニティと連携した社会リスク予防・ケア統合行政サービスが実施・検証される。

<活動>

活動3-1. パイロット支所におけるコミュニティに関する社会学的調査（統計情報収集、地域資源のマッピング活動、ジェンダー分析等）を実施する。

活動3-2. パイロット支所技官は、C/Pチームの支援の下、支所における予防とケアに関する問題点を調査したうえで、課題を整理し、専門的技術面と運営管理面における目標を設定する。

活動3-3. パイロット支所技官は、C/Pチームの支援の下、年間活動計画を作成する（3-1で把握されたニーズに基づき、かつ、活動が時系列及び業務分担によって整理されていること）。

活動3-4. パイロット支所技官は、年間計画に基づき、予防とケアに関する活動を実践する（相談業務、家族アドバイザー・プロモーター育成、父母学校、青少年活動、生涯学習、レファラー・カウンターレファラー活動、機関間ネットワークなど）。

活動3-5. C/Pチームは、3-4に係る活動についてモニタリング・評価活動を行う。

<指標>

1. パイロット支所における検証活動につき、①年間計画策定、②実施、③評価・モニタリングを含むプロセスに基づいて、3回×2支所＝6回のサイクルが実施されている。
2. パイロット支所において、ケアと予防活動を実施した支所技官がXX%に達する。
3. パイロット支所において、サイクルの実施成果に関する年間報告書（6冊）が作成されている。

成果4：社会リスク予防・ケア統合行政サービスに関する実施戦略書ができる。

<活動>

活動4-1. C/Pチームは、パイロット活動を通じて得られた経験・教訓を取りまとめる。

活動4-2. C/Pチームは、実施戦略書を作成し、大臣に提出する。

<指標>

1. 社会リスク予防・ケア統合行政サービスに関する実施戦略書が作成され、大臣に提出され、承認されている。

4-6 プロジェクトの実施体制

プロジェクトディレクターは、家族省大臣とし、実務レベルの責任者を児童労働課長とする。また、児童労働課、権利擁護部、マナグア市支所の3者によってカウンターパートチームが形成される。このチーム内で、各課1名ずつのプロジェクト責任者が任命される。なお、今般の調査では、児童労働課の技官1名をプロジェクト活動のための専属人材（フルタイムカウンターパート）とすることで合意を得た。

また、プロジェクトは合同調整委員会（JCC）を設置する。このJCCの下に、プロジェクトの活動計画策定、業務指針、運営基準、研修教材等の作成に係る技術的側面を支援・協議する役割をもつ技術委員会（TC）を設置する。

4-7 投入

4-7-1 日本側投入

① 専門家派遣

- ・ 長期専門家2名
チーフアドバイザー/組織能力強化（48MM）、業務調整/ジェンダー主流化（48MM）
- ・ 短期専門家：必要に応じて下記の分野から複数名
ジェンダー、社会調査、統計・指標分析、精神・公衆衛生、社会保護、社会福祉制度、青少年犯罪、児童心理

② 研修

- ・ 本邦及び第三国研修

③ 機材供与

- ・ 研修教材の開発に必要な機材
- ・ 研修実施に必要な機材
- ・ 家族省本省オフィス及び地域支所オフィスにおいて組織・業務改善に必要な機材等

④ 現地活動費

4-7-2 ニカラグア側投入

① カウンターパート

- ・ プロジェクトディレクター：家族省大臣
- ・ プロジェクトマネジャー：家族省児童労働課長
- ・ 家族省児童労働課、家族省権利擁護部、家族省マナグア市支所がカウンターパートチームを構成し、各部署より1名ずつ計3名のプロジェクト責任者を任命する。

② 施設

- ・ プロジェクト執務スペース等

③ 活動費

- ・ パイロット支所及びコミュニティの定期訪問に係る費用
- ・ 研修等に係る日当、宿泊費、交通費
- ・ プロジェクト供与機材の維持管理・修理費用等

4-8 コストシェアリング

「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト（2007～2010）」においては、研修費、教材費、会場借料費などはJICA側が負担した。研修参加における日当については、研修中に出される食事で対応することとし、現金による日当の支給はなかった（ただし、住民の参加については、食事に加え交通費の全体金額の8割程度を支払うという対応をした）。また、家族省の勤務時間は午前8時から午後1時までであるが、午後1時以降にコミュニティで技官が活動を行った場合でも、家族省からは時間外勤務手当は支給されない。したがって、午後にプロジェクト活動を行った場合でも、プロジェクトからも時間外勤務手当を支給することはなかった。加えて、長距離の出張や海外研修などの日当の設定については、ニカラグア労働省やJICAニカラグア事務所が定める日当・交通費基準を参照しつつ、支払金額がニカラグアの平均値を超えないよう注意をした。本プロジェクトにおいても、研修、時間外勤務手当、出張費等の手当に関しては、現地基準を参照しつつ、前プロジェクトと同様の対応をすることが望ましい。

家族省は予算が少ないものの、最近では技官1人当たり月500～800コルドバの巡回交通手当が支給されるようになったという。また、家庭訪問や予防活動に必要な車両の貸し出しや、燃料の支給も十分ではないがなされている。さらに、前プロジェクト実施中には、開始当初は不可能であった固定電話の設置と利用料金の負担が実施されるようになり、わずかではあるが家族省側の負担も増加している。プロジェクトでは引き続き、こうした家族省側の予算措置が進むよう、促していく。

第5章 プロジェクトの総合的実施妥当性

5-1 妥当性

ニカラグア政府の政策、わが国の対ニカラグア支援方針、ニカラグアの支援ニーズに照らし、プロジェクト実施の妥当性は高い。

(1) ニカラグアの政策との整合性

ニカラグアの政策である「国家人間開発計画」には、優先課題のひとつとして人権の獲得が挙げられ、特に社会的に脆弱で危険にさらされている人々の保護の重要性が謳われている。同政策内に位置づけられた社会福祉戦略「社会福祉国家システム (Sistema Nacional Para el Bienestar Social)」においては、①「市民」が開発の中心であり、②「市民」は安全かつ平和に生活する権利を保障されるべきであり、③子ども (ニカラグアにおいては0～14歳の年齢層が人口の30%を占めている) は尊厳をもって幸福に生きる権利を擁護されなければならないとされている。さらに、同戦略の一部を担う「プログラムアモール」では、未就学児童、労働に従事している児童の権利擁護に焦点を当てた活動を2008年より実施している。

また、「家庭内暴力・性的暴力予防に関するニカラグア国家計画 (Plan Nacional para la Prevencion de la Violencia Intrafamiliar y Sexual 2001-2006, Nicaragua)」においては、特に女性・子どもに対する暴力被害の予防とケア対策が急務であるとされている。

本プロジェクトは、特に社会リスクに直面している女性・子どもなどの市民に対し、予防とケアの側面から包括的なサービス提供を行い、より安全で幸福な生活を営む権利を保障することをめざしており、同国の政策方向性と合致する。

(2) わが国対ニカラグア支援方針との整合性

JICA国別事業展開計画 (2011年) においては、同国に対する6重点分野の1つとして「民主化支援とガバナンスの強化」が挙げられており、開発課題として「ガバナンス向上及び市民社会の能力開発」が明示されている。特に、悪化する治安や住民が日々直面する暴力問題への対応が人間の安全保障の観点から重要な課題であると言及されており、警察、司法、保健、学校、家庭などさまざまな分野での政府機関の間の連携強化の必要性が謳われている。

また、ジェンダーと開発の関連においては、日本政府はODA大綱のなかで、「男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む」との基本方針を示している。またJICAは、その中期目標において、ODA大綱の基本方針に沿って男女共同参画の重要性について述べており、ジェンダー主流化に向けた取り組みを行っている。

以上の点から、市民の安全を確保するための社会リスク予防・ケア統合行政サービス提供の仕組みづくりを目標とし、受益者の多くが女性や子どもであることが想定される本プロジェクトは、わが国の対ニカラグアODA方針、JICA事業実施方針に合致しているといえる。

(3) ニカラグア国支援ニーズとの整合性

ニカラグア国憲法290条は、家族省の定義を「包括的視点に基づいて、危機的状況にある子どもや大人の保護対応を促進する役割をもつ機関である」としており、その定義に基づき、

同省は「プログラムアモール」を実践する機関として行政サービスを提供してきた。同省は2011年4月「統合ケアモデル」を策定し、予防とケアを統合した行政サービスの提供を目標に掲げている。本プロジェクトを通じた統合型行政サービスの仕組みの開発は、省の「統合ケアモデル」の一部活動の有効性の実証に資することが期待され、ニカラグアの支援ニーズに合致しているといえる。

なお、世界銀行も省の「統合ケアモデル」に対する技術支援として、「社会福祉プロジェクト」の開始を準備している。同プロジェクトの対象地域は、ニカラグア北西部地域の6県であり、本プロジェクトと対象地域が重複していないことが確認された。一方、世界銀行は、「情報システムの近代化（住民情報のデータベース整備）」も支援することとしており、本プロジェクトの活動要素である組織能力強化の点で関連が予測され、連携を図ることによって活動の相乗効果が見込まれる。このような点からもJICA支援の妥当性は確保されているといえる。

5-2 有効性

協力期間終了時にプロジェクト目標が達成される見込みは高いと考えられる。

プロジェクトの目標である「社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される」を達成するには、まず、成果1の「社会リスク予防・ケア統合に係る行政サービスの業務指針」が策定されることが必要である。家族省の戦略指針「統合ケアモデル」において「統合」についての概念は確立されているため、その概念を具体化するための「業務指針」策定には速やかに着手できる。続く成果2から成果3までは、この「業務指針」の内容を遂行するために必要な人材を育成し（成果2）、パイロット支所において育成された人材が「業務指針」にのっとり行政サービスを実施・検証（成果3）するという構造になっている。これら3つの成果は、時系列的に整理されていることから、プロジェクト目標達成へのロードマップともいえ、それぞれの成果も明確に定義されている。特に成果3に関連する活動は、家族省の技官による年間業務活動の流れに一致するものであり、仕組みの検証において無理のない設計になっていると考えられる。

プロジェクト最終年度においては、プロジェクトの経験・教訓が取りまとめられ、「社会リスク予防・ケア統合行政サービス」に関する実施戦略書が策定され、これが成果4として発現し、上位目標へとつながる。

指標については、省が既に指定している指標をできる限り採用することや、パイロット支所に現存するデータリソースを使うことで指標収集に係る労力を軽減するなど無駄のない手法をとることが可能と考えられる。

5-3 効率性

本プロジェクトにおいて、活動が計画どおりに行われれば、本プロジェクトの効率性は非常に高いと考えられる。

まず、本プロジェクトは、2007年から2010年まで実施された「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト」における成果を基礎として実施されるため、既に家族省職員に一定能力があることが確認されており、プロジェクト開始時点から、それら人材を活用した効率的な業務の実施が可能である。

カウンターパートとしては、家族省内にて主に予防を担当する児童労働課及びケアを担当する

権利擁護部、更にはマナグア市内7区支所を管轄するマナグア市支所の3部署がプロジェクトに参加する。また、各部署からは職員が1名ずつプロジェクトに配置される。このカウンターパート構成は、①予防とケアを管轄する両部署が、統合行政サービスの開発に必要な取り組みを協働して行うこと、②組織間の機能の改善に本省と市支所が連携して取り組むことから、プロジェクト目標を達成するうえで効率的に機能を果たすといえる。さらに、合同調整委員会（JCC）の構成メンバーには、省内計画・情報総局及び人材部も参加することが確定しており、関係部署間での情報共有による連携が円滑に行われると予測されるため、効率的な実施が見込まれる。

ただし、本プロジェクトの効率性には以下のリスクも伴うことを指摘したい。

本プロジェクトでは、省内の複数部署（児童労働課、権利擁護部、計画・情報総局、人材部）及びマナグア市支所と地区支所における機能の整理に始まり、業務内容の精査、業務の合理化・効率化の提案までを含むため、部署間の利害調整が重要となってくると思われる。一方で、技官の専門的技術向上も成果として期待されるなど、プロジェクト活動が多岐にわたる設計となっている。したがって、長期専門家の補強としての短期専門家を充実させるなどして、業務分担によるプロジェクト運営管理を行うことが効率性維持の観点から重要となる。特に、類似の経験を有する第三国での研修や講師の派遣を実施することにより、コストを抑えた形で技術支援の効果を上げることが可能になると考えられる。

5-4 インパクト

本プロジェクトは、以下のようなインパクトの発現が見込まれる。

上位目標は、「プロジェクトで開発された仕組みが、パイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される」である。これは、プロジェクト目標「社会リスク予防・ケア統合行政サービスの仕組みが開発され運用される」が達成され、①ニカラグアの福祉予算が削減されず、②ニカラグアの社会福祉に関する政策が維持され、実施戦略書が政策へ導入された結果、プロジェクトで開発された仕組みがパイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される、というロジックである。この点については、成果4で「実施戦略書が家族省大臣に提出され、承認される」ことを通じて、プロジェクト活動が完結する設計になっているため、前述したロジックにおいて無理なく上位目標が達成される見込みが高い。

さらに、マナグア地区支所を統括するマナグア市支所への投入・支援もあるため、パイロット以外の地区支所へのインパクトもプロジェクト実施中に既に発現することが期待でき、この点においても上位目標達成の可能性が高い。

上位目標の指標としては、「実施戦略書の政策への導入」と「パイロット支所以外で、社会リスク予防・ケア統合行政サービスの仕組みを活用・導入した支所の数」としている。これは、プロジェクト目標の指標である「業務指針に基づいて業務を実施している技官の数（割合）」及び「業務指針の順守・運用度合い」が期待値を満たし、業務の改善が見られることにより、プロジェクトで開発される仕組みが有効であると実証され、実施戦略書の政策への導入やパイロット支所以外の支所による仕組みの活用がなされる、という流れが予測できることから、指標の設定も論理的と判断される。また、指標データについては、プロジェクトにおけるモニタリング活動から入手可能である。

波及効果の見込みであるが、本プロジェクトでは、「社会リスク予防・ケア統合行政サービス」の仕組みの実証の成果を、家族省の政策に導入することをめざしており、この点が達成されるこ

とにより、将来的には全国レベルへの普及という大きなインパクトも期待できる。

また、ニカラグアにおいては、女性の29%が暴力や性暴力の被害者であり、こうした被害者の36%は妊婦であること、女性が被害を受けた暴力的行為のうち半数以上のケースは子どもの目の前で発生しているとの報告³¹がある。本プロジェクトでは、間接受益者としてパイロット地域における住民を想定しているが、技官の専門的予防・ケア技術の向上によるサービスの質の改善が、特に女性や子どもに対する家庭内暴力・性暴力行為の早期発見と適切なケア提供につながり、社会にとっての重要なインパクトが見込まれる。

5-5 自立発展性

先行技術協力プロジェクト終了後においても、同プロジェクトで開発された父母学校や家族アドバイザーの育成研修等、予防活動が継続的に実施されていることが確認されており、過去のプロジェクト成果が定着していると判断される。このような点から、本プロジェクトにおいても、プロジェクト終了後の自立発展性が確保されるであろうと予測できる。

また、本プロジェクトでは、「社会リスク予防・ケア統合行政サービス」の仕組みの開発に関し、家族省における複数担当部署、マナグア市支所・地区支所を巻き込み、合同調整委員会、技術委員会の設置を通して、情報の共有化を図り、組織の連携体制を強化することとしている。また、プロジェクト内で実施される研修活動には、パイロット支所以外で働く技官の参加もあらかじめ想定しており、上位目標が達成されるための自立発展性の基礎（人材能力と組織連携体制）が強化される設計となっている。

また、本プロジェクトで導入される技術については、現地のリソースを十分に活用し、3回のバリデーションサイクルを経て、ニカラグアの現状に合い、かつ、技官が応用しやすいレベルのものとして開発される。こうした方法によって、プロジェクトの成果への理解が深まり、継続的に活用され持続性が確保されることが見込まれる。

³¹ Plan Nacional de Prevención de la Violencia contra la Mujer, Nicaragua 2001-2006

付 属 資 料

1. 会議議事録
 - 1 - 1 M/M英語
 - 1 - 2 M/M西語
 - 1 - 3 R/D英語
 - 1 - 4 R/D西語
 - 1 - 5 M/M後のやり取りを踏まえてのR/Dの変更点について
2. 調査日程詳細
3. 面談議事録

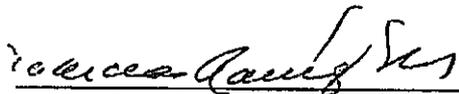
**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE DETAILED PLANNING SURVEY TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE REPUBLIC OF NICARAGUA
ON
THE PROJECT FOR STRENGTHENING OF INTEGRATED MODEL OF SOCIAL
RISK PREVENTION FOR CHILDREN, YOUTH AND THEIR FAMILIES**

In response to the request from the Government of the Republic of Nicaragua, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") dispatched the Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Ms. Yasuko Nishino from 24th of September to 17th of October 2011, for the purpose of discussing the framework of the requested technical cooperation project entitled "the Project for Strengthening of Integrated Model of Social Risk Prevention for Children, Youth and their Families" (hereinafter referred to as "the Project").

During its stay in the Republic of Nicaragua, the Team had a series of discussions on the design of the Project with the Nicaraguan authorities concerned (hereinafter referred to as "the Nicaraguan side") and exchanged views on the Project with respect to the preferable measures to be taken by both sides for smooth implementation of the Project.

As a result of the discussions, both sides reached common understandings concerning the design and framework of the Project referred to in the document attached hereto. The document was prepared in English and Spanish, each version being equally authentic. The English version will prevail in case of any divergence of interpretation.

Managua, 14th October, 2011



Dra. Marcía Ramírez Mercado
Minister
Ministry of Family, Adolescents and
Children
The Republic of Nicaragua



Lic. Yasuko Nishino
Head of the Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation Agency



Lic. Valdrack Ludwing Jaentschke Whitaker
Vice Minister-Secretary of External Cooperation
Ministry of Foreign Affairs
The Republic of Nicaragua

THE PROJECT DOCUMENT

1. BACKGROUND

In the Republic of Nicaragua, aggravation of the public security is recognized as one of the most serious concerns in the country. There is an increasing tendency of crimes with 154,673 cases in 2008 compared to 72,908 cases in 1999. Diverse social risks such as Domestic Violence, child abuse, drug addiction have been extremely threatening people's security in the country. Most of the victims of Domestic Violence and sexual abuse are women, adolescents and children. Many studies report that 80% of the sexual violence is committed within the private sphere of the home by family members, relatives and/or neighbors within the community. Children often end up working on the street as a result of fleeing from family violence at home or because of poverty. Children are in particular vulnerable in many forms of social risks in the country.

In the National Human Development Plan (2009), the Government of the Republic of Nicaragua in particular emphasizes the importance of strengthening social risk prevention by enhancing community participation. The "Program Amor", a national program which promotes the welfare for children and family, also addresses the importance of paying more attention on prevention activities, in addition to enhancing the protection activities, which will contribute to improving the family relationships and reconstructing the communities as a whole.

The Ministry of Family, Adolescents and Children (hereinafter referred to as "MIFAN") implemented the Project for "Strengthen Civil Security Network for Youth and His Family" (2007-2010) with the technical cooperation of Japan. The Project contributed to establishing the Social Risk Prevention Model in Nicaragua encompassing five components such as, i) Human Resource Development, ii) parents' school, iii) lifetime education, iv) youth club activity, and v) institutional network among the concerned organizations.

The Model is developed by introducing Japanese experiences on participatory community development activities including; neighborhood association, neighborhood watch group, children's club, women's association, campaign for the improvement of living conditions and other related community activities. In particular Community Family Counselors were trained in Nicaragua by learning from the experiences of social promoter called Minsei-iin (local welfare commissioner) in Japan. The Guideline to operate the Model, which was developed by the Project cooperation, has now been officially authorized as a ministry's strategy on social risk prevention in the Republic of Nicaragua. Other donors also introduce and utilize the operational manuals

- 1 -



developed by the Project in their support programs.

Although the Project contributed greatly for establishing the institutional mechanism for social prevention service delivery by developing the Model, it is now recognized that enhancing institutional capacity to deliver integrated form of service delivery on both social risk prevention and attention is important.

With the background above, the Government of the Republic of Nicaragua requested the Government of Japan to provide technical assistance for developing integrated model on social risk prevention and attention which responds the needs of the communities and families. In response to the request, the JICA dispatched the Detailed Planning Survey Team, to discuss and formulate the overall project framework including the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") and Plan of Operation (hereinafter referred to as "PO")

2. PURPOSE OF THE STUDY

The Detailed Planning Survey was conducted for the following purposes:

- (1) To confirm the background and contents of the request from the Government of the Republic of Nicaragua
- (2) To collect and analyze the detailed information related to the request, and develop a detailed plan of the Project based upon the discussions and views exchanged between the Nicaraguan authorities concerned and JICA
- (3) To agree on a detailed plan of the Project and sign the Minutes of Meeting (herein after referred to as M/M)

3. MAIN POINTS DISCUSSED

The following issues were discussed during the Detailed Planning Survey between the Team and Nicaraguan authorities concerned. Both sides agreed on the following points;

- (1) The Team confirmed that the activities on 5 components (i) Human Resource Development, ii) parents' school, iii) lifetime education, iv) youth club activity, and v) institutional network among the concerned organizations) which were developed in the first phase of the Project and were designated as the Social Risk Prevention Model, have been continuously operated and even expanded into other delegations in Nicaragua after the completion of the first phase of the Project. These components have also been unified into the MIFAN's "Integrated Model of Attention for Childhood, Family and Community", and MIFAN officially plans to promote implementing the

Model. Both sides agreed that the Project aims to develop the institutional mechanism and capacity for the service delivery for social risk prevention and attention for families and communities based on the Integrated Model through conducting a series of project activities.

(2) The role and responsibilities including its members of the Joint Coordination Committee (hereinafter referred as JCC) and of the Technical Committee (hereinafter referred as TC) are as is shown in the article 6 in this document. The representatives of the General Division of Planning and Information and Human Resources Division agreed to closely cooperate with the Project activities in any cases concerned, such as in developing the project annual plan of operation, training and educational materials.

(3) The MIFAN agreed to assign the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and the Municipal Delegation of Managua as a counterpart team by appointing one personnel each from the above mentioned three counterpart offices.

(4) The MIFAN agreed to bare the local cost of the Project such as per diem, accommodation, transportation cost, salary and other necessary running cost.

(5) As for the Pilot Delegations, both sides agreed on selecting the IV and VI District Delegations of Managua (See 4.1.3). The Project directly supports these two delegations, as the Project pilot activities, in order to enhance the integrated service delivery for social risk prevention and attention in each targeted district. In addition, the Project assimilates information and lessons learnt to establish a truly effective service delivery by verifying the efficiency and efficacy of each implemented pilot activity and the developed mechanism. The Project also indirectly supports the institutional capacity development in other districts, which fall under the Municipal Delegation of Managua, by providing trainings and distributing training materials.

(6) The important points of consideration to select pilot delegations are as follows;

1. Delegations which are located in the district with a high crime rate
2. Delegations which have a certain degree of institutional capacity
3. Delegations which are geographically located within an easy access for monitoring and evaluation of the pilot activities
4. Delegations which deal with many consultation cases

Both sides agreed to select delegation IV and VI as pilot delegations. Delegation IV and VI are both located in districts with high crime rates. Delegation IV is considered as appropriate for the efficient Project implementation as it is located within the premises of the Municipal Delegation of Managua. Delegation VI deals

with many consultation cases and maintains a certain degree of institutional capacity.

(7) Both sides agreed that the Minister of the MIFAN has a full authority to give official approval for operating the Guideline and a series of operational standards in two pilot delegations. The MIFAN agreed to take necessary and appropriate measures for the above mentioned documents to be drafted and approved in a right and required timing.

(8) Both sides agreed the importance and necessity to develop training curriculum and the training delivery system for the technical officers of the MIFAN, which correspond to a wider range of social welfare issues such as violence against women, child labor, the disabled in high risk and the elderly.

(9) The MIFAN has now developed the Integrated Model of Attention for Children, Family and Community. The Project aims to support developing the institutional mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention by focusing on several main components of the above mentioned Model. Both sides confirmed that the Project design and its approach are fully consistent with the Integrated Model of the MIFAN.

(10) Both sides agreed to change the Project title which was initially requested by the Nicaragua side, 'Strengthening of Integrated Model of Social Risk Prevention for Children, Youth and their Families', in avoiding the term of "Model", which will create no confusion. Both sides agreed to change the title of the Project as follows.

English : Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities"

Spanish : Proyecto para "Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integral para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades"

4. PROJECT FRAMEWORK

The basic design of the Project is as is shown in a tentative PDM and PO as attached (Annex I and II), which were formulated and agreed upon through extensive discussions and mutual understanding. The framework of the Project will be further examined and reviewed by both governments before signing of the Record of Discussions.

The PDM is to be amended according to the progress and achievements of the Project, and based upon agreement between the Nicaraguan and Japanese side as necessary. Especially, 'Indicators' and 'Means of Verifications' will be revised after

the commencement of the Project.

4.1 Framework of the Cooperation

4.1.1 Project Title

The title of the Project will be Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities".

4.1.2 Outline of the Project

(1) Overall Goal

"The mechanism developed by the Project is expanded and implemented in other delegations of MIFAN in Managua City".

(2) Project Purpose

"The mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention is developed and implemented".

(3) Output

- 1) The Guideline is formulated on integrated service delivery for social risk prevention and attention.
- 2) Technical officers are trained in both technical skills and management capabilities to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention.
- 3) At pilot delegations, integrated service delivery for social risk prevention and attention is implemented and validated, in collaboration with communities.
- 4) The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention is formulated.

(4) Activities

- 1.1 The C/P team drafts the Guideline.
- 1.2 The C/P team convenes the Technical Committee (TC) and holds workshop to analyze the draft of the Guideline.
- 1.3 The C/P team finalizes the Guideline.
- 1.4 The C/P team obtains approval of the Guideline from MIFAN for its implementation and validation.

- 2.1 The C/P team assesses capabilities of human resources and tasks/workload at pilot delegations.
- 2.2 The C/P team establishes the operational standard to work in Central Office and Delegations (including, a. the methodology and flow of the service delivery to users, b. organizational work flow).
- 2.3 The C/P team develops a training plan for the technical officers of Central Office and implement trainings.

- 2.4 The C/P team develops a training plan for the technical officers at delegations, to improve their technical and management skills (a. technical officers improve their technical skills to respond to the real needs of the people in the communities, b. Human resources who are capable of adequately providing comprehensive social welfare services are developed, c. Gender perspective is mainstreamed.).
 - 2.5 The C/P team develops teaching materials for the training of technical officers of the Delegations.
 - 2.6 The C/P team provides training for the technical officers of the pilot delegations.
 - 2.7 The C/P team conducts monitoring and evaluation on the activities described in 2.1~2.6.
-
- 3.1 The Project assists the C/P team in conducting a sociological study of communities in pilot delegation area (collection of statistical information, mapping of locally available resources, gender analysis, etc.).
 - 3.2 Technical officers of the pilot delegations, with the support of the C/P team, assess and analyze the problems found in the day-to-day operation of prevention and attention, at the pilot delegation level. Then, they will sort out the tasks in both technical and management aspects, set the goals to be achieved.
 - 3.3 Technical officers of the pilot delegations, with the support of C/P team, formulate the Annual Operation Plan on the basis of the needs identified in 3.1.
 - 3.4 According to the Plan, technical officers of the pilot delegations implement services on prevention and attention (consultation, training for family advisers and promoters, parents' school, youth club activities, lifetime education, referral and counter-referral, inter-institutional network, etc.)
 - 3.5 The C/P team implements monitoring and evaluation in relation with the activities described in 3.4.
-
- 4.1 The C/P team gathers all the information of accomplishments and lessons learned.
 - 4.2 The C/P team prepares and submits the implementation strategy to the Minister of MIFAN.

4.1.3 Pilot Delegations

The pilot projects will be implemented in the delegations of the districts IV and VI, in Managua City.

4.1.4 Target Groups

- 1) Direct Target:

Technical Officers of Central Office, Municipal Delegation of Managua and Pilot Delegations of the MIFAN, Family Counselors and Promoters

2) Indirect Target:

People in the pilot areas

4.1.5 Term of Cooperation

The duration of the technical cooperation for the Project will be four years from the arrival date of Japanese long-term expert.

4.1.6 Implementing Agency

Ministry of Family, Adolescents and Children (MIFAN)

4.2 Tentative Plan of Operation

The Tentative PO is shown in Annex II.

5. INPUT

5.1 Japanese Side

(1) Dispatch of Japanese Experts

Long-term Experts:

Chief Advisor/Institutional Capacity Building

Coordinator/Gender Mainstreaming

Short-term Experts:

Short-term experts will be dispatched in the fields related to the Project activities, such as gender, social survey, statistics and indicator analysis, mental health/public health, social protection, social welfare system, juvenile delinquency, child psychology.

(2) Training

Training in Japan and in Third countries.

(3) Materials and equipment:

- ◆ Materials and equipment for development of educational training manuals and other materials related to activities.
- ◆ Materials and equipment for the implementation of training courses.
- ◆ Materials and equipment for improvement of organizational and administrative activities in the Central Office and Delegation Offices of MIFAN.
- ◆ Essential equipment for project office.

5.2. Nicaraguan side



(1) Counterparts

- ◆ The Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and the Municipal Delegation of Managua will make up a counterpart team.
- ◆ One personnel each from the above three offices will be designated as focal points.

(2) Facilities

- ◆ Project office space and facilities including utility cost

(3) Activity Cost

- ◆ Maintenance and repairing cost of equipment supplied by the Project
- ◆ Expenses for routine supervisory visits to Pilot Delegations and communities
- ◆ Per diem, accommodation, transportation cost, salary

Input other than indicated above will be determined through mutual consultations between JICA and MIFAN during the implementation of the Project, as necessary.

6. IMPLEMENTATION STRUCTURE

6.1 Project Responsibilities

- ◆ Project Director: the Minister of Ministry of Family, Adolescents and Children
Project Director will be responsible for overall administration and implementation of the Project.
- ◆ Project Manager: the Director of the Director of Working Children in the Street.
Project Manager will be responsible for managerial and technical matters of the Project.
- ◆ Counterpart Team of the Project: The Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and the Municipal Delegation of Managua make up a counterpart team.

6.2 Joint Coordinating Committee and Technical Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") and Technical Committee (hereinafter referred to as "TC") will be established in order to facilitate inter-ministerial coordination. The implementation structure is shown as Annex III.

6.2.1 Joint Coordinating Committee (JCC)

(1) Function of JCC

JCC will meet at least once a year and whenever need arises. The functions of JCC will be as follows:

- ♦ To approve the annual action plan to be formulated by the Project
- ♦ To exchange views on major issues arising from or in connection with the Project
- ♦ To approve the revision of the PDM and P/O, as necessary
- ♦ To recommend and request for necessary actions to the Project

(2) Composition of JCC

Chairperson:

- ♦ Minister of the Ministry of Family, Adolescents and Children(Project Director)

a) Nicaraguan Side:

- ♦ Director of the General Direction of Program of Amor
- ♦ Director of the Direction of Working Children in the Street (Project Manager)
- ♦ Director of the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights
- ♦ Focal Point Personnel from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights, Municipal Delegation of Managua
- ♦ Technical Officers from the Direction of Working Children in the Street and the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights
- ♦ Director of the General Division of Planning and Information
- ♦ Director of the Division of Human Resources
- ♦ Representative of the Municipal Delegation of Managua
- ♦ Coordinators of the Pilot Delegations
- ♦ Other personnel concerned to be assigned by JCC

b) Japanese Side:

- ♦ Chief Advisor of the Project
- ♦ Other Japanese Experts
- ♦ Representative of JICA Nicaragua office
- ♦ Other personnel concerned to be assigned by JICA, as necessary

6.2.2 Technical Committee (TC)

(1) Function of TC

TC will meet at least twice a year and whenever need arises.

The functions of TC will be as follows:

- ♦ To confirm schedule of the Project activities
- ♦ To discuss the revision of documents, texts, manuals including the Guideline and Operational Standards, as necessary
- ♦ To suggest any necessary improvement for the implementation of the Project
- ♦ To recommend and request for necessary actions to the Project

10

(2) Composition of TC

Chairperson:

- ◆ Director of the Direction of Working Children in the street
- ◆ Director of the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights

(3) Members

a) Nicaraguan Side:

- ◆ Focal Point Personnel from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and Municipal Delegation from Managua
- ◆ Technical Officers from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and Municipal Delegation from Managua
- ◆ Technical Officers from the General Division of Planning and Information,
- ◆ Technical Officers from the Division of Human Resources
- ◆ Representative of the Municipal Delegation of Managua y other technical officers
- ◆ Coordinators of the Pilot Delegations

b) Japanese Side:

- ◆ Chief Advisor of the Project
- ◆ Other Japanese Experts
- ◆ Other personnel concerned to be assigned by JICA, as necessary

7. EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and MIFAN two years after the beginning of the Project as mid-term evaluation, and three and half years after the beginning of the Project as final evaluation in order to examine the level of achievement.

8. OTHER

7.1 Donor Coordination

The World Bank is in the preparatory process of the project implementation to support social risk prevention and attention for families and communities in the northern part of the Republic of Nicaragua. The project "Social Welfare Project" includes development of information management system of the MIFAN. The Project will have close communication and information sharing with the World Bank for the possible future collaboration.



7.2 Gender Mainstreaming

Violence against women, including Domestic Violence (DV), sexual abuse and other forms of gender based violence, is one of the most serious concerns in the Republic of Nicaragua. Many of its victims are women, adolescents and children with many of the cases occurring within the private sphere of the home by family members, relatives and/or neighbors within the community.

The project, with a full understanding of women's needs and challenges within communities, will support the enhancement of gender sensitive implementation mechanisms and service delivery for social risk prevention and attention for families and communities by mainstreaming gender and human rights perspectives into every project activities.

The project will implement gender responsive activities including formulating of gender sensitive training programs, implementing of trainings on gender analysis, conducting of women's empowerment programs and educational program for men and boys, which will as a whole enhance social risk prevention and attention for women, men, girls and boys in the community, and contribute to the effective achievement of the project purpose.

- Annex I Project Design Matrix (Version 1)
- Annex II Tentative Plan of Operation (Version 1)
- Annex III Implementation Structure Chart

Te



PDM (Project For Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities)

Implementation Period: 2012-2016

Implementing Institution: The Ministry of Family, Adolescents and Children of the Republic of Nicaragua

Pilot Area: [District 4&6 of Managua City]

Target Group:

Direct beneficiary: Technical Officers of the Central Office, Municipal Delegation of Managua, Pilot Delegations of the MIFAN, Family Counselors and Promoters

Indirect beneficiary: People in the pilot areas

Ver. 1

14th October, 2011

Overall Goal	Measurable Indicators	Source of measurement	External Conditions
The mechanism developed by the Project is expanded and implemented in other delegations of MIFAN in Managua City.	<ul style="list-style-type: none"> oX. Lessons learned from the Project are incorporated in the national policy. oX. The number of delegations (other than the pilot delegations), which have implemented and/or are using integrated service delivery for social risk prevention and attention. 	1. MIFAN's strategy	The national budget for the social welfare services is not reduced.
Project Purpose The mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention is developed and implemented.	<ul style="list-style-type: none"> oX. The number (or the percentage) of technical officers who are applying the procedures set forth in the Guidelines. oX. Level of compliance and rate of usage of the Guidelines (evaluated by monitoring check sheet, i.e. XX% of the Guidelines is complied/used.) 	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. The Report of Monitoring/Evaluation 4. Final Report of the Project	The national policy on social protection and social risk reduction remains unchanged.
Outputs 1. The Guideline is formulated, an integrated service delivery for social risk prevention and attention.	<ul style="list-style-type: none"> oX. The Guideline is documented as a report and approved by the Minister. 	1. The Guideline	* MIFAN does not change the priority level of Program Amor in its Ministry agenda.
2. Technical officers are trained in both technical skills and management capabilities, to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention.	<ul style="list-style-type: none"> oX. Capabilities of human resources, and tasks/workload at the pilot delegations are assessed and analyzed. oX. A series of operation standards is established at each pilot delegation. oX. A gender sensitive training plan is formulated at each pilot delegation and necessary teaching materials are produced. oX. Trainings are held according to the training plan. 	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. Register of training 4. The Report of Monitoring/Evaluation	* There will be no economical, social, political factors that significantly affects the living standard of people in pilot areas. * The number of local human resources such as promoters and family counselors are secured.
3. At pilot delegations, integrated service delivery for social risk prevention and attention is implemented and validated, in collaboration with communities.	<ul style="list-style-type: none"> oX. A sociological study is conducted; identification and analysis of findings are completed. oX. The Annual Operation Plan is existent. oX. Achievement level of goals that are set by each delegation. <ul style="list-style-type: none"> a. In relation to their attention activities, pilot delegations meet XX% of goals. (i.e. an increased number of attention delivered, frequency of tolerance and counter-reference, an increase in types of consultation) b. In relation to their prevention activities, pilot delegations meet XX% of goals. (i.e. the number of trainings provided to family counselors, the number of participants in parents' school and the number of classes held.) 	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. Register of training 4. The Report of Monitoring/Evaluation	* The number of technical officers of the MIFAN Central Office and of Delegations are secured. * Technical officers of MIFAN Central Office and Delegations who were given training will not leave their job.
4. The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention is formulated.	<ul style="list-style-type: none"> oX. The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention, is approved by the Minister. 		
Activities	Inputs		
1.1 The C/P team drafts the Guideline. 1.2 The C/P team convenes the Technical Committee (TC) and holds workshop to analyze the draft of the Guideline. 1.3 The C/P team finalizes the Guideline. 1.4 The C/P team obtains approval of the Guideline from MIFAN for its implementation and validation. 2.1 The C/P team assesses capabilities of human resources and tasks/workload at pilot delegations. 2.2 The C/P team establishes a series of operation standards for the Central Office and Delegations (it should include: a. the methodology and procedure of the service delivery for clients; b. organizational work flow). 2.3 The C/P team develops a training plan for the technical officers of Central Office and implement trainings. 2.4 The C/P team develops a training plan for the technical officers at Delegations, to improve their technical and management skills. (a. technical officers improve their technical skills to respond to the real needs of the people in the communities. b. human resources who are capable of adequately providing comprehensive social welfare services are developed. c. gender perspective is mainstreamed). 2.5 The C/P team develops teaching materials for the training of technical officers of Delegations. 2.6 The C/P team provides training for the technical officers of the pilot delegations. 2.7 The C/P team conducts monitoring and evaluation on the activities described in 2.1 ~ 2.6. 3.1 The Project assists the C/P team in conducting a sociological study of communities in pilot delegation area (collection of statistical information, mapping of locally available resources, gender analysis, etc.). 3.2 Technical officers of the pilot delegations, with the support of the C/P team, assess and analyze the problems found in the day-to-day operation of prevention and attention, at the pilot delegation level. Then, they will sort out the tasks in both technical and management aspects, set the goals to be achieved. 3.3 Technical officers of the pilot delegations, with the support of C/P team, formulate the Annual Operation Plan on the basis of the needs identified in 3.1. 3.4 According to the Plan, technical officers of the pilot delegations implement services on prevention and attention (consultation, training for family counselors and promoters, parents' school, youth club activities, life-long education, referral and counter-referral, inter-institutional network, etc.) 3.5 The C/P team implements monitoring and evaluation in relation with the activities described in 3.4. 4.1 The C/P team gathers all the information of accomplishments and lessons learned. 4.2 The C/P team prepares and submits the implementation strategy to the Minister of MIFAN.	Japanese side <ul style="list-style-type: none"> - Long-term Expert(s) experts : Chief Advisor (Institutional Capacity Development, Coordinator/Gender Mainstreaming) - Short-term Experts - Local consultants - Equipment and materials for implementation of the Project activities - Training in Japan and in the Third countries - Local activity cost 	Nicaraguan side <ul style="list-style-type: none"> - Assignment of counterpart personnel - Project Office and utilities cost - Cost of maintenance of equipment supplied - For-diem, accommodation, transportation cost and salary 	

Note 1: "Integrated Service Delivery for Prevention and Attention of Social Risk" refers to and consists of, educational social activities implemented by MIFAN to the people in the communities to prevent risks; the approach of a series of administrative services including attention to those who are victims in need of support and/or who has problems in their family.

Note 2: "The implementation strategy" stipulated in Output 4 includes two components: the Guideline on Integrated Service Delivery for Prevention and Attention of Social Risk (in which the concept and framework are defined), and Operation Standards (methodology, procedure of activities, placement of personnel, etc.).

PO (The Project For Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities, Nicaragua)

Ver. 1 ANNEX II

Activity	2013												2014												2015												2016												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1 The Guidelines is formulated on integrated service delivery for social risk prevention and attention. 1.1 The CIP team drafts the Guidelines.																																																	
1.2 The CIP team conducts the Technical Committee (TC) and holds workshop to analyze the draft of the Guidelines.																																																	
1.3 The CIP team initiates the Guidelines.																																																	
1.4 The CIP team obtains approval of the Guidelines from MEFAM for its implementation and validation.																																																	
2 Technical officers are trained in both technical skills and management capabilities to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention.																																																	
2.1 The CIP team assesses capabilities of human resources and task workload at pilot delegations.																																																	
2.2 The CIP team establishes a series of operation standards for the Central Office and Delegations (it should include: a. the methodology and procedure of the service delivery for citizens b. organizational work flow).																																																	
2.3 The CIP team develops a training plan for the technical officers of Central Office and Delegations.																																																	
2.4 The CIP team develops a training plan for the technical officers at Delegations, to improve their technical and management skills. (i.e. technical officers improve their technical skills to respond to the real needs of the people in the communities, b. human resources who are capable of adequately providing comprehensive social welfare services to the people in the communities).																																																	
2.5 The CIP team develops teaching materials for the training of technical officers of Delegations.																																																	
2.6 The CIP team provides training for the technical officers of the pilot delegations.																																																	
2.7 The CIP team conducts monitoring and evaluation on the activities described in 2.1 - 2.6.																																																	
3 At pilot delegations, integrated service delivery for social risk prevention and attention is implemented and validated, in collaboration with communities.																																																	
3.1 The Project assists the CIP team in conducting a sociological study of communities in pilot delegations area (collection of statistical information, mapping of locally available resources, gender analysis, etc.).																																																	
3.2 Technical officers of the pilot delegations, with the support of the CIP team, assess and identify the needs of the communities, at the pilot delegations level. Then, they will seek the needs in both technical and management aspects, set the goals to be achieved.																																																	
3.3 Technical officers of the pilot delegations, with the support of CIP team, formulate the Annual Operation Plan on the basis of the needs identified in 3.1.																																																	
3.4 Assistance for the CIP team technical officers of the pilot delegations (technical services of prevention and attention) (orientation, training for family counselors and promoters, parents' school, youth club activities, lifetime education, external and counter-external, inter-institutional network, etc).																																																	
3.5 The CIP team implements monitoring and evaluation in relation with the activities described in 3.1-3.4.																																																	
4 The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention is validated.																																																	
4.1 The CIP team gathers all the information of accomplishment and lessons learned.																																																	
4.2 The CIP team prepares and submits the implementation strategy, to the Director of MEFAM.																																																	

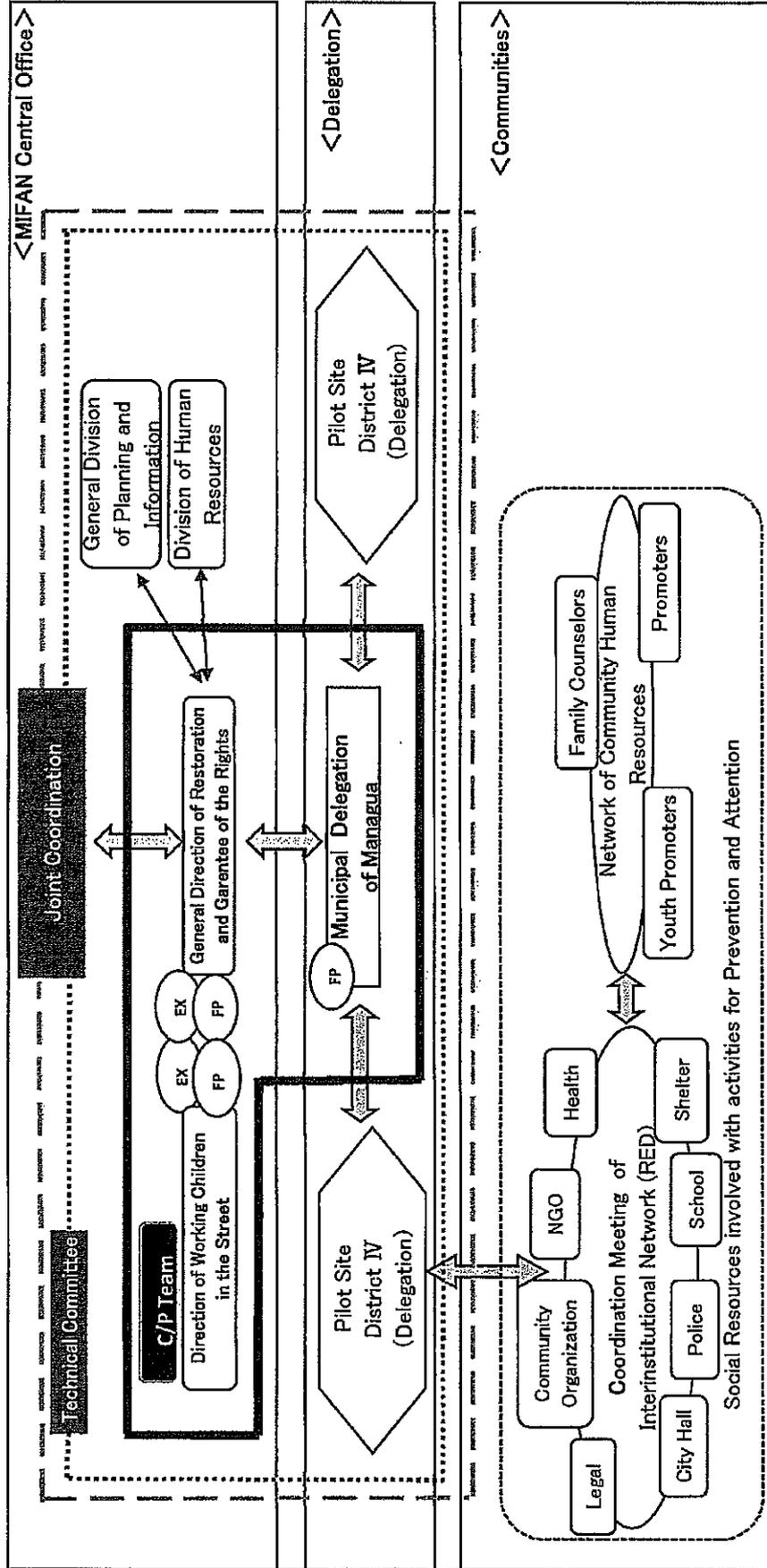
Cycle 1

Cycle 2

Cycle 3

R 01

Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities"
The implementation structure



Handwritten marks and signatures are present on the right side of the page, including a large stylized signature and a smaller mark below it.

**MINUTA DE DISCUSIONES
ENTRE EL EQUIPO JAPONÉS DEL ESTUDIO PARA LA PLANIFICACIÓN
DETALLADA
Y LAS
AUTORIDADES INTERESADAS DEL GOBIERNO
DE LA REPÚBLICA DE NICARAGUA
EN EL
PROYECTO DEL FORTALECIMIENTO DEL MODELO INTEGRADO DE
PREVENCIÓN DE RIESGO SOCIAL PARA NIÑOS, NIÑAS,
ADOLESCENTES Y SUS FAMILIAS**

En respuesta a la petición del Gobierno de la República de Nicaragua, la Agencia de Cooperación Internacional de Japón (denominado de aquí en adelante como "JICA") envió el Equipo de Estudio de Planificación Detallado (denominado de aquí en adelante como "el Equipo"), del 14 de septiembre al 17 de octubre de 2011, con el propósito de discutir el marco del Proyecto de la cooperación técnica solicitado y titulado "Proyecto para Fortalecimiento del Modelo Integrado de Prevención y Atención de Riesgo Social para Niños, Niñas, Adolescentes y Sus Familias" (denominado de aquí en adelante como "el Proyecto").

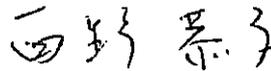
Durante su estadía en Nicaragua, el Equipo tuvo una serie de discusiones sobre el diseño del Proyecto con las autoridades concernientes e intercambió punto de vistas, con respecto a medidas preferibles para ser tomadas por ambas partes para la puesta en práctica sin dificultad del Proyecto.

Como resultado de las discusiones, ambas partes llegaron a la comprensión común en relación al diseño y marco del Proyecto a los que se refiere en el documento adjunto. Estos textos fueron escritos tanto en inglés como en español siendo ambos igualmente auténticos. El texto en inglés prevalecerá en caso de cualquier divergencia en la interpretación.

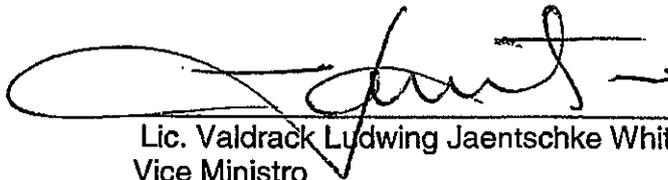
Managua, 14 de octubre de 2011



Dra. Marcia Ramírez Mercado
Ministra
Ministerio de la Familia, Adolescencia
y Niñez
República de Nicaragua



Lic. Yasuko Nishino
Representante de la Misión de JICA



Lic. Valdrack Ludwing Jaentschke Whitaker
Vice Ministro
Ministerio de Asuntos Exteriores, República de Nicaragua

DOCUMENTO DEL PROYECTO

1. ANTECEDENTES

En la República de Nicaragua, la agravante de la seguridad pública fue reconocida como uno de los problemas más serios en el país (Estadística de la Policía Nacional Nicaragüense 2009). Hay una tendencia del aumento de los crímenes, que se registraron 154,673 casos (18,286 eran casos intra-familiar) en 2008, comparado con 72,908 casos en 1999 (2,310 casos intra familiar). Por ejemplo, diversos riesgos en comunidades como la violencia intra-familiar, el abuso infantil, la drogadicción han amenazado a la seguridad de ciudadanos. La mayor parte de víctimas de la violencia intra-familiar y del abuso sexual eran mujeres, niños y niñas, y dicen que por lo menos el 80% de víctimas de casos de violencia fueron causados por miembro familiar, vecinos, o parientes. Según UNDP(2009), el 26% de la población femenina del país tiene miedo a la violencia en su comunidad. Niños y niñas, a menudo se han encontrado trabajando o vagando en la calle como consecuencia de escapar de problemas antes mencionados en casa o debido a la pobreza. Según la investigación ENTIA sobre el trabajo infantil (2000), el 9.9 % (el 14.4 % de niños y el 5.4 % de niñas) de niños de cinco a catorce años realizó trabajo infantil.

En el Informe Nacional del Desarrollo Humano (2009), el Gobierno de la República de Nicaragua mostró gran consideración a las actividades preventivas a través de la participación comunitaria. Y el "Programa Amor" (un programa para promover el bienestar de niños, niñas y familias) no solamente enfoca a actividades de protección sino también tiene actividades de prevención para mejorar las relaciones intrafamiliares y reconstruir las-comunidades en consideración.

El Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez (de aquí en adelante denominado como "MIFAN") implementó el Proyecto para "Fortalecimiento de la Red de Seguridad Ciudadanía para Juventud y sus Familias" (2007-2010) con cooperación técnica de Japón. El Proyecto contribuyó a establecer el Modelo de la Prevención del Riesgo Social, utilizando ejemplos de experiencias de actividades sociales de comunidades japoneses tales como; grupo de vigilancia vecinal, junta de vecinos, junta de niñez, junta de mujeres, y movimientos para el mejoramiento de la calidad de vida, etc.

En el Modelo de la Prevención del Riesgo Social, los 5 actividades, es decir, i) capacitación del personal, ii) formación de Grupo de Padres y Madres en Valores ii) educación para toda la vida (Capacitación y Habilitación laboral), iv) actividad juvenil, y v) redes institucionales, fueron desarrolladas. Y aprendiendo de sistema japonés del promotor social, llamado Minsei-iin (consejero local de bienestar), los recursos humanos de comunidades fueron capacitados como consejeros familiares.

De este modo, el mecanismo institucional para prestación de servicio de prevención de riesgo social fue establecido. Mientras que estos técnicos todavía no están calificados suficientemente para brindar servicios de atención. Por lo tanto, se ha reconocido la necesidad de fortalecer la capacidad institucional para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.

Con tales situaciones, el Gobierno de la República de Nicaragua solicitó al Gobierno de Japón cooperar en estructuración del Modelo Integrado de la Prevención del Riesgo Social. En respuesta a la solicitud, JICA envió el equipo del estudio de la planificación detallada para discutir y desarrollar el marco del Proyecto de cooperación técnico solicitado, incluyendo la Matriz del Diseño del Proyecto (de aquí en adelante se denominará como "PDM") y el Plan de Operación (de aquí en adelante se denomina como "PO").

2. PROPÓSITO DEL ESTUDIO

El Estudio de Planificación detallado fué conducido por siguientes propósitos:

- (1) Confirmar antecedentes y el contenido de la solicitud por el Gobierno de la República de Nicaragua,
- (2) Recopilar y analizar la información detallada relacionada a la solicitud, y desarrollar el plan detallado del Proyecto en base a discusiones e intercambio de opiniones entre autoridades nicaragüenses interesadas y JICA
- (3) Llegar al acuerdo sobre el plan detallado del Proyecto y firmar la Minuta de Discusiones (de aquí en adelante denominará como M/M).

3. PUNTOS PRINCIPALES DISCUTIDOS

Los siguientes asuntos fueron discutidos durante el Estudio del Plan Detallado por el Equipo. Ambas partes llegaron al acuerdo de los puntos siguientes.

(1) El Equipo de Estudio confirmó que las 5 componentes de actividades, es decir, (i) Formación de Recursos Humanos; (ii) Formación de Grupos de padres y madres en valores, (iii) Formación y habilitación laboral, (iv) actividades para la Niñez y Adolescencia, y v) la red inter-institucional, desarrollados en la primera fase del Proyecto fueron designados como el Modelo de Prevención de Riesgo Social y se operan continuamente y se extiende en otras delegaciones hasta después de finalizar el proyecto. Estos componentes también fueron unificados en el "Modelo de Atención Integrado a la Niñez, Familia y Comunidad" del MIFAN y el MIFAN planifica oficialmente promocionar la implementación del Modelo. Ambas partes acordaron

que el Proyecto intenta desarrollar el mecanismo institucional y capacidad para prestación del servicio para prevención y atención a familias y comunidades en base al Modelo Integrado y a través de una serie de actividades del proyecto.

(2) El papel y los miembros del JCC (Comité de Coordinación Conjunto) y del TC (Comité Técnico) son los que figuran en el artículo 6 de este documento. Especialmente, los representantes de la Dirección General de Planificación e Información, y la División de Recursos Humanos quienes acordaron en colaborar y hacer plan anual del Proyecto, capacitación y materiales didácticos, etc.

(3) El MIFAN acordó a asignar la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos, y la Delegación Municipal de Managua como dependencias contrapartes de este Proyecto y acordaron poner 3 personas (1 por dependencia) como responsable del Proyecto.

(4) El MIFAN acordó asumir la responsabilidad de los costos del Proyecto como viático, acomodación, costo de transporte, salario y otros gastos corrientes..

(5) En cuanto a las Delegaciones Piloto, ambas partes acordaron seleccionar Delegaciones del Distrito IV y Distrito IV en Managua (véase 4.1.3). El Proyecto directamente apoyará estas dos delegaciones, para desarrollar actividades de pilotaje, con el fin de fortalecer la entrega del servicio para prevención y atención de riesgo social en cada Distrito. Además, el Proyecto asimila información y aprendizaje del Proyecto para establecer la entrega de servicio realmente efectiva por verificación de eficiencia y eficacia de cada actividad de piloto implementado y el mecanismo desarrollado. De igual manera, el Proyecto también apoyará el desarrollo de capacidad institucional de otras delegaciones distritales del municipio de Managua proporcionando capacitaciones y destibuyendo materiales didácticos.

(6) Puntos importantes considerados al seleccionar Delegaciones Piloto fueron los siguientes,

1. Delegación que localiza en el distrito con alta tasa de crímenes.
2. Delegación que cuenta con un cierto nivel de capacidad institucional.
3. Delegación que tiene el acceso fácil para monitoreo y evaluación.
4. Delegación que recibe alto número de casos de consultas.

Ambas partes acordaron seleccionar la Delegación IV y VI como Delegación Piloto. Delegación IV y VI están situados en uno de los distritos que registran más alta tasa de crimen. La Delegación IV se considera apropiada para implementación del Proyecto eficientemente por ubicar dentro del edificio de la Delegación Municipal de Managua. La Delegación VI recibe alto número de consultas y mantiene un cierto nivel de capacidad institucional.)

(7) Ambas partes acordaron que, el (la) Ministro(a) tiene autoridad total para aprobar las Normativas y los Estándares de operación, estos son lo que se requerirán para que los funcionarios técnicos los pongan en prácticas. El MIFAN acordó tomar las medidas necesarias para su aprobación adecuadamente en el momento oportuno.

(8) En cuanto a la formación de recursos humanos en el área de Bienestar Social, ambas partes convinieron la necesidad de desarrollar el plan de capacitación con amplios puntos de vista de acuerdo a las necesidades de los ciudadanos; incorporar temas en el área de bienestar social tales como la violencia a las mujeres, niñas y niños que trabajan, niñez con discapacidad en riesgos, y adulto mayor, etc.

(9) Actualmente, el MIFAN está desarrollando el Modelo Integrado de Atención para la Niñez, Familia y Comunidad. El Proyecto trata de apoyar a introducir un mecanismo para prestar el servicio integrado para prevención y atención, enfocando algunos componentes principales de este Modelo. Ambas partes confirmaron que el diseño del Proyecto y su enfoque son totalmente consistentes con el Modelo Integrado del MIFAN.

(10) Ambas partes acordaron cambiar el título del Proyecto a lo cual solicitado de parte de Nicaragua, "Fortalecimiento del Modelo Integrado para Prevención de Riesgo Social para Niños, Niñas, Adolescentes y sus Familias" del cual elimina la palabra "Modelo" para evitar cualquiera confusión. Ambas partes acordaron cambiar el título del Proyecto de manera siguiente;

Inglés : Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities"

Español : Proyecto para el "Fortalecimiento de Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades"

4. MARCO DEL PROYECTO

El diseño básico del Proyecto se muestra en la PDM y PO adjuntos en el Anexo I y II, que fueron formulados y acordados a través de discusiones extensas y en comprensión mutua. El marco del Proyecto será examinado y revisado por ambos gobiernos antes de firmar el Registro de Discusiones (de aquí en adelante denominado como R/D).

La PDM será enmendada según el progreso y logros del Proyecto, y en base al acuerdo entre la parte nicaragüense y parte japonesa necesariamente. Especialmente, 'Indicadores' y 'Medidas de Verificación' serán sometidos a la



revisión y modificación después del inicio del Proyecto.

4.1 Marco de la Cooperación

4.1.1 Título del Proyecto

El título del Proyecto será: "Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado Para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades".

4.1.2 Resumen del Proyecto

(1) Objetivo Superior

"El mecanismo desarrollado por el Proyecto se extiende y se implementa en otras Delegaciones en el Municipio de Managua del MIFAN".

(2) Objetivo del Proyecto

"El mecanismo para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se desarrolla y se implementa. "

(3) Resultados

Los Resultados esperados del Proyecto son:

- 1) Se elabora la Normativa para prestar servicio integrado de prevención y atención de riesgo social.
- 2) Técnicos están capacitados en habilidad técnica y gestional para prestar servicio integrado para prevención y atención de riesgo social.
- 3) En Delegaciones Piloto, se ha implementado y validado la metodología de la entrega de servicio integrado para prevención y atención de riesgo social en colaboración con comunidades.
Se elabora el Documento Estratégico sobre implementación de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.
- 4) Se elabora el Documento Estratégico sobre implementación de la entrega del servicio integrado para prevención y atención de riesgo social.

(4) Actividades

- 1.1 El equipo de C/P redacta la Normativa.
- 1.2 El equipo de C/P convoca la reunión de Comité Técnico (TC) y celebra taller para analizar el borrador de la Normativa.
- 1.3 El equipo perfecciona la Normativa.
- 1.4 El equipo de C/P obtiene la aprobación de implementación y validación de la Normativa del MIFAN.

- 2.1 El equipo de C/P realiza el diagnóstico de actualidad de la capacidad de recursos humanos, el trabajo, carga laboral actual en Delegaciones Piloto.
- 2.2 El equipo de C/P elabora el Estándar de Operación para implementar trabajos

- en la Oficina Central y Delegaciones (se incluyen, a. Metodología y flujo de prestación de servicios a usuarios y, b. flujo de trabajos organizativos)
- 2.3 El equipo de C/P elabora el plan de capacitación para técnicos de la Oficina Central e implementa la capacitación.
 - 2.4 El equipo de C/P elabora el plan de capacitación para mejorar capacidad técnica y administrativa de técnicos de Delegaciones (a. mejoramiento de técnicas para dar respuestas a la necesidad real de habitantes, b. formación de recursos humanos de bienestar social, capaces de brindar servicios integrados de bienestar social apropiadamente, c. se incorpora tema de género de forma transversal).
 - 2.5 El equipo de C/P elabora materiales didácticos para capacitación a técnicos de Delegaciones.
 - 2.6 El equipo de C/P capacita a los técnicos de Delegaciones piloto.
 - 2.7 El equipo de C/P realiza monitoreo y evaluación de las actividades de 2.1 a 2.6.

- 3.1 El equipo de C/P realiza el estudio sociológico de comunidades en el área de la competencia de las Delegaciones piloto (recopilación de informaciones estadísticas, mapeo de recursos locales disponibles, análisis de género, etc.) .
- 3.2 Los técnicos de Delegaciones Piloto, con el apoyo del equipo de C/P, identifica y analiza problemas encontrados en operación rutinaria en prevención y atención en el nivel de Delegaciones Piloto, y ordenan temas a abordar y establecer metas a lograr en aspectos técnicos especializados y de gestión.
- 3.3 Técnicos de la Delegación Piloto, con el apoyo del equipo de C/P, elaboran el Plan de Operación Anual(POA), en base a la necesidad identificada en 3.1., y ordenarán actividades cronológicamente y por operación.
- 3.4 Los técnicos de la Delegación Piloto, en base al Plan, implementa servicios de prevención y de atención (consultas, formación de consejeros familiares y promotores, Formación del Grupo de Padres y Madres en Valor, actividad juvenil, Capacitación y Rehabilitación Laboral, actividad de referencia y contrarreferencia, red Interinstitucional, etc.)
- 3.5 El equipo de C/P realiza monitoreo y evaluación de las actividades descritas en 3.4.

- 4.1 El equipo de C/P resume todas las experiencias y aprendizajes del Proyecto.El equipo de C/P resume experiencias y aprendizajes del Proyecto.
- 4.2 El equipo de C/P elabora el Documento estratégico y presentarlo a la Ministra del MIFAN.

4.1.3 Delegaciones Piloto

Para desarrollar las estrategias de este proyecto, las delegaciones pilotos serán



las Delegaciones Distritales IV y VI en el municipio de Managua.

4.1.4 Grupo de Objeto

1) Beneficiarios Directos:

Técnicos del MIFAN del nivel Central, Delegación Municipal y de Delegaciones Distritales, Consejeros Familiares y Promotores.

2) Beneficiarios Indirectos:

Habitantes en el área de piloto

4.1.5 Período de Cooperación

La duración de la cooperación técnica para el Proyecto será cuatro (4) años desde la fecha descrita en el R/D.

4.1.6 Institución Ejecutora

Ministerio de Familia, Adolescencia y Niñez (MIFAN)

4.2 Plan de Operación Tentativo

El PO tentativo se indica en el Anexo II.

5. INSUMO

La inversión de cada parte será como siguiente:

5.1 La parte japonesa

(1) Envío de expertos japoneses

Expertos de largo plazo:

- ◆ Asesor Jefe / Desarrollo de la capacidad institucional
- ◆ Coordinador / Género transversal

Expertos de corto plazo

Expertos de corto plazo serán enviados en áreas relacionadas a actividades del Proyecto.

(2) Capacitación

Capacitación en Japón y/o en tercer país

(3) Equipamiento y materiales:

- ◆ Materiales y equipamiento para elaborar manuales de capacitación y otros materiales relacionadas a actividades.
- ◆ Materiales y equipamiento para implementar curso de capacitación.
- ◆ Materiales y equipamiento para mejoramiento de actividades organizativa y administrativa en la Oficina Central y Delegaciones del MIFAN.
- ◆ Equipamiento para oficina del Proyecto.

5.2 La parte Nicaragüense

(1) Contrapartes

- ♦ La Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua formarán el equipo de contrapartes.
- ♦ Se designa una persona de punto focal a cada unidad.

(2) Facilidades

- ♦ Espacio de la oficina del Proyecto y facilidades que se incluye el gasto de utilidades.

(3) Costo de actividades

- ♦ Costo de mantenimiento y reparación de equipamiento suministrado.
- ♦ Costo de visita para supervisión de rutina a las Delegaciones Piloto y comunidades.
- ♦ Viático, acomodación, costo de transporte y salario.

Otros aportes no indicados, serán determinados a través de consultas entre JICA y MIFAN durante el período de implementación del Proyecto, cuando fuera necesario.

6. ESTRUCTURA DE IMPLEMENTACIÓN

6.1 Responsables del Proyecto

- ♦ Director del Proyecto: El (La) Ministro(a) del Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez
Director del Proyecto será responsable de la administración e implementación total del Proyecto.
- ♦ Administrador del Proyecto: Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle
El Administrador del Proyecto será responsable de asuntos técnica y gerencial del Proyecto.
- ♦ Equipo de contrapartes del Proyecto: Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua formará un equipo de contraparte.
- ♦ Persona de punto focal: 1 personal de cada dependencia arriba mencionada.

6.2 Comité de Coordinación Conjunto y Comité Técnico

Se establecerán el Comité de Coordinación Conjunto (de aquí en adelante denomina

como "JCC") y el Comité Técnico (de aquí en adelante denomina como "TC") a fin de facilitar coordinación intra-institucional. El esquema de estructura de implementación del Proyecto se describe en el Anexo III.

6.2.1 Comité de Coordinación Conjunto (JCC)

(1) La función de JCC

El JCC tendrá reunión al menos una vez al año y siempre y cuando surja la necesidad. Las funciones del JCC serán como siguen:

- ♦ Aprobar el plan de acción anual formulado por el Proyecto,
- ♦ Intercambiar opiniones sobre asuntos importantes surgidos o relacionados al Proyecto,
- ♦ Aprobar la revisión de PDM y P/O, cuando sea necesario, y
- ♦ Recomendar y solicitar acciones necesarias al Proyecto.

(2) La Composición de JCC

Presidente:

- ♦ La Ministra del Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez.(Director del Proyecto)

a) La parte de Nicaragua:

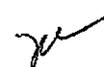
- ♦ Director de la Dirección General del Programa Amor,
- ♦ Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle (Administrador del Proyecto)
- ♦ Director de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,
- ♦ Personal de punto focal de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua.
- ♦ Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,
- ♦ Director de la División General de Planificación e Información,
- ♦ Director de la División de Recursos Humanos,
- ♦ Delegada de la Delegación Municipal de Managua
- ♦ Coordinadores de Delegaciones Piloto,
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JCC.

b) La parte de Japón:

- ♦ Jefe Asesor del Proyecto,
- ♦ Otros expertos japoneses
- ♦ Representante de la Oficina de JICA Nicaragua,
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JICA, según necesidad.

6.2.2 Comité Técnico (TC)

(1) La función de TC



16

El TC tendrá la reunión al menos dos veces al año y siempre y cuando surja la necesidad.

Las funciones del TC serán como sigue:

- ♦ Confirmar calendario de actividades del Proyecto,
- ♦ Discutir la revisión de documentos, textos, manuales, incluyendo la Normativa y Estándar Operativo, y como sea necesario,
- ♦ Sugerir cualquier mejora necesaria para la puesta en práctica del Proyecto.
- ♦ Recomendar y solicitar a tomar acciones necesarias.

(2) La Composición de TC

Presidente:

- ♦ Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle,
- ♦ Director de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,

(3) Miembros

a) La parte de Nicaragua:

- ♦ Personal de punto focal de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua.
- ♦ Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua,
- ♦ Técnicos de la División General de Planificación e Información,
- ♦ Técnicos de la División de Recursos Humanos,
- ♦ Delegada de la Delegación Municipal de Managua y otros técnicos
- ♦ Coordinadores de Delegaciones Piloto.

b) La parte de Japón:

- ♦ Jefe Asesor del Proyecto,
- ♦ Otros expertos japoneses
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JICA, según necesidad.

7. EVALUACIÓN

La evaluación del Proyecto será conducido por JICA y MIFAN conjuntamente, dos años y tres años y medio después de haber iniciado el Proyecto para examinar el nivel de alcance.

8. OTROS

8.1 Coordinación con otros organismos de cooperación internacionales

El Banco Mundial está en proceso de preparación de un proyecto de característica

similar del Proyecto de JICA-MIFAN para apoyar prevención y atención de riesgo social de familias y comunidades en el área norte de Nicaragua. En el Proyecto del Banco Mundial se incluye, como uno de los componentes, el fortalecimiento del sistema administrativo de información del MIFAN. El Proyecto mantendrá comunicaciones para compartir informaciones con el Banco Mundial para posible colaboración en futuro.

8. 2 Género transversal

La violencia contra mujeres, incluyendo la Violencia intra-familiar (VIF), el abuso sexual y otras formas de violencia basada en género, es una de las preocupaciones más serias en la República de Nicaragua. Muchas de sus víctimas son mujeres, adolescentes, niños y niñas con muchos de los casos que ocurren dentro de la esfera privada de la casa por miembros de familia, parientes y/o vecinos dentro de la comunidad.

El proyecto, con un pleno entendimiento de la necesidad y desafío en comunidades, apoyará fortalecer la implementación y entrega de servicio con puntos de vista género transversal en prevención y atención de riesgo social para familias y comunidades, siempre con temas de género y de derechos humanos.

El Proyecto, implementará actividades para darle respuesta al tema de género incluyendo la formación de programa de capacitación susceptible de género, el análisis de género para conducir programa de empoderamiento de mujeres en comunidades, y programa educativo para hombres, mujeres, adolescentes, niños y niñas. Todo ello, servirá a fortalecer la prevención y atención para comunidades en riesgo, y también contribuirá al logro del objetivo del Proyecto eficazmente.

- Anexo I Matriz de Diseño del Proyecto (Versión 1)
- Anexo II Plan de Operación Tentativo (Versión 1)
- Anexo III Esquema de la estructura de implementación del Proyecto

ANEXO I

PDM (Proyecto para Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades)

Período de Implementación: 2012 -2016
 Institución de Implementación: El Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez (MIFAN) de la República de Nicaragua
 Área Piloto : I Distrito IV y VI del Municipio de Managua

Ver. 1
 Versión del 14 de octubre, 2011
 Versión actualizada a la fecha

Grupo de Objetos:
 Beneficiarios directos: Técnicos del nivel Central, Delegación Municipal de Managua y de Delegaciones Piloto del MIFAN, Consejeros Familiares y Promotores
 Beneficiarios indirectos: Habitantes en el área de piloto

Objetivo Superior	Indicadores	Medio de verificación	Condición Externa
El mecanismo desarrollado por el Proyecto se extiende y se implementa en otras Delegaciones en el Municipio de Managua.	[e].I #Introducción de aprendizajes del Proyecto a la política de Nicaragua #Número de Delegaciones (no piloto) que implementan y/o prestan servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.	1. Estrategia del MIFAN	# Presupuesto Nacional asignado a la bienestar social no se reduce.
Objetivo del Proyecto El mecanismo para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se desarrolla y se implementa.	[e].J # Número (o proporción) de técnicas que aplican procedimientos en base a la Normativa. # Nivel de cumplimiento y uso de la Normativa (evaluado por hoja de comprobación, se usan por XX% de los técnicos)	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Informe del monitoreo/evaluación 4. Informe Final del Proyecto	# La política nacional de la protección social y reducción de riesgo social se mantiene.
Resultados 1. Se elabora la Normativa para prestar servicio integrado de prevención y atención de riesgo social.	[e].I #La Normativa se elabora como un Informe y se aprueba por la Ministra.	1. La Normativa	# No hay cambio en prioridad del Programa Amor en el MIFAN
2. Técnicos están capacitados en habilidad técnica y gestional para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.	[e].J #Se diagnostica la situación actual de la capacidad, trabajo y carga laboral de recursos humanos en Delegaciones Piloto se evalúa y se analiza. #Tiene establecido el Estándar de Operación en cada Delegaciones Piloto. #Se elaboran el plan de capacitación que se incluye puntos de vista género y los materiales didácticos necesarios para capacitación en cada Delegación. #Se realiza la capacitación según el Plan de capacitación.	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Registro de la capacitación 4. Informe del monitoreo/evaluación	# No hay factores económica, social, política que afecten significativamente al nivel de vida de habitantes del área de piloto. # Se asegura el número de recursos humanos comunitarios como consejeros familiares y promotores. # Se asegura el número de técnicos en el MIFAN Central y Delegaciones.
3. En Delegaciones Piloto, se ha implementado y validado la metodología de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social en colaboración con comunidades.	[e].J #Se ha realizado el estudio sociológico y analizado hallazgos. #Tiene establecido el Plan de Operación Anual (POA). #El grado de logro del meta establecida por cada Delegación a, en relación a las actividades de atención, la Delegación Piloto cumple el XX% (e). tasa de crecimiento de número de atención prestada, frecuencia de referencia y contrarreferencia, aumento del contenido de consultas manejables) b, en relación a las actividades de prevención, la Delegación Piloto cumple el XX% (e). número de capacitación brindado a consejeros familiares, número de participantes y número de cursos en Formación de Grupo de Padres y Madres en Valor)	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3.Registro de la capacitación 4. Informe del monitoreo/evaluación	# Técnicos capacitados del MIFAN Central y de Delegaciones no se retiran.
4. Se elabora el Documento Estratégico sobre implementación de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.	[e].J #El Documento estratégico para implementación de la forma de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se aprueba por la Ministra.		
Actividades		Instrumento	
1.1 El equipo de CP redacta la Normativa.	La parte de Japón	La parte de Nicaragua	
1.2 El equipo de CP convoca la reunión del Comité Técnico (TC) y elabora taller para analizar el borrador de la Normativa.	<ul style="list-style-type: none"> Envío de expertos a largo plazo (2expertos /Asesor Jefe/ Desarrollo de la capacidad institucional, Coordinador / género transversal) Envío de expertos de corto plazo Consultas locales Equipamiento y materiales para implementación de actividades de capacitación Capacitación en Japón y/o en tercer país Cost local para actividades 	<ul style="list-style-type: none"> Colocación de personal counterpart Oficina del Proyecto y el costo de utilidad Costo de mantención del equipamiento suministrado Víatico, acomodación, costo de transporte y celular 	
1.3 El equipo perfecciona la Normativa.			
1.4 El equipo de CP obtiene la aprobación de implementación y validación de la Normativa del MIFAN.			
2.1 El equipo de CP realiza el diagnóstico de actualidad de la capacidad de recursos humanos, el trabajo, carga laboral actual en las Delegaciones Piloto.			
2.2 El equipo de CP elabora el Estándar de Operación para implementar trabajos en la Oficina Central y Delegaciones (se incluyen, a. Metodología y flujo de prestación de servicios a usuarios y, b. flujo de trabajos organizativos)			
2.3 El equipo de CP elabora el plan de capacitación para técnicos de la Oficina Central e implementa la capacitación.			
2.4 El equipo de CP elabora el plan de capacitación para mejorar capacidad técnica y administrativa de técnico de Delegaciones (a. mejoramiento de técnicas para dar respuestas a la necesidad real de habitantes, b. formación de recursos humanos de bienestar social capaces de brindar servicios integrados de bienestar social apropiadamente, c. se incorpora tema de género de forma transversal).			
2.5 El equipo de CP elabora materiales didácticos para capacitación a técnicos de Delegaciones.			
2.6 El equipo de CP capacita a los técnicos de Delegaciones piloto.			
2.7 El equipo de CP realiza monitoreo y evaluación de las actividades de 2.1 a 2.6.			
3.1 El equipo de CP realiza el estudio sociológico de comunidades en el área de la competencia de las Delegaciones piloto (recopilación de informaciones estadísticas, mapeo de recursos locales disponibles, análisis de género, etc.).			
3.2 Los técnicos de Delegaciones Piloto, con el apoyo del equipo de CP, identifica y analiza problemas encontrados en operación rutinaria en prevención y atención en el nivel de Delegaciones Piloto, y ordenan temas a abordar y establecer metas a lograr en aspectos técnicos especializados y de gestión.			
3.3 Técnicos de la Delegación Piloto, con el apoyo del equipo de CP, elaboran el Plan de Operación Anual (POA), en base a la necesidad identificada en 3.1, y ordenan actividades cronológicamente y por operación.			
3.4 Los técnicos de la Delegación Piloto, en base al Plan, implementa servicios de prevención y de atención (consultas, formación de consejeros familiares y promotores, Formación del Grupo de Padres y Madres en Valor, madre, actividad juvenil, Capacitación y Habilitación Laboral, actividad de referencia y contrarreferencia, red institucional, etc.)			
3.5 El equipo de CP realiza monitoreo y evaluación de las actividades descritas en 3.4.			
4.1 El equipo de CP resume todas las informaciones de cumplimiento y aprendizajes del Proyecto.			
4.2 El equipo de CP elabora el Documento estratégico y presentarlo a la Ministra del MIFAN.			

Nota: La Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social se refiere y consiste de: actividad educativa social realizada por el MIFAN a los habitantes de comunidades para prevenir riesgos, y con el apoyo de una serie de servicios complementarios que se incluyen atendidos a los habitantes que se requieren apoyo por servirlos y/o por tener algún problema familiar.

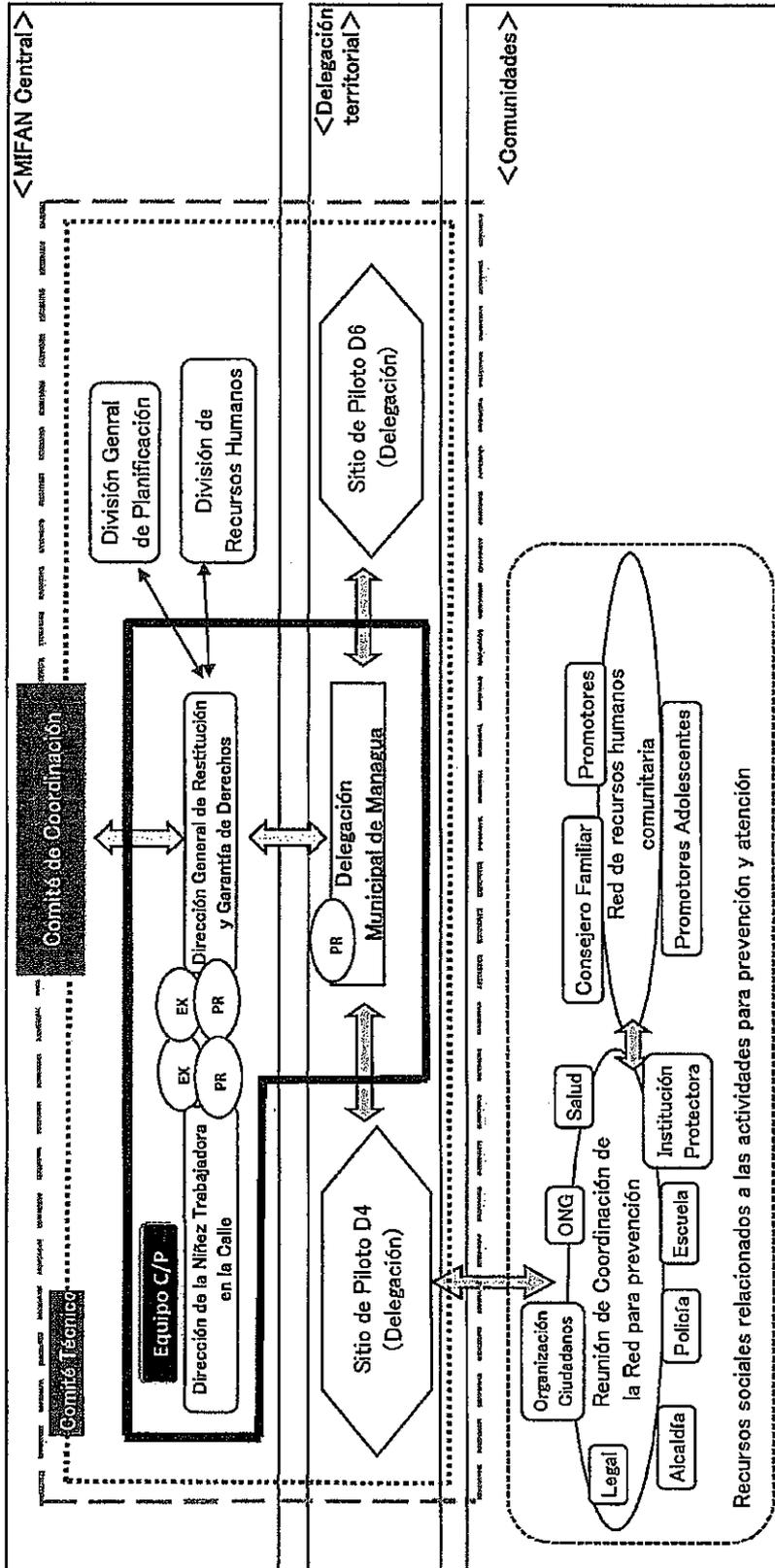
Nota: El "Documento Estratégico de implementación" definido en el Resultado 4, se comprende de: componentes; La normativa de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social (se define el concepto y el marco), y el Estándar de Operación (metodología, procedimiento de actividades, colocación de personal, etc.)

10

[Handwritten signature]

[Handwritten signature]

Proyecto para el "Fortalecimiento de Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social a Familias y Comunidades" Organigrama de la Implementación del Proyecto



RECORD OF DISCUSSIONS
ON
PROJECT FOR ENHANCING INTEGRATED SERVICE DELIVERY FOR
SOCIAL RISK PREVENTION AND ATTENTION FOR FAMILIES AND
COMMUNITIES

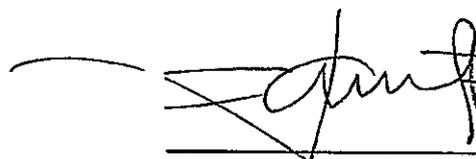
AGREED UPON BETWEEN

THE REPUBLIC OF NICARAGUA

AND

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

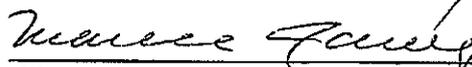
[Managua, December, 16th, 2011]



Mr. Valdrack Ludwing Jaentschke
Whitaker
Vice Minister
Ministry of Foreign Affairs,
Republic of Nicaragua



Mr. Tomoyuki Oki
Resident Representative in Nicaragua
Japan International Cooperation
Agency, Japan



Ms. Marcia Ramírez Mercado
Minister
Ministry of Family, Adolescents and Children,
Republic of Nicaragua

Based on the minutes of meetings on the Detailed Planning Survey on the Project for Strengthening of Integrated Model of Social Risk Prevention for Children, Youth and their Families (hereinafter referred to as "the Project") signed on 14th. of October 2011, between the Ministry of Family, Adolescents and Children (hereinafter referred to as "MIFAN) and the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), JICA held a series of discussions with MIFAN and relevant organizations to develop a detailed plan of the Project.

Both parties agreed the details of the Project and the main points discussed as described in the Appendix 1 and the Appendix 2 respectively.

Both parties also agreed that MIFAN, the counterpart to JICA, will be responsible for the implementation of the Project in cooperation with JICA, coordinate with other relevant organizations and ensure that the self-reliant operation of the Project is sustained during and after the implementation period in order to contribute toward social and economic development of the Republic of Nicaragua.

The Project will be implemented within the framework of the Agreement on Technical Cooperation signed on 30th. of May 2001 and the Verbal Notes exchanged on 17th. of August 2010 between the Government of Japan and the Government of the Republic of Nicaragua.

Done in duplicate in Spanish and English languages, both equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.

Appendix 1: Project Description

Appendix 2: Main Points Discussed

Appendix 3: Minutes of Meetings on the Detailed Planning Survey

PROJECT DESCRIPTION

I. BACKGROUND

In the Republic of Nicaragua, aggravation of the public security is recognized as one of the most serious concerns in the country. There is an increasing tendency of crimes with 154,673 cases in 2008 compared to 72,908 cases in 1999. Diverse social risks such as Domestic Violence, child abuse, drug addiction have been extremely threatening people's security in the country. Most of the victims of Domestic Violence and sexual abuse are women, adolescents and children. Many studies report that 80% of the sexual violence is committed within the private sphere of the home by family members, relatives and/or neighbors within the community. Children often end up working on the street as a result of fleeing from family violence at home or because of poverty. Children are in particular vulnerable in many forms of social risks in the country.

In the National Human Development Plan (2009), the Government of the Republic of Nicaragua in particular emphasizes the importance of strengthening social risk prevention by enhancing community participation. The "Program Amor", a national program which promotes the welfare for children and family, also addresses the importance of paying more attention on prevention activities, in addition to enhancing the protection activities, which will contribute to improving the family relationships and reconstructing the communities as a whole.

The MIFAN implemented the Project for "Strengthen Civil Security Network for Youth and His Family" (2007-2010) with the technical cooperation of Japan. The Project contributed to establishing the Social Risk Prevention Model in the country encompassing five components such as, i) Human Resource Development, ii) parents' school, iii) lifetime education, iv) youth club activity, and v) institutional network among the concerned organizations.

The Model is developed by introducing Japanese experiences on participatory community development activities including; neighborhood association, neighborhood watch group, children's club, women's association, campaign for the improvement of living conditions and other related community activities. In particular Community Family Counselors were trained in the country by learning from the experiences of social promoter called Minsei-iin (local welfare commissioner) in Japan. The Guideline to operate the Model, which was developed by the Project cooperation, has now been officially authorized as a

ministry's strategy on social risk prevention in the country. Other donors also introduce and utilize the operational manuals developed by the Project in their support programs.

Although the Project contributed greatly for establishing the institutional mechanism for social prevention service delivery by developing the Model, it is now recognized that enhancing institutional capacity to deliver integrated form of service delivery on both social risk prevention and attention is important.

With the background above, the Government of the Republic of Nicaragua through of MIFAN, requested the Government of Japan to provide technical assistance for developing integrated model on social risk prevention and attention which responds the needs of the communities and families. In response to the request, the JICA dispatched the Detailed Planning Survey Team, to discuss and formulate the overall project framework including the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") and Plan of Operation (hereinafter referred to as "PO").

II. OUTLINE OF THE PROJECT

Details of the Project are described in the Logical Framework (Project Design Matrix: PDM) (Annex 1) and the tentative Plan of Operation (Annex 2).

1. Title of the Project

Project for Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities.

2. Implementation Structure

The Project organization chart is given in the Annex 3. The roles and assignments of relevant organizations are as follows:

(1) MIFAN

(a) Project Director

The Minister of the Ministry of Family, Adolescents and Children

The Project Director will be responsible for overall administration and implementation of the Project.

(b) Project Manager

The Director of the Direction of Working Children in the Street.

Project Manager will be responsible for managerial and technical matters of the Project.

(2) JICA Experts

The JICA experts will give necessary technical guidance, advice and recommendations to MIFAN on any matters pertaining to the implementation of the Project.

(3) Joint Coordinating Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") will be established in order to facilitate inter-organizational coordination. JCC will be held at least once a year and whenever deems it necessary. JCC will approve an annual work plan, review overall progress, conduct monitoring and evaluation of the Project, and exchange opinions or major issues that arise during the implementation of the Project. A list of proposed members of JCC is shown in the Annex 4.

(4) Technical Committee

Technical Committee (hereinafter referred to as "TC") will be established in order to response for technical matters of the Project. TC will be held at least twice a year and whenever deems it necessary. TC will confirm schedule of the Project activities, discuss the revision of documents, texts, manuals including the Guideline and Operational Standards, suggest any necessary improvement for the implementation, and recommend and request for necessary actions to the Project. A list of proposed members of TC is shown in the Annex 4.

3. Project Site and Beneficiaries

【Project Site】

City of Managua, The Republic of Nicaragua

【Pilot Project Sites】

Delegations of the District IV and VI of the City of Managua

【Direct Beneficiary】

Technical Officers of the Central Office, the Municipal Delegation of Managua, and the Pilot Delegations of the District IV and VI of Managua of the MIFAN.

Family Counselors and Promoters

Residents of the priority area in the District IV and VI which will be chosen after the Project initiates

【Indirect Beneficiary】

People in the pilot areas

4. Duration

The duration of the technical cooperation for the Project will be four (4) years from the arrival date of any of the Japanese experts.

5. Environmental and Social Considerations

MIFAN agreed to abide by 'JICA Guidelines for Environmental and Social

Considerations' in order to ensure that appropriate considerations will be made for the environmental and social impacts of the Project.

III. UNDERTAKINGS OF MIFAN AND THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF NICARAGUA

MIFAN and the Government of the Republic of Nicaragua will take necessary measures to:

- (1) ensure that the technologies and knowledge acquired by the Nicaraguan nationals as a result of Japanese technical cooperation contributes to the economic and social development of the Republic of Nicaragua and that the knowledge and experience acquired by the personnel of Republic of Nicaragua from technical training as well as the equipment provided by JICA will be utilized effectively in the implementation of the Project; and
- (2) grant privileges, exemptions and benefits to the JICA experts referred to in II-2 above and their families, which are no less favorable than those granted to experts and members of the missions and their families of third countries or international organizations performing similar missions in the Republic of Nicaragua.

IV. EVALUATION

JICA and the MIFAN will jointly conduct the following evaluations and reviews.

1. Mid-term review at the middle of the cooperation term.
2. Terminal evaluation during the last six (6) months of the cooperation term.

JICA will conduct the following evaluations and surveys to mainly verify sustainability and impact of the Project and draw lessons. The Direction of Working Children in the Street is required to provide necessary support for them.

1. Ex-post evaluation three (3) years after the project completion, in principle
2. Follow-up surveys on necessity basis

V. PROMOTION OF PUBLIC SUPPORT

For the purpose of promoting support for the Project, the Direction of Working Children in the Street will take appropriate measures to make the Project widely known to the people of the Republic of Nicaragua.

VI. MUTUAL CONSULTATION

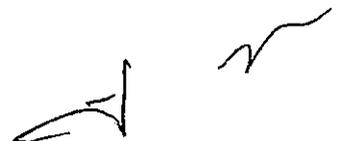
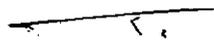
JICA and MIFAN will consult each other whenever any major issues arise in the course of the Project implementation.

VII. AMENDMENTS

The record of discussions may be amended by the minutes of meetings between JICA and MIFAN.

The minutes of meetings will be signed by authorized persons of each side who may be different from the signers of the record of discussions.

- Annex 1 Logical Framework (Project Design Matrix: PDM)
- Annex 2 Tentative Plan of Operation (PO)
- Annex 3 Project Organization Chart
- Annex 4 A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee/
Technical Committee



Logical Framework (Project Design Matrix: PDM)

Project For Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities

Implementation Period: 2012 -2016
 Implementing Institution : The Ministry of Family, Adolescents and Children of the Republic of Nicaragua
 Pilot Area: (District 4 and 9 of Managua City)

Ver. 0, 16th Dic. 2011

Target Group:
 Direct beneficiary: Technical Officers of the Central Office, Municipal Delegation of Managua, Pilot Delegations of the MIFAN, Family Counselors and Promoters, Residents of the priority area which will be chosen after the Project initiates.
 Indirect beneficiary: People in the pilot areas

Overall Goal	Measurable Indicators	Source of measurement	External Conditions
The mechanism developed by the Project is expanded and implemented in other delegations of MIFAN in Managua City.	ex. ■ Lessons learned from the Project are incorporated in the MIFAN's policy. ■ The number of delegations (other than the pilot delegations), which have implemented and/or are using integrated service delivery for social risk prevention and attention.	1. MIFAN's strategy	The national budget for the social welfare services is not reduced.
Project Purpose In pilot delegation area, the mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention is developed and implemented.	ex. ■ Level of compliance and rate of usage of the Guidelines (evaluated by monitoring check sheet, it is used by the technical officer in the pilot delegations). ■ Achievement level of goals that are set by each delegation. a) in relation to their attention activities, pilot delegations meet the demands for the number of attention services, frequency of reference and counter-reference, increased contents of manageable consultations. b) in relation to their prevention activities, the pilot delegations achieve the number of trainings provided to family counselors, the number of participants in parents' school and the number of classes held.	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. The Report of Monitoring/Evaluation 4. Final Report of the Project	The national policy on social protection and social risk reduction remains unchanged.
Outputs			
1. The Guideline is formulated, on integrated service delivery for social risk prevention and attention.	ex. ■ The Guideline is documented as a report and approved by the Minister.	1. The Guideline	• MIFAN does not change the priority level of Program Amar in its Ministry agenda.
2. Training activities for technical officers who have both technical skills and management capabilities in order to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention, are established.	ex. ■ Based on the points of a,b,c. of the activity 2.4, training plan is formulated at each pilot delegation and necessary teaching materials are produced. ■ Trainings are held according to the training plan (process, quality, number of times)	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. Register of training 4. The Report of Monitoring/Evaluation	• There will be no economical, social, political factors that significantly affects the living standard of people in pilot areas. • The number of local human resources such as promoters and family counselors are secured.
3. At pilot delegations, integrated service delivery for social risk prevention and attention is implemented and validated, in collaboration with communities.	ex. ■ For the activities of the validation, six cycles (3 times by 2 delegations) are implemented according to the process of 1) annual plan, 2) implementation, 3) monitoring and evaluation. ■ Technical officers who carried out prevention and attention activities reaches the goals set in each pilot delegation. ■ At the pilot delegations, the six annual reports which contain with achievements of the validation are documented.	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. Register of training 4. The Report of Monitoring/Evaluation	
4. The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention is formulated.	ex. ■ The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention, is approved by the Minister.		
Activities	Inputs		
1.1 The C/P team drafts the Guideline.	Japanese side	Nicaraguan side	
1.2 The C/P team convenes the Technical Committee (TC) and holds workshop to analyze the draft of the Guideline.	• Long-term Experts (2 experts : Chief Advisor/Institutional Capacity Development, Coordinator/Gender Mainstreaming)	• Assignment of counterpart personnel	
1.3 The C/P team finalizes the Guideline.	• Short-term Experts	• Project Office and Utilities cost	
1.4 The C/P team requests to obtain approval of the Guideline from MIFAN for its implementation and validation	• Local consultants	• Cost of maintenance of equipment supplied	
2.1 The C/P team assesses capabilities of human resources and task/workload at pilot delegations.	• Equipment and materials for implementation of the Project activities	• Per-diem, accommodation, transportation cost and salary	
2.2 The C/P team establishes a series of operation standards for the Central Office and Delegations (it should include: a. the methodology and procedure of the service delivery for clients; b. organizational work flow).	• Training in Japan and in the Third countries		
2.3 The C/P team develops a training plan for the technical officers of Central Office and implement trainings.	• Local activity cost		
2.4 The C/P team develops a training plan for the technical officers at Delegations, to improve their technical and management skills. (a. technical officers improve their technical skills to respond to the real needs of the people in the communities, b. human resources who are capable of adequately providing comprehensive social welfare services are developed. c. gender perspective is mainstreamed).			
2.5 The C/P team develops teaching materials for the training of technical officers of Delegations.			
2.6 The C/P team provides training for the technical officers of the pilot delegations.			
2.7 The C/P team conducts monitoring and evaluation on the activities described in 2.1 ~ 2.6.			
3.1 The Project assists the C/P team in conducting a sociological study of communities in pilot delegation areas (collection of statistical information, mapping of locally available resources, gender analysis, etc.).			
3.2 Technical officers of the pilot delegations, with the support of the C/P team, assess and analyze the problems found in the day-to-day operation of prevention and attention, at the pilot delegation level. Then, they will sort out the tasks in both technical and management aspects, set the goals to be achieved.			
3.3 Technical officers of the pilot delegations, with the support of C/P team, formulate the Annual Operation Plan on the basis of the needs identified in 3.1.			
3.4 According to the Plan, technical officers of the pilot delegations implement services on prevention and attention (consultation, training for family counselors and promoters, parents' school, youth club activities, lifetime education, referral and counter-referral, inter-institutional network, etc.)			
3.5 The C/P team implements monitoring and evaluation in relation with the activities described in 3.4.			
4.1 The C/P team gathers all the information of accomplishments and lessons learned.			
4.2 The C/P team prepares and submits the implementation strategy to the Minister of MIFAN.			

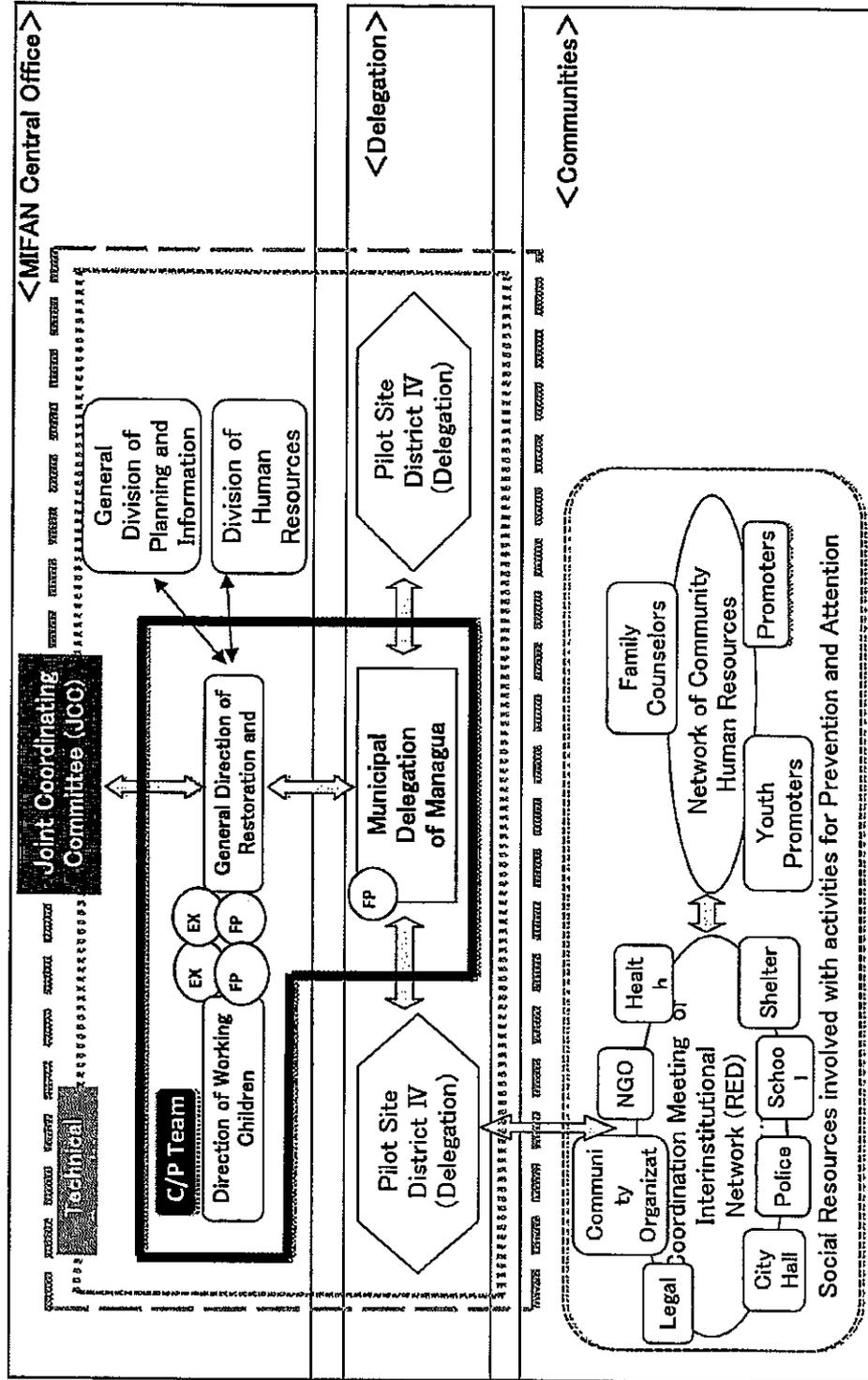
Note 1) "Integrated Service Delivery for Prevention and Attention of Social Risk" refers to and consists of: educational social activities implemented by MIFAN to the people in the communities to prevent risks; the approach of a series of administrative services including attention to those who are victims in need of support and/or who has problems in their family.

Note 2) "The implementation strategy" stipulated in Output 4 includes two components, the Guideline on Integrated Service Delivery for Prevention and Attention of Social Risk (in which the concept and framework are defined), and Operation Standards (methodology, procedure of activities, placement of personnel, etc.)

Project Organization Chart

Project for Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities

The implementation structure



[Handwritten signature]

A List of Proposed Members of Joint Coordinating Committee/ Technical Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") and Technical Committee (hereinafter referred to as "TC") will be composed by the members listed as follows.

1. Composition of JCC

Chairperson:

- ◆ Minister of the Ministry of Family, Adolescents and Children(Project Director)

a) Nicaraguan Side:

- ◆ Director of the General Direction of Program of Amor
- ◆ Director of the Direction of Working Children in the Street (Project Manager)
- ◆ Director of the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights
- ◆ Focal Point Personnel from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights, Municipal Delegation of Managua
- ◆ Technical Officers from the Direction of Working Children in the Street and the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights
- ◆ Director of the General Division of Planning and Information
- ◆ Director of the Division of Human Resources
- ◆ Representative of the Municipal Delegation of Managua
- ◆ Coordinators of the Pilot Delegations
- ◆ Other personnel concerned to be assigned by JCC

b) Japanese Side:

- ◆ Chief Advisor of the Project
- ◆ Other Japanese Experts
- ◆ Representative of JICA Nicaragua office
- ◆ Other personnel concerned to be assigned by JICA, as necessary

2. Composition of TC

Chairperson:

- ◆ Director of the Direction of Working Children in the street
- ◆ Director of the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights

a) Nicaraguan Side:

- ◆ Focal Point Personnel from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and Municipal Delegation from Managua
- ◆ Technical Officers from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and Municipal Delegation from Managua
- ◆ Technical Officers from the General Division of Planning and Information,
- ◆ Technical Officers from the Division of Human Resources
- ◆ Representative of the Municipal Delegation of Managua and other technical officers
- ◆ Coordinators of the Pilot Delegations

b) Japanese Side:

- ◆ Chief Advisor of the Project
- ◆ Other Japanese Experts
- ◆ Other personnel concerned to be assigned by JICA, as necessary

MAIN POINTS DISCUSSED

The following issues were discussed during and after the Detailed Planning Survey between the Team and Nicaraguan authorities concerned. Both sides agreed on the following points;

(1) The Team confirmed that the activities on 5 components (i) Human Resource Development, ii) parents' school, iii) lifetime education, iv) youth club activity, and v) institutional network among the concerned organizations) which were developed in the first phase of the Project and were designated as the Social Risk Prevention Model, have been continuously operated and even expanded into other delegations in the Republic of Nicaragua after the completion of the first phase of the Project. These components have also been unified into the MIFAN's "Integrated Model of Attention for Childhood, Family and Community", and MIFAN officially plans to promote implementing the Model. Both sides agreed that the Project aims to develop the institutional mechanism and capacity for the service delivery for social risk prevention and attention for families and communities based on the Integrated Model through conducting a series of project activities.

(2) The role and responsibilities including its members of the Joint Coordination Committee (hereinafter referred as JCC) and of the Technical Committee (hereinafter referred as TC) are as is shown in the article 6 of the appendix 3 in this document. The representatives of the General Division of Planning and Information and Human Resources Division agreed to closely cooperate with the Project activities in any cases concerned, such as in developing the project annual plan of operation, training and educational materials.

(3) The MIFAN agreed to assign the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and the Municipal Delegation of Managua as a counterpart team by appointing one personnel each from the above mentioned three counterpart offices of counterpart staff.

(4) The MIFAN agreed to bare the local cost of the Project such as per diem, accommodation, transportation cost, salary and other necessary running cost of counterpart staff.

(5) As for the Pilot Delegations, both sides agreed on selecting the IV and VI District Delegations of Managua (See 4.1.3 of the appendix 3 in this document). The Project directly supports these two delegations, as the Project pilot activities, in order to enhance the integrated service delivery for social risk prevention and

attention in each targeted district. In addition, the Project assimilates information and lessons learnt to establish a truly effective service delivery by verifying the efficiency and efficacy of each implemented pilot activity and the developed mechanism. The Project also indirectly supports the institutional capacity development in other districts, which fall under the Municipal Delegation of Managua, by providing trainings and distributing training materials.

(6) The important points of consideration to select pilot delegations are as follows;

1. Delegations which are located in the district with a high crime rate
2. Delegations which have a certain degree of institutional capacity
3. Delegations which are geographically located within an easy access for monitoring and evaluation of the pilot activities
4. Delegations which deal with many consultation cases

Both sides agreed to select delegation IV and VI as pilot delegations. Delegation IV and VI are both located in districts with high crime rates. Delegation IV is considered as appropriate for the efficient Project implementation as it is located within the premises of the Municipal Delegation of Managua. Delegation VI deals with many consultation cases and maintains a certain degree of institutional capacity.

(7) Both sides agreed that the Minister of the MIFAN has a full authority to give official approval for operating the Guideline and a series of operational standards in two pilot delegations. The MIFAN agreed to take necessary and appropriate measures for the above mentioned documents to be drafted and approved in a right and required timing.

(8) Both sides agreed the importance and necessity to develop training curriculum and the training delivery system for the technical officers of the MIFAN, which correspond to a wider range of social welfare issues such as violence against women, child labor, the disabled in high risk and the elderly.

(9) The MIFAN has now developed the Integrated Model of Attention for Children, Family and Community. The Project aims to support developing the institutional mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention by focusing on several main components of the above mentioned Model. Both sides confirmed that the Project design and its approach are fully consistent with the Integrated Model of the MIFAN.

(10) Both sides agreed to change the Project title which was initially requested by the Nicaraguan side, 'Strengthening of Integrated Model of Social Risk Prevention for Children, Youth and their Families', in avoiding the term of "Model", which will create no confusion. Both sides agreed to change the title of the Project as follows.

English : "Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities"

Spanish: "Proyecto para "Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades"

(11) Both sides agreed to modify and change the descriptions of the following five parts in the PDM which was signed by both sides in the minutes of meetings on the Detailed Planning Survey on 14th, October, 2011.

1. Target Group:

During the Detailed Planning Survey, both sides agreed that the Project would select the priority areas within the District IV and VI, and the residents of the selected area will benefit directly from the Project activities. Therefore, "Residents of the priority area which will be chosen after the Project initiates" are added as the direct beneficiaries in the PDM.

2. Project Purpose

The Project will focus on the District IV and VI as the pilot areas to achieve the project purpose. Therefore, the words "in pilot delegation area" are added at the beginning of the project purpose in the PDM as follows;

"In pilot delegation area, the mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention is developed and implemented".

3. Output 2

According to the contents of activities for the output 2, there are activities related not only with human capacity development but also with improvement of training methodology such as development of the Operational Standards and educational materials and improvement of planning methods. Therefore, both sides agreed to modify the description of output 2 in the PDM as follows;

Previous: "Technical officers are trained in both technical skills and management



capabilities, to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention",

Modified: "Training activities for technical officers who have both technical skills and management capabilities in order to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention, are established".

4. Activity 1.4

Both sides agreed to modify the description of the activity 1.4 in the PDM as follows;

Previous: "The C/P team obtains approval of the Guideline from MIFAN for its implementation and validation".

Modified: "The C/P team requests to obtain approval of the Guideline from MIFAN for its implementation and validation".

5. Measurable Indicators

Both sides agreed to modify the indicators for the Overall Goal, Project Purpose and Output 2 and 3 in the PDM as follows (also see the latest version of the PDM attached as Annex 1);

Overall Goal:

- Lessons learned from the Project are incorporated in the MIFAN's policy.
- The number of delegations (other than the pilot delegations), which have implemented and/or are using integrated service delivery for social risk prevention and attention.

Project Purpose:

- Level of compliance and rate of usage of the Guideline (evaluated by monitoring check sheet, it's used by the technical officer in the pilot delegations).
- Achievement level of goals that are set by each delegation.
 - a) in relation to their attention activities, pilot delegations meet the demands for the number of attention service, frequency of reference and counter-reference, increased contents of manageable consultations.
 - b) in relation to their prevention activities, the pilot delegations achieve the number of trainings provided to family counselors, the number of participants in parents' school and the number of classes held.

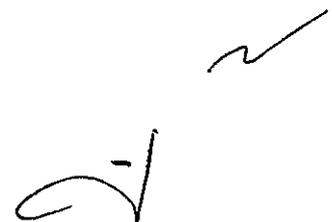
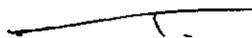
Output 2:

- Based on the points of a.b.c. of the activity 2.4, training plan is formulated at each pilot delegation and necessary teaching materials are produced.

- Trainings are held according to the training plan (process, quality, number of times).

Output3

- For the activities of the validation, six cycles (3 times by 2 delegations) are implemented according to the process of 1) annual plan, 2) implementation, 3) monitoring and evaluation.
- Technical officers who carried out prevention and attention activities reach the goals set in each pilot delegation.
- At the pilot delegations, the six annual reports which contain with achievements of the validation are documented.



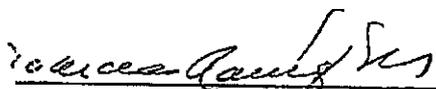
**MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE DETAILED PLANNING SURVEY TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE REPUBLIC OF NICARAGUA
ON
THE PROJECT FOR STRENGTHENING OF INTEGRATED MODEL OF SOCIAL
RISK PREVENTION FOR CHILDREN, YOUTH AND THEIR FAMILIES**

In response to the request from the Government of the Republic of Nicaragua, Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") dispatched the Detailed Planning Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") headed by Ms. Yasuko Nishino from 24th of September to 17th of October 2011, for the purpose of discussing the framework of the requested technical cooperation project entitled "the Project for Strengthening of Integrated Model of Social Risk Prevention for Children, Youth and their Families" (hereinafter referred to as "the Project").

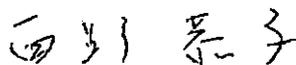
During its stay in the Republic of Nicaragua, the Team had a series of discussions on the design of the Project with the Nicaraguan authorities concerned (hereinafter referred to as "the Nicaraguan side") and exchanged views on the Project with respect to the preferable measures to be taken by both sides for smooth implementation of the Project.

As a result of the discussions, both sides reached common understandings concerning the design and framework of the Project referred to in the document attached hereto. The document was prepared in English and Spanish, each version being equally authentic. The English version will prevail in case of any divergence of interpretation.

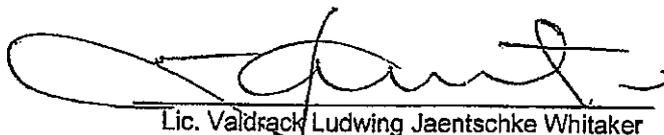
Managua, 14th October, 2011



Dra. Marcia Ramirez Mercado
Minister
Ministry of Family, Adolescents and
Children
The Republic of Nicaragua



Lic. Yasuko Nishino
Head of the Detailed Planning Survey Team
Japan International Cooperation Agency



Lic. Valdrack Ludwing Jaentschke Whitaker
Vice Minister-Secretary of External Cooperation
Ministry of Foreign Affairs
The Republic of Nicaragua

THE PROJECT DOCUMENT

1. BACKGROUND

In the Republic of Nicaragua, aggravation of the public security is recognized as one of the most serious concerns in the country. There is an increasing tendency of crimes with 154,673 cases in 2008 compared to 72,908 cases in 1999. Diverse social risks such as Domestic Violence, child abuse, drug addiction have been extremely threatening people's security in the country. Most of the victims of Domestic Violence and sexual abuse are women, adolescents and children. Many studies report that 80% of the sexual violence is committed within the private sphere of the home by family members, relatives and/or neighbors within the community. Children often end up working on the street as a result of fleeing from family violence at home or because of poverty. Children are in particular vulnerable in many forms of social risks in the country.

In the National Human Development Plan (2009), the Government of the Republic of Nicaragua in particular emphasizes the importance of strengthening social risk prevention by enhancing community participation. The "Program Amor", a national program which promotes the welfare for children and family, also addresses the importance of paying more attention on prevention activities, in addition to enhancing the protection activities, which will contribute to improving the family relationships and reconstructing the communities as a whole.

The Ministry of Family, Adolescents and Children (hereinafter referred to as "MIFAN") implemented the Project for "Strengthen Civil Security Network for Youth and His Family" (2007-2010) with the technical cooperation of Japan. The Project contributed to establishing the Social Risk Prevention Model in Nicaragua encompassing five components such as, i) Human Resource Development, ii) parents' school, iii) lifetime education, iv) youth club activity, and v) institutional network among the concerned organizations.

The Model is developed by introducing Japanese experiences on participatory community development activities including; neighborhood association, neighborhood watch group, children's club, women's association, campaign for the improvement of living conditions and other related community activities. In particular Community Family Counselors were trained in Nicaragua by learning from the experiences of social promoter called Minsei-iin (local welfare commissioner) in Japan. The Guideline to operate the Model, which was developed by the Project cooperation, has now been officially authorized as a ministry's strategy on social risk prevention in the Republic of Nicaragua. Other donors also introduce and utilize the operational manuals

developed by the Project in their support programs.

Although the Project contributed greatly for establishing the institutional mechanism for social prevention service delivery by developing the Model, it is now recognized that enhancing institutional capacity to deliver integrated form of service delivery on both social risk prevention and attention is important.

With the background above, the Government of the Republic of Nicaragua requested the Government of Japan to provide technical assistance for developing integrated model on social risk prevention and attention which responds the needs of the communities and families. In response to the request, the JICA dispatched the Detailed Planning Survey Team, to discuss and formulate the overall project framework including the Project Design Matrix (hereinafter referred to as "PDM") and Plan of Operation (hereinafter referred to as "PO")

2. PURPOSE OF THE STUDY

The Detailed Planning Survey was conducted for the following purposes:

- (1) To confirm the background and contents of the request from the Government of the Republic of Nicaragua
- (2) To collect and analyze the detailed information related to the request, and develop a detailed plan of the Project based upon the discussions and views exchanged between the Nicaraguan authorities concerned and JICA
- (3) To agree on a detailed plan of the Project and sign the Minutes of Meeting (herein after referred to as M/M)

3. MAIN POINTS DISCUSSED

The following issues were discussed during the Detailed Planning Survey between the Team and Nicaraguan authorities concerned. Both sides agreed on the following points;

- (1) The Team confirmed that the activities on 5 components (i) Human Resource Development, ii) parents' school, iii) lifetime education, iv) youth club activity, and v) institutional network among the concerned organizations) which were developed in the first phase of the Project and were designated as the Social Risk Prevention Model, have been continuously operated and even expanded into other delegations in Nicaragua after the completion of the first phase of the Project. These components have also been unified into the MIFAN's "Integrated Model of Attention for Childhood, Family and Community", and MIFAN officially plans to promote implementing the

Model. Both sides agreed that the Project aims to develop the institutional mechanism and capacity for the service delivery for social risk prevention and attention for families and communities based on the Integrated Model through conducting a series of project activities.

(2) The role and responsibilities including its members of the Joint Coordination Committee (hereinafter referred as JCC) and of the Technical Committee (hereinafter referred as TC) are as is shown in the article 6 in this document. The representatives of the General Division of Planning and Information and Human Resources Division agreed to closely cooperate with the Project activities in any cases concerned, such as in developing the project annual plan of operation, training and educational materials.

(3) The MIFAN agreed to assign the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and the Municipal Delegation of Managua as a counterpart team by appointing one personnel each from the above mentioned three counterpart offices.

(4) The MIFAN agreed to bare the local cost of the Project such as per diem, accommodation, transportation cost, salary and other necessary running cost.

(5) As for the Pilot Delegations, both sides agreed on selecting the IV and VI District Delegations of Managua (See 4.1.3). The Project directly supports these two delegations, as the Project pilot activities, in order to enhance the integrated service delivery for social risk prevention and attention in each targeted district. In addition, the Project assimilates information and lessons learnt to establish a truly effective service delivery by verifying the efficiency and efficacy of each implemented pilot activity and the developed mechanism. The Project also indirectly supports the institutional capacity development in other districts, which fall under the Municipal Delegation of Managua, by providing trainings and distributing training materials.

- (6) The important points of consideration to select pilot delegations are as follows;
1. Delegations which are located in the district with a high crime rate
 2. Delegations which have a certain degree of institutional capacity
 3. Delegations which are geographically located within an easy access for monitoring and evaluation of the pilot activities
 4. Delegations which deal with many consultation cases

Both sides agreed to select delegation IV and VI as pilot delegations. Delegation IV and VI are both located in districts with high crime rates. Delegation IV is considered as appropriate for the efficient Project implementation as it is located within the premises of the Municipal Delegation of Managua. Delegation VI deals

to

with many consultation cases and maintains a certain degree of institutional capacity.

(7) Both sides agreed that the Minister of the MIFAN has a full authority to give official approval for operating the Guideline and a series of operational standards in two pilot delegations. The MIFAN agreed to take necessary and appropriate measures for the above mentioned documents to be drafted and approved in a right and required timing.

(8) Both sides agreed the importance and necessity to develop training curriculum and the training delivery system for the technical officers of the MIFAN, which correspond to a wider range of social welfare issues such as violence against women, child labor, the disabled in high risk and the elderly.

(9) The MIFAN has now developed the Integrated Model of Attention for Children, Family and Community. The Project aims to support developing the institutional mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention by focusing on several main components of the above mentioned Model. Both sides confirmed that the Project design and its approach are fully consistent with the Integrated Model of the MIFAN.

(10) Both sides agreed to change the Project title which was initially requested by the Nicaragua side, 'Strengthening of Integrated Model of Social Risk Prevention for Children, Youth and their Families', in avoiding the term of "Model", which will create no confusion. Both sides agreed to change the title of the Project as follows.

English : Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities"

Spanish : Proyecto para "Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integral para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades"

4. PROJECT FRAMEWORK

The basic design of the Project is as is shown in a tentative PDM and PO as attached (Annex I and II), which were formulated and agreed upon through extensive discussions and mutual understanding. The framework of the Project will be further examined and reviewed by both governments before signing of the Record of Discussions.

The PDM is to be amended according to the progress and achievements of the Project, and based upon agreement between the Nicaraguan and Japanese side as necessary. Especially, 'Indicators' and 'Means of Verifications' will be revised after

10

the commencement of the Project.

4.1 Framework of the Cooperation

4.1.1 Project Title

The title of the Project will be Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities".

4.1.2 Outline of the Project

(1) Overall Goal

"The mechanism developed by the Project is expanded and implemented in other delegations of MIFAN in Managua City".

(2) Project Purpose

"The mechanism to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention is developed and implemented".

(3) Output

- 1) The Guideline is formulated on integrated service delivery for social risk prevention and attention.
- 2) Technical officers are trained in both technical skills and management capabilities to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention.
- 3) At pilot delegations, integrated service delivery for social risk prevention and attention is implemented and validated, in collaboration with communities.
- 4) The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention is formulated.

(4) Activities

- 1.1 The C/P team drafts the Guideline.
 - 1.2 The C/P team convenes the Technical Committee (TC) and holds workshop to analyze the draft of the Guideline.
 - 1.3 The C/P team finalizes the Guideline.
 - 1.4 The C/P team obtains approval of the Guideline from MIFAN for its implementation and validation.
-
- 2.1 The C/P team assesses capabilities of human resources and tasks/workload at pilot delegations.
 - 2.2 The C/P team establishes the operational standard to work in Central Office and Delegations (including, a. the methodology and flow of the service delivery to users, b. organizational work flow).
 - 2.3 The C/P team develops a training plan for the technical officers of Central Office and implement trainings.

- 2.4 The C/P team develops a training plan for the technical officers at delegations, to improve their technical and management skills (a. technical officers improve their technical skills to respond to the real needs of the people in the communities, b. Human resources who are capable of adequately providing comprehensive social welfare services are developed, c. Gender perspective is mainstreamed.).
- 2.5 The C/P team develops teaching materials for the training of technical officers of the Delegations.
- 2.6 The C/P team provides training for the technical officers of the pilot delegations.
- 2.7 The C/P team conducts monitoring and evaluation on the activities described in 2.1~2.6.

- 3.1 The Project assists the C/P team in conducting a sociological study of communities in pilot delegation area (collection of statistical information, mapping of locally available resources, gender analysis, etc.).
- 3.2 Technical officers of the pilot delegations, with the support of the C/P team, assess and analyze the problems found in the day-to-day operation of prevention and attention, at the pilot delegation level. Then, they will sort out the tasks in both technical and management aspects, set the goals to be achieved.
- 3.3 Technical officers of the pilot delegations, with the support of C/P team, formulate the Annual Operation Plan on the basis of the needs identified in 3.1.
- 3.4 According to the Plan, technical officers of the pilot delegations implement services on prevention and attention (consultation, training for family advisers and promoters, parents' school, youth club activities, lifetime education, referral and counter-referral, inter-institutional network, etc.)
- 3.5 The C/P team implements monitoring and evaluation in relation with the activities described in 3.4.

- 4.1 The C/P team gathers all the information of accomplishments and lessons learned.
- 4.2 The C/P team prepares and submits the implementation strategy to the Minister of MIFAN.

4.1.3 Pilot Delegations

The pilot projects will be implemented in the delegations of the districts IV and VI, in Managua City.

4.1.4 Target Groups

- 1) Direct Target:

Technical Officers of Central Office, Municipal Delegation of Managua and Pilot Delegations of the MIFAN, Family Counselors and Promoters

2) Indirect Target:

People in the pilot areas

4.1.5 Term of Cooperation

The duration of the technical cooperation for the Project will be four years from the arrival date of Japanese long-term expert.

4.1.6 Implementing Agency

Ministry of Family, Adolescents and Children (MIFAN)

4.2 Tentative Plan of Operation

The Tentative PO is shown in Annex II.

5. INPUT

5.1 Japanese Side

(1) Dispatch of Japanese Experts

Long-term Experts:

Chief Advisor/Institutional Capacity Building

Coordinator/Gender Mainstreaming

Short-term Experts:

Short-term experts will be dispatched in the fields related to the Project activities, such as gender, social survey, statistics and indicator analysis, mental health/public health, social protection, social welfare system, juvenile delinquency, child psychology.

(2) Training

Training in Japan and in Third countries.

(3) Materials and equipment:

- ◆ Materials and equipment for development of educational training manuals and other materials related to activities.
- ◆ Materials and equipment for the implementation of training courses.
- ◆ Materials and equipment for improvement of organizational and administrative activities in the Central Office and Delegation Offices of MIFAN.
- ◆ Essential equipment for project office.

5.2. Nicaraguan side

(1) Counterparts

- The Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and the Municipal Delegation of Managua will make up a counterpart team.
- One personnel each from the above three offices will be designated as focal points.

(2) Facilities

- Project office space and facilities including utility cost

(3) Activity Cost

- Maintenance and repairing cost of equipment supplied by the Project
- Expenses for routine supervisory visits to Pilot Delegations and communities
- Per diem, accommodation, transportation cost, salary

Input other than indicated above will be determined through mutual consultations between JICA and MIFAN during the implementation of the Project, as necessary.

6. IMPLEMENTATION STRUCTURE

6.1 Project Responsibilities

- Project Director: the Minister of Ministry of Family, Adolescents and Children
Project Director will be responsible for overall administration and implementation of the Project.
- Project Manager: the Director of the Director of Working Children in the Street.
Project Manager will be responsible for managerial and technical matters of the Project.
- Counterpart Team of the Project: The Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and the Municipal Delegation of Managua make up a counterpart team.

6.2 Joint Coordinating Committee and Technical Committee

Joint Coordinating Committee (hereinafter referred to as "JCC") and Technical Committee (hereinafter referred to as "TC") will be established in order to facilitate inter-ministerial coordination. The implementation structure is shown as Annex III.

6.2.1 Joint Coordinating Committee (JCC)

(1) Function of JCC

JCC will meet at least once a year and whenever need arises. The functions of JCC will be as follows:

- ♦ To approve the annual action plan to be formulated by the Project
- ♦ To exchange views on major issues arising from or in connection with the Project
- ♦ To approve the revision of the PDM and P/O, as necessary
- ♦ To recommend and request for necessary actions to the Project

(2) Composition of JCC

Chairperson:

- ♦ Minister of the Ministry of Family, Adolescents and Children(Project Director)

a) Nicaraguan Side:

- ♦ Director of the General Direction of Program of Amor
- ♦ Director of the Direction of Working Children in the Street (Project Manager)
- ♦ Director of the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights
- ♦ Focal Point Personnel from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights, Municipal Delegation of Managua
- ♦ Technical Officers from the Direction of Working Children in the Street and the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights
- ♦ Director of the General Division of Planning and Information
- ♦ Director of the Division of Human Resources
- ♦ Representative of the Municipal Delegation of Managua
- ♦ Coordinators of the Pilot Delegations
- ♦ Other personnel concerned to be assigned by JCC

b) Japanese Side:

- ♦ Chief Advisor of the Project
- ♦ Other Japanese Experts
- ♦ Representative of JICA Nicaragua office
- ♦ Other personnel concerned to be assigned by JICA, as necessary

6.2.2 Technical Committee (TC)

(1) Function of TC

TC will meet at least twice a year and whenever need arises.

The functions of TC will be as follows:

- ♦ To confirm schedule of the Project activities
- ♦ To discuss the revision of documents, texts, manuals including the Guideline and Operational Standards, as necessary
- ♦ To suggest any necessary improvement for the implementation of the Project
- ♦ To recommend and request for necessary actions to the Project

(2) Composition of TC

Chairperson:

- Director of the Direction of Working Children in the street
- Director of the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights

(3) Members

a) Nicaraguan Side:

- Focal Point Personnel from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and Municipal Delegation from Managua
- Technical Officers from the Direction of Working Children in the Street, the General Direction of Restoration and Guarantee of Rights and Municipal Delegation from Managua
- Technical Officers from the General Division of Planning and Information,
- Technical Officers from the Division of Human Resources
- Representative of the Municipal Delegation of Managua y other technical officers
- Coordinators of the Pilot Delegations

b) Japanese Side:

- Chief Advisor of the Project
- Other Japanese Experts
- Other personnel concerned to be assigned by JICA, as necessary

7. EVALUATION

Evaluation of the Project will be conducted jointly by JICA and MIFAN two years after the beginning of the Project as mid-term evaluation, and three and half years after the beginning of the Project as final evaluation in order to examine the level of achievement.

8. OTHER

7.1 Donor Coordination

The World Bank is in the preparatory process of the project implementation to support social risk prevention and attention for families and communities in the northern part of the Republic of Nicaragua. The project "Social Welfare Project" includes development of information management system of the MIFAN. The Project will have close communication and information sharing with the World Bank for the possible future collaboration.

7.2 Gender Mainstreaming

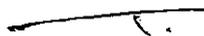
Violence against women, including Domestic Violence (DV), sexual abuse and other forms of gender based violence, is one of the most serious concerns in the Republic of Nicaragua. Many of its victims are women, adolescents and children with many of the cases occurring within the private sphere of the home by family members, relatives and/or neighbors within the community.

The project, with a full understanding of women's needs and challenges within communities, will support the enhancement of gender sensitive implementation mechanisms and service delivery for social risk prevention and attention for families and communities by mainstreaming gender and human rights perspectives into every project activities.

The project will implement gender responsive activities including formulating of gender sensitive training programs, implementing of trainings on gender analysis, conducting of women's empowerment programs and educational program for men and boys, which will as a whole enhance social risk prevention and attention for women, men, girls and boys in the community, and contribute to the effective achievement of the project purpose.

- Annex I Project Design Matrix (Version 1)
- Annex II Tentative Plan of Operation (Version 1)
- Annex III Implementation Structure Chart

TS



PDM (Project For Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities)

Implementation Period: 2012 -2019
 Implementing Institution : The Ministry of Family, Adolescents and Children of the Republic of Nicaragua
 Pilot Areas : [District 4&6 of Managua City]

Ver. 1
 14th October, 2011

Target Group: Technical Officers of the Central Office, Municipal Delegation of Managua, Pilot Delegations of the MIFAN, Family Counselors and Promoters
 Direct beneficiary: Technical Officers of the Central Office, Municipal Delegation of Managua, Pilot Delegations of the MIFAN, Family Counselors and Promoters
 Indirect beneficiary: People in the pilot areas

Overall Goal	Measurable Indicators	Source of measurement	External Conditions
The mechanism developed by the Project is expanded and implemented in other delegations of MIFAN in Managua City.	ex. ■ Lessons learned from the Project are incorporated in the national policy. ■ The number of delegations (other than the pilot delegations), which have implemented and/or are using integrated service delivery for social risk prevention and attention.	1. MIFAN's strategy	The national budget for the social welfare services is not reduced.
Project Purpose The mechanism is provide integrated service delivery for social risk prevention and attention is developed and implemented.	ex. ■ The number (or the percentage) of technical officers who are applying the procedures set forth in the Guideline. ■ Level of compliance and rate of usage of the Guideline (evaluated by monitoring check sheet, to XX% of the Guideline is complied/used.)	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. The Report of Monitoring/Evaluation 4. Final Report of the Project	The national policy on social protection and social risk reduction remains unchanged.
Outputs			
1. The Guideline is formulated, on integrated service delivery for social risk prevention and attention.	ex. ■ The Guideline is documented as a report and approved by the Minister.	1. The Guideline	* MIFAN does not change the priority level of Program Area in its Ministry agenda.
2. Technical officers are trained in both technical skills and management capabilities, to provide integrated service delivery for social risk prevention and attention.	ex. ■ Capabilities of human resources, and tasks/workload at the pilot delegations are assessed and analyzed. ■ A series of operation standards is established at each pilot delegation. ■ A gender sensitive training plan is formulated at each pilot delegation and necessary teaching materials are produced. ■ Trainings are held according to the training plan.	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. Register of training 4. The Report of Monitoring/Evaluation	* There will be no economical, social, political factors that significantly affects the living standard of people in pilot areas. * The number of local human resources such as promoters and family counselors are secured.
3. At pilot delegations, integrated service delivery for social risk prevention and attention is implemented and validated, in collaboration with communities.	ex. ■ A sociological study is conducted; identification and analysis of findings are completed. ■ The Annual Operation Plan is existent. ■ Achievement level of goals that are set by each delegations. a. In relation to their attention activities, pilot delegations meet XX% of goals, (ie, an increase of number of attention delivered, frequency of reference and counter-reference, an increase in types of consultation) b. In relation to their prevention activities, pilot delegations meet XX% of goals, (ie, the number of trainings provided to family counselors, the number of participations in parents' school and the number of classes held)	1. The Project Study data. 2. The Project Report 3. Register of training 4. The Report of Monitoring/Evaluation	* The number of technical officers of the MIFAN Central Office and of Delegations are secured. * Technical officers of MIFAN Central Office and Delegations who were given training will not leave their job.
4. The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention is formulated.	ex. ■ The implementation strategy of integrated service delivery for social risk prevention and attention, is approved by the Minister.		
Activities	Inputs		
1.1 The C/P team drafts the Guideline. 1.2 The C/P team convenes the Technical Committee (TC) and holds workshop to analyze the draft of the Guideline. 1.3 The C/P team finalizes the Guideline. 1.4 The C/P team obtains approval of the Guideline from MIFAN for its implementation and validation. 2.1 The C/P team assesses capabilities of human resources and tasks/workload of pilot delegations. 2.2 The C/P team establishes a series of operation standards for the Central Office and Delegations (it should include: a. the methodology and procedure of the service delivery for clients; b. organizational work flow). 2.3 The C/P team develops a training plan for the technical officers of Central Office and implement trainings. 2.4 The C/P team develops a training plan for the technical officers at Delegations, to improve their technical and management skills. (a. technical officers improve their technical skills to respond to the real needs of the people in the communities, b. human resources who are capable of adequately providing comprehensive social welfare services are developed, c. gender perspective is mainstreamed). 2.5 The C/P team develops teaching materials for the training of technical officers of Delegations. 2.6 The C/P team provides training for the technical officers of the pilot delegations. 2.7 The C/P team conducts monitoring and evaluation on the activities described in 2.1 ~ 2.6. 3.1 The Project assists the C/P team in conducting a sociological study of communities in pilot delegation area (collection of statistical information, mapping of locally available resources, gender analysis, etc.). 3.2 Technical officers of the pilot delegations, with the support of the C/P team, assess and analyze the problems found in the day-to-day operation of prevention and attention, at the pilot delegation level. Then, they will sort out the tasks in both technical and management aspects, set the goals to be achieved. 3.3 Technical officers of the pilot delegations, with the support of C/P team, formulate the Annual Operation Plan on the basis of the needs identified in 3.1. 3.4 According to the Plan, technical officers of the pilot delegations implement services on prevention and attention (consultation, training for family counselors and promoters, parents' school, youth club activities, lifetime education, referral and counter-referral, inter-institutional network, etc.) 3.5 The C/P team implements monitoring and evaluation in relation with the activities described in 3.4. 4.1 The C/P team gathers all the information of accomplishments and lessons learned. 4.2 The C/P team prepares and submits the implementation strategy to the Minister of MIFAN.	Japanese side • Long-term Experts/2 experts : Chief Advisor/Institutional Capacity Development, Coordinator/Gender Mainstreaming) • Short-term Experts • Local consultants • Equipment and materials for implementation of the Project activities • Training in Japan and in the Third countries • Local activity cost	Nicaraguan side • Assignment of counterpart personnel • Project Office and utilities cost • Cost of maintenance of equipment supplied • Per-diem, accommodation, transportation cost and salary	

Note1: "Integrated Service Delivery for Prevention and Attention of Social Risk" refers to and consists of educational/social activities implemented by MIFAN to the people in the communities to prevent rather the approach of a series of administrative services including attention to those who are victims in need of support and/or who has problems in their family.

Note2: "The implementation strategy" stipulated in Output 4 includes two components: the Guideline on Integrated Service Delivery for Prevention and Attention of Social Risk (in which the concept and framework are defined), and Operation Standards (methodology, procedure of activities, placement of personnel, etc.).

REGISTRO DE DISCUSIONES

DEL

PROYECTO PARA FORTALECIMIENTO DE LA ENTREGA DEL SERVICIO INTEGRADO PARA PREVENCIÓN Y ATENCIÓN DE RIESGO SOCIAL A FAMILIAS Y COMUNIDADES

ACORDADO ENTRE

LA REPÚBLICA DE NICARAGUA

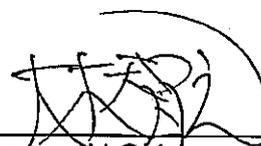
Y

LA AGENCIA DE COOPERACIÓN INTERNACIONAL DE JAPÓN

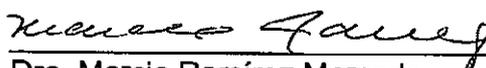
[Managua, 16 de diciembre, 2011]



Lic. Valdrack L. Jaentschke Whitaker
Vice Ministro
Ministerio de Relaciones Exteriores
República de Nicaragua



Sr. Tomoyuki Oki
Representante Residente en
Nicaragua
Agencia de Cooperación
Internacional de Japón



Dra. Marcia Ramírez Mercado
Ministra
Ministerio de la Familia, Adolescencia
y Niñez
República de Nicaragua

En base a la Minuta de Discusiones del Estudio para Planificación Detallada del Proyecto para del Modelo Integrado de Prevención de Riesgo Social Para Niños, Niñas, Adolescentes y sus Familias (de aquí en adelante denominado como "el Proyecto") firmado el día 14 de octubre de 2011, entre el Ministerio de la Familia, Adolescentes y Niñez (de aquí en adelante se denominado como "MIFAN") y la Agencia de Cooperación Internacional de Japón (de aquí en adelante se denomina como "JICA"). JICA sostuvo una serie de discusiones con el MIFAN y con otras organizaciones pertinentes para desarrollar el plan detallado del Proyecto

Ambas partes acordaron el detalle del Proyecto y puntos principales como está descrito en el Apéndice 1 y Apéndice 2, respectivamente.

Ambas partes también acordaron que el MIFAN, como institución contraparte del JICA, será responsable para la implementación del Proyecto de cooperación, coordinando con otras organizaciones pertinentes y asegurando que la operación auto-confiable del Proyecto, y se sostiene durante y después del período de aplicación en orden a contribuir el desarrollo social y económico de la República de Nicaragua.

El Proyecto se llevará a cabo dentro del marco de los Acuerdos de la Cooperación Técnica firmada el 30 de mayo del 2001 y las Notas Verbales intercambiadas el 17 de agosto del 2010 entre el Gobierno de Japón y el Gobierno de la República de Nicaragua.

Este Registro de Discusiones ha sido preparado en los idiomas español e inglés. Cada documento es igualmente auténtico. En caso de surgir cualquier divergencia en su interpretación, prevalecerá el texto en inglés.

Apéndice 1: DESCRIPCIÓN DEL PROYECTO

Apéndice 2: Puntos principales discutidos

Apéndice 3: Minuta de Discusiones del Estudio de Planificación en Detalle

DESCRIPCIÓN DEL PROYECTO

I. ANTECEDENTES

En la República de Nicaragua, el agravamiento de la seguridad pública fue reconocido como uno de los problemas más serios en el país. Hay una tendencia del aumento de los crímenes, registrándose 154,673 casos (18,286 eran casos de violencia intra-familiar) en el año 2008, comparado con 72,908 casos en el año 1999 (2,310 casos de violencia intra-familiar). Por ejemplo, son diversos los riesgos en las comunidades como la violencia intra-familiar, el abuso infantil y la drogadicción que amenaza la seguridad de los ciudadanos. La mayor parte de las víctimas de la violencia intra-familiar y del abuso sexual son mujeres, niños y niñas. Varios estudios informan que por lo menos el 80% de víctimas de los casos de violencia fueron causados por miembro de la familia, vecinos, o parientes en la comunidad. Niños y niñas, a menudo se han encontrado trabajando o vagando en la calle como una forma de escapar de los problemas antes mencionados en casa o debido a la pobreza. Los niños y niñas son los más vulnerables en las diferentes formas de riesgos sociales en el país.

En el Informe Nacional del Desarrollo Humano (2009), se refleja que el Gobierno de la República de Nicaragua tiene gran consideración a las actividades preventivas a través de la participación comunitaria y que el "Programa Amor" (un programa para promover el bienestar de niños, niñas y familias) no solamente enfoca a actividades de protección sino también tiene actividades de prevención para mejorar las relaciones intrafamiliares y reconstruir las comunidades en consideración.

El MIFAN implementó el Proyecto para Fortalecimiento de la Red de Seguridad Ciudadana para la Juventud y sus Familias (2007-2010) con la cooperación técnica de Japón. El Proyecto contribuyó a establecer el Modelo de la Prevención del Riesgo Social, abarcando 5 componentes: i) capacitación del personal, ii) Formación de Grupo de Padres y Madres en Valores ii) Capacitación y Habilitación laboral, iv) Actividad juveniles, y v) Redes institucionales, que fueron desarrolladas, con éxito durante todas sus etapas.

El Modelo se desarrolló por introducción de experiencias japonesas en actividades de desarrollo comunitario participativo tales como; grupo de vigilancia vecinal, junta de vecinos, junta de niñez, junta de mujeres, y movimientos para el mejoramiento de la calidad de vida, etc. En particular, aprendiendo de sistema japonés del promotor social, el llamado Minsei-in

(consejero local de bienestar), en Nicaragua, los recursos humanos de comunidades fueron capacitados como consejeros familiares. La guía de la operación del Modelo, que se desarrolló por el Proyecto, fue autorizado oficialmente como parte de estrategia para prevención del riesgo social en la República de Nicaragua. Otros cooperantes también introdujeron y utilizaron los manuales de operación desarrollados por el Proyecto en sus programas de apoyo. De este modo, el mecanismo institucional para la prestación de servicio de prevención del riesgo social fue establecido. Sin embargo algunos técnicos todavía no están calificados suficientemente para brindar servicios de atención. Por lo tanto, se ha reconocido la necesidad de fortalecer la capacidad institucional para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.

Con tales situaciones, el Gobierno de la República de Nicaragua a través de MIFAN, solicitó al Gobierno de Japón cooperar en la estructuración del Modelo Integrado de la prevención y atención del Riesgo Social. En respuesta a la solicitud, JICA envió el equipo del estudio de la planificación detallada para discutir y desarrollar el marco del Proyecto de cooperación técnico solicitado, incluyendo la Matriz del Diseño del Proyecto (de aquí en adelante se denominará como "PDM") y el Plan de Operación (de aquí en adelante se denomina como "PO").

II. RESUMEN DEL PROYECTO

Detalles del Proyecto son como se indican en el marco lógico (Matriz del Diseño del Proyecto: PDM) (Anexo 1) y el Plan de Operación tentativa (Anexo 2).

1. Título del Proyecto

Proyecto para Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades.

2. Estructura de implementación

El organigrama del Proyecto se encuentra en el Anexo 3. Roles y Misiones de las organizaciones relevantes son los siguientes:

(1) MIFAN

(a) Director del Proyecto

El (La) Ministro(a) del Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez
Director del Proyecto será responsable de la administración e implementación total del Proyecto.

(b) Administrador del Proyecto

El Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle
El Administrador del Proyecto será responsable de los asuntos técnicos y gerenciales del Proyecto.

(2) Expertos de JICA

Los expertos de JICA le darán al MIFAN las orientaciones técnicas necesarias, asesorías y recomendaciones en cualquier asuntos relacionados a la implementación del Proyecto.

(3) Comité de Coordinación Conjunta

Se establecerá el Comité de Coordinación Conjunto (de aquí en adelante se denomina como "CCC") a fin de facilitar la coordinación inter-institucional. Se celebrará reunión de CCC al menos una vez al año y siempre y cuando se considere necesario. El CCC aprobará el plan de trabajo anual, revisará el progreso en general, llevará a cabo la supervisión del Proyecto, e intercambiará opiniones o discutirá asuntos importantes que surjan durante la puesta en marcha del Proyecto. La lista de los miembros propuestos del CCC se indica en el Anexo 4.

(4) Comité Técnico

Se establecerá el Comité Técnico (de aquí en adelante denominado como "TC") a fin de responder a los asuntos técnicos del Proyecto. Se celebrará reunión de TC al menos dos veces al año y siempre cuando se considere necesario. El TC confirmará el calendario de actividades del Proyecto, discutirá é la revisión de documentos, textos, manuales, incluyendo la Normativa y Estándar Operativo, sugerirá cualquier mejora necesaria para la implementación del Proyecto y recomendará y solicitará tomar acciones necesarias.

3. Sitio del Proyecto y Beneficiarios

【Sitio del Proyecto】

Ciudad de Managua

【Sitio Piloto del Proyecto】

Delegación Distrital IV y VI del Municipio de Managua

【Beneficiarios Directos】

Técnicos del nivel Central, de la Delegación Municipal de Managua y de las Delegaciones Pilotos del MIFAN, los Consejeros Familiares y los Promotores, Los residentes del área prioritaria en el Distrito IV y VI que serán seleccionados, después de la iniciación del Proyecto

【Beneficiarios Indirectos】

Habitantes en el área de piloto

4. Duración

La duración de la cooperación técnica para el Proyecto será de cuatro (4) años a partir de la llegada de cualquiera de los expertos japoneses.

5. Consideraciones ambientales y sociales

El MIFAN acordó cumplir directrices de JICA en Consideraciones

Ambientales y Sociales para asegurar que acciones apropiadas deben tener impactos ambientales y sociales desde el Proyecto.

III. MEDIDAS A SER ASUMIDAS POR EL MIFAN Y EL GOBIERNO DE NICARAGUA

El MIFAN y el Gobierno de la República de Nicaragua tomarán medidas necesarias para:

- (1) Asegurar que las tecnologías y conocimientos adquiridos por nacionales nicaragüenses como resultado de la cooperación técnica de Japón contribuyan al desarrollo económico y social de Nicaragua y que el conocimiento y experiencia adquirido por el personal de Nicaragua a través de capacitación así como equipamiento suministrado por JICA se utilicen efectivamente en la realización del Proyecto, y
- (2) Conceder privilegios, exención y beneficios a los expertos de JICA referidos en II-2 (2) y a sus familias a los cuales no serán desfavorecidos en comparación con lo que concedido a expertos y a miembros de misiones y sus familias de terceros países u organizaciones internacionales que desempeñen misiones similares en la República de Nicaragua.

IV. EVALUACIÓN

JICA y el MIFAN llevarán a cabo las siguientes evaluaciones y revisiones del Proyecto conjuntamente.

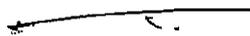
1. Revisión intermedia a dos años después del inicio del Proyecto
2. Evaluación Final a seis (6) meses antes de la finalización del proyecto.

JICA llevará a cabo evaluaciones mencionadas y estudios para verificar, principalmente la sostenibilidad e impacto del Proyecto y para extraer lecciones aprendidas. Se requiere del apoyo necesario de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos, se les requieren proporcionar apoyo necesario en tales efectos.

1. Ex-post evaluación después de tres (3) años de conclusión del Proyecto, por regla general
2. Estudio de seguimiento en base a las necesidades

V. PROMOCIÓN DEL APOYO PÚBLICO

Con el fin de fomentar apoyo para el Proyecto, la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos, tomarán las medidas apropiadas para promocionar y divulgar los resultados el Proyecto al pueblo nicaragüense.



VI. CONSULTA MUTUA

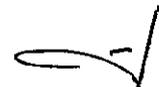
JICA y el MIFAN se consultarán siempre que surjan asuntos importantes en el curso de implementación del Proyecto.

VII. ENMIENDAS

El Registro de Discusiones puede ser enmendado a través de la Minuta de Discusiones entre JICA y el MIFAN.

La Minuta de Discusiones será firmada por el personal autorizado de cada parte y podrán ser diferentes firmantes del Registro de Discusiones.

- Anexo 1 Marco Lógico (Matriz del Diseño del Proyecto: PDM)
- Anexo 2 Plan de Operación Tentativo (PO)
- Anexo 3 Organigrama del Proyecto
- Anexo 4 Lista de miembros propuestos del Comité de Coordinación Conjunta/
Comité Técnico



Proyecto para Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades

Periodo de Implementación: 2012-2016

Institución de Implementación: El Ministerio de la Familia, Adolecencia y Niñez (MFAN) de la República de Nicaragua

Área Piloto: (Distrito IV y VI del Municipio de Managua)

Grupo de Objetos:

Beneficiarios directos: Técnicos del nivel Central, Delegación Municipal de Managua y de Delegaciones Piloto del MFAN, Consejeros Familiares y Promotores.

Residentes del área de prioridad que serán beneficiarios después de la iniciación del proyecto

Beneficiarios indirectos: Habitantes en el área de piloto

Ver. 0
16 de Feb, 2011

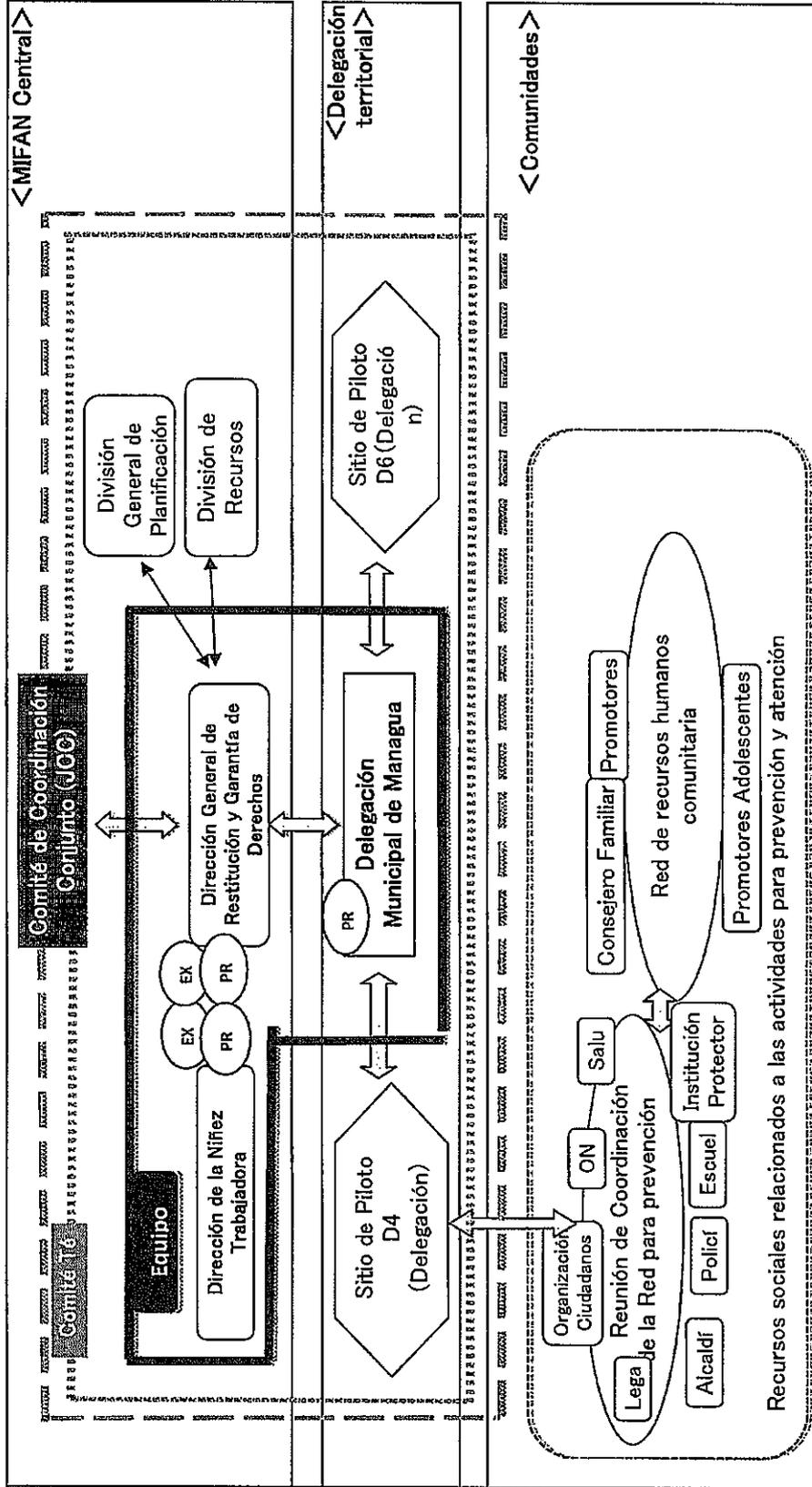
Objetivo Superior	Indicadores	Medio de verificación	Condiciones Externas
El mecanismo establecido por el Proyecto se establece y se implementa en otras Delegaciones en el Municipio de Managua.	[e.] • Introducción de aprendizajes del Proyecto (Documento Estratégico) a la política de MFAN • Número de Delegaciones (no pilotos) que implementan y/o prestan servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.	1. Entrega del MFAN	• Presupuesto nacional designado a la bienestar social no se reduce
Objetivo del Proyecto En el área de la delegación piloto, el mecanismo para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se desarrolla y se implementa.	[e.] • Nivel de cumplimiento y uso de la Normativa (evaluado por la hoja de comprobación, es utilizado por los técnicos en las delegaciones piloto). • El grado de logro de las metas establecidas por cada Delegación A) En relación a las actividades de atención, la Delegación Piloto cumple con el número de atención prestada, frecuencia de referencia y contrarreferencia, aumento de contenido de consultas manejadas. B) En relación a las actividades de prevención, la Delegación Piloto cumple con el número de capacitaciones brindadas a	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Informe del monitoreo/evaluación 4. Informe Final del Proyecto	• La política nacional de la protección social y reducción de riesgo social se mantiene
Resultados			
1. Se elabora la Normativa para prestar servicio integrado de prevención y atención de riesgo social.	[e.] • La Normativa se elabora como un informe y se aprueba por la Ministra	1. La Normativa	• No hay cambio en prioridad del Programa Amer en el MFAN
2. Se establece actividades de capacitaciones para técnicos que son capaces y hábiles técnicas y gestoras, para prestar servicio integrado de prevención de riesgo social y atención.	[e.] • Se elaboran el plan de capacitación que se incluye puntos de vista a.e.c. de la actividad 2.4 y los materiales didácticos necesarios para capacitación en cada Delegación. • Se realiza la capacitación según el Plan de capacitación (proceso, calidad, número de veces)	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Registro de la capacitación 4. Informe del monitoreo/evaluación	• No hay factores económica, social, política que afecten significativamente al nivel de vida de habitantes del área de piloto. • Se asegura el número de recursos humanos comunitarios como consejeros familiares y promotores. • Se asegura el número de técnicos en el MFAN Central y Delegaciones. • Técnicos capacitados del MFAN Central y de Delegaciones no se retiran.
3. En Delegaciones Piloto, se ha implementado y validado la metodología de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social en colaboración con comunidad.	[e.] • Para las actividades de la validación, seis ciclos (3 veces por 2 delegaciones) son implementados según el proceso de 1) plan anual, 2) implementación, 3) monitoreo y evaluación. • Los técnicos que realizaron las actividades de prevención y atención logran alcanzar las metas establecidas en cada delegación piloto. • En las delegaciones piloto, los seis informes anuales que contienen los logros de la validación son documentados.	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Informe de la validación 4. Informe del monitoreo/evaluación	
4. Se elabora el Documento Estratégico sobre implementación de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social	[e.] • El Documento estratégico para implementación de la forma de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se aprueba por la Ministra		
Actividades	Instrumento		
1.1 El equipo de CIP redacta la Normativa.	La parte de Japon	La parte de Nicaragua	
1.2 El equipo de CIP convoca la reunión del Comité Técnico (CT) y realiza taller para analizar el borrador de la Normativa	• Envío de expensas a largo plazo (2expensas: Asesor Justo/ Desarrollo de la capacidad institucional, Coordinador género transversal)	• Colocación de personal contratados • Oficina del Proyecto y el costo de utilidad	
1.3 El equipo perfecciona la Normativa.	• Envío de expensas de corto plazo	• Costo de mantenimiento del equipamiento suministrado	
1.4 El equipo de CIP solicita obtener la aprobación de implementación y validación de la Normativa del MFAN.	• Equipamiento y materiales para implementación de actividades de capacitación Capacitación en Japon y/o en tercer país • Costo local para actividades	• Muebo, acomodación, costo de transporte y estatio	
2.1 El equipo de CIP realiza el diagnóstico de actualidad de la capacidad de recursos humanos, el trabajo, carga laboral actual en las Delegaciones Piloto.			
2.2 El equipo de CIP elabora el Estándar de Operación para implementar trabajos en la Oficina Central y Delegaciones (se incluye, a. Metodología y flujo de prestación de servicios a usuarios y, b. flujo de trabajos organizativos)			
2.3 El equipo de CIP elabora el plan de capacitación para técnicos de la Oficina Central e implementa la capacitación.			
2.4 El equipo de CIP elabora el plan de capacitación para mejorar capacidad técnica y administrativa de técnicos de Delegaciones (a. mejoramiento de técnicas para dar respuesta a la necesidad real de habitantes, b. formación de recursos humanos de bienestar social capaces de brindar servicios integrados de bienestar social apropiadamente, c. se incorpora tema de género de forma transversal)			
2.5 El equipo de CIP elabora materiales didácticos para capacitación a técnicos de Delegaciones.			
2.6 El equipo de CIP capacita a los técnicos de Delegaciones piloto.			
2.7 El equipo de CIP realiza monitoreo y evaluación de las actividades de 2.1 a 2.6.			
3.1 El Proyecto asiste al equipo de CIP en coordinación del estudio sociológico de comunidades en el área de la competencia de las Delegaciones piloto (recolección de informaciones estadísticas, mapeo de recursos locales disponibles, análisis de género, etc.).			
3.2 Los técnicos de Delegaciones Piloto, con el apoyo del equipo de CIP, identifican y analizan problemas encontrados en operación rutinaria en prevención y atención en el nivel de Delegaciones Piloto, y ordenan temas a abordar y establecer metas a lograr en aspectos técnicos especializados y de gestión.			
3.3 Técnicos de la Delegación Piloto, con el apoyo del equipo de CIP, elaboran el Plan de Operación Anual (POA), en base a la necesidad identificada en 3.1, y ordenan actividades cronológicamente y por operación.			No hay cambio en política de prevención de riesgo social y de atención del MFAN
3.4 Los técnicos de la Delegación Piloto, en base al Plan, implementan servicios de prevención y de atención (consultas, formación de consejeros familiares y promotores, Formación del Grupo de Padres y Madres en Varón, madres, a ciudad Juvenil, Capacitación y Habilitación Laboral, actividad de referencia y contrarreferencia, red interinstitucional, etc.)			
3.5 El equipo de CIP realiza monitoreo y evaluación de las actividades descritos en 3.4.			
4.1 El equipo de CIP resume todas las informaciones de cumplimiento y aprendizajes del Proyecto.			
4.2 El equipo de CIP elabora el Documento Estratégico y presentarlo a la Ministra del MFAN.			

Nota: La Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social se refiere y consiste de actividades educativas social realizadas por el MFAN a los habitantes de comunidades para prevenir riesgos, y con el enfoque de una serie de servicios dirigidos que se implementan en las instancias que se relacionan hoy por hoy y/o por tener algún problema familiar.

Nota: El Documento Estratégico de Implementación describe en el Resultado 4, se compone de los componentes: La Normativa de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social (a través el concepto y el marco), y el Estándar de Operación (metodología, procedimiento de actividades, ubicación de personal, etc.)

Organigrama del Proyecto

Fortalecimiento de Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social a Familias y Comunidades



EX=Expertos PR=Personal Punto Focal

Lista de miembros propuestos del Comité de Coordinación Conjunta y Comité Técnico

El Comité de Coordinación Conjunta (de aquí en adelante denomina como "CCC" y el Comité Técnico (de aquí en adelante denomina como "TC") serán compuestos por los miembros listados como sigue:

1. La Composición de CCC

Presidente:

- ♦ La Ministra del Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez.(Directora del Proyecto)

a) La parte de Nicaragua:

- ♦ Director de la Dirección General del Programa Amor,
- ♦ Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle (Administrador del Proyecto)
- ♦ Director de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,
- ♦ Personal de punto focal de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua.
- ♦ Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,
- ♦ Director de la División General de Planificación e Información,
- ♦ Director de la División de Recursos Humanos,
- ♦ Delegada de la Delegación Municipal de Managua
- ♦ Coordinadores de Delegaciones Pilotos,
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JCC.

b) La parte de Japón:

- ♦ Jefe Asesor del Proyecto,
- ♦ Otros expertos japoneses
- ♦ Representante de la Oficina de JICA Nicaragua,
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JICA, según necesidad.

2. La Composición de TC

Presidente:

- ♦ Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle,
- ♦ Director de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,

a) La parte de Nicaragua:

- ♦ Personal de punto focal de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua.
- ♦ Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua,
- ♦ Técnicos de la División General de Planificación e Información,
- ♦ Técnicos de la División de Recursos Humanos,
- ♦ Delegada de la Delegación Municipal de Managua y otros técnicos
- ♦ Coordinadores de Delegaciones Pilotos.

b) La parte de Japón:

- ♦ Jefe Asesor del Proyecto,
- ♦ Otros expertos japoneses
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JICA, según necesidad.

Puntos principales discutidos

Los siguientes asuntos fueron discutidos durante y después del Estudio del Plan Detallado por el Equipo. Ambas partes llegaron a los siguientes acuerdos: de los puntos siguientes;

(1) El Equipo de Estudio confirmó que los 5 componentes de actividades, es decir, (i) Formación de Recursos Humanos; (ii) Formación de Grupos de padres y madres en valores, (iii) Formación y habilitación laboral, (iv) actividades para la Niñez y la Adolescencia, y (v) la red inter-institucional, desarrollados en la primera fase del Proyecto fueron designados como el Modelo de Prevención de Riesgo Social y se operan continuamente y se extiende a otras delegaciones hasta después de finalizar el proyecto. Estos componentes también fueron unificados en el "Modelo de Atención Integrado a la Niñez, Familia y Comunidad" del MIFAN, quién planifica oficialmente la promoción de la implementación del Modelo. Ambas partes acordaron que el Proyecto intenta desarrollar el mecanismo institucional y capacidad para la prestación del servicio, prevención y atención a familias y comunidades en base al Modelo Integrado y a través de una serie de actividades del proyecto.

(2) El papel y los miembros del CCC (Comité de Coordinación Conjunto) y del TC (Comité Técnico) son los que figuran en el artículo 6 de apéndice 3 de este documento. Especialmente, los representantes de la Dirección General de Planificación e Información, y la División de Recursos Humanos quienes acordaron colaborar en la elaboración del plan anual del Proyecto y los materiales didácticos, etc.

(3) El MIFAN asigna a la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos, y la Delegación Municipal de Managua como dependencias contrapartes de este Proyecto y acordaron designar a 3 personas (1 por dependencia) como contrapartes directas del Proyecto.

(4) El MIFAN acordó asumir la responsabilidad de los costos del Proyecto como viático, alojamiento, costo de transporte, salario y otros gastos corrientes del personal contraparte..

(5) En cuanto a la Delegación Piloto, ambas partes acordaron definir la Delegación Distrital IV y la Delegación Distrital VI en Managua (Véase 4.1.3). El Proyecto directamente apoyará estas dos delegaciones, para desarrollar

actividades de pilotaje, con el fin de fortalecer la entrega del servicio para prevención y atención de riesgo social en cada Distrito. Además, el Proyecto asimila información y aprendizaje del mismo, para establecer la entrega de servicio realmente efectiva verificando eficiencia y eficacia de cada actividad piloto implementada y el mecanismo desarrollado. De igual manera, el Proyecto también apoyará el desarrollo de la capacidad institucional de otras delegaciones distritales del municipio de Managua proporcionando capacitaciones y distribuyendo materiales didácticos.

(6) Puntos importantes considerados al seleccionar Delegaciones Piloto fueron los siguientes,

1. Delegación que localiza en el distrito con una alta tasa de crímenes,
2. Delegación que cuenta con un buen nivel de capacidad institucional,
3. Delegación que tiene el acceso fácil para monitoreo y evaluación,
4. Delegación que recibe alto número de situaciones psicosociales.

Ambas partes acordaron seleccionar la Delegación IV y VI como Delegaciones Pilotos. Las Delegaciones IV y VI están situadas en uno de los distritos que registran la más alta tasa de crímenes. La Delegación IV, se considera apropiada para la implementación eficiente del proyecto, por encontrarse dentro del edificio de la Delegación Municipal de Managua. La Delegación VI recibe alto número de situaciones y mantiene un cierto nivel de capacidad institucional.

(7) El Equipo de Estudio y la Ministra tomaron el acuerdo que para las Normativas y los Estándares de operación, será la Dirección Superior quien aprobará los mismos; estos son los que se requerirán para que los funcionarios técnicos los pongan en práctica. El MIFAN acordó tomar las medidas necesarias para su aprobación adecuadamente en el momento oportuno.

(8) En cuanto a la formación de los recursos humanos en el área de Bienestar Social, ambas partes convinieron en la necesidad de desarrollar el plan de capacitación con amplios puntos de vista de acuerdo a las necesidades de los ciudadanos; incorporar temas en el área de bienestar social tales como la violencia a las mujeres, niñas y niños que trabajan, niñez con discapacidad en riesgos, y adulto mayor, etc.

(9) Actualmente, el MIFAN está desarrollando el Modelo Integrado de Atención para la Niñez, Familia y Comunidad. El Proyecto trata de apoyar a establecer un mecanismo para prestar el servicio integrado para prevención y atención, enfocando algunos componentes principales de este Modelo. Ambas partes confirmaron que el diseño del Proyecto y su enfoque son totalmente consistentes, con el Modelo Integrado del MIFAN.

(10) Ambas partes acordaron cambiar el título del Proyecto lo que fue solicitado por parte de Nicaragua, éste se denominará en adelante: 'Fortalecimiento del Modelo Integrado para Prevención de Riesgo Social para Niños, Niñas, Adolescentes y sus Familias', del cual se elimina la palabra "Modelo" para evitar cualquiera confusión. Ambas partes acordaron cambiar el título del Proyecto de la manera siguiente;

Inglés: "Project for Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities",

Español: "Proyecto para Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades".

(11) Ambas partes acordaron modificar y cambiar en las cinco partes siguientes la PDM que fue firmado en la Minuta de Discusiones celebradas sobre el Estudio de la Planificación Detallada el día 14 de octubre del 2011.

1. Grupo de Objeto

Durante el Estudio de Planificación Detallado, ambas partes convinieron que el Proyecto seleccionaría el área prioritaria en el Distrito IV y VI, y los residentes del área seleccionada serán beneficiados directos a través de las actividades del proyecto. Por lo tanto, como los beneficiarios directos, la frase "Residentes del área prioritaria que será escogida después de la iniciación de proyecto" es agregada.

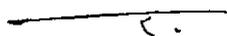
2. Objetivo del Proyecto

El Proyecto se enfoca en el Distrito IV y VI como el área piloto, para alcanzar el objetivo del mismo. Por lo tanto, la palabra "En el área de la delegación piloto" es agregada al principio del objetivo de proyecto así;

"En el área de la delegación piloto, el mecanismo para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se desarrolla y se implementa".

3. Resultado 2

Según el contenido de las actividades del resultado 2, hay algunas actividades no sólo para el desarrollo de las capacidades institucionales, sino que también para mejorar la metodología de la capacitación, el desarrollo de las Normas de Operación, la elaboración de los materiales educativos y mejorar la metodología de la planificación. Por lo tanto, ambas partes acordaron cambiar la reducción del resultado 2 quedando de la siguiente manera;



Anterior: "Técnicos están capacitados en habilidad técnica y de gestión para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social",

Modificado: "Se establece actividades de capacitaciones para técnicos quienes serán capacitados en habilidades técnicas y de gestión, para prestar servicio integrado en prevención de riesgo social y atención".

4. Actividad 1.4

Ambas partes acordaron cambiar la reducción para la actividad 1.4

Anterior: El equipo de C/P obtiene la aprobación de implementación y validación de la Normativa del MIFAN.

Modificado: El equipo de C/P solicitará la aprobación del MIFAN para la implementación y la validación de la Normativa.

5. Indicadores

Ambas partes acordaron modificar los indicadores para el Objetivo Superior, Objetivo del Proyecto y Resultado 2 y 3 en el PDM como a continuación se señala:

Objetivo Superior

- Introducción de aprendizajes del Proyecto (Documento Estratégico) a la política de MIFAN.
- Número de Delegaciones (no pilotos) que implementan y/o prestan servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.

Objetivo del Proyecto

- Nivel de cumplimiento y uso de la Normativa (evaluado por la hoja de comprobación, es utilizado por los técnicos en las delegaciones pilotos).
- El grado de logro de las metas establecidas por cada Delegación
 - a) En relación a las actividades de atención, la Delegación Piloto cumple con el número de atención prestada, frecuencia de referencia y contrarreferencia, aumento de contenido de consultas manejables.
 - b) En relación a las actividades de prevención, la Delegación Piloto cumple con el número de capacitaciones brindadas a consejeros familiares, número de participantes y número de cursos en Formación de Grupo de Padres y Madres en Valores.

Resultado 2

- Se elaboran el plan de capacitación que se incluya los puntos de vista a.b.c. de las actividades 2.4 y los materiales didácticos necesarios para

capacitación en cada Delegación.

- Se realiza la capacitación según el Plan de capacitación (proceso, calidad, número de veces).

Resultado 3

- Para las actividades de la validación, seis ciclos (3 veces por 2 delegaciones) son implementadas según el proceso de 1) plan anual, 2) implementación, 3) monitoreo y evaluación.
- Los técnicos que realizaron las actividades de prevención y atención logran alcanzar las metas establecidas en cada delegación piloto.
- En las delegaciones pilotos, los seis informes anuales que contienen los logros de la validación son documentados.

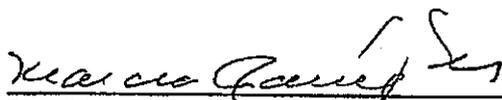
**MINUTA DE DISCUSIONES
ENTRE EL EQUIPO JAPONÉS DEL ESTUDIO PARA LA PLANIFICACIÓN
DETALLADA
Y LAS
AUTORIDADES INTERESADAS DEL GOBIERNO
DE LA REPÚBLICA DE NICARAGUA
EN EL
PROYECTO DEL FORTALECIMIENTO DEL MODELO INTEGRADO DE
PREVENCIÓN DE RIESGO SOCIAL PARA NIÑOS, NIÑAS,
ADOLESCENTES Y SUS FAMILIAS**

En respuesta a la petición del Gobierno de la República de Nicaragua, la Agencia de Cooperación Internacional de Japón (denominado de aquí en adelante como "JICA") envió el Equipo de Estudio de Planificación Detallado (denominado de aquí en adelante como "el Equipo"), del 14 de septiembre al 17 de octubre de 2011, con el propósito de discutir el marco del Proyecto de la cooperación técnica solicitado y titulado "Proyecto para Fortalecimiento del Modelo Integrado de Prevención y Atención de Riesgo Social para Niños, Niñas, Adolescentes y Sus Familias" (denominado de aquí en adelante como "el Proyecto").

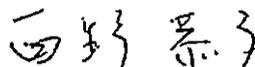
Durante su estadía en Nicaragua, el Equipo tuvo una serie de discusiones sobre el diseño del Proyecto con las autoridades concernientes e intercambió punto de vistas, con respecto a medidas preferibles para ser tomadas por ambas partes para la puesta en práctica sin dificultad del Proyecto.

Como resultado de las discusiones, ambas partes llegaron a la comprensión común en relación al diseño y marco del Proyecto a los que se refiere en el documento adjunto. Estos textos fueron escritos tanto en inglés como en español siendo ambos igualmente auténticos. El texto en inglés prevalecerá en caso de cualquier divergencia en la interpretación.

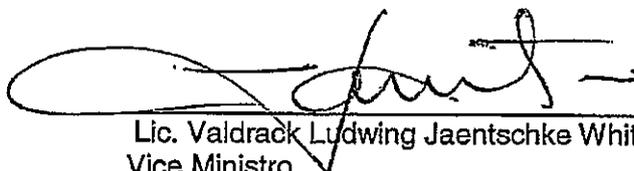
Managua, 14 de octubre de 2011



Dra. Marcia Ramírez Mercado
Ministra
Ministerio de la Familia, Adolescencia
y Niñez
República de Nicaragua



Lic. Yasuko Nishino
Representante de la Misión de JICA



Lic. Valdrack Ludwing Jaentschke Whitaker
Vice Ministro
Ministerio de Asuntos Exteriores, República de Nicaragua

DOCUMENTO DEL PROYECTO

1. ANTECEDENTES

En la República de Nicaragua, la agravante de la seguridad pública fue reconocida como uno de los problemas más serios en el país (Estadística de la Policía Nacional Nicaragüense 2009). Hay una tendencia del aumento de los crímenes, que se registraron 154,673 casos (18,286 eran casos intra-familiar) en 2008, comparado con 72,908 casos en 1999 (2,310 casos intra familiar). Por ejemplo, diversos riesgos en comunidades como la violencia intra-familiar, el abuso infantil, la drogadicción han amenazado a la seguridad de ciudadanos. La mayor parte de víctimas de la violencia intra-familiar y del abuso sexual eran mujeres, niños y niñas, y dicen que por lo menos el 80% de víctimas de casos de violencia fueron causados por miembro familiar, vecinos, o parientes. Según UNDP(2009), el 26% de la población femenina del país tiene miedo a la violencia en su comunidad. Niños y niñas, a menudo se han encontrado trabajando o vagando en la calle como consecuencia de escapar de problemas antes mencionados en casa o debido a la pobreza. Según la investigación ENTIA sobre el trabajo infantil (2000), el 9.9 % (el 14.4 % de niños y el 5.4 % de niñas) de niños de cinco a catorce años realizó trabajo infantil.

En el Informe Nacional del Desarrollo Humano (2009), el Gobierno de la República de Nicaragua mostró gran consideración a las actividades preventivas a través de la participación comunitaria. Y el "Programa Amor" (un programa para promover el bienestar de niños, niñas y familias) no solamente enfoca a actividades de protección sino también tiene actividades de prevención para mejorar las relaciones intrafamiliares y reconstruir las comunidades en consideración.

El Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez (de aquí en adelante denominado como "MIFAN") implementó el Proyecto para "Fortaleciendo de la Red de Seguridad Ciudadanía para Juventud y sus Familias" (2007-2010) con cooperación técnica de Japón. El Proyecto contribuyó a establecer el Modelo de la Prevención del Riesgo Social, utilizando ejemplos de experiencias de actividades sociales de comunidades japoneses tales como; grupo de vigilancia vecinal, junta de vecinos, junta de niñez, junta de mujeres, y movimientos para el mejoramiento de la calidad de vida, etc.

En el Modelo de la Prevención del Riesgo Social, los 5 actividades, es decir, i) capacitación del personal, ii) formación de Grupo de Padres y Madres en Valores iii) educación para toda la vida (Capacitación y Habilitación laboral), iv) actividad juvenil, y v) redes institucionales, fueron desarrolladas. Y aprendiendo de sistema japonés del promotor social, llamado Minsei-iin (consejero local de bienestar), los recursos humanos de comunidades fueron capacitados como consejeros familiares.

De este modo, el mecanismo institucional para prestación de servicio de prevención de riesgo social fue establecido. Mientras que estos técnicos todavía no están calificados suficientemente para brindar servicios de atención. Por lo tanto, se ha reconocido la necesidad de fortalecer la capacidad institucional para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.

Con tales situaciones, el Gobierno de la República de Nicaragua solicitó al Gobierno de Japón cooperar en estructuración del Modelo Integrado de la Prevención del Riesgo Social. En respuesta a la solicitud, JICA envió el equipo del estudio de la planificación detallada para discutir y desarrollar el marco del Proyecto de cooperación técnico solicitado, incluyendo la Matriz del Diseño del Proyecto (de aquí en adelante se denominará como "PDM") y el Plan de Operación (de aquí en adelante se denomina como "PO").

2. PROPÓSITO DEL ESTUDIO

El Estudio de Planificación detallado fué conducido por siguientes propósitos:

- (1) Confirmar antecedentes y el contenido de la solicitud por el Gobierno de la República de Nicaragua,
- (2) Recopilar y analizar la información detallada relacionada a la solicitud, y desarrollar el plan detallado del Proyecto en base a discusiones e intercambio de opiniones entre autoridades nicaragüenses interesadas y JICA
- (3) Llegar al acuerdo sobre el plan detallado del Proyecto y firmar la Minuta de Discusiones (de aquí en adelante denominará como M/M).

3. PUNTOS PRINCIPALES DISCUTIDOS

Los siguientes asuntos fueron discutidos durante el Estudio del Plan Detallado por el Equipo. Ambas partes llegaron al acuerdo de los puntos siguientes.

(1) El Equipo de Estudio confirmó que las 5 componentes de actividades, es decir, (i) Formación de Recursos Humanos; (ii) Formación de Grupos de padres y madres en valores, (iii) Formación y habilitación laboral, (iv) actividades para la Niñez y Adolescencia, y v) la red inter-institucional, desarrollados en la primera fase del Proyecto fueron designados como el Modelo de Prevención de Riesgo Social y se operan continuamente y se extiende en otras delegaciones hasta después de finalizar el proyecto. Estos componentes también fueron unificados en el "Modelo de Atención Integrado a la Niñez, Familia y Comunidad" del MIFAN y el MIFAN planifica oficialmente promocionar la implementación del Modelo. Ambas partes acordaron

que el Proyecto intenta desarrollar el mecanismo institucional y capacidad para prestación del servicio para prevención y atención a familias y comunidades en base al Modelo Integrado y a través de una serie de actividades del proyecto.

(2) El papel y los miembros del JCC (Comité de Coordinación Conjunto) y del TC (Comité Técnico) son los que figuran en el artículo 6 de este documento. Especialmente, los representantes de la Dirección General de Planificación e Información, y la División de Recursos Humanos quienes acordaron en colaborar y hacer plan anual del Proyecto, capacitación y materiales didácticos, etc.

(3) El MIFAN acordó a asignar la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos, y la Delegación Municipal de Managua como dependencias contrapartes de este Proyecto y acordaron poner 3 personas (1 por dependencia) como responsable del Proyecto.

(4) El MIFAN acordó asumir la responsabilidad de los costos del Proyecto como viático, acomodación, costo de transporte, salario y otros gastos corrientes..

(5) En cuanto a las Delegaciones Piloto, ambas partes acordaron seleccionar Delegaciones del Distrito IV y Distrito IV en Managua (véase 4.1.3). El Proyecto directamente apoyará estas dos delegaciones, para desarrollar actividades de pilotaje, con el fin de fortalecer la entrega del servicio para prevención y atención de riesgo social en cada Distrito. Además, el Proyecto asimila información y aprendizaje del Proyecto para establecer la entrega de servicio realmente efectiva por verificación de eficiencia y eficacia de cada actividad de piloto implementado y el mecanismo desarrollado. De igual manera, el Proyecto también apoyará el desarrollo de capacidad institucional de otras delegaciones distritales del municipio de Managua proporcionando capacitaciones y destibuyendo materiales didácticos.

(6) Puntos importantes considerados al seleccionar Delegaciones Piloto fueron los siguientes,

1. Delegación que localiza en el distrito con alta tasa de crímenes.
2. Delegación que cuenta con un cierto nivel de capacidad institucional.
3. Delegación que tiene el acceso fácil para monitoreo y evaluación.
4. Delegación que recibe alto número de casos de consultas.

Ambas partes acordaron seleccionar la Delegación IV y VI como Delegación Piloto. Delegación IV y VI están situados en uno de los distritos que registran más alta tasa de crimen. La Delegación IV se considera apropiada para implementación del Proyecto eficientemente por ubicar dentro del edificio de la Delegación Municipal de Managua. La Delegación VI recibe alto número de consultas y mantiene un cierto nivel de capacidad institucional.)

(7) Ambas partes acordaron que, el (la) Ministro(a) tiene autoridad total para aprobar las Normativas y los Estándares de operación, estos son lo que se requerirán para que los funcionarios técnicos los pongan en prácticas. El MIFAN acordó tomar las medidas necesarias para su aprobación adecuadamente en el momento oportuno.

(8) En cuanto a la formación de recursos humanos en el área de Bienestar Social, ambas partes convinieron la necesidad de desarrollar el plan de capacitación con amplios puntos de vista de acuerdo a las necesidades de los ciudadanos; incorporar temas en el área de bienestar social tales como la violencia a las mujeres, niñas y niños que trabajan, niñez con discapacidad en riesgos, y adulto mayor, etc.

(9) Actualmente, el MIFAN está desarrollando el Modelo Integrado de Atención para la Niñez, Familia y Comunidad. El Proyecto trata de apoyar a introducir un mecanismo para prestar el servicio integrado para prevención y atención, enfocando algunos componentes principales de este Modelo. Ambas partes confirmaron que el diseño del Proyecto y su enfoque son totalmente consistentes con el Modelo Integrado del MIFAN.

(10) Ambas partes acordaron cambiar el título del Proyecto a lo cual solicitado de parte de Nicaragua, "Fortalecimiento del Modelo Integrado para Prevención de Riesgo Social para Niños, Niñas, Adolescentes y sus Familias" del cual elimina la palabra "Modelo" para evitar cualquiera confusión. Ambas partes acordaron cambiar el título del Proyecto de manera siguiente;

Inglés : Project for "Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities"

Español : Proyecto para el "Fortalecimiento de Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades"

4. MARCO DEL PROYECTO

El diseño básico del Proyecto se muestra en la PDM y PO adjuntos en el Anexo I y II, que fueron formulados y acordados a través de discusiones extensas y en comprensión mutua. El marco del Proyecto será examinado y revisado por ambos gobiernos antes de firmar el Registro de Discusiones (de aquí en adelante denominado como R/D).

La PDM será enmendada según el progreso y logros del Proyecto, y en base al acuerdo entre la parte nicaragüense y parte japonesa necesariamente. Especialmente, 'Indicadores' y 'Medidas de Verificación' serán sometidos a la

revisión y modificación después del inicio del Proyecto.

4.1 Marco de la Cooperación

4.1.1 Título del Proyecto

El título del Proyecto será: "Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado Para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades".

4.1.2 Resumen del Proyecto

(1) Objetivo Superior

"El mecanismo desarrollado por el Proyecto se extiende y se implementa en otras Delegaciones en el Municipio de Managua del MIFAN".

(2) Objetivo del Proyecto

"El mecanismo para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se desarrolla y se implementa. "

(3) Resultados

Los Resultados esperados del Proyecto son:

- 1) Se elabora la Normativa para prestar servicio integrado de prevención y atención de riesgo social.
- 2) Técnicos están capacitados en habilidad técnica y gestional para prestar servicio integrado para prevención y atención de riesgo social.
- 3) En Delegaciones Piloto, se ha implementado y validado la metodología de la entrega de servicio integrado para prevención y atención de riesgo social en colaboración con comunidades.
Se elabora el Documento Estratégico sobre implementación de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.
- 4) Se elabora el Documento Estratégico sobre implementación de la entrega del servicio integrado para prevención y atención de riesgo social.

(4) Actividades

- 1.1 El equipo de C/P redacta la Normativa.
 - 1.2 El equipo de C/P convoca la reunión de Comité Técnico (TC) y celebra taller para analizar el borrador de la Normativa.
 - 1.3 El equipo perfecciona la Normativa.
 - 1.4 El equipo de C/P obtiene la aprobación de implementación y validación de la Normativa del MIFAN.
-
- 2.1 El equipo de C/P realiza el diagnóstico de actualidad de la capacidad de recursos humanos, el trabajo, carga laboral actual en Delegaciones Piloto.
 - 2.2 El equipo de C/P elabora el Estándar de Operación para implementar trabajos

- en la Oficina Central y Delegaciones (se incluyen, a. Metodología y flujo de prestación de servicios a usuarios y, b. flujo de trabajos organizativos)
- 2.3 El equipo de C/P elabora el plan de capacitación para técnicos de la Oficina Central e implementa la capacitación.
 - 2.4 El equipo de C/P elabora el plan de capacitación para mejorar capacidad técnica y administrativa de técnicos de Delegaciones (a. mejoramiento de técnicas para dar respuestas a la necesidad real de habitantes, b. formación de recursos humanos de bienestar social, capaces de brindar servicios integrados de bienestar social apropiadamente, c. se incorpora tema de género de forma transversal).
 - 2.5 El equipo de C/P elabora materiales didácticos para capacitación a técnicos de Delegaciones.
 - 2.6 El equipo de C/P capacita a los técnicos de Delegaciones piloto.
 - 2.7 El equipo de C/P realiza monitoreo y evaluación de las actividades de 2.1 a 2.6.
-
- 3.1 El equipo de C/P realiza el estudio sociológico de comunidades en el área de la competencia de las Delegaciones piloto (recopilación de informaciones estadísticas, mapeo de recursos locales disponibles, análisis de género, etc.) .
 - 3.2 Los técnicos de Delegaciones Piloto, con el apoyo del equipo de C/P, identifica y analiza problemas encontrados en operación rutinaria en prevención y atención en el nivel de Delegaciones Piloto, y ordenan temas a abordar y establecer metas a lograr en aspectos técnicos especializados y de gestión.
 - 3.3 Técnicos de la Delegación Piloto, con el apoyo del equipo de C/P, elaboran el Plan de Operación Anual(POA), en base a la necesidad identificada en 3.1., y ordenarán actividades cronológicamente y por operación.
 - 3.4 Los técnicos de la Delegación Piloto, en base al Plan, implementa servicios de prevención y de atención (consultas, formación de consejeros familiares y promotores, Formación del Grupo de Padres y Madres en Valor, actividad juvenil, Capacitación y Habilitación Laboral, actividad de referencia y contrarreferencia, red Interinstitucional, etc.)
 - 3.5 El equipo de C/P realiza monitoreo y evaluación de las actividades descritas en 3.4.
-
- 4.1 El equipo de C/P resume todas las experiencias y aprendizajes del Proyecto.El equipo de C/P resume experiencias y aprendizajes del Proyecto.
 - 4.2 El equipo de C/P elabora el Documento estratégico y presentarlo a la Ministra del MIFAN.
-
- 4.1.3 Delegaciones Piloto
Para desarrollar las estrategias de este proyecto, las delegaciones pilotos serán

las Delegaciones Distritales IV y VI en el municipio de Managua.

4.1.4 Grupo de Objeto

1) Beneficiarios Directos:

Técnicos del MIFAN del nivel Central, Delegación Municipal y de Delegaciones Distritales, Consejeros Familiares y Promotores.

2) Beneficiarios Indirectos:

Habitantes en el área de piloto

4.1.5 Período de Cooperación

La duración de la cooperación técnica para el Proyecto será cuatro (4) años desde la fecha descrita en el R/D.

4.1.6 Institución Ejecutora

Ministerio de Familia, Adolescencia y Niñez (MIFAN)

4.2 Plan de Operación Tentativo

El PO tentativo se indica en el Anexo II.

5. INSUMO

La inversión de cada parte será como siguiente:

5.1 La parte japonesa

(1) Envío de expertos japoneses

Expertos de largo plazo:

- ♦ Asesor Jefe / Desarrollo de la capacidad institucional
- ♦ Coordinador / Género transversal

Expertos de corto plazo

Expertos de corto plazo serán enviados en áreas relacionadas a actividades del Proyecto.

(2) Capacitación

Capacitación en Japón y/o en tercer país

(3) Equipamiento y materiales:

- ♦ Materiales y equipamiento para elaborar manuales de capacitación y otros materiales relacionadas a actividades.
- ♦ Materiales y equipamiento para implementar curso de capacitación.
- ♦ Materiales y equipamiento para mejoramiento de actividades organizativa y administrativa en la Oficina Central y Delegaciones del MIFAN.
- ♦ Equipamiento para oficina del Proyecto.

5.2 La parte Nicaragüense

(1) Contrapartes

- ♦ La Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua formarán el equipo de contrapartes.
- ♦ Se designa una persona de punto focal a cada unidad.

(2) Facilidades

- ♦ Espacio de la oficina del Proyecto y facilidades que se incluye el gasto de utilidades.

(3) Costo de actividades

- ♦ Costo de mantenimiento y reparación de equipamiento suministrado.
- ♦ Costo de visita para supervisión de rutina a las Delegaciones Piloto y comunidades.
- ♦ Viático, acomodación, costo de transporte y salario.

Otros aportes no indicados, serán determinados a través de consultas entre JICA y MIFAN durante el período de implementación del Proyecto, cuando fuera necesario.

6. ESTRUCTURA DE IMPLEMENTACIÓN

6.1 Responsables del Proyecto

- ♦ Director del Proyecto: El (La) Ministro(a) del Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez
Director del Proyecto será responsable de la administración e implementación total del Proyecto.
- ♦ Administrador del Proyecto: Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle
El Administrador del Proyecto será responsable de asuntos técnica y gerencial del Proyecto.
- ♦ Equipo de contrapartes del Proyecto: Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua formará un equipo de contraparte.
- ♦ Persona de punto focal: 1 personal de cada dependencia arriba mencionada.

6.2 Comité de Coordinación Conjunto y Comité Técnico

Se establecerán el Comité de Coordinación Conjunto (de aquí en adelante denomina

como "JCC") y el Comité Técnico (de aquí en adelante denomina como "TC") a fin de facilitar coordinación intra-institucional. El esquema de estructura de implementación del Proyecto se describe en el Anexo III.

6.2.1 Comité de Coordinación Conjunto (JCC)

(1) La función de JCC

El JCC tendrá reunión al menos una vez al año y siempre y cuando surja la necesidad. Las funciones del JCC serán como siguen:

- ♦ Aprobar el plan de acción anual formulado por el Proyecto,
- ♦ Intercambiar opiniones sobre asuntos importantes surgidos o relacionados al Proyecto,
- ♦ Aprobar la revisión de PDM y P/O, cuando sea necesario, y
- ♦ Recomendar y solicitar acciones necesarias al Proyecto.

(2) La Composición de JCC

Presidente:

- ♦ La Ministra del Ministerio de la Familia, Adolescencia y Niñez.(Director del Proyecto)

a) La parte de Nicaragua:

- ♦ Director de la Dirección General del Programa Amor,
- ♦ Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle (Administrador del Proyecto)
- ♦ Director de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,
- ♦ Personal de punto focal de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua.
- ♦ Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,
- ♦ Director de la División General de Planificación e Información,
- ♦ Director de la División de Recursos Humanos,
- ♦ Delegada de la Delegación Municipal de Managua
- ♦ Coordinadores de Delegaciones Piloto,
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JCC.

b) La parte de Japón:

- ♦ Jefe Asesor del Proyecto,
- ♦ Otros expertos japoneses
- ♦ Representante de la Oficina de JICA Nicaragua,
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JICA, según necesidad.

6.2.2 Comité Técnico (TC)

(1) La función de TC

El TC tendrá la reunión al menos dos veces al año y siempre y cuando surja la necesidad.

Las funciones del TC serán como sigue:

- ♦ Confirmar calendario de actividades del Proyecto,
- ♦ Discutir la revisión de documentos, textos, manuales, incluyendo la Normativa y Estándar Operativo, y como sea necesario,
- ♦ Sugerir cualquier mejora necesaria para la puesta en práctica del Proyecto.
- ♦ Recomendar y solicitar a tomar acciones necesarias.

(2) La Composición de TC

Presidente:

- ♦ Director de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle,
- ♦ Director de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos,

(3) Miembros

a) La parte de Nicaragua:

- ♦ Personal de punto focal de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle, de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua.
- ♦ Técnicos de la Dirección de la Niñez Trabajadora en la Calle y de la Dirección General de Restitución y Garantía de Derechos y de la Delegación Municipal de Managua,
- ♦ Técnicos de la División General de Planificación e Información,
- ♦ Técnicos de la División de Recursos Humanos,
- ♦ Delegada de la Delegación Municipal de Managua y otros técnicos
- ♦ Coordinadores de Delegaciones Piloto.

b) La parte de Japón:

- ♦ Jefe Asesor del Proyecto,
- ♦ Otros expertos japoneses
- ♦ Otras personas interesados y asignados por JICA, según necesidad.

7. EVALUACIÓN

La evaluación del Proyecto será conducido por JICA y MIFAN conjuntamente, dos años y tres años y medio después de haber iniciado el Proyecto para examinar el nivel de alcance.

8. OTROS

8.1 Coordinación con otros organismos de cooperación internacionales

El Banco Mundial está en proceso de preparación de un proyecto de característica

similar del Proyecto de JICA-MIFAN para apoyar prevención y atención de riesgo social de familias y comunidades en el área norte de Nicaragua. En el Proyecto del Banco Mundial se incluye, como uno de los componentes, el fortalecimiento del sistema administrativo de información del MIFAN. El Proyecto mantendrá comunicaciones para compartir informaciones con el Banco Mundial para posible colaboración en futuro.

8. 2 Género transversal

La violencia contra mujeres, incluyendo la Violencia intra-familiar (VIF), el abuso sexual y otras formas de violencia basada en género, es una de las preocupaciones más serias en la República de Nicaragua. Muchas de sus víctimas son mujeres, adolescentes, niños y niñas con muchos de los casos que ocurren dentro de la esfera privada de la casa por miembros de familia, parientes y/o vecinos dentro de la comunidad.

El proyecto, con un pleno entendimiento de la necesidad y desafío en comunidades, apoyará fortalecer la implementación y entrega de servicio con puntos de vista género transversal en prevención y atención de riesgo social para familias y comunidades, siempre con temas de género y de derechos humanos.

El Proyecto, implementará actividades para darle respuesta al tema de género incluyendo la formación de programa de capacitación susceptible de género, el análisis de género para conducir programa de empoderamiento de mujeres en comunidades, y programa educativo para hombres, mujeres, adolescentes, niños y niñas. Todo ello, servirá a fortalecer la prevención y atención para comunidades en riesgo, y también contribuirá al logro del objetivo del Proyecto eficazmente.

- Anexo I Matriz de Diseño del Proyecto (Versión 1)
- Anexo II Plan de Operación Tentativo (Versión 1)
- Anexo III Esquema de la estructura de implementación del Proyecto

PDM (Proyecto para Fortalecimiento de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención de Riesgo Social a Familias y Comunidades)

Periodo de Implementación: 2012-2016
 Instalación de Implementación: El Ministerio de la Familia, Adolecencia y Niñez (MIFAN) de la República de Nicaragua
 Área Piloto: [Distrito IV y VI del Municipio de Managua]

Ver. 1
 Versión del 14 de octubre, 2011
 Versión actualizada a la fecha

Grupo de Objeto:
 Beneficiarios directos: Técnicos del nivel Central, Delegación Municipal de Managua y de Delegaciones Piloto del MIFAN, Consejeros Familiares y Promotores
 Beneficiarios indirectos: Habitantes en el área de piloto

Objetivo Superior	Indicadores	Medio de verificación	Condición Externa
El mecanismo de operación por el Proyecto se extiende y se implementa en otras Delegaciones en el Municipio de Managua.	[e.] Introducción de aprendizajes del Proyecto a la política de Nicaragua *Número de Delegaciones (no pilotos) que implementan y/o prestan servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.	1. Encuesta del MIFAN	* Presupuesto nacional destinado a la bienestar social no se reduce.
Objetivo del Proyecto	[e.] * Número (o proporción) de técnicos que aplican procedimientos en base a la Normativa. * Nivel de cumplimiento y uso de la Normativa (evaluado por hoja de comprobación, se usan por XX% de los técnicos)	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Informe del monitoreo/evaluación 4. Informe Final del Proyecto	* La política nacional de la protección social y reducción de riesgo social se mantiene.
Resultados			
1. Se elabora la Normativa para prestar servicio integrado de prevención y atención de riesgo social.	[e.] * La Normativa se elabora como un informe y se aprueba por la Ministra.	1. La Normativa	* No hay cambio en prioridad del Programa Amor en el MIFAN
2. Técnicos están capacitados en habilidad técnica y personal para prestar servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.	[e.] * Se diagnostica la situación actual de la capacidad, trabajo y carga laboral de recursos humanos en Delegaciones Piloto se evalúan y se analizan. * Tiene establecido el Estándar de Operación en cada Delegación Piloto. * Se elaboran el plan de capacitación que se incluye puntos de vista género y los materiales didácticos necesarios para capacitación en cada Delegación. * Se realiza la capacitación según el Plan de capacitación.	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Registro de la capacitación 4. Informe del monitoreo/evaluación	* No hay factores económica, social, política que afecten significativamente al nivel de vida de habitantes del área de piloto. * Se asegura el número de recursos humanos comunitarios como consejeros familiares y promotores. * Se asegura el número de técnicos en el MIFAN Central y Delegaciones. * Técnicos capacitados del MIFAN Central y de Delegaciones no se retiran.
3. En Delegaciones Piloto, se ha implementado y validado la metodología de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social en colaboración con comunidades.	[e.] * Se ha realizado el estudio sociológico y análisis de fuerza de trabajo. * Tiene establecido el Plan de Operación Anual (POA). * El grado de logro del meta establecida por cada Delegación Piloto a, en relación a las actividades de atención, la Delegación Piloto cumple el XX% (e), tasa de crecimiento de número de atención prestada, frecuencia de referencia y contrareferencia, aumento del contenido de consultas manejadas b, en relación a las actividades de prevención, la Delegación Piloto cumple el XX% (e), número de capacitación brindado a consejeros familiares, número de participantes y número de cursos en Formación de Grupo de Padres y Madres en Valor	1. Datos del estudio por el Proyecto 2. Informe del Proyecto 3. Registro de la capacitación 4. Informe del monitoreo/evaluación	
4. Se elabora el Documento Estratégico sobre implementación de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social.	[e.] * El Documento estratégico para implementación de la forma de la entrega del servicio integrado para prevención y atención del riesgo social se aprueba por la Ministra.		
Actividades			
1.1 El equipo de CP redacta la Normativa.	La parte de Japón	La parte de Nicaragua	
1.2 El equipo de CP convoca la reunión del Comité Técnico (TC) y elabora taller para analizar el borrador de la Normativa.			
1.3 El equipo perfecciona la Normativa.			
1.4 El equipo de CP obtiene la aprobación de implementación y validación de la Normativa del MIFAN.			
2.1 El equipo de CP realiza el diagnóstico de actualidad de la capacidad de recursos humanos, el trabajo, carga laboral actual en las Delegaciones Piloto.			
2.2 El equipo de CP elabora el Estándar de Operación para implementar trabajo en la Oficina Central y Delegaciones (se incluyen, a. Metodología y flujo de prestación de servicios a usuarios y, b. flujo de trabajos organizativos)			
2.3 El equipo de CP elabora el plan de capacitación para técnicos de la Oficina Central e implementa la capacitación.			
2.4 El equipo de CP elabora el plan de capacitación para mejorar capacidad técnica y administrativa de líderes de Delegaciones (a. mejoramiento de técnicas para dar respuestas a la necesidad real de habitantes, b. formación de recursos humanos de bienestar social capaces de brindar servicios integrados de bienestar social apropiadamente, c. se incorpora tema de género de forma transversal).			
2.5 El equipo de CP elabora materiales didácticos para capacitación a técnicos de Delegaciones.			
2.6 El equipo de CP capacita a los técnicos de Delegaciones piloto.			
2.7 El equipo de CP realiza monitoreo y evaluación de las actividades de 2.1 a 2.6.			
3.1 El equipo de CP realiza el estudio sociológico de comunidades en el área de la competencia de las Delegaciones piloto (recopilación de informaciones estadísticas, mapeo de recursos locales disponibles, análisis de género, etc.)			
3.2 Los técnicos de Delegaciones Piloto, con el apoyo del equipo de CP, identifican y analizan problemas encontrados en operación rutina en prevención y atención en el nivel de Delegaciones Piloto, y ordenan temas a abordar y establecer metas o lograr en aspectos técnicos especializadas y de gestión.			
3.3 Técnicos de la Delegación Piloto, con el apoyo del equipo de CP, elaboran el Plan de Operación Anual (POA), en base a la necesidad identificada en 3.1, y ordenan actividades cronológicamente y por operación.			
3.4 Los técnicos de la Delegación Piloto, en base al Plan, implementa servicios de prevención y de atención (consultas, formación de consejeros familiares y promotores, Formación del Grupo de Padres y Madres en Valor, madres, actividad juvenil, Capacitación y Habilidades Laboral, actividad de referencia y contrareferencia, red institucional, etc.)			
3.5 El equipo de CP realiza monitoreo y evaluación de las actividades descritas en 3.4.			
4.1 El equipo de CP resume todas las informaciones de cumplimiento y aprendizajes del Proyecto.			
4.2 El equipo de CP elabora el Documento estratégico y presentarlo a la Ministra del MIFAN.			

Nota 1: La Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social se refiere y consiste de: actividad educativa social realizada por el MIFAN a los habitantes de comunidades para prevenir riesgos, y con el apoyo de una serie de servicios comunitarios que se incluyen estrategias e iniciativas que se requieren apoyo por ser víctimas y/o por tener algún problema familiar.

Nota 2: El Documento Estratégico sobre implementación del riesgo en el Resultado 4, se compone de dos componentes: 1. los resultados de la Entrega del Servicio Integrado para Prevención y Atención del Riesgo Social (se define el concepto y el meta), y el Estándar de Operación (metodología, procedimientos de implementación, evaluación de personal, etc.)

1-5 M/M後のやり取りを踏まえてのR/Dの変更点について

1. Appendix 2 (11) PDM の 5. 5. Measurable Indicators (指標) の表現変更

経緯及び理由: 家族省(法務局)より未設定指標を××として表現することにつき、公文に適さず、修正が必要な旨が提案され、意味が変更されない範囲で Annex2 のとおり修正した。併せて PDM にも反映した。

2. 英語版正文の旨を R/D2 頁目最終行に追記

「Done in duplicate in Spanish and English languages, both equally authentic. In case of any divergence of interpretation, the English text shall prevail.」経緯及び理由: JICA 企画部 執務参考資料「技術協力事業合意文書の Q&A、p17」を確認した結果、「英語版と翻訳版の内容に齟齬がある場合、英語版を正文とすることを R/D に以下のとおり追記」とあることから、修正した。

3. 表紙の実施機関名をニカラグア共和国と変更

経緯及び理由: 外務省(法務局)見解として、「家族省は RD 署名の権限が現在ない」と通知を受け、交渉の結果、「大統領府及び議会に署名権限の認可申請が必要で、かつ実現可能性が未定」との通知を受け、2012 年 1 月に新政権となることで、締結が先送りになることを避けるため、事前に企画部に確認のうえ、修正した。併せて署名者順を変更している。

4. 文法修辞上等の理由により、文意変更ない中での表現修正

経緯及び理由: 家族省及び外務省の両法務局依頼により、一部文章の修正依頼を受け、意味の変わらない範囲で修正した。また別添の題名表示のないものを修正し、PDM 及び PO をバージョン 0(署名日)に変更した。

ニカラガ国「家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査団日程 実施版

日数	月/日	曜	時	団長 (西野)	ジェンダーと開発 (久保田)	協力企画 (宇佐義)	コミュニティ行政連携 (佐藤)	評価分析 (高吉)	通訳 (寺島)	宿泊	
1	9月24日	土	午前				成田発(CO006) 15:55			マナグア	
			午後				ヒューストン着 13:50 ヒューストン発 17:45 マナグア着(CO1027) 19:59				
1	9月25日	日	午前					資料整理・分析		マナグア	
			午後					資料整理・分析			
2	9月26日	月	午前				家族省表敬 8:30~9:40 JICAニカラガ事務所表敬10:00~11:00			マナグア	
			午後					家族省児童労働課訪問・説明13:30~15:45			
3	9月27日	火	午前			家族省児童労働課職員と 打合せ 11:00~12:00	家族省人材部課長聞き取り 11:00~12:00			マナグア	
							家族省児童労働課職員・課長聞き取り 8:30~10:45				
			午後					家族省権利擁護部、児童労働課技官聞き取り 13:30~15:00			
4	9月28日	水	午前				第3地区支所聞き取り 8:30~10:00			マナグア	
			午後				第6地区支所聞き取り 11:00~12:30				
5	9月29日	木	午前				第1地区支所聞き取り 8:30~10:00			マナグア	
			午後				第5地区支所聞き取り 10:00~11:00				
6	9月30日	金	午前			第2地区支所聞き取り 8:30~10:00	IDB 市民安全警察プログラム聞き取り 9:30~10:00			マナグア	
						第4地区支所聞き取り 11:00~12:00	UNICEF聞き取り 11:15~12:00				
			午後				家族省プロジェクトオフィスにて資料整理・分析				
7	10月1日	土	午前				資料整理・分析(打合せ)			マナグア	
			午後				資料整理・分析				
8	10月2日	日	午前				資料整理・分析			マナグア	
			午後				資料整理・分析				
9	10月3日	月	午前		成田発(CO006) 15:55	マナグア支所支所長聞き取り 8:30~10:30	世銀・社会福祉プログラム担当官聞き取り 8:30~10:00			マナグア	
			午後		ヒューストン着 13:50 ヒューストン発 17:45 マナグア着(CO1027) 19:59		家族省プロジェクトオフィスにて資料整理・分析				
10	10月4日	火	午前		家族省訪問 8:30	家族省児童労働課と打合せ		世銀・マナグア支店担当官聞き取り 9:00~10:00		マナグア	
						NGO・キンチョバリレッチ聞き取り 11:00~12:30	IDB・ニカラガ支店担当官聞き取り 11:00~11:40				
			午後			女性庁聞き取り 14:00~15:00	JICAニカラガ事務所報告 14:00~15:00	ワークショップ準備	女性庁聞き取り 14:00~15:00		
11	10月5日	水	午前				プロジェクト形成ワークショップ 8:00~13:00			マナグア	
			午後			児童労働課長・技官聞き取り 14:00~15:00	ワークショップ取りまとめ C/P機関と打合せ	児童労働課長・技官聞き取り 14:00~15:00			
12	10月6日	木	午前			打合せ 8:30~9:40	ワークショップ取りまとめ	打合せ 8:30~9:40		マナグア	
			午後			資料・情報取りまとめ 国際NGO・Casa Alianza 14:00~15:00	資料・情報取りまとめ	資料作成・翻訳作業 国際NGO・Casa Alianza 14:00~15:00			
13	10月7日	金	午前		INPRHU(母と子どもの保護施設) 聞き取り 9:00~11:00	家族省児童労働課と打合せ 資料・情報取りまとめ	INPRHU(母と子どもの保護施設) 聞き取り 9:00~11:00			マナグア	
			午後			UNFPAニカラガ事務所聞き取り 11:00~11:40	追加情報収集・取りまとめ	UNFPAニカラガ事務所 聞き取り 11:00~11:40	Red de Mujeres contra la Violencia(暴力反対ネットワーク) 聞き取り 14:15~15:30		
14	10月8日	土	午前	成田発(CO006) 15:55		第6地域家族アドバイザー聞き取り 9:20~10:20	資料整理・分析	第6地域家族アドバイザー 聞き取り 9:20~10:20		マナグア	
			午後	ヒューストン着 13:50 ヒューストン発 17:45 マナグア着(CO1027) 19:59		プロモーター聞き取り 10:45~11:45	資料整理・分析	プロモーター聞き取り 10:45~11:45			
15	10月9日	日	午前				団内打合せ 10:00~14:00			マナグア	
			午後				団内打合せ 15:00~19:00				
16	10月10日	月	午前			家族省訪問一権利擁護部担当官聞き取り 8:30~10:00	家族省訪問一追加情報収 集・取りまとめ	追加情報収集・取りまとめ	権利擁護部担当官 聞き取り 8:30~10:00	マナグア	
						マナグア支所聞き取り 10:30~12:30		追加情報収集・取りまとめ	マナグア支所 聞き取り 10:30~12:30		
			午後				団内打合せ 15:00~17:30				
17	10月11日	火	午前			M/M協議 家族省 8:30~12:00				マナグア	
			午後			M/M協議 家族省 13:00~15:30					
18	10月12日	水	午前			M/M協議 家族省 8:30~12:00				マナグア	
			午後			M/M協議 追加情報収集 家族省13:00~15:00					

2. 調査日程詳細

19	10月13日	木	午前	M/M修正、追加情報収集 8:30~12:00			家族省財務管理総局聞き取り 8:15~8:45		マナグア
			午後	第6地区支所聞き取り 14:30~16:00	M/M修正	第6地区支所聞き取り 14:30~16:00	資料作成・取りまとめ	第6地区支所聞き取り 14:30~16:00	
20	10月14日	金	午前	M/M 締結 9:00~10:30					マナグア
			午後	JICAニカラグア事務所報告 14:00 在ニカラグア日本大使館報告 15:00					
21	10月15日	土	午前	マナグア発(CO1423)07:15 ヒューストン着 11:38					マナグア
			午後	資料整理・分析					
22	10月16日	日	午前	ヒューストン発(CO07)10:50					ヒューストン
			午後	機内					
23	10月17日	月	午前	機内					機内
			午後	成田着14:20					

IDB: Inter-American Development Bank(米州開発銀行)

UNICEF: United Nations Children's Fund(国連児童基金)

UNFPA: United Nations Population Fund(国連人口基金)

M/M: Minutes of Meetings(協議議事録)

3. 面談議事録

面談記録

家族省大臣・児童労働課（表敬）	
日時	9月26日（月）8：30～9：40
場所	家族省
出席者	Ms. Marcia Ramirez Mercado(家族省大臣)、Mr. Josué Sánchez(児童労働課長)、Ms. Zayda Yescas(児童労働課技官)、Ms. Cecilia Sánchez(児童労働課技官)、Ms. Mendy Arauz(マナグア市支所長)、Ms. Yessenia Obando(プロジェクトコンサルタント)
聞き手	佐藤、高吉、宇佐美、寺邑通訳

（調査団から調査目的、日程、重要討議事項について説明）

〈大臣のコメント〉

- ・ 貧困家庭の子どもが夢や希望をもてるように、社会リスクから解放するのが、家族省のめざしているところである。調査に関しては、児童労働課の職員がプロジェクトの構造についても一番知っているのも、彼らと協議をして内容を決定してほしい。彼らのイニシアティブを信頼している。
- ・ フェーズ1の成功が統合ケアモデルの土台になった。児童労働課がフェーズ1のプレゼンテーションを行い、それが世銀のプロジェクトの開始につながった。ただし、現在世銀のプロジェクトは、省の中にもう1つ省がでてしまうというような、独立した活動になってしまっている。そのような形になるのはできるだけ避けたい。
- ・ パイロット地域については、世銀の活動が実施されていない場所がよいと考える。パイロット支所の選択については、マナグアの7支所が優先である。また、3つの市（Ciudad Sandino, Tipitapa, San Rafael del Sur）なども視野に入れたい。フェーズ1で構築した予防モデルにケアの側面を入れた統合モデルをつくるので、予防活動の経験があるところがよい。
- ・ コア支所の選択には同意できる。コア支所で良い経験が蓄積され、モデルができれば、全国の他の支所に普及することは難しくないと考えている。
- ・ 今回の調査団は、予防とケアをどのように結び付けていくかなど、より内容に関する面を調査すればよいのではないかと。権利擁護部との連携については、同部は法律関係に加えて、乳幼児へのケア（CICO：0～6歳児を対象とした保育所のプログラム）などを実施している。来週権利擁護部とミーティングをもつ予定がある。この部は、業務が多く、支援が必要な部である。
- ・ カウンターパートについて、専従のスタッフを決めるのは難しいと考える。プロジェクトの担当を決めると、プロジェクトのことだけをして、他の業務から離れてしまうことになる。自分の担当の支所だけを見る、というような働き方になり、他の

重要な仕事がおろそかになってしまうのは避ける方がよい。統合モデルがめざしているのは、例えば暴力に遭っている子どもを助けるだけでなく、その子どもの家族の問題にも対応することである。

- ・ 人材育成については、これまで各課に分かれていたダイアグラムを破るような総合的な完成された人材育成計画が必要である。具体的なツールをもった人材を育てるためには、福祉人材養成のカリキュラムを作成することが必要である。単にワークショップや会議を開催するだけではない。パイロット支所の経験を人材養成に生かしたい。

家族省児童労働課	
日 時	9月26日（月）13：30～15：45
場 所	家族省
出席者	Mr. Josué Sánchez (児童労働課長)、Ms. Zayda Yescas (児童労働課技官)、Ms. Cecilia Sánchez (児童労働課技官)、Ms. Mendy Arauz (マナグア市支所長)、Ms. Yessenia Obando (プロジェクトコンサルタント)、Ms. Maria Gloria Castillo (児童労働課技官)、Ms. Ruth Ramírez (マナグア第4支所長)、Ms. Elizabeth Hernandez (JICA ニカラグア職員)
聞き手	佐藤、高吉、宇佐美、寺邑通訳

<児童労働課の業務内容について>

- ・ 全国23地域支所の業務管理をしている。当課には5人の技官がおり、1人当たり2～3の地域支所を担当している。ほかに、家族アドバイザーやプロモーターの育成研修、他の省庁との連携活動（保健省、教育省、労働省など）を行っている。職業訓練のサービス提供として、INATECと連携をしている。ほかに、セーブ・ザ・チルドレンが資金を援助してくれている。
- ・ 権利擁護部とも協力をしている。例えば路上にいる子どもたちが権利を侵害されているようなことがあれば、権利擁護部に回し、特別なケアをしてもらう。現在のところそれが唯一当課でできる連携である。
- ・ コミュニティでの活動を支援することもある。例えば、子どもの日における行事、父母学校、手工芸、家庭訪問、若者のプロモーター育成も行っている。

<年間計画・指標について>

- ・ 当課では、モニタリングのための6つの指標がある。①学校への就学率、②就学の強化、③スポーツとレクリエーションのグループ、④父母学校、⑤父母、若者を対象とした職業訓練（生涯教育）、⑥進級ができるようにする活動である。家族省全体としては25の指標があるが、うちの課は6つの指標についてモニタリングをし

ている。本省、支所ともこの6つの指標を使っている。

- ・ 年間活動計画も有している。各指標に沿って、定期的にモニタリングをしている。①であれば年度始めに行う、⑤については2カ月ごとに行うなど、頻度は異なる。
- ・ フェーズ1終了後、プロジェクトで開発した活動は、全国の支所で実施されている。報告書があるので参照してほしい。家族アドバイザーの養成なども継続して行っている。また、実際に研修を受けた技官が受けていない技官に広めていくということも行った。大臣も話していたように、青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト (Proyecto de Fortalecimiento de la Red Seguridad Ciudadana para Niñez, Adolescentes, y sus Familias en Riesgo Social : FOSNAR) でできたモデルを全国に普及していく。ただし、父母学校のテーマについては、今後地域の実情に合わせてテーマを改定していく必要がある。

〈児童労働課の予算について〉

- ・ 児童労働課は、課長を入れて6名である。課としては予算がない。給料、光熱費、燃料費以外はない。あるセミナーを開くというときの予算というものはない。研修については、1人の技官が各支所を訪問し、その支所の技官へワークショップ等を行い、昼食は各自自宅ですべてという形なら可能だと思う。旅費のための資金は家族省にある。ただし、頻度としては、毎週研修を行うということではできず、2カ月に1回と決まっている。マナグアでは、トラックが1台あって、週に1回各支所が使うことができるが、緊急の際は日当は出ても移動手段がないということがある。

〈支所技官が抱える課題について〉

- ・ 一番の課題は技官の能力強化である。例えば今行っているのは、路上で暴力を受けている子どもがいる場合、そういう子どもがいるということを適切な機関にレファールすることが求められている。また、支所によって業務範囲が異なっていることが問題である。ある支所では技官ごとに役割が別々になっているが、またある支所では1人の技官がすべてをみるといったことが起こっており、業務分掌が体系化されていない。
- ・ 家族省は、現状では本当に必要なユーザーに対して望ましいケアや予防の活動を提供できていない状況がある。人材不足や資金不足が原因。必要な研修を受けていないため十分な能力をもっていない同僚（技官）もいる。大臣も強調していたが、子どもたちへの心理的なケアなどは体系化されておらず、適切なツールや手順がない状態である。
- ・ ある1つのケースがあった場合、予防の技官がケアして、次の週にケアの技官が来て、というのは無駄も多い。1人の技官が両方の能力をもっているべき。同じ家庭で問題があるとき、明日他の技官が来ます、とか、予防の技官・ケアの技官・高齢者担当の技官がそれぞれ家庭の様子を知るというのではなく、1人の技官がすべて

の問題に対応できるというのが理想。インテークからスクリーニングまでの技術。相談者と面接するとき、先入観などなしに、問題について判断をし、カルテを書いていくという能力が必要。例えば私たちは予防のことはよく知っているが、ケアのことは知らないの、両方をしなければいけないときに業務が負担になってしまうが、両方の知識を十分にもっていればかえって効率的に業務ができると思う。

<地域での課題>

- ・ 父親が家庭に養育費を支払わないといったケースを母親側が訴えた場合、家庭訪問を行うなどして状況を調べ、仲裁を行うなどして解決策を考える。子どもの虐待が発見されたりネグレクトが通報されたりした場合も、ケースによっては子ども保護センターに收容する手配を行ったり、收容後のケア・フォローアップも行っている。各状況についてはケースバイケースである。結果的に現在の私たちにできるのは適切な機関にレファラーをすることである。
- ・ 高齢者の問題も増えている。社会的に蔑視されたり、適切に扱われていなかったりという問題がある。技官は毎日感情的なものをたくさん受け止めているので、セルフケアが必要だということ。保健省は 1980 年代から、保健センターで保健の視点から必要なケアを提供しており、家族省もその後同様にコミュニティに出て問題を抱えている家族のケアを行うようになったが、まだ技官の専門性が不足している。

<認証制度について>

- ・ 家族アドバイザー、プロモーターの認証制度については、現在はないが将来的には理想である。マナグア第 2 地域支所の家族アドバイザーとの会議をもったときに、彼らは自分たちは初級編は終えたと感じているという話があった。本当はかなり素晴らしい能力があり、中央省の人材より能力がある人もいる。権利擁護部と相談をし、一般の住民も通報役割を担うようになれるように規定を見直す必要がある。法務課とも相談すべき。家族アドバイザーがある行動をとるということが法に触れないかどうか、法務課で確認をした方がよい。どこまでやれるかを決めた方がよい。

<パイロット支所の選定について>

- ・ パイロット支所の選定については、家族アドバイザーがいるところ、地域のネットワークが確立している、児童労働数が多い、暴力の指標が高いところ、他のドナーが入っていないところなどを考慮に入れたい。また、支所によって異なる状況がある。ニーズがあるが弱点がある支所がある。それも選定クライテリアになるのではないか。それからマナグアは児童労働が多いので、そういう意味では興味がある。Rivas、Carazo、Masaya など、他のドナーは入っていない。マナグアの 3 市は地方 (Rural area) として考えることもできる。マナグア第 7 地域支所、第 3 地域支所、第 1 地域支所、シウダッドサンディーノ、ティピタパ、サンラファエルデルスール、グラナダなどの支所について検討してほしい。

家族省児童労働課	
日 時	9月27日（火）8：30～10：45
場 所	家族省
出席者	Mr. Josué Sánchez (児童労働課長)、Ms. Zayda Yescas (児童労働課技官)、Ms. Cecilia Sánchez (児童労働課技官)、Ms. Mendy Arauz (マナグア市支所長)、Ms. Yessenia Obando (プロジェクトコンサルタント)、Ms. Maria Gloria Castillo (児童労働課技官)、Ms. Ruth Ramírez (マナグア第4支所長)
聞き手	佐藤、高吉、宇佐美、寺邑通訳

(最初に、家族省の組織図の確認をした)

〈権利擁護部との連携〉

- ・ 地域子どもセンターなどで、特定のトピックを話すために一緒に会議に出ることがある。権利擁護部が人身売買予防のワークショップを行うときは、招待してもらったりすることがある。次期案件では、父母学校の実施にあたり、権利擁護部が対応している問題のある家族を、こちらに紹介してもらい、ということが期待できる。また、お互いの課でガイドラインをもっているため、交換し合い、交流し、情報交換するということはできるのではないかと。家族省には多くの課があるが、1つの家族に対して対応するときには、対応の違いがあってはいけない。権利擁護部には法律、暴力や心理に関する専門家がいる。当課にはまた違った専門性をもった人材がいる。権利擁護部と当課では、路上にいる子どもたちに対する対応方法が違う。親に言われて路上で働く子どもについて、そのような親を父母学校に行かせる、あるいは、子どもを学校に通わせるよう話すのは児童労働課の仕事であり、保護の一環としてそのような子どもに里親を探すというのは権利擁護部の仕事である。互いの専門性を生かして連携していくことが重要。

〈相談業務に係る課題〉

- ・ 例えば、133（電話相談）で子どもの問題について相談を受けても、「保護者がいるでしょう」と答えてしまうなど、的確な対応ができていない。全国から相談を受けており、深刻なケースがあれば通報することもある。家族問題に限らず、土地の所有権などについても相談を受けている。例えば病院から子どもを保護していると聞けば権利擁護部の技官が病院に迎えに行く。しかしマナグアの場合、市内に7つの支所を設置しているため、技官が対応すべき問題だと考えている。支所のレベルでは、ケアをしている技官もいればしない技官もいる。しかし、行っていたとしても自己流で対応している場合がある。今後ケアの部分を入れるとなれば、支所の業務基準をつくって、それに従ってクリティカルパスのようなものを明確にし、予防とケアを両方扱えるようにしたい。

- ・ 児童労働課では6歳以上の子どもで児童労働をしていたり、学校に行かない子どもの対応等をするのだが、その家庭をみていくと高齢者の問題だったり性的虐待の問題等ある。それに技官は必ずしも適切に対応できていない。専門家の助言が必要だと思う。

<ガイドラインについて>

- ・ 中央レベルで両方の課の業務を統合することが必要。このプロジェクトでその方法を模索しなければいけない。運営基準については、すべての支所に共通して使えるようなものが必要である。現在は、2つの課が2つのガイドラインをもっており、それを統合することが課題である。

<世界銀行のプロジェクトについて>

- ・ 世銀の支援では、2万4,000家族を対象としており、6支所で対応している。各支所には約5名の技官がいる。簡単に計算しても、各支所で4,000家族に対応することになり、1人当たりの技官は800家族を担当することになる。また同プロジェクトは既に、地域の社会経済調査も行っている。
- ・ 世銀の支援では、すべてのコミュニティのすべての家族に父母学校を提供することになっている。それは考えとしてはよいが、技官の負担はかなり大きい。世銀の支援では対象地域がかなり広く、住民にお金を提供する方法をとっている。私は世銀の支援地域とJICAの支援地域が異なるのはよいことだと思う。どちらのやり方がいいのか比較ができる。各世帯に月20ドルあげるといっても、それで人々の生活が変わるわけではない。また世銀の支援では、技官が活動するための手順を整備してくれるわけではない。

<モデルという言葉について>

- ・ Normativa Integrada de Atencion y Prevencion、Procedimiento de Atencion y Prevencion、Metodologia de Atencion y Prevencionなどが考えられる。

(最後に、PDM内容の確認を行い、権利擁護部のプロジェクトへのかかわり方について調査団と共に確認をしていくことで合意し、面談を終了した)

家族省人材課	
日 時	9月27日（火）11：00～12：00
場 所	家族省人材課
出席者	Mr. Marlon Pérez 課長代理（人材管理担当）
聞き手	佐藤、高吉、寺邑通訳

〈人材課の業務について〉

- ・ 人材雇用契約・管理・解雇手続き、新人職員研修（雇用規則・労働規則権利・労働条件等）、給与支払い手続き等である。
- ・ 各支所に配置されている技官の管理は、支所長にその権限があるため、いったん配置された人材については（人材育成課は）間接的に関与しているだけである。新技官のリクルートについては、支所から要請があれば省内にある人材採用データベースから3～5名を候補として選び、採用試験を経て、最終的に大臣が決定し支所に配置される。技官の解雇に関しては、支所から要請があれば人材課が対応している。

〈児童労働課との連携について〉

- ・ 業務上、特別に連携はしていない。ただし、JICA のプロジェクトについては周知している。

〈人材雇用における基準について〉

- ・ 児童・社会問題についての知識がある人材を採用データベースに蓄積しており、応募者のこれまでの経験を重視している。省内予算が少ないため、人材育成のための研修にかけられる費用が非常に限られている。したがって、ドナーが実施するプロジェクトやプログラムのなかで研修や教育を行ってもらっている現状がある。
- ・ 省には統一された研修マニュアルがないため、各支所が属人的に後輩技官の指導を行っている。

家族省計画部	
日 時	9月27日（火）15：00～16：00
場 所	家族省計画部
出席者	Mr. Marlon Pérez 課長代理（人材管理担当）
聞き手	佐藤、高吉、宇佐美、寺邑通訳

<部の業務について>

- ・ 年間計画、中期計画の作成、プロジェクト・プログラムの形成、財務省、大統領府への予算の申請と授受等の活動を行う。外務省と連携し、ドナー案件のフォローも行っている。また、家族省内の全部署の活動報告書の取りまとめを行っている。2週間ごとにプロジェクト進捗に関する報告も行う。地域支所への報告書作成指導を行うこともある（報告書作成）。省の年間事業報告書の作成も行っている。

<報告書、計画策定、予算など>

- ・ 現在、省として指定している16の指標に沿って業務進捗を把握する。この16の指標はプログラムごとに分けられており、児童労働課は16のうち6つの指標を担当している。
- ・ 毎年9月～10月の間に次年度の計画の最終調整がなされる。10月には家族省の予算を財務省に提出する。ただし、現在は今年6月から3年分の予算をつくり、現在2012年の予算計画、年間活動計画（中央、支所両方）をつくっている。例年、4、5月に各地域支所からの情報収集、6月には目標を設定し、計画をつくる。2012年の目標値については現在作成中である。
- ・ 目標と予算が関係するようプログラム化していない。支所の技官が住民と良い関係で働いていれば、目標と予算は必ずしも関係ないと考える。

<地域支所の課題について>

- ・ 統一化された情報システムの確立が必要である。手仕事が多いので、事務仕事の近代化が必要である。今はプログラム・プロジェクトごとに違うシステムをもっている。地域支所から中央にデータが送られてくるようにしたい（システム構築については、世銀のプログラムがデザイン支援を行っている）。
- ・ 技官においては、計画づくりの能力を強化することが重要である。支所のマネジメント・組織管理の研修を行うことが課題。また、報告書の書き方（文章、文法、表現など）についても訓練が必要である。
- ・ JICAのプロジェクトで研修メニューを開発したい。全国の技官を呼ぶ資金がないのが問題である。できるときに訪問して指導をしているが、次に訪問するまでに時間がたっしまい、忘れてしまっているということが起きている。間を開けないで定期的に指導するということが重要である。

マナグア第3地区支所	
日 時	9月28日(水) 8:30~10:00
場 所	マナグア第3地区支所
出席者	Ms. Martha Sánchez Martínez (心理士、支所長) Ms. Zayda Yescas (児童労働課技官)、Ms. Yessenia Obando (プロジェクトコンサルタント)
聞き手	佐藤、高吉、宇佐美、寺邑通訳

<基本情報>

- ・ この支所には、8名の技官がいる〔支所長、アナリスト3名(社会心理2名、和解1名)、予防3名、CICO担当1名〕。緊急時に依頼できるアナリストが更に1名いる。予算は支所では管理していない。コミュニティに出る際の技官の旅費については、月に750~800コルドバほど支給される。給与は毎月技官の個人口座に支払われる。

<運営状況>

- ・ 支所内で月に1度会議をもつ。出生登録数、フェリアの開催数、CICOの参加数、技官の参加状況などのデータを収集し、週に1度マナグア支局へ報告を上げている。家族省の16の指標については、1、2、3、7、8(参加度)についてマナグア支所へ報告をしている。支所長はモニタリングを担当。週末は朝8時から午後2時までフェリア(Feria)を行い、母親たちの手工芸品の販売、出生登録の呼びかけなどを行う。業務に使う紙、文房具やコーヒー、子どもに配布するミルク、紙おむつなどは3カ月に1回程度、申請しなくても来る。ただ、マナグア支局に在庫がない場合は支所に下りてこない。紙などは不足すると技官がポケットマネーで購入し、適切なサイズの紙がなければ自分たちで切って使っている。

<支所環境>

- ・ 支所の物理的環境については、屋根・天井の修理、2階の部屋の鍵、飲料水等の設備改善が必要。コンピューターは4台あり3台は使える。1台は修理中である。コピー機はない。プリンターは2台。トナーがよくなくなってしまうので実際はどちらか1台を使うことが多い。ケアのための部屋は3部屋、更に2つスペースはあるが個室になっておらず改修が必要。

<相談業務>

- ・ 相談は、最初は予約なしでも受け付けるが、2回目からは予約が必要である。相談に来た人は受付でリストに名前を書いていく。受付は技官が交代して行っており、時折清掃員が手伝ってくれることもある。情報は技官が登録をする。何の目的で相談に来たのか、初めに明らかにしないと、相談者はいろいろな話をするので、結局技官の時間の無駄になってしまうことがある。ケースの判断・分析は、手順としては分かっているが、何かマニュアルのようなものにまとまっているわけではない。

技官の経験に基づいて対応している。ケースのタイプ分け（アセスメント）はエルミンダ技官が担当しているが、判断が難しい場合は同僚に相談して分析する。相談の対応方法としては、とにかく相談者から話を聞く。そのとき物理的に対応できる技官が相談にのる。面談中は話を聞くことに集中し、ノートをとるということはない。面談後に記録するというものもない。ケースとして上げる必要があるものだけ書類を作成する。このようなやり方は改善する必要があると思う、今のままでは対応したすべての相談内容を記録していないので、一日に行ったすべての仕事が目に見えない状況が続いている。書類を作成したケースのみ技官が行った仕事として認識されることになる。

- ・ 相談内容については、社会心理に関する相談が週に 15 件ほどある。和解に関する相談は月に 40 件程度であり、そのうち 25 件程度が和解に至る。出生登録（週 1 回特定の日に実施）は週に 3~4 人。最も多く相談を受けるテーマは、家庭内不和、青少年の問題、性的虐待、養育費問題。相談者は女性の方が多い。今年 7 月から毎日のアテンドを記録するシステムができたので、記録したものはシステムに登録している。

<予防活動>

- ・ 父母学校、青少年活動、生涯教育、家族アドバイザーの養成、フェリアの実施。技官と家族アドバイザーへ法律に関する知識の研修。家族アドバイザーに対しては FOSNAR で作成した研修モジュールに沿って研修している。今年は 1 回行った。プロモーターの研修は今年行っていない。予防活動に際しての問題は、講和会などでのコントロールの不足（両親が研修などを受けている間、子どもが長時間路上で遊んでいるなど）。カバーするコミュニティの数が多い（120 バリオ）ので支援重点地域を決める必要がある。技官だけでは人数が不足しているので家族アドバイザーを養成する必要性はまだ存在する。以前は、120 のバリオを 2 つの支所でみていた。当支所はそのうち 60 のコミュニティを担当していたため、昔からカバーしている地域は現在も比較的良好に支援できているが、残りの地域には不足がある。家族アドバイザーは相談を受けるまでの能力はないと思う。昔はコミュニティの問題により関与していたが、家庭内の暴力が増え複雑になってきているため難しくなっている。

<研修ニーズ>

- ・ ケアに関するガイドラインは省ではできていると思うが、まだ支所ではよく知られていないので技官が勉強していく必要があると思う。法律 623 や児童憲法に関する研修が必要である。CICO のエドゥケーターには支所で研修を受けさせている。CICO 所属の家族アドバイザーについては、月に 1 回は支所に来てもらって技官と話をしたり、研修を受けさせることを考えている。また、職業倫理についての学習も必要である。

<課題>

- ・ 家族アドバイザーをどう巻き込んでいくかが課題。それから技官の職業倫理が欠けており、相談者に言わなくてもいいことを言う、または、相談者のプライバシーを守ることができない技官がいる。

<レファラー・カウンターレファラー>

- ・ 最近オリエンテーションを受けたところだが、レファラーしたあとのカウンターレファラーがないことが多く、技官がフォローしてもレファラー先から返事が返ってこない。書類を作る作業ばかり発生しており、レファラー・カウンターレファラー自体は必要な作業と思うが、うまく機能していない。

<多機関ネットワーク>

- ・ 他省庁や警察などの多機関ネットワークの連携会議を8日に1回行っている。エデュケーターが月に158回各家庭を訪問している。1家庭につき、少なくとも2回訪問しているので75~80家庭が対象。家族省はCICOの子どもたちの家庭を担当、保健省はまた別の家庭を担当しているので、訪問先が重複することはない。

<ジェンダー>

- ・ ジェンダー平等は国家の大きなテーマ、ジェンダーの平等なしに社会の成長は得られない。どのような研修にもジェンダーの視点を入れることが必要だと考える、それはジェンダー課題の解決、マチズモをなくすことにつながる。

マナグア第6地区支所	
日 時	9月28日(水) 11:00~12:30
場 所	マナグア第6地区支所
出席者	Ms. Maria de Los Angeles (支所長) Ms. Zayda Yescas (児童労働課技官)、Ms. Yessenia Obando (プロジェクトコンサルタント)
聞き手	佐藤、高吉、宇佐美、寺邑通訳

<基本情報>

- ・ 技官は6名(支所長、アナリスト3名、CICO/CD担当1名、父母学校・児童労働担当1名)がいる。人材不足である。担当しているのは、マナグア第6地域の60のコミュニティ。犯罪率が高い。

<運営状況>

- ・ 年間計画に沿って業務を行い、成果を出す必要がある。日常業務としては8時から14時まで通して相談に対応し、昼食後コミュニティに出る。技官同士でのケーススタディ、報告書の作成、カルテの更新、父母学校のフォローアップなどの業務がある。週末は、同様に8時から14時までフェリアを開き、出生登録など家族省のすべてのサービスのオリエンテーションをする。フェリアには保健省、教育省など多くの省庁・機関が参加している。
- ・ 週間会議については毎週金曜日に実施。内容は、活動計画の確認、技官へのオリエンテーション、中央からの指示を伝達。活動計画に入っていない活動も生じるので打合せをする。週間会議では、チームミーティング+心理学の専門性をもつ技官2名(支所長とアナリスト)が他の技官にセルフケアのオリエンテーションも行う場合がある。セルフケアは特にアナリストに必要である。チームミーティングではケースの分析も行うが、緊急の対応が必要なケースがある場合は、分析を金曜日まで待たずに随時行う。月例報告は、毎月15日にデータを集計して、同月18日にマナグア支所に提出。家族省の16の指標については1~16のすべてに関して定量的データと記述式の報告をしている。報告は中央から下りてきているフォーマットを使っている。今年度の目標の達成状況としては、指標のいくつかは既に達成、その他については、今年は達成が難しいものもある、人材の不足、移動手段の不足などが原因。支所独自の予算はない。しかし、例えば虐待を受けた子どもを救出し、他にレファラーしたり里親家庭を探す際、一時的に支所で預かる時間が発生するが、その子どもに提供する食べ物など自分たちのポケットマネーで用意している状況。マナグア支所に必要なもののリストを作成して提出しているため、乳幼児用のミルクなど要望を上げるようにしている。

<支所状況>

- ・ 支所の建物の状況が悪い、電気・換気・エアコンもない、移動手段がない、133の電話相談の相談者が第6地域の住民の場合レファラーしてほしいができていない、通信機器・事務機器がない。
- ・ 事情により現在第6地域支所は第7地域にあるため、本来あるべき第6地域内に物件を探しているが、良い物件があっても書類の処理や大家との交渉が滞り、契約の話が進まない状況。支所にガードマンを配置したい。

<相談業務>

- ・ 1日に15人から20人のケースを扱う。緊急の場合は警察にレファラーする。内容は、養育費問題、虐待・ネグレクト、育児放棄など。大人の心理ケアを扱う専門家はここにはいない。例えば、毎週50ケースに対応し、そのうち37件が新規の相談で13件が継続のケースである。月・火は養育費問題や親子関係の問題の新しいケースに対応、水曜日は2回目以降の相談に対応、木曜日がフォローアップ（和解後、養育費の支払いが行われない場合）、金曜日が内部会議。すべてのケースについて面談調書を作成している。ケアに関する新しいガイドラインは中央で承認されたようだがまだ支所に届いていない。技官は、旧ガイドライン、経験に基づいて対応をしている。何について相談に来たかについては来所時に受付で確認をし、担当の技官が対応するようにしている。虐待が疑われる場合は、先に身辺調査を行いそのあと本人と面談をする。私たちの介入が子どものメリットにならなければいけない。男女ともに相談者はいる。レファラー・カウンターレファラーについては、フォーマットがあるが、今現在は在庫が切れており使えていない。自分でレターを作成して送っている。支所から保健センター、女性警察局、NGOなどへレファラーをしているし、カウンターレファラーも電話を通じてある。多機関ネットワークはないが、家庭内暴力委員会がある。家族省がつくり、女性警察局、Ixchen、3月4日（NGO）などが参加しているもの。1カ月から2カ月に1回集まる。

<予防活動>

- ・ 家族アドバイザーの養成を行っている。研修は、本年度は中央の支援を受けて1回行った。技官と家族アドバイザーの関係は良く、コミュニケーションがとれている。家族アドバイザーはボランティアのため研修の旅費を出すのが難しい。自分の居住地から他の地域へ移動することができない。家族アドバイザーは、コミュニティで問題を発見したときに、問題を抱える住民を家族省支所や関係機関に同行して連れてくるほどの能力があると思う。プロモーターについては、今年は研修を4回実施した。

<研修ニーズ>

- ・ 人材育成のニーズがある。ケアに関する研修、今は技官の業務上のインセンティブが少ないので個人的な成長が期待できる研修を受けたい。より具体的には、予防の

見地から家族問題に介入する方法論、セルフケア、心理的な問題のケースの特定（発見）、精神保健など。日々の業務は淡々と同じことが続くので技官同士であるいは中央にフィードバックする機会が必要である。ケースプロシージャの研修も受けてみたい。現状では同じ支所の技官同士で能力強化するしかない。中央からの指導を増やしてほしい。

- ・ 人々の意識化を図るためジェンダー研修は必要。特に農村部にはマチズモの考え方が残っているのでジェンダーの問題がある。父母学校に参加した母親の配偶者が興味をもって見学にきたことがあった。性やHIVなどのテーマも扱っていくべき。教育レベルの低い住民もいるので概念など抽象的な話ではなく具体的な話をする方がよい。ジェンダーの概念を教える方法ではなく、グループ討議を通じてジェンダー概念を理解するような方法を知りたい。

<地域分析>

- ・ 第6地域の人口や世帯数についての知識が十分でない。社会リスクが高く、支援が必要な地域を特定することはできるがデータに基づいていない（地域の社会経済状況や犯罪状況を分析したうえで、支所の支援計画がなされていない。データ分析が不十分である）。

マナグア第7地区支所	
日 時	9月28日(水) 14:00~15:00
場 所	マナグア第7地区支所
出席者	Ms. Leonor Artola (支所長)、Ms. Ruth Florion Pérez (技官)、Ms. Gladys Mendoza (技官) Ms. Zayda Yescas (児童労働課技官)
聞き手	佐藤、宇佐美、寺邑通訳

<基本情報>

- ・ 技官は6名いる。(支所長、プログラムアモール担当、アナリスト3名、乳幼児向けプログラムアモール担当1名)

<運営状況>

- ・ 週間会議は2週間に1回実施。活動計画を立てたり、報告書を作成する活動を行う。具体的なケースについては8日に1回ミーティングで話し合い、コンセンサスを得る。マナグア支局に送る月例報告書は家族省の16の指標に基づいている。既に今年目標は達成された。人数が少ないなか達成できたのは48名のプロモーターを養成したのが要因。彼らはボランティアで支所の活動に協力してくれる。アナリスト1名が毎週60人の相談にのっている。養育費問題、親子関係の問題、親権の問題(disputa)が多く、虐待や遺棄は比較的少ない。受付はない。新しい相談者が来た場合、ボランティアのプロモーターが対応し、名前等ノートに記録し、アナリストにつないでいる。ケースの記録は個人別にファイルを作り管理している。2010年までのデータはデータベースを独自に作りPCで管理している。個人を番号で管理しているので、新たなケースで相談に来ても、過去のレコードを見ることができるになっている。これはわれわれが独自で開発したデータベースである。マナグア支局とは良い関係にある。

<支所環境>

- ・ 支所の状況は、以前の場所から移動してきてかなり改善され、より良い環境で対応できるようになった。ある程度良い環境がなければ相談者に良い対応を提供できない。技官が直接来所者に話す形で一般市民への啓発、広報も行っている。支所の環境は問題ないが、不足しているのはコンピューター。現在はFOSNARが供与した1台だけ。プリンターも1台。技官同士で交代しながら使っている。コピー機はない。技官1名ずつに個室があり、相談業務を行っている。

<相談業務>

- ・ アナリストが相談者の話を聞き、面談調書を作成する。ケアの新しいガイドラインは、現状に合わせて修正が必要などところがあるがまだ作業が終わっていないため、実際に運用されていない。ガイドラインのプロシージャーに沿って対応する必要が

ある。新ガイドラインの研修は 11 月に行われる予定。プロシージャーに関する研修の需要はある。また、市民に対する広報や啓もう活動が不足しているため、今後はそういった活動も取り入れていきたい。相談者は女性の方が多い。

<レファラー・カウンターレファラー>

- ・ フォーマットを使い、保健省、警察、女性警察局、NGO へレファラーをしている。カウンターレファラーも専用のフォーマットで受け取っている。フォーマット（紙）が足りないので、中央に申請する必要が生じている。

<予防活動>

- ・ 父母学校、青少年活動、生涯教育を実施している。家族アドバイザーは、今年は研修をあまり行っていないので、今 4 名と少ない。父母学校をしているのはアナリスト 1 名（Ruth さん）。実施に際して特に問題はない。1 月～5 月の間に 142 名の母親が父母学校に参加した。今は 42 名が参加をしている。暴力の問題を抱えて入ってきた女性が、終わるころにはいろいろなことを学び、家族との関係も改善し、満足して卒業していく。技官と家族アドバイザーの関係は良い。
- ・ 家族アドバイザーに対する研修としては、テーマの更なる展開が必要。家族アドバイザーは問題を発見し、支所にレファラーするというレベルに達している。4 名とも学歴が高い。プロモーターについては、仕事をもらえと思っている住民もいたので初めはその点が難しかった。モチベーション、インセンティブを与えることが必要であり、例えば、お金を渡すといったことではなく、プロモーター向けの研修を行うのも彼らのモチベーションを上げるのに重要であると思う（今年は、プロモーター研修をした実績がない）。

<研修ニーズ>

- ・ 家族に関する法律の知識、セルフケア、性的虐待の研修のニーズがある。ジェンダー研修は必要である。例として、裁判所では男性の訴えを受けず、女性の訴えばかりが優先されるため男性から不満の声があがることもある。女性が家族の問題を支所にもってくる場合、配偶者の男性は支所から呼んでも、恥・プライド・無知を原因としてなかなか来ない。2 回呼んでも来なければ裁判所に回すことになる。

マナグア第1地区支所	
日 時	9月29日(木) 8:30~10:00
場 所	マナグア第1地区支所
出席者	Ms. Jenny Gijeino (支所長)、Mr. Mario Sina (CICO 担当技官) Ms. Zayda Yescas (児童労働課技官)
聞き手	佐藤、宇佐美、寺邑通訳

<基本情報>

- ・ 7名の技官がいる(支所長、アナリスト5名、CICO担当1名)。CICO担当者はCICOの活動の専任で、その他の技官は予防、ケアの両方の業務を担当している。カバーしているのは70コミュニティ(6つのコマルカ)、地域の人口は分からない。地域の分析はしたことがない。しかし目標はプログラム別に上から下りてくる(例えば第1地域の今年の児童労働に関する目標値は706人)。それが地域の現実と一致しているかは分からない。重点地域は、経験的に、子どもが多いところ、貧困地域を選んでいる(① 19 Julio、② Ruben Dario、③ Sto. Domingo)。

<運営状況>

- ・ 支所内で週に1度金曜日に会議をもっている。活動計画について話し合う。業務に関する報告は毎週木曜日にマナグア支所へ上げている。家族省の16の指標に基づき、マナグア支局から下りてきたフォーマットを使用している。週末はフェリアを実施。目標達成度は現時点で80%。目標値については、マナグア支局から訪問を受けオリエンテーションを受けた。本省の計画部から連絡があったかはよく分からない。最近はないと思う。
- ・ 支所には受付がいて、相談内容を確認し台帳に記録し、アナリストにつなぐ。社会心理か、和解決を判断するのは技官で、経験に基づいて判断する。そのあとのプロセスはガイドラインに従っている。技官は多くのテーマについて経験をもっている。他の技官に指導することも可能だと思う。しかし研修の機会があればより良い。児童労働の問題に関しては父親への対応が必要。社会心理的なアプローチは理解できるけれど正確なアセスメントは難しい。日本のように虐待の度合いのカテゴリゼーションはない。相談者については、この4カ月ほど男性の相談者が増えている、母親による子どもの虐待、育児放棄が増えているため。男性に嫉妬の感情が生まれている場合、夫婦で対話をもってもらい、考え方を変えてもらうよう促している。

<相談業務>

- ・ 相談内容については、社会心理に関する相談が月に12~18件、和解に関する相談が35~42件。多い相談は、虐待、育児放棄、ネグレクト、社会リスク。和解に関する相談は週に6~8件程度であり、養育費問題、親権、調停の問題が含まれる。

<支所環境>

- ・ コンピューターが不足（インタビューした部屋には3台あり、うち2台は故障中）。コピー機はない。プリンターはあるがインクがない。10部屋個室（パーティションで区切られている）。移動手段が足りない。アナリストの数が増えるとよい。複雑なケースの判断があるのでアナリストが多ければより話し合うことができる。

<レファラー・カウンターレファラー>

- ・ 133の電話を通じて実施している。和解に関しては警察からカウンターレファラーがある。性的虐待は警察にレファラーしている。保健省、教育省、NGOと連携している。専用のフォーマットを使っている。

<予防活動>

- ・ 父母学校（238名の父母を対象）、青少年活動、生涯教育、家族アドバイザーの養成（現在6名で、研修は今年2回実施）、プロモーター養成（現在40名で、研修は今年3回実施）を行っている。プロモーターは出生登録や乳幼児用プログラムの活動をしてもらっている。家族アドバイザーが相談にのれるレベルかは分からない。相談は家族省の技官の仕事であるので、もしやるのであれば研修が必要であると思う。

<研修ニーズ>

- ・ 家族アドバイザーへの研修としては、児童労働、青少年活動（補習活動）についてより強化が必要だろう。相談者へのサービスに関しては、対応の改善が必要かもしれない。技官としては、予防活動、社会心理面のケア、職業倫理について知識を深めたい。
- ・ 技官のセルフケアも必要。仕事のプレッシャーはあるが、相談を解決できるとやりがいを感じる。ジェンダーに関する研修は必要だとは思う。女子の児童労働のケースで、家庭訪問をする際に技官が若い男性の場合、敬遠されることがある。

マナグア第5地区支所	
日 時	9月29日(木) 10:00~11:00
場 所	マナグア第5地区支所
出席者	Ms. Diana Rodríguez Mendoza (ケア担当技官)、Ms. Mayra García Cano (予防担当技官)、Mr. Byron Enrique Collado (ケア担当技官) Ms. Zayda Yescas (児童労働課技官)
聞き手	佐藤、宇佐美、寺邑通訳

<基本情報>

- この支所には、技官が6名いる(内訳:支所長、アナリスト2名、プログラムアモール担当2名、CICO担当)。担当コミュニティの数は78、人口15万人くらい。20のプログラムアモール重点地域は、警察、市役所などから構成されている委員会が決定し、ドラッグなどリスク指標が高いところが選定された。支所にはその20のコミュニティのリストが送られてきた。技官自身は児童労働が多いコミュニティはどこなど経験的に分かるが、データ自体の分析には携わっていない。

<運営状況>

- 金曜日に週間会議を実施している。難しいケースディスカッション、その週の業務の達成率など話す。ケアに関しては毎週木曜日に、予防に関しては毎月18日に、マナグア支局に報告を提出する。どちらも中央がデザインした既定のフォーマットを使用。予防とケアで報告の頻度が異なっているのは、ケアに関しては権利擁護部から週に1度の報告を要求されているため。報告内容は、ケアに関しては和解と社会心理の両分野の相談件数。予防に関しては、就学率、父母学校の開催数、参加者数、児童労働の子どもの数など。ただし、予防に関しては、状況によっては週ごとに報告しなければいけないときもある。マナグア支局とはコミュニケーション不足の問題がある。指示が一日のなかでもころころ変わったり、勝手なことを命令してることがある。オリエンテーションが統一していない。

<予防活動>

- 父母学校、青少年活動を実施している。家族アドバイザー10名に対し、NGO キンチヨバリレッタが、暴力・ドラッグ・HIVなどのテーマについて強化研修を実施した。(FOSNARの研修モジュールを使った)家族省の研修は受けていないが、NGOからの研修で十分だと考えている。
- 家族アドバイザーは、オリエンテーションの能力はあり、問題があれば支所につなぐことはできている。家族アドバイザーの職業は専業主婦や法律の専門性をもった人などさまざま。ボランティアで参加してくれている。(FOSNARで設定した)選定クライテリアは知らない。プロモーターは89名おり、今年初めに研修をした。プロモーターとは何か、何をするか、ボランティアの仕事であることなどを確認し

た。

<相談業務>

- ・ 相談件数は、日に7~15件くらい。相談が多い問題は和解、性的虐待、ネグレクト、親権、親子関係、養育費問題。受付は1名いるが、いないときは技官が代わりに対応する。新しい相談者が来たら、状況を聞きとりメモしていく。問題によっては、訴えを起こし召喚する。すべてのケースについて面談調書を作成する。ケアに関する新ガイドラインはまだ中央から届いていない。相談された内容のクラシフィケーションは経験に基づいて行っているが、技官向けに毎月セミナーなどあればよいと思う。開始時に特に研修もオリエンテーションもなかった。どのように相談者に対応し、面談調書を取るかも、仕事をしながら覚えてきた。相談者は女性の方が多い。

<レファラー・カウンターレファラー>

- ・ 保健省、女性警察局、NGO（キンチョバリレッテ）などとレファラー・カウンターレファラーをしている。連携については、個人的な関係を利用して個人がコーディネーションする。地域ネットワークの有無については、地域の子どもと青少年の委員会のメンバーになっている。

<支所環境>

- ・ アナリスト1人当たり1台のコンピューターが必要。例えば、和解の問題を扱っているときに、了承した内容で下書きでもよいので書類を作成し相談者にサインをしてほしいのだが、コンピューターを他の人が使っていると作成できない。移動手段については、マナグア支局から各支所に順番に車両が貸し出されることになっており、例えば9月は第5地域支所に4回貸し出される予定だったが、ガソリン不足などの理由で1回しか来なかった。緊急の場合、警察や病院に車を出してもらうようお願いしなければいけない。やむなくバイクを使っても事故の可能性があり、事故を起こすと青少年の家族に訴えられるということもある。マナグア支局に依頼しても結局来るのに1日かかることもあり、車両があればすぐに解決できる問題もそうはいかない。また、ケースによっては子どもが一日中支所にいることもあり、食べ物を提供しなければいけないが支所としては用意がない。技官は専門以外の業務もしなければいけない。

<研修ニーズ>

- ・ 家族アドバイザーへの研修としては、コミュニティへの介入、家庭内暴力、子どもの虐待、どのように発見するかという研修が必要だと思う。技官のサービスを向上するためには、法律のリフレッシュ研修、ガイドライン研修、セルフケアに関する研修など。相談を受けネガティブな部分をすべて吸い込まないようにしている。技官にしても家族アドバイザーにしても人間性が欠けた人にはつとまらない。これまで受けた研修で、アナリストの仕事は心の医者だといわれた。相談者の話を聞いてあげるといことが助けになる。

ジェンダーに関する研修は必要と思う。夫婦間のいさかいなど男女の問題が多い。女性警察局は女性だけにサポートをするので男性が相談できないという不満も聞かれる。女性の相談者の方が嫉妬深く、怒っていることが多い印象。

家族アドバイザー	
日 時	9月29日（木）13:30～15:00
場 所	家族アドバイザーの自宅（マナグア第5地域）
出席者	Mr. Juan Carlos Cortez Espinoza(家族アドバイザー) Ms. Yessenia Obando（プロジェクトコンサルタント）
聞き手	佐藤、宇佐美

〈活動に参加したきっかけなど〉

- ・ 家族構成は4人家族で、夫婦と子ども2人。プロモーターとして6年目。プロモーターとして活動して3年後くらいにフェーズ1の初期の研修を受けて家族アドバイザーになった。また、コミュニティ内でサッカー場を荒らしている若者がいて、聞いてみると家庭に問題があることが分かり、家族の問題に関心をもつようになった。子どもや青少年に対するスポーツを通じた研修の必要性を感じて活動を始めた。
- ・ 1987年の戦争時に軍に入隊しており、若者と活動する経験を積み、ボランティア精神を身につけたことが影響している。その後家族省や警察などから研修を受け能力をつけてきた。

〈青少年活動の実施について〉

- ・ 青少年と暴力に関する活動やサッカーリーグを通じた青少年活動を実施。青少年の指導にあたっては、Regimen 規律 (Disciplina)、organizacion、尊敬 (Respeto) を重視している。
- ・ コミュニティ内の6名の非行青年をフォローし、4名については教会に通ったり、学校に行くようになり更生した。担当地域の中には犯罪率が高いコミュニティ（18 de mayo など）もある。
- ・ 普段は工事など単発の仕事をしているが、青少年育成のために、サッカーの審判の資格も取得。体育の教師として子どもたちに教える仕事もする。
- ・ 米州開発銀行（IDB）の市民安全プログラムの研修を受けたり、青少年のための活動に必要な資金を申請したこともある。

〈コミュニティコーディネーターとしての活動〉

- ・ コミュニティ内の家族の問題のフォローアップをしたり、父母学校を開いたり、母親を対象とした保健サービス（マンモグラフィ）の呼びかけ、家庭訪問、生涯教育（イベント用デコレーション、アクセサリー作り）の実施などにかかわる。今年の父母学校は1月に開始した。
- ・ 人権プロモーター（promotor de derechos humanos）としても活動。コミュニティで人権や平等についての講話会を開く。警察とのコミュニケーションや、家族省・警察・他の家族アドバイザーとのコーディネーションを行う。人権プロモーターは地域ごとに担当がいて、これまでの経験を買われて担当になった。

- ・ 住民は日常的に相談に来る。相談内容は、子どもの不良行為、アルコール中毒、家庭内暴力など。問題を発見したらどのようにすればよいか知っているのので、手紙を書いて関連省庁・機関にレファラーする。
- ・ 内務省(ministerio de gobernacion)のイベントで、450人の若者を対象に、HIV/AIDS、性病予防に関するセミナーを行う予定がある〔IMF (El fondo Mundial)の資金で行われている〕。自分の役割は、人を募集したり、サッカーの試合をコーディネーションすることだと思う。
- ・ ASMCAN (Asociacion de mujeres contra cancer) という女性のためのガン予防団体や、PASMO (NGO) を父母学校の講師として呼び、若年妊娠の予防、性教育を行うこともある。

〈今後の課題〉

- ・ 更なる能力強化としては、promotoria y consejeria、コミュニティへ介入する方法について学びたく、専門の学位を取りたい。社会心理のテーマでは家庭内暴力に関心がある。家族アドバイザーとして助言をしたり、夫婦の仲裁をする必要がある。実際にコミュニティで暴力の問題にかかわることもある。

家族アドバイザー	
日 時	9月29日(木) 13:30~15:00
場 所	マナグア第2地区 ロスマルティネス小学校
出席者	Ms. Gabriela Moraless (家族アドバイザー)
聞き手	高吉、寺邑通訳

〈活動に参加したきっかけなど〉

- ・ 現在34歳の女性。この小学校の近所に息子4人と住んでいる。結婚はしていない。ボランティアとして小学校給食作りに参加している。ボランティアであっても自分が料理した給食メニューによっては少し報酬をもらえるので、それを生活の足しにしている。
- ・ 9年間 promotora として活動したのち、家族省から依頼されて家族アドバイザーになって3年弱。現在は6名の promotores を管轄している。自分の担当地区には約80世帯が居住している。

〈これまでの活動について〉

- ・ FOSNAR (第1フェーズ) 研修で学んだ内容を基に講話会を実施。トピックが8~9つあるので、1つについて1週間に1回ずつ、2~3カ月間かけて行った。最後の講話会は8月に行った。現在は、コミュニティ内でフェリアと呼ばれるいろいろな機関がブースを出して、自分たちの活動を広報しながら住民に予防を促進してもらってお祭りを計画しているので、その実施支援を行う。

- ・ また、時折問題を抱えた住民からの相談対応を行うこともある。

〈今後学びたいこと・その他意見〉

- ・ 家族関係、家庭内暴力、誇りや自尊心、自分の価値を高めていけるようなことについて学びたい。新しいことは何でも吸収したい。
- ・ 家族アドバイザーの仕事は自分に向いていると思う。これからも続けていきたい。例えば、自分が活動してきた結果として、担当地区内の家庭内暴力件数が減ってきており、こうしたことが自分のモチベーション維持につながっている。支所の担当官とはスムーズに連携がとれていると思う。
- ・ (住民に現金を渡すようなタイプの支援について) お金で人を買うようなやり方は続かないと思うので好ましくないと思う。自分が講話会をやるときは、地区内のだれかの家を借りる。だいたい1回につき25名から30名が参加する。参加したからといって特にもてなすようなことはしないが、皆でお金を出し合ってちょっとしたお菓子を買ったりはしている。

マナグア第2地区支所	
日 時	9月30日（金）8：30～10：00
場 所	マナグア第2地区支所
出席者	Mr. David Niven Morales Toval（支所長）、Ms. María Dolores Picazzo Martinez（技官）、Ms. María Jami leth Blandon Ruíz（技官）、Ms. Georgina Pérez Aragon（技官）、Mr. Ronald Antonio Valverde Díaz（技官）
聞き手	佐藤、宇佐美

<基本情報>

- ・ 技官は8名いる。（支所長、アナリスト4名、予防2名、CICO担当1名）

<運営状況>

- ・ 火曜日に週間会議を行う。マナグア総局へは、毎週木曜日に和解に関する報告書を提出、月例報告書は中央の計画部が定めた28のアスペクト（プロモーターの数、AIDS、高齢者、出生登録、児童労働）に沿って報告している。（昨年ハリケーン災害による）7つの避難所（5つが第2地域内、2つが他）での活動については毎日報告している。避難所にはマナグア支局からも1名技官が来ている。今年度の目標については78%達成。出生登録については568の目標のうち350が達成。市役所、多くの機関が関与しているので、家族省だけでは進められない。

<支所環境>

- ・ コピー機、プリンターのインク、コンピューター（フェーズ1で5台供与しているが）、車両。インターネットと電話は以前はなかったがついた。区切られた相談スペースが必要。雨漏りがするので天井の修理。

<予防活動>

- ・ 避難所でプロモーション、父母学校や生涯教育などを実施している。避難所には700人の住民が住んでおり、最も住民に近い場所。父母学校は家族アドバイザーが1人で行っている。教育省から他のコミュニティでも行ってほしいと依頼されている。昔は、最高裁判所から付与される、Mediador justicia comunitaria（コミュニティ司法調停者）という資格があった。近所の家庭問題に対して仲介し、書類を作成したり調停ができる。今も知識や経験のある人はいるが、学術的な資格がほしい。
- ・ 最近（9/23）に家族アドバイザーとミーティングをもち、ニーズに関して話し合った。①研修の更なる拡大（capacitacion mas extensa a consejeros y promotores）、②小規模企業グループの形成と能力強化〔organizacion de microempresas capacitadas（fortalecer las capacitaciones）〕、③恩恵の拡大（Extender beneficios a los consejeros y promotores）、④家族アドバイザー及びプロモーターの日など設定し祝う（Felicitaciones en las fechas de fiestas a consejeros

y promotores)。

- ・ フェーズ1で家族アドバイザーの研修を受けたが今は活動していない人もいる。家族アドバイザーの基準をもう一度整理し明確にすべきであり、人格的な部分も審査すべき。態度に関する試験をしたり、職業倫理についても確認すべき。

<相談業務>

- ・ 15~20件/日(うち12件が新規、8件がフォロー)。対応時間は8時から14時まで。月~木に相談業務、金曜日は事務作業、内部ミーティングを行う。月・水・金は避難所で社会心理に関するケアサービスも提供している。多い相談内容は、養育費問題、親子関係、親権、育児放棄、性的虐待、児童虐待。避難所では養育費問題、虐待の相談が多い。その人たちを支所へ送るので、より効率的に業務ができています。
- ・ 支所には掃除担当の女性がいて受付もしてくれる。台帳があり、名前・状況など書くようになっている。受付の女性は技官から教わり、例えば出生登録の場合は出生証明書、セドウラなど、必要書類を用意するように来所者に伝えることはできる。新規のケースで問題が特定できない場合は、技官が面談を行いケースを特定する。面談ではノートをとり、面談調書を作成する。個人別のファイルはあるが、PCに登録しているわけではない。担当の技官がいないときに相談者が訪れれば、ファイルを探し、別の技官が対応できるようになっている。
- ・ ケアに関するガイドライン(200ページ、データあり)があり、新規のケースが入ってきたらどのように調査するか、面談の予約について、ケース別の対応方法、割くべき時間など、書かれている。ガイドラインを参考にはしているが、1つのケースにどれくらい時間を割けばよいかなど不明瞭。調査・分析など相談業務の方法は、仕事をしながら覚えてきた。新規で判断が難しいケースが入ってきた場合は、毎日の昼食時などに他の技官に相談する。火曜日の週間会議でもチームで話す。中央の権利擁護部に電話して相談することもある。
- ・ 法律に関する知識の不足、ツールの不足、性的虐待のケースなど緊急の場合に出動するための車両の不足、代理家庭の機能不足などの問題がある。相談業務については他の技官に相談しながらやっておき今日まで特に間違いはないと感じている。だれがモニタリングしているかについては、マナグア支局の Dra. Marisel Navarro さんによるオリエンテーションがときどきある。詳細については書面になったものがない。こういう場合はこのようにしろ、といろいろそのたびに指示が出るが、それによって現場が混乱する場合もある。難解な法律用語が多いため、用語を統一する必要がある。1回のオリエンテーションはあるが、継続的な研修がない。報告書のフォーマットの様式がころころ変わるので困る。
- ・ 女性の相談者が多い。相談スペースは壁で仕切られておらず、プライバシーがない。

<レファラー・カウンターレファラー>

- ・ 毎月1回、多機関ネットワーク(REN)の会議を実施している。技術委員会が機能

している。特定のケースについて話し合い、先月は 23 のケースについて話し合った。メンバーとしては Casa Alianza (NGO) など参加している。場所は、支所や参加機関で順番に行っている。Defensoria Publica は RED の会議には参加していないが、和解調停のルートにある機関なので、RED に参加してもらうなど意見交換をしたいと考えている。

〈研修のニーズ〉

- ・ 技官に関する研修としては、法律の知識、家族問題への介入、社会心理ケアの知識、家族へのセラピー、和解・調停のテクニック、セルフケアのニーズがある。ジェンダーの研修は受けたい。女性と男性で行動パターンが異なるので、コミュニケーションの方法も工夫する必要がある。女性向けの研修はたくさんあるが、男性向けの研修もあるとよい。
- ・ 家族アドバイザーへの研修は、社会正義についての研修が必要。司法について正しい情報をコミュニティに提供できるようになってほしい。現実には、家族アドバイザーが住民に誤った情報を教えてしまい、養育費問題など関係ないケースまですべて女性警察局にもって行ってしまうということが生じている。誤った知識により住民が混乱したり、弁護士につながれ、必要ないお金の支払いをしなければいけないケースが生じたことがある。
- ・ コミュニティに関する診断が必要。コミュニティのニーズや、コミュニティにどんな問題があるかを把握しなければいけない。例えば暴力の問題があるのであれば司法の知識に関する研修をするなど、コミュニティの問題やニーズに合わせた研修をするべき。

IDB 市民安全プログラム国家警察事務所	
日 時	9月30日（金）9：30～10：00
場 所	市民安全プログラム国家警察事務所
出席者	Ms. Rossana Rocha López（市民安全と共生課課長）
聞き手	高吉、寺邑通訳

収集資料：IDB プログラムフェーズ1に係る評価報告書その他

<プログラムの主な活動について>

- ・ IDB からの資金援助によるプログラムは 2010 年にフェーズ 1 が終了した〔現在、ドイツ技術協力公社（GTZ（GIZ））からの支援で別スキームによる新しい活動をパイロットサイトで開始したところである〕。フェーズ 1 は 2005 年に計画策定が開始され、実施に移ったのは 2006 年からである。IDB からは 720 万ドルの資金提供を受けた。当プログラムの目的は、①若者の暴力と犯罪の減少、②市民生活の安全改善、③若者の社会への同化、④地域の保安確立、⑤警察内部機能の改善、以上であったが、中核となる目標は①の若者の暴力と犯罪の減少であった。
- ・ 本プログラムの特徴は教育省・女性省・スポーツ省・家庭省と連携した介入を行ったことであり、さらに、対象地域レベルにおいても横断的な技術委員会をつくり活動計画をつくって実施したことである。

<成果について>

- 1) 全国展開への草案策定（IDB に対し提案を行っているが、フェーズ 2 にはまだつながない）。
- 2) ディプロマコースなど地域での研修実施
- 3) 15 カ所地域に技術委員会が発足
- 4) モニタリングシステムの開発と実施（現在も継続して行われている）
- 5) 29 万 2,027 名の学生、1 万 8,458 名の教員に対するスクールカウンセラーを通じた研修
- 6) スポーツ省との連携によりスポーツ学校の運営や施設の拡充
- 7) 女性省との協力によりジェンダー教育を実施。496 名のリーダーを養成
- 8) 家族省との協力により 2,163 名に対し父母学校を開催
- 9) 家族省との協力により、49 名の家族アドバイザー、68 名のプロモーターレスに対する研修実施
- 10) 225 家族に対する職業訓練
- 11) 970 名の若者に対するキャンペーンやフェアの開催
- 12) 刑務所施設に収監された青少年に対する社会心理学的見地に基づいた矯正教育
- 13) 95 名の警察職員に対する倫理教育
- 14) 地域における施設の改善（相談室など）

〈今後の課題など〉

- ・ 本フェーズ1の実施により、各地域が自分たちで活動計画を策定しモニタリングも含めた活動を実施できるようになった。ただし、本フェーズ1の実質的な活動期間は2年間であり十分であったとは思えない。フェーズ2とも呼べるプログラムはSan Juan Surにおいて8カ月間行った。
- ・ 現在、GTZ(GIZ)からの支援によりLocal Agendaと呼ぶスキームで別プログラムを実施中である。これは犯罪予防活動に地域開発の視点を入れたものであり、コミュニティの参加を強調している。地域政策決定者へのアドボカシー→参加型ワークショップにて活動を計画のうえ実施→成果の分析→評価(リスク要因やグッドプラクティスについて)。これを1サイクルとし6カ月間のスパンで実施しており、現在5つの地区を対象として(マナグアはD-7が対象)パイロット的に実施している。第2フェーズは、2カ所追加される予定。
- ・ フェーズ1の最終評価も終了し、IDBに対しフェーズ2(全国展開)の提案を行っているが、いまだ実施の目途は立っていない。フェーズ1のスキームは、上記のとおり1カ所(San Juan Sur)で8カ月実施しただけである。

マナグア第4地区支所	
日 時	9月30日（金）11：00～12：00
場 所	マナグア第4地区支所
出席者	Ms. Ruth Ramírez（支所長）、Mr. Mario González（ケア技官）
聞き手	Ms. Zayda Yescas（児童労働課技官）、Ms. Yessenia Obando（プロジェクトコンサルタント） 佐藤、宇佐美

<基本情報>

- ・ 技官は6名いる（支所長、アナリスト2名、予防2名、CICO 1名）。カバーしているのは43のコミュニティ。人口は分からないが、データは技官のPCにある。地域の地図もある。

<運営状況>

- ・ 月に1回会議をする。人数が少ないので毎週は会議を行うことはしない。秘書がいるため、情報を彼女に渡して、彼女がマナグア支局に報告を提出する。15日に月例報告、中央からきた指標に沿って報告している。父母学校、青少年活動に関する今年の目標は既に達成。生涯教育（アクセサリー作りや車の修理などのコース）にはあまり参加者がなかった。土日に開催したので、お昼ご飯を持ってくる必要があったなどの原因が考えられる。目標は中央から下りてきて、ミーティングをもち、了解すればその目標のまま、了解しなければ変更を依頼する仕組み。しかし今年は、出生登録、生涯教育、HIV/AIDSの目標が現状に比べて高く、達成が難しい。例えば、HIV/AIDSについては、59名のHIV/AIDSの子どもが地域内にいると本省からいわれたが、どこにいるか分からない。地域に委員会は存在せず保健省とコーディネートしてつくらなければいけないといわれた。子どもセンターを訪ねて予防活動をすることはできるが、ケアは難しい。家族省だけでなく他の機関にもかかわることであるのでテーマによっては達成が難しい。

<支所環境>

- ・ コンピューターは3つあるが、2つは修理中。プリンターはFOSNARが供与したものの。

<マナグア支局について>

- ・ 正式名称はDelegacion Municipal de Managuaで、カバーしているのはマナグア市の7支所+出張所である。
- ・ マナグア支局には4名の技官と秘書がいる。主な業務は各支所から上がってくる報告書をまとめること、各支所の相談業務に関する苦情への対応、それを受けての支所への介入・支所長への指導・苦情者と和解の書類を作成することなど。機能が明確ではないので業務が散逸している。133の電話相談の機能と、マナグア支局の機

能の整理が必要。中央が支所と同じ内容・レベルの相談を受けているが、それはあり得ない。支所にレファラーするか、支所に相談するようオリエンテーションすべき。ティピタパ支所やシウダッドサンディーノ支所（マナグア県内の他の支所）は中央に直接報告する。

<相談業務>

- ・ 15～20 件/週、相談内容は養育費問題と児童虐待（それ以外はない）。受付がノートに相談者の情報を書き留める。アナリストに引き継ぎ、アナリストが PC のデータベースに入力する。技官は、面談内容のメモを取り、面談調書を作成する。特に養育費請求に関しては、聞くべきことも限られているので、すべてをメモしなくてもよいようにフォーマットがある。相談業務については、研修もオリエンテーションも受けておらず、疑問がある場合は他の技官に聞いている。相談者は女性の方が多い。男女で説明のしかたを変えた方がよい場合がある。女性相談者は感情的な傾向。男性相談者は気落ちしていることが多い。

<レファラー・カウンターレファラー>

- ・ 保健省、女性警察局、警察にレファラーをしている。市役所がコーディネーションして、子どもと青少年のための委員会が呼び掛けられ、一度ミーティングが行われたが、参加者は保健省と家族省だけであり、他機関はあまり関心をもっていない。レファラー・カウンターレファラーの会議（多機関ネットワーク会議）については毎月最終木曜日に集まって行っている。特定のケースを扱いフォローしており、複数の機関が参加している。

<予防活動>

- ・ 父母学校を実施している。1カ所残っている避難所でも実施した。重点地域を決めている。社会リスクへの脆弱性の高い子ども、青少年を対象としたスポーツリーグの開催。家族アドバイザーは 11 名おり、そのうち 5 名ほどが父母学校を実際に行った。本省のプロモーター一部が実施したプロモーター研修にも参加した。FOSNAR の研修は受けていない。家族アドバイザーが相談を受けるとなると、技術面やコミュニケーション面の能力が不足しているかもしれない。しかしその意欲や立場を考慮すれば可能性がある。問題を抱えている住民がいれば、支所に連れてくることくらいはできる。

<研修ニーズ>

- ・ 心理、人間関係、社会リスク、予防、法律に関する研修。ジェンダー研修も必要。1名の技官は、暴力とジェンダー、フェミニズムに関する研修を1カ月前に受けて、非常に教育的、技官としてだけでなく、人間として必要な学びがあった。
- ・ ジェンダーに関連し、マチズモの問題がある。別れたパートナーが他の男性と関係をもっていることに嫉妬して子どもを取り上げようとする男性。子どもにとって良い生活という考え方がない。個別のケースに対する対応はするが、その人の考え方

を変えるのは非常に難しい。

国連児童基金（UNICEF）	
日 時	9月30日（金）11：15～12：00
場 所	UNICEF マナグア事務所
出席者	Ms. Ana Lucía Silva Molina (Especialista en Protección)
聞き手	高吉、寺邑通訳

<活動について>

- ・ 2007年、それまで CONAPINA が行っていた青少年や子どもの保護といったタスクの責任が家族省に移管された。しかし、家族省には十分な人材と能力が備わっているとはいえないため、プログラムアモールの政策にのっとり、Prevencion（予防）と Respuesta（保護対応）の両面から家族省を支援しており、特に「子どもの保護」活動におけるリーダー的人材を育てていくような試みを行っている。現在例えば「más chichitos」というプログラムが走っているが、これまでは対象年齢6歳だったものを8歳に引き上げ、家庭にアプローチするやりかたで問題を抱える子どもの保護活動を支援している。具体的には、promotores の能力強化支援・家族省内政策決定者に対する保護戦略などについての提言を行っている。近年、UNICEF は特に子どもの出生登録推進活動に力を入れておりバックアップしている。

<JICA との連携について>

- ・ UNICEF が直接研修を行ったり、特定対象に直接的な介入をしたりすることはないので、そういった意味において活動が重なることはない。JICA/FOSNAR については知っている。上記のとおり、子どもの保護について家族省には大きな責任があるものの、デマンドに対して対処能力が追いついていないので、JICA のプログラムにより人材養成を行って職員の能力強化を行い、リーダーを養成していることは非常に意義があると思う。

<その他>

- ・ （調査団より説明）FOSNAR2 では、①家族省内における課同士の横断的関係を構築すること、②支所レベルから上位政策決定機関レベルまで、正しい統計情報に基づいた現状把握を行ったうえで活動戦略を設計し実施できるようになること、を統合の柱にしたい。
- ・ （UNICEF コメント）ニカラグアには保健・教育についてのデータはあるが、この分野における統計は未整備である。特に、女性に対する性的暴力・幼児虐待については発見が難しいこともあり、実態の正確な把握を行うことが難しい。したがって、支所レベルにおいてコミュニティからの情報を収集し、統計を蓄積していくことは非常に重要である。なお、2008年に刑法が改正されたため、以降、徐々に国家警察を通じてデータが集められ公表されるようになったが十分とはいえない。
- ・ また、家族省は自己開発を始めたばかりである。非常に低予算で運営されているの

で、ドナーからの支援は重要である。しかし、各ドナー間の連携がない場合が散見されるため、ドナー会議をもつなどして横の調整を行うことを提案する。

マナグア市支所	
日 時	10月3日（月）9：30～10：30
場 所	UNICEF マナグア事務所
出席者	Ms. Mendy Arauz（支所長）、Ms. Marisel Navarro（技官）、Ms. Maria Elieth Perez（技官）、Mr. Norlan Ruiz Roberto（技官）、Mr. Alfredo Gonzalez Ramos（技官）
聞き手	Ms. Zayda Yescas（児童労働課技官）佐藤、宇佐美

<基本情報>

- ・ 技官は6名いる（アナリストが3名、CICO担当1名、プログラムアモール担当1名、支所長）。
- ・ 総局の業務は、モニタリング、エスコート（acompanamiento）、評価、マナグア市7支所＋出張所の管理。ティピタパ市、シウダッドサンディーノ市、サンラファエルデルスール市の支所は直接の管轄ではないが、技術支援をしている。業務所掌について書かれたものはなく、実際に業務をしながら進めている。問題（テーマ）ごとに担当を決めているわけではない。業務範囲（marco de trabajo）の設定はしている。
- ・ 指導は、Navarro技官とケア担当職員が各支所に赴き、技官にアドバイスするという方法をとっている。毎週全支所を訪問している。その他のタイミングで、支所で対応が難しいケースがあれば、総局へもってくるようにいい、Navarro技官がケースを直接チェックし対応を指示する。

<地域支所の課題>

- ・ 情報の未整備、コントロールの不足、ケースの蓄積がなされていない、養子縁組などの問題は手続きが複雑なので多くの支援が必要である。
- ・ 研修も不足している。プロの技官としてのレベルに達していない。技術を学びたくても文献が足りない。予防専門の技官はケアのガイドラインの内容を理解していない。能力が足りない。新しく雇用された技官への研修も必要である。法律のバックグラウンドをもつ技官であっても法律の知識が足りないと感じている。児童憲章、法令 90、623、290 など基本的な法律さえ、理解できていない技官もいる。各地域支所の診断をしたところ、予防担当技官の能力、特にケース分析の能力が不足している。
- ・ 本省で、技官対象の研修カリキュラム表を作成していたが、現在ペンディングになっている。各支所がファシリテーターをたて、研修を受けたファシリテーターが支所に戻って他の技官に指導するというカスケード方式を考えていた。テーマ別だが、HIV/AIDS、性的搾取のテーマに関する研修は、本省の権利擁護部で開かれた。研修カリキュラム表の中には新しいケアガイドライン研修も含まれている。旧ガイドラ

インから、家族省で扱っているすべてのテーマを含んでいるものである。旧ガイドラインには業務フローも書かれていたが、新しい人がたくさん入ってきて、現場では新しいやり方が導入されるなどして、現実と異なるようになってきた。

<報告について>

- ・ 各支所からマナグア総局に送られてくる報告書としては2種類あり、1つは週報告書（8日に1回）、もう1つは毎月18日に月例報告書を送ってもらっている。いずれも本省へ送っている。四半期報告書、年間報告書もある。
- ・ 週報告書は本省が設定している指標に基づいたもの。フォーマットがあるので、各ケア技官が独自に作る必要はない。数字を入れていくだけ。報告書には問題があり、例えば毎週報告を求めているのだが、ある一人の子どものケースを受け付け、その後フォローする場合、ある月では報告に含まれるがその後の月の報告には正確なデータがうまく出てこない場合がある。ある月に30名のプロモーターを養成したという報告があり、その次の月にも30名という報告が来る場合、その30名は同じ30名なのか、それとも全く別の30名で計60名なのか、判別できず、支所に問い合わせるといふこともある。
- ・ 各支所は支所別の年間目標があり、統計データの部分については決まったフォーマットがある。ナラティブの部分もあるが、当然ながら統計データに一致している必要がある。ある支所では勝手に報告書のフォーマットを変えて出してきたり、空欄のまま出してくる支所もあるので、そのたびに問い合わせたり、指導している。報告書の提出期限が守られなかったり、各自のスタイルで作成されてしまうという問題もある。
- ・ 7支所と日々コーディネーションしており、緊急のケースも含めてさまざまな連絡が入る。車ひとつとっても何時にどの支所のだれにアレンジするかなど、煩雑な業務が多い。また第2地域支所の場合、5カ所の避難所で活動しており、イレギュラーな業務も発生する。
- ・ 中央から高い目標が下りてきたとき、各支所の計画課と話し合う機会を設けた。どこまでならOKか、達成できるか、各支所で話し合いをしてもらっている。しかし、目標や計画を立てる時点では、通常業務に加え他の要求があるかどうかを考慮していない。例えば災害が起きて避難所で活動しなければいけなかったり、現在土日に行っているフェリア（注：政治的な動員のためのイベントであるが、保健省や家族省などがブースを出して出生登録などサービスや情報の提供を行っている）も、年度当初には計画されていなかった。

<予防とケアの統合について>

- ・ (Zayda技官)ケアと予防を統合する‘integral’という言葉の定義を話し合う必要がある。両方の能力を兼ね備えた技官を養成したいが、技官がすべての業務を抱えるという意味ではない。業務が過多になっている。技官のセルフケアが必要に

なっている。情報をまとめるのが難しい。

- ・ 技官の素養として、忠誠心、愛が重要。技官の心身の健康も重要であるが、業務が土日にもわたり多忙になっているため、技官に休暇を義務づける必要まで出てきている。技官同士で、業務を順番に行い、順番に休みをとるように指導している。課題としては、とにかく業務が多い、人が足りない、相談者からは長時間待ってやっとアテンドしてもらえたという声が聞こえる。専門分野についてしっかり知識・ツールをもち、問題に対応できるようにしなければいけない。全員が基礎的な能力向上を身につける必要がある。自分の担当でないので分からない、できないということはない。その点では少しずつ改善されてきている。受付の女性にも必要な書類について来所者に指示できるように指導している。たくさんケースを扱っているうえに、緊急のケースが入ってきて、移動手段、旅費（一定の金額以上は出ない）、システムは必ずしも機能していない。

〈パイロット支所について〉

- ・ パイロット支所をマナグアの地域支所から選ぶとしたら、第3地域支所、第6地域支所はどうか。いずれも支所のインフラ面は悪く、相談件数も多く、新しい技官も多いので指導の必要性がある。その他の支所はマナグア総局から比較的アクセスができています。

世銀プロジェクト 家族省担当官	
日 時	10月3日（月）8：30～10：00
場 所	FOSNAR プロジェクト事務所
出席者	Ms. Clara Marcia Perez、Ms. Patricia Hernandez Araiz (Coordinadora, Responsable Seguimiento y Monitoreo)
聞き手	高吉、寺邑通訳

<基本情報>

- ・ 実施予定期間は4年間(2011年7月25日プロジェクト正式開始)。今年度はほぼ準備に費やされ、来年から活動に移る予定。対象地域はEsteli (Esteli)、Madni (7 municipios)、Jinotega (6 municipios)、Matagalpa (5 municipios)、Chinandega (5 municipios)、Leon (1 municipio) であり、2万3,000世帯を被益者とする。対象地域の選択基準は、a. 乾燥地帯 (zona seca)、b. 貧困指数の高いところ、c. 既に家族省のプレゼンスが存在するところである。

<内容について>

- ・ 大きく分けて3つのコンポーネントから構成される。①家庭に対するケアの強化、②家族省のモデル強化（制度の強化）、③子どもの栄養改善である。

1) 家庭に対するケアの強化

世帯内に13歳未満の子どもがいる2万軒の貧困世帯を対象。技官もしくはプロモトールスが1家庭を長期的に担当。Accompañamiento（情報の提供やケアのフォローアップを指すと思われる）を実施する。教育省や保健省とも連携した活動となる。具体的には、

- 各世帯がアクセス可能なリソース地図（保健所・警察・NGO など）の提供
- 各世帯が25の指標を満たすような指導（指標の性質を大きく分類すると以下のとおり）
 - 社会生活に必要な公的登録の推進（例：子どもの出生届）
 - 教育
 - 家庭のあり方について (Convivencia Familiar)

「家庭のあり方」ではFOSNARでの研修内容を取り入れる予定。FOSNARでの研修内容を対象地域のデマンドに合わせてローカライズする。なお、職業訓練なども含む予定。その他、家族省内部署が実施しているさまざまな研修やメソッドを取り入れた「malla curricular」をつくる予定。ただし、こういった研修パッケージをつくる専門家をまだ雇用できていない。

さらに、対象家庭には7つの条件を付与し、それらすべてを全うした場合（例：未

就学児童を学校に行かせるようになった、父母学校に参加した等々)、20ドルを支給することになっている。

これまで省内に蓄積されてきた家族ケアの経験を体系化したサービスを受益者に対しあまねく提供することが本プログラムの主眼であり、これを「モデル」として使う。

2) 家族省内組織と情報整備の強化

上記1) でつくられた「モデル」をガイドライン化し、省内職員や技官に対しての教育研修を行う。また、

- R. U. B (統一化された個人情報の登録) Registración Unico

- S. I. G (情報システム) Sistema Información General

を構築する予定である。これは、省内各課や支所が縦割りで収集している個人情報を統一のフォーマットに落としシステムに統合する。これで個人の置かれている状態が一目で把握できるようになり、適切なケアを迅速に行えるようになる。

このシステムは来年から実証に移れるようにしたい。

3) 子どもの栄養改善

教育省との連携により、学校給食を提供。子どもの栄養改善を行う。

世界銀行マナグア支店	
日 時	10月4日（火）9：00～10：00
場 所	世界銀行マナグア支店
出席者	Ms. Miriam Montenegro (Oficial de Operacion, Desarrollo Humano)
聞き手	高吉、寺邑通訳

<社会開発分野の活動について>

・ 社会開発

Social Protection 分野に信託基金から 1,800 万ドル拠出。これは、家族省で今後実施される「予防・ケア統合モデルプロジェクト」をカバーするものである。このプロジェクトでは現在いろいろと走っているプログラムを統合し、対象者の年齢に応じて適切な活動を提供していくものである。対象受益者は 0～13 歳の子どもをもつ 2 万世帯。

今回のプロジェクトでは特に FOSNAR との連携が重要であると考えており、FOSNAR での活動を適宜取り入れてコミュニティでのニーズに対応していく。また、家族省のイニシアティブを重視し、2012 年をプロジェクト実施開始年としてランジションを行っている最中である。プロジェクト用の人材もあと数名雇用する予定。なお、これら人材への給与水準は、家庭省基準を参照し、他職員とのバランスを考慮している。

対象地域の選定は完了しているが、これからベースラインを行ってプロジェクト対象となる世帯を抽出する。またリスクに直面していると考えられる子どもについての社会調査も行う。

・ 保健

ニカラグア国ではこれまで約 10 年間程度、特に母子保健分野にフォーカスしてきた。現在 8 つの保健所に資金を提供し、保健医療従事者の業務管理能力強化も行っている。

・ 教育

この分野では主に小学校基礎教育の質向上に取り組んできた。JICA との連携により算数の教科書印刷も行った。現在、1 年生～6 年生の国語の教科書印刷配布を実施している。さらに、子どもの栄養改善、教員のための再教育、農村地域の学校施設改修にも拠出している。2012 年の拠出額は 1,500 万ドル程度。“Education para Todos”（小学校幼児教育）の実施にもかかわっている。

NGO 訪問（キンチョバリレッテ）	
日 時	10月4日（火）11：00～12：30
場 所	キンチョバリレッテ事務所
出席者	Ms. Maria Consuelo Sanchez (Directora General)
聞き手	久保田、佐藤、宇佐美 Ms. Yessenia Obando（プロジェクトコンサルタント）

キンチョバリレッテは20年前に設立された。路上にいる子どもの保護、特に薬物をしている子どもの保護の活動をしている。保護した子どもは保護施設に入れる。10年くらい前からNGOのビジョンを変更させ、子どもの問題から家庭内暴力にフォーカスを置くようになった。（本人だけでなく）家族に対応するアプローチをとっている。性暴力、家庭内暴力やジェンダーの暴力の問題があり、学校に行かない子ども、児童労働の問題と関連している。暴力のなかでは特に、性暴力の被害者の保護を中心に行っている。子ども、家族、コミュニティ、とつながっていく統合的なアプローチをとっている。被害者の保護だけでなくコミュニティ内での予防活動も行っている。子どもの数で地域のプライオリティを選択。コミュニティにリーダーを育成する目的で、3カ月の研修（DV、ジェンダー暴力、薬物、HIV/AIDS、ジェンダーとセクシュアリティ）を提供している。研修では、実際にコミュニティにおける活動実施計画を作成し評価することも行う。家庭内暴力か性暴力かを判別する方法、性暴力を発見する方法も研修に含まれている。リーダーになるのは政府、教会、警察等とボランティア活動の経験がある住民や問題を克服した家族など。研修300人中240人が現在もアクティブで、90%が女性である。さらにリーダーのなかのリーダーを育成する研修も計画している。

暴力に遭った子どもの権利擁護は重要な活動のひとつであり、家族省、警察、公共省、養成したリーダーから通報を受けた子どもを保護している。保護に関する対応は複数の段階に分けられる。第1段階（6～9カ月）は、問題のある子どもや青少年と面談し調書を取る。その後のフローとしては、登録→調査→分析→警察に通報/保健面での保護（例えばAIDS、妊娠、栄養失調の場合）/家族省にレファラー、という流れ。虐待に関しては、レベル（危険性の重篤度）を設定してアセスメントを行っている。

家族省へのレファラーに関しては、例えば避難所に対して子どもへの虐待のケースについて通報している。または、家庭訪問をするときに、技官と一緒に来てもらう。本来はマナグアの地域支所に申請すべきであると思うが、動きが鈍いので、直接本省に申請している。手に負えないような重大なケースは他の機関にレファラーする。各省庁・NGOが作成しているサービスのプラットフォーム（表）があり（各機関の担当業務がまとめられている）、これらの機関への研修も実施している。地域的には、グラナダやマサヤは

子どもの問題が大きいため、保健に関する学術機関と一緒に研修を行い、同地域の個別ケースの評価を3カ月に1回行った。今年の活動は既に終わり、今後はマナグアにも拡大する予定。

第2段階（6カ月、3年以内）は、子どもとその家族の診断→計画→統合的ケア（教育・保健・法律支援・特別保護、スポーツ、芸術）特に教育を重視して評価を行っている。手工芸品、料理のコースを提供したり、両親に対しても父母学校や家族の対話（encuentro familiar）の機会を提供している。6カ月で1回のサイクルになっているが、まだ問題があればもう一度最初から行う。性暴力の被害を受けた子どもには、本人と家族へ精神的なセラピーを提供する。心理カウンセラーやソーシャルワーカーから15日ごとに家庭訪問する。子どもの権利を尊重することが重要である。

第3段階では、ピア研修を行う。子どもや青少年が直接対話をして互いの問題を話し合う。保護された子どもや青少年に、自分自身の権利を知ってもらい、サービスプラットフォームの存在を知ってもらう。セルフケアは特に母親を対象に教える。子どもと青少年に対するケアについては、薬物中毒に対する医学的な対応以外はすべて行っている。活動の中心は子どもと青少年、コミュニティであるべきと考えている。

家族省への研修も行っているが、弱点としては①NGOとの関係、②家族省の直接的なサービスの両方にあるといえる。子どもや青少年の権利を守るというコンセプトとしては一致しているが、実際に一緒に動くのは難しい場合がある。家族省は保護施設として認可しているNGOへの技術的な監督やコントロールをするべきであるが、できていない。私はこの団体で8年働いているが、家族省のフォローアップがあったのは一度しかない。子どもがこの団体にレファラーされてきても、その後のフォローアップは何もない。

家族省にNGOとの連携に関する指針が欠如しているのが問題ではないか。家族省の技官の意欲は高いが、機能は低い。非常に危険な状況にある少女への取り組みにしても放置したままのこともある。NGOからの報告を求めることはないし、報告書を送ったとしてもそれを検証する人材がないので、虚偽の内容を報告してもそのままになってしまう。保護施設として認可されているNGOがすべて適切なサービスを提供しているとは限らない。

例えば、11歳の少女がアルツハイマーにかかっている祖母と2人で住んでいたケースがある。リスクが高い子どもなので何らかのアクションをとるように家族省に警告（aviso）したが、結局少女自身が家を離れたくないというので家族省もそのままにしていた。その結果、少女が付き合っていた少年が親しくしているコミュニティの不良集団にレイプを受けた。連日入れ代わり立ち代わり男性が家に入ってくるので、近隣の人がおかしいことに気づき警察に通報し、少女は保護された。結果的に、子どもが嫌がっても保護施設に移すべきであった。そのような行為はNGOにはできないが家族省にはその権利がある。

家族省とは大臣から職員まで良い関係があり悪く言いたくはないのだが、コミュニティにおける問題について法的な訴えを起こすプロセスと一緒に行ってほしいと家族省に持ちかけたことがあるのだが、家族省は引き受けたがらなかった。能力不足ということであれば技官への研修を提供すると申し出たが、例えば性的搾取のような問題を裁判所までもっていき技官自身が対応することについて恐れ・抵抗があるようだ。

キンチョバリレッテでは、40名の職員が働いており164名の子ども(8~16歳)を保護している。年齢層では9~14歳が最も多い。収容されている子どもの60%が女児である。コミュニティの中でも統合ケアセンターを運営しており、40~50名を収容し、朝食・昼食を提供している。特にリスクの高い子どもたち、犯罪を犯して戻ってきた子どもなどに通所に対応している。宿泊もできる施設をもっていたが一度閉めてしまった。しかし必要性が高いので再開しようと考えている。

家族の概念については、人間にとって不可欠な概念であり、社会や宗教の観念が家族の形成に影響していると考えている。家族という概念には良い面もあるし悪い面もある。ニカラグアでは拡大家族が機能しているので、直接の親でなくても養育の機能を兄弟や親戚などだれかが果たすことができる。悪い面としては、自分を保護してくれるはずの家族から虐待を受けるということは、その他の人に受けるよりも非常に苦痛であることは確かだと思う。子どもを虐待する母親はほぼ100%自分もそのような家庭に育って、暴力を受けている。

例えばある女性が6人の子どもの養育を放棄し虐待をしているケースがあるとすると、その6人の子どもを保護するというのは経済的にも大変なことで現実的ではないが、その母親にアプローチして暴力をふるう理由は何か、彼女自身が暴力を受けていないかを確認し、適切な対応をとることはできる。暴力は世代にわたっての問題。両親が不仲で暴力をふるっていれば、子どももそれが普通だと思い周りの子どもにも暴力をふるってしまう。個別の夫婦の問題ではなく、社会全体の問題である。

家族省についてはアプローチはいいが、戦略はあまりよくないと思う。貧困層や社会サービスにアクセスできない層だけでなく、国民全員を対象とすべきである。教育キャンペーンをして、幼いころから暴力をふるわないように教えないといけない。予防については、暴力をふるった男性は罰せられるべきだと女性自身が理解するための教育が必要。女性は暴力的な男性を許してしまうことがある。社会正義、司法については実践が足りない。コンセプトはあるが実際に行われていない。

資金源としては、オランダ政府、グローバルファンド、イタリアの団体から資金を得ている。持続発展性を考えて、観光地であるオメテペ島に手工芸品の店を開き、売上金を活動資金にするという計画もある。

IDB ニカラグア支店	
日 時	10月4日（火）11：00～11：40
場 所	IDB ニカラグア支店
出席者	Ms. Emma Sánchez Monin (Especialista en Desarrollo Social)
聞き手	高吉、寺邑通訳

<融資方針、特に家族省への支援について>

- ・ これまで特に次の分野（対家庭省）において融資をしてきた。①省内組織強化。職員への研修（これについての支援は既に終了している）、②省建物の改修、③県支所の改修、④業務管理能力の強化である。

<サービスに対する資金融資>

- ・ IDBの目的は貧困削減にあるため、対象地域を貧困地域に絞る傾向がある。これまで疾病予防・乳幼児の健全な発育に対し焦点を当ててきたが、今後は家庭にも直接アプローチしていくようなやり方が必要だと感じている。ノルウェー主導で15年間実施されていた Programa de Atención Integral a la Niñez (PAININ：乳幼児を対象としたケアに関するプログラム)とは3つのフェーズにわたって協力してきた。

<JICAプロジェクトとの連携>

- ・ 子どもにだけでなく家庭にもアプローチしていくやり方はこれまでなかったもので、ニカラグアで必要とされているものである。家庭に対する継続的な「acompañamiento」はこれまで家庭省があまり取り組んでこなかったことであり、コミュニティ力の強化にもつながる点から非常に評価できる。また、他省庁・町・シェルター等の機関との更なる横の連携構築に期待したい。

<その他>

- ・ IDBが融資額を決定する際には、リーチされるべき対象受益者のカバー率を念頭に置くが、ここニカラグアでは統計情報が整備されていないため、判断に苦慮することが多い。本分野での融資にあたっては、2001年時点でのデータを参考にするしかなく、統計のアップデートと情報整備が望まれる。
- ・ ニカラグア国政府からの融資依頼はアジェンダに載っておらず、優先順位が低いと判断。フェーズ2への融資は本年度の予定はないが、引き続き開始に向けて努力していく必要がある。

女性庁訪問	
日 時	10月4日（火）14：00～15：00
場 所	女性庁
出席者	Ms. Isavel Green Casaya (Executive Director, Vice-minister of MIFAN)
聞き手	久保田、宇佐美、寺邑通訳

<政府のジェンダーへの取り組みについて>

- ・ ニカラグア政府は、ジェンダーをあらゆる活動における変革のツールと考えている。計画や言葉だけではなく、実践を取り入れるべきだと考えている。具体的には、6歳から18歳の子どもへのケアというときに、例えば1万ドルを児童労働削減に使えるとなったら、7割を女性にということ。なぜなら男女は不平等であり、女性は家庭の中で担う役割が多いので、女性に重点的にアプローチするのが効果的である。
- ・ ジェンダーの実践をするためのジェンダー予算がある。これまでに、Programa conjunto de genero という国連のプログラムが実施された（2011年8月に終了）。また、財務省のレベルで153の市町村の予算計画にジェンダー実践のための予算を入れるということをしている。2012年から2016年まではこの方法を継続して実施する。予算付けは市町村の能力によって変わってくる可能性があるが、政府として決めているので、より多くのインパクトが期待できる。
- ・ 女性庁はまた、女性に対するあらゆる形態の差別に対する政策について、調整し指導する立場にある。ジェンダーに関するすべてのことを統括する機関として、他省庁にジェンダーに関する技術的助言をする。55の行政部署のなかの少なくとも32にジェンダーユニットが置かれている。
- ・ 女性庁には27名の職員がいる。加えて外部のコンサルタントが40名ほど。現在実施しているプロジェクト・プログラムとしては、世界保健機関（WHO）の出先機関が資金調達をしているジェンダーに基づく暴力削減のプログラムや、女性のエンパワメントプログラムがある。3つの主なプロジェクトとは、①女性のエンパワメント、②市町村予算にジェンダープラクティスを含める、③国家予算にジェンダープラクティスのための予算を入れる、といったものである。すべて国際労働機関（ILO）、国連開発計画（UNDP）、国連婦人開発基金（UNIFEM）などドナー資金によるプロジェクトである。
- ・ 対象となる参加者は幅広く、専門の仕事をもっている人もいれば農家の人もいる。女性の連帯のためのネットワークに所属している。地方に支所はないが女性のプロモーターを養成しており、彼らがコミュニティで活動している。ジェンダーではないが、HIV/AIDS に関しては家族省と連携して活動した経験がある。根本的に家族を対象とした支援が多い。

- ・ プログラムアモールは基本的に子どもに対するプログラム。社会福祉システムについては家族省の管轄。女性庁はプログラムアモールシート（乳幼児対象のケア）のお母さんへの支援をしている。家族省、保健省、教育省、社会保険庁が社会福祉に関連した省庁。女性庁は直接ケアをする立場にはないが、社会福祉の立場から女性たちが自尊心を高め、エンパワメントされるのを支援している。
- ・ 活動計画、暴力に対するアクションプラン、ジェンダーに関するアクションプランを作成している。
- ・ ジェンダーユニットは家族省にもある。担当は Laura 技官。組織図には出ていない。なぜなら彼女は大臣直轄のアドバイザーであり、職員の60%が女性なので、ジェンダーの部署と出すということに抵抗がある。各省庁のジェンダーユニットを集めて研修をするということは、システム化、体系化はされていないが、今年は7回集まりをもった。

<課題、その他>

- ・ ニカラグアの女性の状況・地位に関する調査、あらゆる分野における女性の参画と可視化、変革のための研修（ツールを与える）、実際に研修を開いたり、フォーラムをしたり、ラウンドテーブル会議、実際に女性に参画してもらい女性にフィードバックすることが重要。
- ・ ジェンダープラクティスの制度化。例えばボランティアはいるのだが制度化されていない。それから、女性たちが主体的に行動していくこと。
- ・ 市民の行動変容には長い時間がかかる。最後に予算の確保も課題。女性に特化した女性のための予算を設ける必要がある。みんなに公平に分けるということではなく、公正に女性に資金を投入することが必要である。
- ・ JICA のプロジェクトでは、6 歳から 18 歳までと対象を区切らずに、母親たちも対象にしてほしい。12 歳で母親になる人もいる。起業能力を身につけたり、あるいは更に勉学を続けるための支援が必要。子どもと家族を網羅してほしい。家庭内暴力は子ども、家族の両方にかかる問題である。

ニカラグア中米大学 (UCA)	
日 時	10月6日(木) 10:00~11:00
場 所	ニカラグア中米大学 (UCA) 社会学部
出席者	Ms. Martha Palacios Navarrete, Directora Dpto, CCSS (社会科学部 部長)
聞き手	佐藤

<大学の知的資源について>

- ・ 社会学科には多くのリソースがある。また他の学科と連携して、家族省が行いたい研修に協力ができることができると考える。例えば、学科には、家族に関する授業ができる講師がいる。特に予防とケアの観点から教授することができる。家族への介入の方法、虐待児童への対応などについてのテーマを含むことができる。また心理学科に協力を求めることも可能である。心理学科では、医学的見地と社会学的な見地の両側面からのアプローチについて教えることができる。
- ・ ソーシャルワーカー (Trabajadora Social) という観点からの学位コースはない。ただし、ソーシャルワーク (Trabajo Social) というテーマでの学位を授与している。コースは土曜日で、学位を取るには5年間が必要である。コースのなかに、Legislación Social という科目があり、学生はこの科目において、養育費問題、子ども憲章、家族法などについて学ぶ。「権利」については、とても能力が高く、人気のある講師がいて、ジェンダーの見地から市民の権利や人権の重要性について教授することが可能である。話は戻るが、心理学科では、「Autocuidado」のクラスが流行であり、また学生にとっても大変重要なテーマになっている。
- ・ 障がいについては、これまでスペインの大学の講師を招へいして、専門科コースを2回実施した。特に、学生に対しては、障がいについての誤った概念や障がいをもった人々に対する偏見などを改めるような訓練を実施した。コースには、実践も含まれており、実際に企業を招いて、障がい者たちが働ける能力をもった人々であると認識してもらえるような取り組みを行った。来年2月からは第3回のコースが開催される予定である。
- ・ (高齢者への対応についての講師はいるかとの問いに対し) 高齢者については、特にコースをもっていないが、Martha Violetaさんが博士号の研究をしており、大学でも講義をしている。
- ・ 「ケア対応の倫理」については、社会一般や企業における倫理について学ぶクラスを開講している(ただし、ケア対応の倫理については教官がいない)。

<学科・学位について>

- ・ 年間、社会科学の専門を希望する学生は45名から50名程度である。現在は1年生から4年生までを合わせると230名の学生が社会科学を学んでいる。心理学科には

300名程度の学生がいる。多くの学生は、卒業後、NGOや病院、プライベートクリニックなどに就職をする。

- ・ 学士のレベルでジェンダーの学位を取ることはできないが、科目は開講されている。修士学としてジェンダーの学位を取ることはできる。博士号はスペインの大学に入学しないと取ることができない。この大学で唯一博士号を取れるのは、「権利(Derecho)」のみである。

資料：ソーシャルワークと開発運営（学士）の科目一覧

<p>1年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニカラグアについて、都市と農村 ・ 国家と社会 ・ ソーシャルワーク概論 ・ ジェンダー学概論 ・ 社会と環境 ・ 社会人類学 ・ 神学論 ・ 哲学と現代考 ・ 社会学論 	<p>4年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共政策の評価と分析 ・ 社会セクタープロジェクトのデザイン ・ ソーシャルワーク調査 ・ 平和文化とコンフリクトのための交渉 ・ ソーシャルワークにおける調査研修Ⅰ ・ 社会プロジェクトの評価 ・ ソーシャルワークにおける政治社会と介入 ・ 国際支援と開発プロジェクト ・ ソーシャルワークにおける調査研修Ⅱ
<p>2年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的現実の分析 ・ ニカラグアの歴史 ・ 人口ダイナミクスと構造 ・ 貧困と開発 ・ 経済学論 ・ 社会科学調査法 ・ 開発の理論と経験 ・ ソーシャルワーク論と方法 ・ コミュニティ調査とソーシャルワーク 	<p>5年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族と生涯 ・ ソーシャルワークにおける調査研修Ⅲ ・ 社会法 ・ ソーシャルワーク実践の専門的体系化 ・ 家族介入の方法Ⅰ ・ 運営とソーシャルワーク ・ これまでの学習の統合セミナー ・ 家族介入の方法Ⅱ ・ 専門家としての倫理
<p>3年生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会心理学 ・ 社会科学に活用される統計 ・ 質的調査論 ・ 現代歴史学 ・ 量的調査論 	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画とプログラム ・ 地域開発とソーシャルワーク ・ 公共政策の性質と影響 ・ コミュニティ社会学の実践 	
---	--

また、大学では家族に関する学術的会議などを定期的を開催しており、研修などで特定のテーマが必要であれば、手配をすることが可能である。

【心理学会議のテーマ例】

- ・ コミュニケーションの進化がどのように家族関係のあり方に影響したのか
- ・ 家族の多様性
 - －セクシュアリティの多様化における家族
 - －家族における叔母と叔父の新しい役割
 - －アイデンティティの多様化における心理的経験
- ・ 家庭内暴力
 - －パートナーを殺害した男性の態度と心理的要素
 - －性的虐待の被害児をもつ家族への介入
 - －暴力被害の結果としての自傷行為
- ・ 家族介入アプローチ
 - －エイズ患者（息子・娘）の家族への介入
 - －家族介入の経験
 - －児童労働を強いる家族への介入

カサ・アリアンサ（国際 NGO）	
日 時	10月6日（木）14：00～15：00
場 所	カサアリアンサ ニカラグア事務所
出席者	Ms. Eneyda Lira Perez（プログラムディレクター）、Mr. Ramses Asdrubal Espinoza Bonillo（統合ケアコーディネーター）、Mr. Harold Manuel Alvarez Guevara（プロジェクトとモニタリング担当）
聞き手	久保田、宇佐美、寺邑通訳

<団体について>】

- ・ 私たちは非営利の NGO で、青少年を対象としている。3名のエデュケーターと呼ばれる職員が路上にいる子どもたちに声をかけ、必要に応じて家庭訪問したり、保護したりする活動をしている。団体としては2つの保護施設をもっている（青少年用と母親となった少女用）。団体のミッションは社会的リスクの高い子どもを保護すること、コミュニティのリーダー、青少年リーダーを育てること。他の団体や省庁とも連携をとっている。上記保護施設は家族省から認可されている。青少年用の保護施設では、13歳から17歳の青少年を対象とし、薬物依存、人身売買、すべての暴力、労働搾取の被害を受けた青少年を保護している。資金面では英国とオランダに資金調達を担う事務所があるほか、国際的なドナー機関からの援助を受けている。
- ・ 団体には70名の職員がいる。青少年用保護施設には20名のエデュケーター、統合的ケア担当が23名いる。暴力のケースを発見した場合は、まず周辺の調査をする。暴力の現場を見た人などがいないか聞き取りをする。まずは被害者の意思を確認して、訴えを起こす場合は同行する。家族省には必ず連絡する。
- ・ 入所する場合は、その子どもの意思を確認する。現場に介入することはできない。カサ・アリアンサの保護施設にいたくないと子どもが言う場合は、路上に戻すということはさせず、他の組織にレファーする。青少年には新しい人間関係の方法を教える。エデュケーターは男女ペアになって出かけ、男女同人数いる。入所者の聖域を守ること。お互いに尊重し合うことを教える。より秩序正しい生活、人生に目標を設定することを教える。薬物、セックス、暴力、武器、盗みは禁止。すべての子どもがカサ・アリアンサに適しているわけではなく、重犯罪を起こしたり、精神的に重度の病を抱えていたり、自殺未遂の経験がある子どもは基本的に受け入れていない。

<ケア活動について>

- ・ 団体が提供しているケアには8つの専門領域がある（路上、社会的マネジメント、心理、健康、依存、法的支援、芸術・レクリエーション、家族の再統合）。施設はマナグアにしかないが、レオン、マサヤ、グラナダ、ヒノテペ、リーバスにも出向いて活動している。8つの専門領域のうち、社会的マネジメントにおいては、

家族省、警察、女性警察局、青少年のための裁判所、コミュニティ、他の団体と連携をする必要がある。

- ・ 青少年用の保護施設では 94 名の子どもを収容でき、82 名が現在暮らしている。住んでいる子どもも、訓練等を経て週末あるいは夜は各家庭に帰る子どももいる。収容される子どもは男子の方が多い。82 名のうち 25 名が女子である。社会リスクのうち性的虐待、幼児ポルノ、人身売買は女子の被害者が多い。
- ・ ケアの方法としては、一人ひとりの子どもの診察・診断をしてカルテを作成する。自殺の意図をもって来る子どももいる。妊娠している子どもに対しては妊婦健診を行ったり、生まれてきた子どもの健診も毎週行う。家族問題を抱えている場合は本人とその家族に対してケアサービスを提供している。家族に対してのケアとは、母親（子どもが被害者の場合+自分自身が被害者の場合）に対しては自助グループの形成、家族の学校の開催（出席者の大部分は母親）、伝統的な心理カウンセリングの提供などがある。
- ・ 薬物中毒、アルコール中毒の問題については、重篤度を確認。治療方法は、コミュニティセラピーや匿名のグループ形成などさまざまある。女子の薬物中毒に関しては、家族の問題で悩み薬物に手を付けるということが多い。男子は家庭内暴力、期待するような父親像の不在が原因である。
- ・ （男女で対応方法に違いはあるかとの問いに対し）男子のグループと女子のグループは別々に対応している。依存症の男子と女子ではタイプが異なる。男子のグループには暴力の振り返りのグループ、男性性に関する話し合い。日常生活では男女を区別するわけではない。職業訓練として、パン作り、ケーキ作り、縫製、自動車整備、コンピューター、英語のコースなども開いている。INATEC など公的な機関では、学歴が低い子どもや出生登録をしていない子どもは卒業できない場合があるが、保護施設として団体の名前で証書を出したりしている。
- ・ ほかに、スポーツやアート関連の活動もある。合唱団やサッカーチームの結成、ダンスレッスン、ルーベンダリオ劇場での発表会、重量挙げの大会に出る子どももおり、ストリートサッカーのチームはアフリカまで遠征に行ったこともある。週末は、歴史的な観光地への遠足や 2 日間のキャンプを行い、お誕生日会、宗教的な催しも開く。
- ・ 法的支援の分野については、裁判所や警察への同行を行っている。フォローアップや経過観察もしている。妊娠している少女の場合は新生児の出生登録、青少年でも市民登録をしていない場合はする。
- ・ 家族への再統合の分野については、家族が子どもを受け入れる準備ができるように支援する。フォローアップも保護施設を出てから 6 カ月～1 年行う。学校に通学させたり、地域ケアをしたり、元入所者の集まりを開いたりする。青少年に家族がいない場合、自立生活のための支援を施設で提供することになる。家族省と

相談をして更に他の保護施設に移るということもある。そのような子どもは準備をするためにより長い間施設に入っていることになる。施設にしながら仕事をし、貯金の習慣をつけ、自立ができるようにする。報告書を書いて家族省に提出している。

<予防活動について>

- ・ 性暴力や女性に対する暴力の予防活動としては、コミュニティや小学校で人身取引や性暴力などについて教えるセミナーを開いたり、研修を通じて全国的にファシリテーターを育て、住民が暴力の兆候などを見つけたときに通報できるような能力を育てている。ファシリテーターは自分が住んでいる地域を担当する。研修は1回のみでフォローアップ研修を行うのは難しい。

<家族省について>

- ・ 家族省の技官に対してはケアの研修、人身取引に関する研修をしたことがある。ほかにも公共省、警察などを対象とした研修の経験もある。家族省とは密接な関係をもっている。業務に対し人が少ないためより多くの人員が必要であり、技官の能力強化、特に青少年の異なるケースへの対応能力の強化が必要だと思う。毎月家族省の権利擁護部とはミーティングをしている。個別のケースのフォローアップ、ケースカンファレンスを開いている。家族省からレファラーを受けているし、法的手続きが必要な場合には家族省の調査を速めてもらうなど良い連携関係にある。レファラーについては基本的に電話で連絡があり、訴えを起こしているか、個人情報の確認、カウンセラーによる面談などを家族省が行ってくれる。
- ・ 家族省の役割としては、政府機関なので本当に必要なときに家族に対して措置をとることができる。親としての責任を果たすように働きかけることができる。課題としては、家族省の地域支所との連携、コミュニケーションが不足している。大西洋地域や、コスタリカ、グアテマラなど外国に家族がいる場合、外務省を通じた交渉になる。
- ・ フォローアップをするには人員が少なすぎ、問題が多すぎるので、すべてをカバーするのは難しいと思われる。被害を受けても訴えを起こさないケースがあるので、住民が然るべき訴えを起こすことができるよう支援する必要がある。

<女性・女兒に対する暴力>

- ・ (女性・女兒に対する暴力が多い背景をどのように分析しているかという問いに対し) 被害を減らしていくには、何世代にもわたる長い時間がかかる。男女双方を啓発し、人々がジェンダーの平等についての意識をもつことが重要だと思う。ニカラグアは最近まで戦争していた国であり、多くの子どもが父親または母親をもっていない。貧困の問題もある。人間としての尊厳を多くの人々が失ってしまった。人々は傷ついている。コミュニティの人々の精神を癒やしていかなければいけない。自分自身の価値を認識していない人は他人を尊重することはできない。一人ひとりの尊

厳を回復するための活動をしなければならない、官民ともに多くの機関がそのための活動を展開している。

- ・ それから、ニカラグアでは文化的に男性がパワーをもつという傾向がある。父親が子どもの所有意識をもち、コントロールする傾向がある。父親が子どもを性的虐待するのを見て見ぬふりをする母親もいるが、その多くは自分自身もその被害者で、そもそも問題と認識していない場合がある。

<研修について>

- ・ 職員の能力強化については、心理、ソーシャルワーク、教育などのテーマで研修を行う。職員同士でワークショップを開いたり、大学のコースに参加したりする。家族省でも、ケア、ジェンダー、暴力、保護政策、子どもに関する法律などテーマ別の研修が行われることがある。そのような外部での研修では上の立場の職員が研修を受けてきて、他の職員に教えるという方法をとっている。JICA によるファシリテーター研修では、社会リスクに関する5-8 モジュールがあり、25名ほどが受講した。

NGO 訪問（INPRHU：人間開発協会）	
日 時	10月7日（金）9：00～11：00
場 所	IMPRHU マナグア事務所
出席者	Ms. Adilia Amaya（家族と地域のプロモーションプログラムディレクター）
聞き手	久保田、高吉、宇佐美、寺邑通訳

<団体の概要について>

- ・ 1966年から人間開発・人権の非政府組織として活動している。5つのプログラム（社会経済の調査センター、農村開発プログラム、小規模企業支援プログラム、民主主義フォーラムプログラム、家族と地域のプロモーションのプログラム）をもっている。家族と地域のプロモーションのプログラムについては、1990年から開始している。人間開発に焦点を当てながら、社会政策（幼児の参加政策、教育政策、レクリエーションと芸術を促進する政策、特別保護）、児童労働と暴力、子どもの権利促進、子ども、青少年、母親である女性の社会参加等についても取り組んでいる。

<マーケットでの活動>

- ・ マーケットに子どもたちが集まってくるので、6地域、5つのマーケットをカバーしている。マーケットでは子どもたちの現状調査・診断をする。何人くらいいるか、どんな労働をしているか、どんなリスクがあるか。その後、実際の戦略を定めていく。教育については、アクセス・継続して通学する、進級する。学校が統合的な保護の場となるように先生、保護者に働きかける。学校へ行かなかった子どもへの識字教育。家族対象の研修、学校へ行くことの価値、教育を受ける価値を伝える。子どもたちや思春期の子どもたちがこれまで参加できなかったスペースをつくる。個人の人間的な開発（感情、思ったこと、関心をコミュニケーションできるように）、自分をよく知ること。年齢別・男女別のグループ。子どもだけではなく家族に対しても行う。マーケットで野菜を売っている女子、汚くて臭うなど衛生状態が悪い、そういう子がダンスや演劇などを教えて、マーケットの中でプレゼンテーションをする機会を与えることによって、変わった自分自身を知り、家族や周りの人もそういう彼女の新しい一面を見ることがあると考えている。
- ・ 活動の中心にはマーケットの子どもたちのための3名のエドューケーターがいる。家族への教育（母親である女性への働きかけ）、子どもだけでなく母親の社会参加が重要であり、家庭訪問をし、女性の総会を開いて、家族向けの研修コースを開く。セッションでは、女性自身にまず話してもらい、子どもとの関係、暴力について、家族の自尊心などのテーマに沿って。これまで子どもを働かせていた母親が気づいていなかった、語ることのなかったことが話されたりする。
- ・ マーケットで働いている子どもたちの現状を知ってもらい、どのように働きかける

べきか、ということについてコンセンサスを得る。

<児童労働について>

- ・ 児童労働を可視化することが重要である。こういう労働をしている子どもたちがいる、ということを見えるようにする。権利が侵されているのであれば訴えを起こすように働きかける。労働搾取であれば労働省へ、性的搾取や暴力は家族省と。家族やマーケットの人、コミュニティのプロモーターと一緒に行動する。雇い主の意識変革のため、雇い主とワークショップをしたりする。労働する子どもたちの組織、働く子どもたちのネットワーク（マーケットで働いている人も来てくれる）。今マーケットはゲームセンターのようなものがある、そこに学校帰りに立ち寄るので、警察と一緒に相談している。地域の会合、ケース分析をする、男女3名のエドゥケーターチームと特別保護チームと一緒に活動する。予防活動として、リスクがあることを発見したら他機関と調整する。青少年向けのセミナー。暴力のあるケースでは、女性警察、家族省、他 NGO につながるということがある。
- ・ （児童労働に押し出される要因はどのように分析しているかとの問いに対し）男女で異なるのではないか。文化の問題。皆が働くものだと思っているので、子どもたちが働いているのも普通の状況とってしまう。農業、牧畜、町、路上で働くことは両親の役に立つ、経済的な必要性。子どもたちは労働するのを義務のように感じている。学校が大事だとは考えておらず、子どもの権利を忘れてしまっている。人々に児童労働があることを知らせる、お金を子どもが稼いでいるがそれは家計を助けるものではないということを教えている。仕事の種類は男女で明確に分かれている。女の子は家の中の仕事、路上であっても物を売ったりする。性交渉の開始年齢は早い、若年妊娠、レイプで子どもを産むということがある。

<虐待について>

- ・ 虐待、性的搾取を受けた女子のための保護施設をもっている。活動のプロトコールに基づいて、入所者の女子へ対応する。他のシェルターでもそうかと思うが、個人ケア、グループケア、家族に対するケア、セラピー・自分を回復させるための心理療法、演劇、ヨガなどいろいろなメニューがある。食事、衛生、医療、医療サービス、法律支援を提供している。現在、収容人数は 20 名、通所サービスもある。3 カ月で 84 名（74 名女子、10 名男子）→43 名が通所サービス、残り 41 名が収容。暴力が 43 名、性的虐待が 19 名、性的搾取のリスクを抱えた女子 6 名。

<人材育成・予防活動について>

- ・ 人材育成のサブプログラムがある。組織に入ってくる人の養成をしなければいけない。社会福祉専門のエドゥケーターの養成、国立大学と共同のディプロマコースもある。短いコースもある。人材養成の面ではさまざまな方法もある。団体の人材への研修、他の組織の人材への研修も行っている。
- ・ 予防では、子どもへの情報提供、現状に関する教育、ケースの早期発見、思春期の

ための予防グループ（ピアグループ）への紹介を行っている。

＜他機関との連携活動について＞

- ・ 家族省との関係については非常に結びつきがある。問題を抱えている住民について共通の問題がある。住民のニーズについて、家族省はそれぞれの地域に存在しているが、人材はより迅速に対応する必要がある。暴力や性的搾取のケースでは、素早く的確なレスポンスをする必要があるが、現状は難しい。本人も家族も非常に傷ついているので、非常に注意して対応しなければいけない。家族省は、対応が遅い、またはレスポンスが少ない、またはない。搾取や虐待のケースについては、何日あとに来てとか、だれのところに行つてとか、通常の行政サービスの対応をしてはいけない。家族省の大臣もこの問題については気づいている。人材が少ない、能力強化の研修が必要。
- ・ シェルターへの入所については、警察や公共省からレファラーがある。家族省は、団体の活動をよく知っており、バックアップしてくれている。2009年、家族省の全国支所の500名の職員に研修を実施。家族省を動かすよい経験で、大臣の要請に基づいたもの。しかし、その後省の編成があったので、技官が異動になったり辞めたりしてしまった。社会プロモーターの部署がある。家族省のフェリアやイベントなどの活動に同行することはできるが、特別保護に関してはまだ能力がない。研修を受けたプロモーターは問題発見をする能力をつけている。マーケットの関係者ネットワークにケースを発見する力をつけている。

UNFPA（国連人口基金）	
日 時	10月7日（金）11：00～11：40
場 所	UNFPA ニカラグア事務所
出席者	Ms. Chantal Pallais（プログラムオフィサー 若者と青少年の性と生殖に関する健康プログラム担当）
聞き手	久保田、高吉、宇佐美、寺邑通訳

<暴力について>

- ・ 統合的なケアプログラムのなかで、ジェンダーに基づいた暴力を扱っている。暴力の被害者の女性、被害者へのケア、加害者処罰、再度被害に遭わないように被害女性のエンパワメント＝訴えを起こすといった点に関し、啓発活動を行っている。
- ・ 女性に対する暴力がこの国では多い。マチズモの問題がある。世代を超えて存在するもので、文化になってしまっている。文化なので変えることができるが。いろいろなレベルで活動している。教育の変革、ジェンダー平等のビジョンを教える、男性のグループと男性性についての教育。現代の青少年は男女の平等を学んできているので、将来は変わっていくことが期待できる。
- ・ 最近この4～5年は若年妊娠が多い。保健省の Casa Materna にそのようなケースが持ち込まれる。特に農村部でかなり深刻なケースがある。借金返済のために少女に売春をさせる家族がいたりする。妊娠してしまうと、墮胎はできない。少女の場合は、正規の病院ではない闇のルートで墮胎するケースがあると聞いている。望まない妊娠をした女兒へのアプローチとしては、まずはその国の法律を尊重し、さまざまなレベルへのアドボカシーが必要である。議員と会合をもつことも重要である。ミレニアム開発目標5の達成のための、技術的に性とリプロダクティブ・ヘルスに関する法律についてのプロポーザルをしたり、汎米保健機構（PAHO）と共同の調査研究、産婦人科協会と協力し中絶に関する法律の改正を働きかけている。
- ・ 加害者処罰について法律はあるが、被害者の女兒や女性が訴えを起こすには煩雑なプロセスがあり、農村部に住んでいる場合なかなか首都まで出てくることがないし、証拠を出すのが難しい。Casa Materna による助言。法的支援もしているが。法曹関係者は男性が多いということもある。

<家族省との連携について>

- ・ 家族省とは現在、昨年自然災害後の緊急支援に関し、人権の観点から避難所の女兒・女性の権利が保障されるように協力している。UNFPA は 2012 年まで若者と青少年の性と生殖に関するプログラムを実施しており、全国 43 の市町村で voz de jóvenes（若者の声）というプロモーション活動を行っている。同プログラムでは、若者や青少年を対象としたプロモーションのほか、アドボカシーとコミュニケーション、マチズモ（男性優位主義）反対や若年妊娠予防など特定のテーマやキャンペ

ーン、教育に関する戦略等を展開している。人間開発、共生とリーダーシップ、性と生殖に関する権利の観点が含まれている。家族省を含めニカラグアの各省庁や市町村が、若者のための活動を年間計画に入れるよう、さまざまな場面での青少年の参加の促進を引き続き行っていきたい。

暴力反対女性ネットワーク	
日 時	10月7日（金）14：15～15：30
場 所	暴力反対女性ネットワーク事務所
出席者	Ms. Maria Elena Dominguez (National Coordinator)
聞き手	久保田、高吉、宇佐美、寺邑通訳

<概要>

- ・ 「暴力反対女性ネットワーク」は、110の女性団体のネットワークである。そのうちほとんどは女性のみの組織であるが、10の団体は男性の支援者も含まれている。主軸となるものは、女性の権利を守ること。すべての年齢の女性の人権を守るためのキャンペーンを行う。19年間の経験がある。国家が女性の人権を認識するための戦いであった。女性差別撤廃条約（CEDAW）の批准国（1981年）であるが、選択議定書には署名していないので、政府に署名するよう働きかけている。
- ・ 女性に対する暴力に対峙する国家委員会を、省庁、女性団体、NGOが集まってつくった。女性に対する暴力の予防。8年間くらいは問題なく機能していた。保健省、教育省、検察庁、司法省、女性庁、女性警察局など政府機関がかかわっていた。パンフレット、スポット宣伝、中・高・大学向けの性教育、暴力などのテーマを扱ったセミナー、予防に関する全国・県・市町村の計画・暴力反対デーのキャンペーン等を行っている。

<活動について>

- ・ 近年の活動として重要なのは、女性に対する暴力に関する委員会を再生したことである。女性に対する暴力の件数は増えており、心理的・身体的暴力、66名の女性が今年現在までに殺されている。もうひとつの戦いは治療的な中絶を認める法律を再開すること。治療的な中絶は106年間認められていたが、現政権になって刑法が改悪され、なくなってしまった。中絶が認められていないために正しい処置をしないで、またはパートナーに暴力を受けて、または病気のために、命を落とした女性が80名以上。保健省はそういう情報を隠している。
- ・ 女性の人権について、動員すること、議論すること、振り返りをする。暴力のモニタリングをしており、ラジオ・テレビを通じた広報もしているが、女性に対する暴力があっても警察がメディアに情報を提供しないという県もある。したがって、委員会に関して、地方支所をつくりたいと考えている。
- ・ 今のところ、ネットワークに入っている団体が、2カ月に1回集まっている。全団体が参加する総会、3つの常任委員会、プログラムごとの作業グループ。理事を7名選び、2カ月に1回集まっている（活動計画、活動実施、モニタリング、フォローアップを行う）。

<刑法など、その他>

- ・ 2007年に刑法が改正され、155号の性的暴力、230号の精神的暴力、これらは抜粋されて刑法に含まれた。刑法では、レイプ、物理的暴力、精神的暴力については処罰することになっている。ノーマルな殺され方ではなく、女性嫌悪による殺され方は、特別な法で処罰されるべきである。殺された76名のうち、加害者については、9名が刑罰を受けたが、17名はまだ捕まっていない。4名の女性についてはレイプされてバラバラにされて殺されているが、警察がほとんど調査をしていないという現状がある。
- ・ 中絶法については、犯罪法（刑法の前身）は1910年ごろから存在していた。Maria Elena Quadraというキャンペーンがある。1つは最高裁判所への提案、もう1つは市民社会に対して。2つの提案は国会に提出された。この法案は、現実の女性のコンテキストに合わせた刑法の改正、専門性のある法廷、裁判官の養成、機関横断的な委員会の設置、罪の重さに合わせて処罰を変えることなど、多くの視点が含まれている。ただし、まだ承認はされていない。
- ・ 女性庁とは協力関係がない。3年ほど前までは家族省とも関係があったがアプローチの問題が生じている。家族省の考えでは、あなたは家族がいて子どももたくさんいるし、我慢しなければいけないと言ってしまふ。ジェンダー横断的な考えではない、マチズモな考えが残っている。女性が自分自身で自己決定できるような戦略を実践の場で具現化していく必要がある。

家族アドバイザー	
日 時	10月8日（土）9：20～10：20
場 所	マナグア第6地区 コミュニティ施設
出席者	Ms. Olga María Durán García（マナグア市第6地区家族アドバイザー、小学校教員、生物学学士）
聞き手	佐藤

<活動について>

- ・ 家族省が実施する家族アドバイザーの研修を受けた。第6地域支所の支所長とコンタクトがある。今年は2つのグループで父母学校を実施した。1グループ20～25名が集まる。最初のグループは、父母学校の講話が終了したのち、INATECと連携してピニャータ作りの研修会を行った。もう1つのグループでは、洋裁の研修や美容師研修を行った。
- ・ 自分は学校の先生であるので、学校アドバイザーでもある。PALANTEというプログラムを通じて講話会を実施した経験もある。その講話会のテーマは家族省と同じものが多いが、もう少しグループワークなどが多く取り入れられている（vivencial）。これは、小学校に通う子どもの両親に対する講話なので、毎月2回くらいのペースで実施されている。ただ、たまたま学校で教員をしていて、このプログラムの研修を受けることができたが、他の教員は受けることができなかったもので、実施する仲間がないのが問題である。自分は、コミュニティ活動をするのが好きである。しかし、紙やペン、ノートなどの材料が足りない。
- ・ この地域では、家庭内暴力、幼児に対する暴力、校内での児童の暴力が多いと思う。校内での児童の暴力については、教員の能力も十分でないと思う。ただ、地域での暴力グループやけんかなどは減っていると思う。
- ・ 日常では、相談を受ける場合もある。薬物障がいなどの問題は、保健省（保健センター）の心理学者に相談する。結婚生活の精神的相談、落ち着きのない子ども、虐待されている子どもなどの相談がくる。特別なケースについては、Pediatriaに相談する。例えば、性的虐待については、そうした情報が入ってきた場合、学校で1週間程度、虐待されていると思われる子どもの様子を詳しく観察する。そして、虐待が疑われた場合に、その子どもにやさしく話しかけ、事実を確認し、通報する。ただ、いろいろ通報しても、通報先がうまく業務を進めず、対応が遅くなってしまうこともある。
- ・ 学校では、名前登録の活動も進んでいる。今年は80%くらいの割合で、申請をした子どもの登録が完了していると思う。

<今後学びたいことについて>

- ・ AIDSや性的虐待のテーマについて学びたいと思う。性に関する啓もうについては、

広報・プロモーション活動がもっと必要だと思う。また、幼児への暴力、性、家族法については教員自身も知識がない場合が多々あるので、研修を受けるべきだと思う。

- ・ Jose Dolores 小学校に 8 カ月勤めたことがあるが、その間に 3 つの虐待ケースを発見した。そのときは、両親または母親を呼んだが、その親たちはそのケースについて取り組もうとしなかったので、警察と保健省の心理学者に通報した。両親へのインターベーションが非常に重要だと思う。また、私は売春業に従事する女性を救う経験がない。例えば、私の知っている女性で 3 人の子どもがいるのだが、父親が働かないため、売春をしている。こうしたケースへの取り組みと、どのようにしたらよいか知りたい。
- ・ 地域の危険は減ってきていると感じるが、アドバイザーの数がもっと必要だ。各コミュニティで 2 名は必要である。高齢者の問題にも対応しなければならないと思う。

家族アドバイザー	
日 時	10 月 8 日（土） 9 : 20 ~ 10 : 20
場 所	マナグア第 6 地区 コミュニティ施設
出席者	Ms. Rosario Briseño（マナグア市第 6 地区家族アドバイザー）
聞き手	久保田、宇佐美、寺邑通訳

<活動経験・内容について>

- ・ 家族アドバイザーになって 1 年になる。その前から父母学校のような場で住民に対してワークショップをするなど、9 年間ボランティアをしてきた。活動内容は、教育（学齢の子どもから思春期）、健康（AIDS・HIV、性感染症）、マザー・ファシリテーター（母親から子どもへのケア、妊婦のときから子どもが 5 歳になるまでかわり、1 週間に 1 度家庭訪問する）、この地区には全員で 6 名の女性の家族アドバイザーがいる。
- ・ 昨年からは家族省が実施する父母学校で講師をするようになった。2 回のコースを担当した。父母学校が終わったあと、母親の意思を確認後、家族省とも相談し、11 名の子どもを対象に子どもの権利、参加についてのワークショップを実施した。
- ・ 家族アドバイザーとしての活動は、例えば児童労働をしている子どもの母親を訪ね、親にツール（子育てに関する知識・助言など）を与える。ツールをもつことによって実際に行動変容を起こすことができる。それから手工芸品作り、美容コースなどの生涯教育に母親を参加させる。やり方としては政府の職業センターから講師を派遣してもらい、自分自身はコーディネーターをしている。家庭内暴力があったり、子どもの教育面で問題を抱えている母親がいたら家族アドバイザーに相談をして

もらうように声掛けしている。このコミュニティで多い問題は家庭内暴力や18歳未満の少女の若年妊娠が目立つ。隣のコミュニティには家族アドバイザーが3名しかいないので、自分は隣のコミュニティにも入るようにしている。

<研修>

- ・ 社会的なプロジェクトの形成方法を学びたい。いろいろとアイデアはあるので、プロジェクトとして整理する方法や指標の設定のしかたなど分かれば、提案ができる。あとは子どもへのアプローチ方法についても学びたい。子どもたちが集まったときのアイスブレイキングや参加しやすくなる雰囲気づくりの方法など知りたい。

<家族省について>

- ・ 家族アドバイザーとしての活動については、家族省から2冊のガイド本をもらいそれに沿って実施しているが、ほかにも自分の経験に基づいて内容を付け加えている。家族省からフォローアップなどはなく、2冊のガイド本がすべての必要な活動を含んでいるとは思えない。このような活動が地域に根づくようにと思い、自分自身はワークショップをするだけでなく、その後参加者一人ひとりのフォローアップもしている。父母学校に地区支所の技官が尋ねて来ることはないが、乳幼児向けの活動で月に2回ほど技官がコミュニティにやって来る。
- ・ 家族省のプログラムアモールは比較的新しく、私たちはもっと前から地域の子どもや母親のためのボランティア活動を行ってきたので、互いの良い活動を取り入れ合えばよいのではないか。

プロモーター	
日 時	10月8日（土）10：45～11：45
場 所	マナグア第6地区 保健センター
出席者	Ms. Carina Isabel Juanez、Ms. Alba Luz Montalvan、Ms. Luz Marina Silva （マナグア市第6地区プロモーター）
聞き手	佐藤、宇佐美、寺邑通訳

- ・ 家族省第6地域支所の支所長とコンタクトがあり、今年は父母学校を行った。また、路上で働いている子どもを保護する、あるいは、小学生にかばんを配給する活動に参加をした。障がい者の人々との活動にも参加をした（Carina）。
- ・ 自分のコミュニティでは、高齢者との活動を行ったりしている。第6地域の支所長とコンタクトがある（Alba）。
- ・ 市民団結プロモーターの調整役をしている。プログラムアモールの活動に参加した。0～6歳の子どもを対象とした活動や、高齢者のみなさんと活動した。今年は父母学校をやったので、そのグループが他の女性たちに情報を普及するような活動を行っている。例えば、養育費についての情報などである。あとは、ときどき自分から話をしたくない女性には、小さな紙に自分の住所を書いて、それをその女性の家の玄関に張ったりしている。父母学校の講義は、家族省の人が来て行ってくれる。3人とも家族省の活動を通じて知り合いになった（Luz）。
- ・ 家族省の研修を受けた経験がない。時折、NGOが主催する講習会に参加することはあるが、プロモーターとしての研修を受けたい。特にケースをコミュニティで見つけたときの方法（Orientacion）を知りたい。過去に、Casa Alianzaで受けた研修で、妊娠してしまった少女の自殺率が大変高いということを学んだ。こういう研修が重要だと思う。地域では多くの相談を受ける。父母学校で配布したパンフレットが大変役に立った。そのパンフレットを見た女性たちが、相談に来ることもある。父母学校に参加した女性のなかには、前よりも随分態度が良い方向に変わった女性もいる。政府が青少年をサーカスに招待してくれることもあるので、その活動を手伝うこともある（Luz）。
- ・ コミュニティで、5～6歳くらいの男の子が野菜を売り歩いていたのを見た。その子は、午前中に野菜を売り、午後はゴミ捨て場や路上で空き缶を拾っている。その子の叔母が関与していると思う。それで、児童労働の証拠として写真を撮り、支所に相談することもある。こうした活動をしていることに、家族も賛同してくれる。最初は、夫も嫌がっていたが、今は、私の活動に反対すると「通報する」というと許してくれる（冗談半分で）（Luz）。
- ・ また、コミュニティには、高齢者も多い。高齢者向けのサービスを充実させたい。例えば、高齢者への活動は、今は保健センター、コミュニティ集会所、または、個

人の家でやっている。そうではなくて、高齢者センターのような施設がほしい。また、地域には、栄養が足りない子どもがいるので、豆乳を与えるような活動が必要だ。研修としては、児童労働、高齢者、子育て、家庭内暴力、自己精神のケアなどのテーマについて学んでみたい。家庭内暴力については、そうしたケースを発見したときの通報のルートなどについて知りたい（Luz）。

家族省権利擁護部	
日 時	10月10日（月）8：30～10：00
場 所	家族省内 プロジェクト事務所
出席者	Ms. Denisse Guévara Ruíz（一時収容と特別ケア施設課長）、Ms. Maria Lily Rodríguez Solorzano（性/人身売買と本国送還課長）
聞き手	西野、久保田、宇佐美、寺邑通訳

<女性や女兒の問題に関して>

- ・ 女性や女兒は最も脆弱な存在。家族省が対象とするのは主に子どもと青少年であるが、成人女性が、養育費問題の相談や保護を求めて本省に来る場合もある。
- ・ 相談内容に関しては、男子と女子の間の相違を確認しつつある。女子は性的虐待、レイプ、性的搾取などが多い。被害者が女子の場合、相談の対応や法医学の検証の同行を女性の技官が行ったり、女兒の多い保護センターに送るなど、慎重に対応している。特別保護のガイドラインを作成したが大臣の承認を待っているところ。横断的にジェンダーの視点は入っていると思うが、特別に女子への対応を書いているわけではない。

<133の電話相談について>

- ・ 相談者に対してオリエンテーションや情報提供をしたり、他の保護施設につないだりする。ソーシャルワーカー、心理学者、弁護士の専門をもった技官7名（本省に勤務）が対応している。組織図には出ていないが、権利擁護部の中に位置づけられる。相談内容は権利擁護部の業務内容に限られるものではない。昼間は2名、夜は4名、24時間対応。回答者の2名は直接相談を受ける立場ではないが、例えば子どもを保護センターに収容するときや、性的搾取の問題があれば対応する。マナグア市内からの相談であれば、直接現場に駆けつけるが、その他の地域からの電話であれば、支所にレファラーをしてアウトリーチしてもらう。

<権利擁護部の業務について>

- ・ 3つの課がある。特別保護に関するすべてのことを決定し、実施する役割。各支所に対し、研修をしたり、質問を受けたら回答をすべき部署。しかし今のところ、全国からケースが入ってくるので、それに対応することで精一杯で、支所への技術支援・研修等をする余裕がないのが現状。和解課では、夫婦の問題を調停したり養育費問題に対応する。和解調停は本来は支所で直接対応するべきであるが、支所では人数が少なく中央にくるケースがあり対応しなければいけない。性/人身売買と本国送還課では、警察、公共省とも連携しながらケースバイケースで対応している。性的搾取、本国送還のケースに関するコーディネーションを行っている。レファラー・カウンターレファラーに関する研修は、地域支所、地域のレファラー先となる外部リソースにも研修を行っている。一時収容と特別ケア施設課では、基準を決めるこ

とや、全体を統率するのが本来の役割。保護施設に收容された子どもの状況を確認する、代理家庭（ボランティア）に関するコーディネーションをしている。一時收容先としてすべての子どもが保護施設に適しているわけではないので、その判断をする基準の整備をしている。また、保護施設に收容するとしても各施設の対象年齢、最長滞在可能期間等を個々のケースで判断しなければいけない。例えば6歳未満の子どもは保護センターに行くことはできないという基準もある。和解課と性/人身売買と本国送還課はマリアリリー技官が対応、一時收容と特別ケア施設課はデニス技官が対応している。部長は任命されていない。権利擁護部の直属のサポートの職員が4名いる（ソーシャルワーカー1名、法律2名、心理1名、全国22の支所を担当している）。

- ・ 権利擁護部では、毎週14~17のケース（そのうち9件くらいはマナグア市支所からのレファール）に直接対応している。和解については5~7例/週、人身取引・性的搾取については7~10例/月、本国送還は1~10件/月くらい。
- ・ 保護施設に入所した子どもを家族が訪問するのを仲介するのも業務のひとつであり、月に40~60件に対応している。保護施設については可能であれば支所が直接対応するので、保護施設の紹介が本省の本来業務とはいえないが、中央が一度介入したケースは継続して対応する。地方支所からの相談（電話・メール）は50~60件にのぼる。マナグア市支所からの相談はそのうち70%を占める。

<研修について>

- ・ マナグア市支所への研修はマリアリリー技官とデニス技官が担当だが実際にはできていない。すべてのテーマについて研修が必要。ガイドラインにはすべてのテーマが含まれているが、その使い方の研修をしなければいけない。ガイドラインには各ケースでどのような対応を取るべきか、どのくらい時間をとるべきか、手順がすべて書いてある。
- ・ 女性に対する暴力やジェンダーに関する研修は受けていない。しかし、実際に仕事をするとき、性的搾取や売春などの暴力の被害者の多くは女性であるので、留意はしている。

<人事について>

- ・ 技官には長い人で30年ほど経験がある人もいる。人事異動については結構な頻度である。突然上から前触れなく辞令がある。計画部、人事室など官房への異動もあり得る。

<マナグア市支所との関係について>

- ・ 直接的にはあまりない。電話相談133に入ってきたケースがマナグア市内の問題であればマナグア市支所（あるいは地区支所）で対応することになっていたが、現在は本省に直接入ってきたケースは本省が対応している。マナグア市支所についてはコミュニケーションに問題がある、反応が遅いと感じている。マナグア市支所と地

域支所との間には上下関係があるため、地方支所が直接対応すれば早いことも、マナグア市の場合は何でもマナグア支所を通すので時間がかかる。各支所からきちんと情報が上がってきていない。

マナグア第6地区支所	
日 時	10月13日（月）14：30～16：00
場 所	家族省内 プロジェクト事務所
出席者	Ms. Maria Los Angels 第6地区支所長
聞き手	西野、久保田、佐藤、寺邑通訳

<相談業務の体系化>

- ・ 支所では、相談業務の担当者を「週単位」で配置している。例えば、Aさんが第1週目の月曜日から金曜日まで連日相談業務に当たり、次週はBさんに交代する。1週間相談業務に当たっていたAさんは、相談業務をしない週は、コミュニティに出て家庭訪問を行う、または、ケースの分析を行う。
- ・ 体系化の方法については自分たちで考えている。業務は効率的になっていると思われるが、やはり緊急的に対応しなければならないケースも多いので、計画どおりにはいかないことが多い。金曜日にはケースの分析や、皆で自己研修をしている。

<高齢者課題>

- ・ 地域では、高齢者の問題などが多いので、家族を訪問して対話したりすることも多い。家族に対してはよく説明を行うようにしているが、家族の支援を受けられない老人もおり、最終的な手段として老人施設に入所してもらう措置をとる場合もある。この手続きについては、中央に連絡をする。

<DV 被害者への対応>

- ・ 家庭内で夫から暴力を受けている女性であるが、夫は生活費を家に入れているという状況の女性が相談に来た場合、どのような対応をするのか。
- ・ 家族に話をして、調停（Acta de Compromiso）をする。ただし、状況がひどい場合には、犯罪とみなし警察へ通報する。身体と心理的な暴力の刑事立証は、医学的審査（Medico Forencia）を経て唯一警察のみができる対応であり、そのプロセスに乗せることが必要である。

<支所長の経歴>

- ・ 2008年に社会保険庁（INSS）がプログラムアモールをつくったときに、12名の技官のうちの1人として採用された。この12名は、いろいろな地域に配置され、家庭訪問を行い、家族の問題を発見、相談にのるといった業務を行った。現在も給料は社会保険庁から出ているものの、入庁してからはすべて家族省の業務を行っているのと同じことである。私は第6地区に配置されたが、学校訪問なども行い、地域の資源に関する調査を開始した。地域の組織のネットワークについても調査を行うなどして、他の組織、グループとの連携が自分たちの業務の相乗効果を生み出したと考えている。

<他の組織との連携について>

- ・ 区の人口については把握していない。学校は23、総合病院は1、保健センターは2、保健プエストは6つあることは理解している。NGO や地域組織としては、INPRHU、Malloro、Inervida、Fundacion Samuel、Cadena de Supermercado などと連携している。また、シモンボリーバル職業訓練学校とも連携がある。
- ・ 地域組織とは連携がある。他の機関や組織と月に1度集まっている。保健センター、警察、家族省、公安、法務関係の担当官が集まっている。3月8日と呼ばれている建物（オフィス）があり、そこで会議が開かれる。ここでは、ケースの分析や研修なども行われる。第6区子どもと家族のための委員会も開催されている。市役所が調整役となっている。2つの委員会とも私が参加している。家族省の存在を知らない住民が多いので、あらゆる会議に参加するようにしている。どの会議も家族省に関係しているテーマが多いので、参加することで情報が共有できてよい。1日に、2つも3つもの会議に参加することがある。こうした会議には、ケースなどの対応で緊急性のある話題もあるため、ある程度決定権がある人物が参加をすることがよいと思う。

（インタビュー終了後、第6区支所から、支所が移転したいと考えている建物の場所に移動し、視察を行った）

